

塩谷町地域防災計画

塩谷町防災会議

〔目 次〕

総 論 編

第 1 節	計画の目的等	1
第 2 節	防災関係機関等の責務と業務の大綱	2
第 3 節	本町の概要	8
第 4 節	主な風水害、地震災害等の概要	11
第 5 節	活火山の状況と火山活動	15
第 6 節	地震被害想定	17
第 7 節	防災に関する住民意識	19
第 8 節	本町の災害対策の課題と目指す方向	21

風水害等対策編

第1章 予 防

第1節	防災意識の高揚	23
第2節	地域防災の充実・ボランティア連携強化	25
第3節	防災訓練の実施	30
第4節	災害時要援護者対策	32
第5節	物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備	35
第6節	風水害に強いまちづくり	37
第7節	土砂災害・山地災害予防対策	40
第8節	水防体制の整備	45
第9節	火災予防対策	49
第10節	農林業関係災害予防対策	52
第11節	情報通信の整備	53
第12節	避難体制の整備	55
第13節	消防・救急・救助体制の整備	58
第14節	医療救護体制の整備	59
第15節	緊急輸送体制の整備	61
第16節	災害対策活動拠点の整備	63
第17節	建築物災害予防対策	65
第18節	公共施設等災害予防対策	67
第19節	危険物施設等災害予防対策	70
第20節	採石場等災害予防対策	74
第21節	文教対策	76
第22節	防災関係機関相互応援体制の整備	78

第2章 応急対策

第1節	活動体制の確立	80
第2節	情報の収集・伝達及び通信確保対策	89
第3節	災害拡大防止活動	96
第4節	相互応援協力・派遣要請	99
第5節	災害救助法の適用	102
第6節	避難対策	105
第7節	救急・救助活動	111
第8節	消防対策	114
第9節	医療救護活動	117
第10節	緊急輸送活動	119

第11節	食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動	122
第12節	農林水産業関係対策	127
第13節	保健衛生活動	129
第14節	障害物等除去活動	135
第15節	廃棄物処理活動	137
第16節	文教対策	140
第17節	住宅応急対策	143
第18節	労務供給対策	145
第19節	公共施設等応急対策	146
第20節	道路事故災害対策	151
第21節	危険物施設等応急対策	153
第22節	放射性物質運搬事故応急対策	158
第23節	広報活動	160
第24節	自発的支援の受入	163

第3章 復旧・復興

第1節	復旧・復興の基本的方向の決定	165
第2節	民生の安定化対策	167
第3節	公共施設等災害復旧対策	171

震災対策編

第1章 予 防

第1節	防災意識の高揚	179
第2節	地域防災の充実・ボランティア連携強化	181
第3節	防災訓練の実施	181
第4節	災害時要援護者対策	181
第5節	物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備	181
第6節	震災に強いまちづくり	182
第7節	地盤災害予防対策	184
第8節	農林業関係災害予防対策	185
第9節	情報通信の整備	185
第10節	避難体制の整備	185
第11節	火災予防及び消防・救急・救助体制の整備	186
第12節	医療救護体制の整備	188
第13節	緊急輸送体制の整備	188
第14節	災害対策活動拠点の整備	188
第15節	建築物等災害予防対策	189
第16節	公共施設等災害予防対策	192
第17節	危険物施設等災害予防対策	194
第18節	採石場等災害予防対策	194
第19節	文教対策	194
第20節	防災関係機関相互応援体制の整備	194

第2章 応急対策

第1節	活動体制の確立	195
第2節	情報の収集・伝達及び通信確保対策	200
第3節	相互応援協力・派遣要請	203
第4節	災害救助法の適用	203
第5節	避難対策	204
第6節	救急・救助・消火活動	207
第7節	医療救護活動	209
第8節	二次災害防止活動	210
第9節	緊急輸送活動	211
第10節	食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動	211
第11節	農地・農林業用施設等対策	211
第12節	保健衛生活動	212

第13節	障害物等除去活動	212
第14節	廃棄物処理活動	212
第15節	文教対策	213
第16節	住宅応急対策	215
第17節	労務供給対策	215
第18節	公共施設等応急対策	215
第19節	危険物施設等応急対策	215
第20節	広報活動	215
第21節	自発的支援の受入	215

第3章 復旧・復興

第1節	復旧・復興の基本的方向の決定	216
第2節	民生の安定化対策	216
第3節	公共施設等災害復旧対策	216

火山災害対策編

第1章 予 防

第1節	住民等の防災活動の促進	217
第2節	火山災害に強いまちづくり	220
第3節	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	223

第2章 応急対策

第1節	活動体制の確立	227
第2節	情報の収集・伝達及び通信確保対策	229
第3節	二次災害防止活動	231
第4節	災害救助法の適用	232
第5節	避難対策	232
第6節	救急・救助、医療及び消火活動	234
第7節	緊急輸送活動	235
第8節	降灰等対策	236
第9節	施設・設備の応急対策	237
第10節	広報活動	238

第3章 復旧・復興

第1節	復旧・復興の基本的方向の決定	239
第2節	民生の安定化及び公共施設等復旧対策	241

資 料 編

〔防災関係機関・協力団体〕

防災関係機関連絡先一覧	243
塩谷町指定給水工事店一覧	246

〔救援施設等〕

指定避難場所一覧	247
防災倉庫備蓄状況	248
町内医療機関一覧	248
飛行場外・緊急離着陸場一覧	249

〔消防関係〕

消防ポンプ自動車等の現況	250
消防水利の現況	250
危険物施設一覧	251
毒物劇物製造（販売）業等登録状況	251

〔水防関係〕

雨量・水位観測所一覧	252
水害時の避難場所一覧	253
重要水防箇所一覧	253
水防倉庫資材器具一覧	254
塩谷町想定氾濫区域図	255

〔土砂災害・山地危険箇所〕

砂防指定地一覧	256
急傾斜地崩壊危険箇所一覧	258
急傾斜地崩壊危険区域一覧	259
土石流危険溪流一覧	260
土砂災害（特別）警戒区域及び避難体制・避難場所一覧	262
山地災害危険地区一覧	265

〔 応援協定等 〕

災害時における市町村相互応援に関する協定	268
----------------------	-----

〔 条 例 等 〕

塩谷町防災会議条例	272
塩谷町災害対策本部条例	274
塩谷町被災宅地危険度判定実施要綱	275
塩谷町震災建築物応急危険度判定要綱	277

〔 様 式 等 〕

栃木県火災・災害等即報要領報告様式	280
緊急通行車両等の確認申出書、確認証明書及び標章	285

〔 そ の 他 〕

宇都宮地方気象台が発表する注意報・警報の種類及び発表基準	288
気象庁震度階級関連解説表	291
災害救助法施行細則	293
災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	301
異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準	304
指定文化財一覧	305

總 論 編

第1節 計画の目的等

第1 計画の目的

塩谷町地域防災計画（以下、本節において「計画」という。）は、塩谷町における災害に係る予防、応急及び復旧・復興対策に関し、町が処理すべき事務や業務の大綱を定め、災害対策を総合的かつ計画的に推進することにより、町土、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、塩谷町防災会議が策定するものであり、町がとるべき各種災害に係る災害対策の基本的事項を定める。

町は、国の防災基本計画、栃木県地域防災計画に基づくとともに、この計画を踏まえて、具体的計画を定め、その推進を図る。

第3 計画の体系

この計画は、本町の地域における風水害等、震災及び火山災害の対策を体系化したものであって、次の各編から構成される。

なお、震災対策編及び火山災害対策編に特別の定めのない対策については、風水害等対策編の対策を準用することとする。

- 1 総論編
- 2 風水害等対策編
- 3 震災対策編
- 4 火山災害対策編
- 5 資料編

第4 修正

町は、引き続き調査・研究を行い、毎年検討を加え、必要に応じ計画の見直しを図り、災害対策の確立に万全を期すものとする。

第2節 防災関係機関等の責務と業務の大綱

災害に対する予防、応急、復旧・復興対策が的確、円滑に実施されるよう、町、県及び防災関係機関等の防災に関する責務、災害時に果たすべき役割を明確にする。

第1 防災関係機関等の責務

1 町

町は、地域における災害に直接的に対処する責任を負う地方公共団体として、町の地域、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、他の市町、防災関係機関等と連携しながら防災活動を実施する。

2 県

県は、県の地域、県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市町や他の防災関係機関等と連携しながら防災活動を実施する。また、市町や指定地方公共機関等の防災に関する業務等の実施を助け、調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関や他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町及び県の防災活動が円滑に行われるよう、勧告、指導、助言その他適切な措置を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、その業務を通じて防災に寄与するとともに、町及び県の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

5 公共的団体、防災上重要な施設の管理者及び住民

公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。

住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するよう努める。

第2 防災関係機関等の業務の大綱

防災に関し、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき業務等の大綱は、次のとおりである。

1 町

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
塩 谷 町	1 災害予防対策 (1) 防災に関する組織の整備・改善 (2) 防災に関する知識の普及、教育及び訓練の実施 (3) 都市整備、治水、砂防、治山等災害に強いまちづくりの推進 (4) 災害危険箇所の災害防止対策 (5) 防災に関する施設・設備の整備、点検 (6) 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検 (7) 防災行政無線の整備、運用、点検 (8) 県、他市町、防災関係機関との相互連携体制の整備

	<ul style="list-style-type: none"> (9) 自主防災組織等の育成支援 (10) ボランティア活動の環境整備 (11) 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善 (12) その他法令及び塩谷町地域防災計画に基づく災害予防の実施 <p>2 災害応急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保 (2) 活動体制の確立、他機関との連携による応援協力体制の確立 (3) 災害救助法の適用要請・運用 (4) 消火・水防等の応急措置活動 (5) 被災者の救助・救急及び医療措置の実施 (6) 保健衛生、廃棄物処理に関する措置 (7) 緊急輸送体制の確保 (8) 緊急物資の調達・供給 (9) 災害を受けた児童、生徒の応急教育 (10) 施設、設備の応急復旧 (11) 防犯、交通の規制その他の災害における社会秩序の維持 (12) 住民への広報活動 (13) ボランティア、義援物資・義援金の適切な受入 (14) その他法令及び塩谷町地域防災計画に基づく災害応急対策の実施 <p>3 災害復旧・復興対策</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 被災地域の復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進 (2) 民生の安定化策の実施 (3) 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施 (4) その他法令及び塩谷町地域防災計画に基づく災害復旧・復興の実施
--	--

2 県

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
栃 木 県	<p>1 災害予防対策</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 防災に関する組織の整備・改善 (2) 防災に関する知識の普及、教育及び訓練の実施 (3) 都市整備、治水、砂防、治山等災害に強い県土づくりの推進 (4) 災害危険箇所の災害防止対策 (5) 防災に関する施設・設備の整備、点検 (6) 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検 (7) 県防災行政ネットワークの整備、運用、点検 (8) 消防防災ヘリコプターの運用、点検 (9) 国、他都道府県、防災関係機関との相互連携体制の整備 (10) 自主防災組織等の育成支援 (11) ボランティア活動の環境整備 (12) 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善 (13) その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害予防の実施 <p>2 災害応急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保 (2) 活動体制の確立、他機関との連携による市町村応援体制の確立

	<ul style="list-style-type: none"> (3) 災害救助法の運用 (4) 消火・水防等の応急措置活動 (5) 被災者の救助・救急及び医療措置の実施 (6) 保健衛生、廃棄物処理に関する措置 (7) 緊急輸送体制の確保 (8) 緊急物資の調達・供給 (9) 災害を受けた児童、生徒の応急教育 (10) 施設、設備の応急復旧 (11) 犯罪の予防、交通の規制その他の災害における社会秩序の維持 (12) 県民への広報活動 (13) ボランティア、義援物資・義援金の適切な受入 (14) その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害応急対策の実施 <p>3 災害復旧・復興対策</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 被災地域の復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進 (2) 民生の安定化策の実施 (3) 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施 (4) その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害復旧・復興の実施
--	--

3 指定地方行政機関

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
関 東 管 区 警 察 局	<ul style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること。 2 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること。 3 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること。 4 警察通信の確保及び統制に関すること。
関 東 財 務 局 (宇都宮財務事務所)	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害における金融上の措置に関すること。 災害発生に際し、必要と認められる範囲内で災害関係の融資、預貯金の払戻し、中途解約、手形交換、休日営業、保険金の支払、保険料の払込猶予、営業停止等における対応について、金融機関等関係方面に要請を行う。 2 地方公共団体に対する融資に関すること。 地方公共団体の特に緊急を要する災害対策事業及び応急復旧事業のために災害つなぎ資金（財政融資資金地方短期資金）を融通する。 3 国有財産の管理、処分に関すること。 地方公共団体が災害の応急措置の用に供する財産の無償貸付又は一時貸付など、国有財産に関する所要の措置を行う。
関 東 農 政 局 (栃木農政事務所)	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害予防 <ul style="list-style-type: none"> (1) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施、指導に関すること。 (2) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備に関すること。 2 応急対策 <ul style="list-style-type: none"> (1) 農業に関する被害状況の取りまとめ、報告に関すること。 (2) 種もみ、その他営農資材の確保に関すること。 (3) 主要食料の需給調整に関すること。 (4) 生鮮食料品等の供給に関すること。 (5) 農作物、蚕、家畜等に係る管理指導、病害虫の防除に関すること。 (6) 土地改良機械、技術者等を把握し、緊急貸出しや動員に関すること。

	<p>3 復旧対策</p> <p>(1) 災害発生後は、できる限り速やかに査定を実施し、農地の保全に係る農地、農業用施設等について、特に必要がある場合の緊急査定の実施に関する事。</p> <p>(2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事。</p>
関東森林管理局 (塩那森林管理署)	<p>1 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持、造成に関する事。</p> <p>2 民有林直轄治山事業等の実施に関する事。</p> <p>3 災害復旧用材(国有林材)の供給に関する事。</p>
東京管区気象台 (宇都宮地方気象台)	<p>1 気象、地象及び水象の観測やその成果を収集発表する事。</p> <p>2 気象、洪水についての予報、警報を行い、関係機関に通報するとともに、報道機関の協力を求めてこれを公衆に周知するように努める事。</p>
関東地方整備局 (下館河川事務所)	<p>直轄する河川についての計画、工事、監理を行うほか次の事項に関する事。</p> <p>1 災害予防</p> <p>(1) 防災上必要な教育、訓練</p> <p>(2) 通信施設等の整備</p> <p>(3) 公共施設等の整備</p> <p>(4) 災害危険区域等の関係機関への通知</p> <p>2 災害応急対策</p> <p>(1) 災害に関する情報の収集、予警報の伝達等</p> <p>(2) 水防活動、避難誘導等</p> <p>(3) 建設機械と技術者の現況の把握</p> <p>(4) 災害時における復旧用資材の確保</p> <p>(5) 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事</p> <p>(6) 災害時のための応急資機材の備蓄</p> <p>3 災害復旧等</p> <p>災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図る事。</p>

4 自衛隊

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
陸上自衛隊第12特科隊	天災地変その他災害に対して、人命又は財産の保護のため必要があり、その事態がやむを得ないと認める場合に、部隊等を救援のため派遣し、応急対策又は応急復旧活動を実施する事。

5 指定公共機関

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
郵便局株式会社 郵便事業株式会社 (玉生郵便局・大宮郵便局・船生郵便局)	<p>1 郵便、郵便貯金、簡易保険その他の事業の業務通行管理及びこれらの施設等の保全に関する事。</p> <p>2 災害特別事務取扱いに関する事。</p> <p>(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付</p> <p>(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除</p> <p>(3) 被災地あて救援用郵便物の料金免除</p> <p>(4) 被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分</p> <p>(5) 被災者救援のための寄附金送金用通常振替の料金免除</p> <p>(6) 郵便貯金業務の非常取扱い</p> <p>(7) 簡易保険業務の非常取扱い</p> <p>(8) 災害ボランティア口座の開設</p>

	3 被災地内の地方公共団体に対する簡易生命保険資金の短期融資に関する こと。
日本赤十字社栃木県支部	1 災害時における救護班の編成、医療・助産救護の実施に関すること。 2 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整に関すること。 3 義援金品の募集、配分に関すること。 4 日赤医療施設等の保全に関すること。 5 輸血用血液の確保及び供給に関すること。
日本放送協会宇都宮放送局	1 情報の収集 災害の発生、被災状況、災害対策活動、その他各種情報の収集 2 報道 災害、気象の予報、警報、被害状況、官公署通報事項の周知 3 受信者対策 避難所への受信機、拡声装置の貸与、受信機修理、被災地への情報提供 4 放送通信施設の保守 陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守
東日本電信電話(株)栃木支 店	1 平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備の 構築に関すること。 2 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の 向上に関すること。 3 災害時に重要通信をそ通させるための通信手段に関すること。 4 災害を受けた通信設備の早期復旧に関すること。 5 災害復旧及び被災地における情報流通について県民、国、県、市町村、ライ フライン事業者及び報道機関等との連携に関すること。
K D D I (株)小山テクニ カルセンター	1 通信施設の運用と保全に関すること。 2 災害時における通信のそ通の確保に関すること。
(株)N T T ドコモ栃木支店	1 移動通信施設の運用と保全に関すること。 2 災害時における移動通信のそ通の確保に関すること。
東京電力(株)栃木北支社	電力供給施設の災害予防措置や被災状況の調査、その早期復旧に関すること。

6 指定地方公共機関

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
(社)栃木県エルピーガス協 会	1 ガス施設の安全・保全に関すること。 2 災害時におけるガスの供給に関すること。
(株)栃 木 放 送 (株)エ フ エ ム 栃 木 (株)と ち ぎ テ レ ビ	1 住民に対する防災知識の普及に関すること。 2 情報の収集に関すること。 災害の発生、被害状況、災害対策活動、その他各種情報の収集 3 報道に関すること。 災害及び気象予報、警報、被害状況、官公署通報事項の周知 4 受信対策に関すること。 避難所への受信機、拡声装置の貸与、被災地への情報提供 5 放送通信施設の保守に関すること。 陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守 6 義援金品の募集、配分等の協力に関すること。
(社)栃木県トラック協会 (社)栃木県バス協会 (社)栃木県タクシー協会	災害時における貨物自動車等による救助物資、避難者の輸送の協力に関するこ と。
(社)栃木県医師会	災害時における救急医療活動に関すること。

土地改良事業団体連合会 (土地改良区)	水門、水路の操作に関する事。
------------------------	----------------

7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
塩野谷農業協同組合塩谷地区営農生活センター 塩谷地方農業共済組合 たかはら森林組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 町が行う農林関係被害調査、応急対策に対する協力に関する事。 2 農作物、林産物等の災害応急対策についての指導に関する事。 3 被災農家に対する融資又はそのあっせんに関する事。 4 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関する事。 5 飼料、肥料等の確保対策に関する事。
塩谷町商工会	<ol style="list-style-type: none"> 1 町が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関する事。 2 災害時における物価安定についての協力に関する事。 3 救助用物資、復旧資材等の確保についての協力、あっせんに関する事。
病院等経営者	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事。 2 災害時における負傷者等の医療と助産に関する事。
社会福祉施設経営者	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事。 2 災害時における入所者の安全確保に関する事。
危険物等施設の管理者	災害時における危険物等の施設の安全確保に関する事。

資料編 防災関係機関連絡先一覧

第3節 本町の概要

第1 自然的条件

1 位置

本町は、栃木県の中央よりやや北部に位置し、東は矢板市、西は日光市、南は、さくら市と宇都宮市、北は那須塩原市に接し、町役場所在地は県都宇都宮市から約28km、東京都から約120kmの位置にある。

区分	方位	地名	経緯度	
本町の位置	極東	肘内地区	東経139度56分34秒	北緯36度43分14秒
	極西	道谷原地区	東経139度43分47秒	北緯36度48分06秒
	極南	肘内地区	東経139度55分21秒	北緯36度42分55秒
	極北	高原地区	東経139度47分15秒	北緯36度54分16秒
役場の位置	住所	大字玉生741番地	東経139度51分02秒	
	標高	海拔255m	北緯36度46分05秒	

2 地勢

本町の面積は175.99km²で、約60%が山林原野、東西18km、南北21kmの広がりを持つ三角形に近い形で、栃木県全面積の2.75%（平成16年）にあたる。町の標高が最も高いところは、高原地区の釈迦ヶ岳の海拔1,794.9mで、最も低いところは肘内地区の海拔181mである。

町の北部は、日光国立公園の一部である高原山を頂点とした山林地帯で、林産資源に富み、一級河川の荒川（東側）と鬼怒川（西側）が町の両側を囲みながら南流し、中央部から南部にかけては肥沃な農業地帯となっている。

3 活断層

本町北東部には、国が定める主要98活断層帯の1つとして位置付けられている「関谷断層」がある。関谷断層は、那須岳西側山腹から那須野原の西縁に沿って、那須岳北方の福島 栃木県境から、那須塩原市、矢板市を経て、本町北東部に至る長さ40kmの活断層である。

国の調査・分析によると、関谷断層は、最新の活動は14世紀以後、17世紀以前、平均的な活動間隔は約2,600～4,100年と推定されるため、今後300年以内に大規模な地震を引き起こす可能性はほぼないと結論づけられている。

4 気候

最高気温35 前後、最低気温零下8 前後と寒暖の差が著しい内陸型の気候である。平成18年の年間平均気温は12.8 、年間降水量は1,954mmである。

第2 社会的条件

1 人口

本町の人口は、平成17年10月1日現在の国勢調査で13,462人となっており、微減傾向にある。また、世帯数は増加しているものの、1世帯あたりの人数は減少しており、少子化・核家族化の傾向を示している。

年齢別人口構成を見ると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は、ともに減少傾向にある一方、高齢者人口（65歳以上）は増加するなど高齢化の傾向が顕著であり、平成17年10月1日

現在の国勢調査では4人に1人が高齢者となっている。特に、後期高齢者（75歳以上）の人数が急増している。

また、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が増加しており、核家族の進行に加え高齢化のため、自助力の低下、家族の介護力の低下が懸念される場所である。

人口・世帯数等の推移

年	人口 人	増加		世帯数 世帯	1世帯当 たり人数 人	高齢者	
		数 人	率 %			人口 人	割合 %
昭和60年	15,148	218	14.60	3,648	4.15	2,047	13.51
平成2年	14,898	250	1.65	3,594	4.15	2,491	16.72
“ 7年	14,729	169	1.13	3,724	4.00	2,946	20.00
“ 12年	14,171	558	3.79	3,817	3.69	3,211	22.66
“ 17年	13,462	709	5.00	3,841	3.50	3,415	25.37

(資料) 国勢調査

年齢階層別人口の推移

区分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
0～14歳	3,204人	3,260人	2,974人	2,569人	2,127人	1,689人
15～64歳	9,914	9,841	9,433	9,214	8,832	8,358
65歳以上	1,812	2,047	2,491	2,946	3,212	3,415
計	14,930	15,148	14,898	14,729	14,171	13,462

(資料) 国勢調査

2 土地利用の状況

本町の土地利用は、町の総面積17,599haのうち山林が60%近くを占め、山林以外の比較的平坦地に農用地を主体に玉生・船生・大宮の3市街地を中心とする住宅地が点在するという典型的な農山村の構成となっている。

(単位: ha)

年次	総面積	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
平成18年	17,599	2,447	303	457	25	10,301	170	416	3,478
(構成比)	(100)	(13.9)	(1.7)	(2.6)	(0.1)	(58.5)	(1.0)	(2.4)	(19.8)

3 産業構造

本町における産業別就業者数は、年々、第一次産業人口が減少する一方、第三次産業人口が増加し、約半数が第三次産業に就業している。

産業別就業者の推移

(単位: 人、%)

区分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
第一次産業	2,523(31.4)	2,051(25.4)	1,579(20.1)	1,335(17.2)	1,104(14.9)	1,070(15.1)
第二次産業	2,621(32.7)	3,062(38.0)	3,032(38.6)	3,003(38.7)	2,775(37.6)	2,486(35.0)
第三次産業	2,878(35.9)	2,954(36.6)	3,244(41.3)	3,414(44.0)	3,494(47.3)	3,518(49.5)
合計	8,023	8,067	7,856	7,757	7,386	7,102

(注) 「合計」欄には、区分不能者を含む。

4 交通

(1) 道路交通

本町の道路は、東西軸を国道461号、主要地方道今市氏家線が、南北軸を主要地方道藤原宇都宮線等が形成し、近隣市町とを結ぶ重要な幹線道路の役割を果たしている。また、これらの路線の一部についてはバイパス化され、安全で安心な道路整備が図られている。

今後、国道461号船生バイパス2期工区の整備促進、県道矢板塩谷線の道路改良事業等の整備促進が必要とされているところである。

また、町道については、緊急車両等の通行が困難な箇所もあるため、計画的に道路整備事業を図る必要がある。

町道の整備状況

平成19年3月末現在

町道		路線数	実延長 (m)	改良済延長 (m)	改良率 (%)	舗装済延長 (m)	舗装率 (%)
幹線	一級町道	10	37,348	31,323	83.9	35,306	94.5
	二級町道	17	32,446	24,544	75.6	28,581	88.1
その他	その他町道	270	176,047	117,438	66.7	127,485	72.4
合計		297	245,841	173,305	70.5	191,372	77.8

(2) 公共交通

本町には、民間経営路線バスが7路線、町営バスが1路線運行し、高齢者や学生の貴重な足として欠かせないものとなっている。

第3 社会構造の変化に対する防災面の対応

1 都市化に伴う防災対策

都市化の進展に伴う、市街地への人口集中、山地等の危険地域への居住地の拡大等への対応として、市街地開発事業等による災害に強い都市構造の形成、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報公開等の各種予防対策を講じる。

2 災害時要援護者の増加に伴う防災対策

高齢者に代表される災害時要援護者の増加に伴い、災害時要援護者に配慮したきめ細かな対策を他の福祉対策と連携して行うとともに、県や関係団体と連携して災害時要援護者関連施設における災害に対する安全性の向上を図る。

3 産業構造の変化に伴う防災対策

ライフライン、コンピュータ、通信情報ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度が増すとともに、これらの施設での災害発生時の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響を与えることとなる。

このため、これらの施設の耐震化、補完機能の充実等を進める。

4 人的ネットワークの促進

都市化、核家族化等に伴い、住民意識、生活環境が変化し、近隣扶助の意識の低下が見られることから、地域における住民、自主防災組織等の連携強化を促進するとともに、住民参加による防災訓練の実施等を通しての防災意識の高揚を図る。

第4節 主な風水害、地震災害等の概要

風水害の種類と特性、本町を取り巻く地震環境及び実際に本町に被害を及ぼした主な気象災害・本県に被害を及ぼした地震の概要を知ることにより、的確な災害対策に資する。

第1 風水害の種類と特性等

風、雨等をもたらす災害にはいくつかの種類があるが、洪水、土砂災害、風害に分け、それぞれについて発生状況、主な原因等を上げると、概ね下表のとおりである。

災害の種類		発生状況等	主な原因
洪水	外水氾濫	河川を流れる水が堤防を越え溢れ出したり（溢水）、堤防が切れたり（破堤）して浸水する。	・台風性の豪雨 ・狭い地域に集中して降る降雨
	内水氾濫	河川の水位が上昇し、堤内地の水が本川等へ排水できないため、堤内地が浸水する。	・気温上昇や降雨による融雪 ・地震
土砂災害	山崩れ がけ崩れ	地面に染み込んだ雨水で柔らかくなった土砂が、急斜面や切り土斜面から突然崩壊する。	・梅雨前線や台風に伴う集中降雨 ・地震
	地すべり	比較的緩やかな斜面において、地中の粘土層等の滑りやすい面が、地下水等の影響でゆっくり動き出す。	・梅雨期や台風時の長雨 ・気温上昇や降雨による融雪
	土石流	谷や斜面にたまった土砂や岩石が、大雨による水と一緒に一気に流れ出して発生する。	・梅雨前線や台風に伴う集中豪雨
風害		強い風の影響で、飛来物による被害、建物の損壊、樹木の倒壊、フェーン現象による火災延焼が発生する。	・台風に伴う強風 ・竜巻

第2 本町の風水害の概要

1 本町の被害発生状況

昭和60年以降に本町で発生した災害状況を見ると、3月下旬～4月にかけて低温による農産物被害、7月～8月にかけて台風・大雨による被害が発生している。

これらを考慮して、町は、災害が起こりやすい時期の前に、町の組織の参集体制・伝達体制の確認や他機関との連携方法、また機器や資機材の点検等を十分に行っておく必要がある。

2 平成10年8月末豪雨水害（8月26日～31日）

(1) 気象概況等

平成10年8月26日から31日にかけて、前線が日本付近に停滞し、台風4号が日本の南海上をゆっくり北上した。この期間、台風の影響も加わり前線に向かって暖かく湿った空気が南から流入して前線の活動が活発となり、北日本や東日本を中心に雨が断続的に降り続き、北日本の太平洋側から関東地方にかけて記録的な大雨となった。

本町においては、27日午後2時から6時までの4時間に147mmもの雨が降り（最大時は午後4時から5時までの1時間降水量62mm）、27日の日降水量は247mmを記録した。30日には、再び午前2時から5時までの3時間の間に91mmもの豪雨があり、30日の日降水量は199mmを記録し、31日までの総降雨量は567mmに達した。

8月26日～31日までの降水量

26日	27日	28日	29日	30日	31日	総雨量
11mm	247mm	49mm	57mm	199mm	4mm	567mm

(2) 被害概況

本町においては、人的被害はなかったものの、床上浸水4件、床下浸水127件、治山・林道等の林業関係被害、道路・水路の崩壊・流出等の公共土木施設被害、農道・農地・耕作物等の農業関係被害棟の被害があった。

第3 本町に被害を及ぼした火災

1 火災の発生状況

町内においては、ここ数年10件前後の火災が発生し、多くは建物火災だが、林野火災も数件発生している。

出火原因を見ると、不審火が多いが、それ以外はたき火・石油ストーブ・電気コタツ等からの失火で、火気取扱中の不注意や不始末によるものである。

近年の火災発生状況

区分 年月	火災 件数	建物火災		林野火災		車両火災		そ の 他 火 災 件 数	焼損棟				罹災世帯			死傷者		
		件数	焼損面積 (m ²)	件数	焼損面積 (a)	件数	焼損 台数		全 焼	半 焼	部 分 焼	ぼ や	全 損	半 損	小 損	人 員	死 者	傷 者
平成13年	6	3	88	3	42					1	1				2	6		1
平成14年	7	6	1,318			1	1		8		1	1	1		1	6		1
平成15年	9	6	596	1	32	1	1	1	4		2	1	3		3	11	1	
平成16年	8	3	117	2	141	1	1	2	1		3							
平成17年	11	8	535			2	2	1	7		5	1	2		3	19		
平成18年	12	10	713	1	1			1	10	3	2	2	1	2	1	12		

2 主な火災の概要

町内において平成以降に発生した火災で、損害見積額1,000万円以上、建物焼失面積1,000m²以上、死傷者3名以上に該当する火災は、次表のとおりである。

平成元年以降の主な火災

出火日時	出火場所	出火原因	焼損面積	損害見積額	負傷者	死者
平成2年3月31日 午後10時00分	住 宅	電 気 コ タ ツ	m ² 119	千円 11,749		
平成3年4月8日 午後6時30分	住 宅	煙 突	119	10,021		
平成4年11月21日 午前9時00分	住 宅	不 明	154	12,501		
平成5年5月16日 午前5時00分	会 社	不 明	644	45,515		
平成6年4月14日 午前5時20分	住 宅	不 明	166	14,406		
平成6年12月30日 午後9時00分	住 宅	電 気 配 線 の 過 熱	52	12,031		
平成7年5月31日 午前10時05分	住 宅	石 油 ス ト ー ブ	154	16,975	1	

平成9年11月22日 午前1時20分	クラブハウス	不 明	1,091	227,257		
平成9年3月20日 午後6時50分	住 宅	た き 火	265	20,476		
平成10年4月6日 午前8時20分	住 宅	石油ストーブ	239	18,654		
平成14年1月14日 午後0時40分	飲 食 店	た き 火	387	83,591	1	
平成14年2月21日 午前2時10分	事 務 所	不 明	504	66,028		
平成14年3月14日 午後3時00分	住 宅	た き 火	162	15,463		
平成17年2月7日 午前1時00分	住 宅	不 明	336	14,403		
平成17年3月2日 午前10時00分	住 宅	放 火	123	12,647		

第4 本町を取り巻く地震の環境

1 足尾付近群発地震

日光・足尾地域から群馬県との県境にかけての地域で、定常的に地震活動が見られ、関東地方の陸域の浅い所に見られる活動の中では最も活発である。この地域には火山がいくつかあるが、地震活動との関係についてははっきりしたことはまだ分かっていない。ほとんどは小規模であるが、マグニチュード4クラスの地震も稀に発生する。

2 関谷断層

福島 栃木県境から本町北東部に至る関谷断層は、全国主要98活断層帯の1つであるが、国の調査・分析により、今後300年以内に大規模な地震を引き起こす可能性はほぼないと結論づけられている。

第5 栃木県に被害をもたらした主な地震

地震名	発生年月日	地震の規模・被害の概要
岩代・下野地震	1659(万治2)年 4月21日	マグニチュード6 $\frac{3}{4}$ ~7.0。福島県との県境付近で発生したと考えられるこの地震により、県北部を中心に被害が生じ、塩原温泉一村(約80戸)がほとんど土砂に埋まり、死者が多数発生した。那須でも100余棟が倒壊し、死者数10人、負傷者数名が発生した。
日光地震	1683(天和3)年 6月17日 6月18日 10月20日	マグニチュード6.0~6.5。1683年4月頃から日光付近で群発性の地震が続き、6月17日には37回の地震があり、辰の刻に大地震発生。また、卯の刻から子の刻まで地震89回発生。東照宮・大猷廟・慈眼堂等の石の宝塔の九輪が転落し、石垣が多く崩れ、天狗堂、仏岩、赤雞山及びその北方の山が崩れる。 マグニチュード6.5~7.0。卯の刻から辰の刻まで地震7回。巳の下刻に大地震発生。御宮・御堂・御殿・慈眼堂・本坊寺院の石垣が残らず崩れ、石灯笼は全て倒れる。東照宮・大猷廟の宝塔の笠石等が破損。卯の上刻から夜中まで地震196回発生。 マグニチュード7.0。下野三依川五十里村で発生した山崩れによ

		り、川が塞がれ、湖が生じた。日光にも山崩れがあり、鬼怒川、稲荷川の水が流れなくなった。1～2日で地震760回余、また1日から晦日まで地震1,400回余発生
関東大震災	1923(大正12)年 9月1日	マグニチュード7.9。相模湾、神奈川県全域、房総半島の南部を含む相模トラフ沿いの広い範囲を震源域として発生したプレート型地震。全国での最大震度6(当時は6までしかなかったが、一部地域では現在の7相当と推定)。県内では震度5とされており、負傷者3名、家屋全壊16棟、半壊2棟の被害が発生
今市地震	1949(昭和24)年 12月26日 8時17分 8時24分	ほぼ同程度の規模(マグニチュード6.2 マグニチュード6.4)の地震が8分の間隔をおいて続けて発生。震央地は両方とも鶴鳴山付近。最大震度は今市付近で6相当。死者10名、負傷者163名の人的被害、全壊290棟、半壊2,994棟、一部破損1,660棟の住家被害が発生。地震の数日あるいは数か月前から地鳴りがあったといわれる。余震は多く、12月26日から翌年1月25日にかけて、有感79回、無感1,534回観測

第5節 活火山の状況と火山活動

本町に関係する活火山の状況や主な火山活動を明らかにするとともに、火山災害の種類と特性などを知ることにより、想定される火山災害に対する効果的な災害対策の実施に資する。

第1 県内の活火山及びその活動度ランク

1 県内の活火山

活火山とは、火山噴火予知連絡会（事務局：気象庁地震火山部火山課）により、国際的にも一般的な基準である「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」であると定義されている。

日本は、環太平洋火山帯に位置し、全世界の約1割にあたる108の活火山が分布しているが、県内には、「那須岳」、「日光白根山」及び「高原山」の3活火山が分布している。

2 火山活動度ランク

火山噴火予知連絡会は、全国の活火山を過去100年及び過去1万年の活動度に基づき、活動度の高い順にA、B、Cの3つのランクに分類しているが、栃木県においては、那須岳が「ランクB」、日光白根山と高原山が「ランクC」として分類されている。なお、このランク分けは、過去の活動度に基づくものであり、将来の噴火の切迫性や危険性を示すものではない。

活火山のランク表

ランク A	100年活動度指数あるいは1万年活動度指数が特に高い火山
ランク B	100年活動度指数あるいは1万年活動度指数が高い火山（ランクAを除く）
ランク C	いずれの活動度指数とも低い火山（ランクA、B以外の火山）
ランク対象外	データ不足によりランク分けの対象とならない海底火山や北方領土の火山）

第2 高原山の概要

1 概要

本町に影響を及ぼすと考えられる高原山は、栃木県北部に位置する複合火山であり、北部のカルデラ火山（塩原火山）とその中央火口丘（明神岳、前黒山）及び南部の円錐火山（釈迦岳火山）で形成されている。さらに前黒山北側山麓には西北西 東南東の割目群に伴う単成火山群がある。

活動の開始は、更新世中期（35～40万年前）である。高原山の最も新規の活動は、単成火山群の一つである富士山溶岩ドームの形成及び高原 上ノ原テフラの噴出である。歴史時代の活動は知られていないが、微弱ながらも富士山溶岩ドーム近くには硫気活動があり、1979年2月には群発性微少地震が発生している。

2 活動度ランク

ランク C

3 周辺自治体

矢板市、那須塩原市、日光市、塩谷町

4 主な火山活動

那須岳より古い火山であり、歴史時代の噴火記録は残されていない。しかし、北麓にある富士山付近の地下を震源とする群発地震が1979年2月に発生している。また、この付近や北麓での噴気活動は

小規模であるが、現在も認められている。

第3 火山災害の種類と特性

噴火等の活発な火山活動により発生する現象は、噴火の際の噴出物（溶岩流、噴石、火砕流・火砕サージ、火山灰）や噴火等の活発な火山活動に伴い発生する現象（火山泥流、火山性地震、火山性地殻変動、山体崩壊、津波等）噴出物の堆積後に降雨等により発生する土石流等様々である。このため、被災状況、避難等の応急活動もそれぞれの現象で異なることが火山災害の特徴である。

主な現象及びその特徴は、次のとおりである。

主な現象	特 徴
降下火砕物 （降灰等）	火口から空中に噴出した火山灰等が降ってくる現象で、多くの火山に共通した現象である。火山のすぐ周辺では厚く堆積することで埋没等の被害が生じる場合があるほか、噴火の規模によっては風に乗って遠方に運ばれ堆積する。人的被害に結びつくことは稀であるが、火山活動が長期化すると周辺住民の生活に影響を与える。
溶岩流	火口から流れ出た溶岩が流下する現象で、通過域では、破壊・焼失・埋没等の被害が生じる。流下速度は、溶岩の粘り気等によって異なるが、多くの場合、時速1km程度以下と遅いため、徒歩による避難が可能である。稀に溶岩の質や流下する地形によっては時速十数km程度になる場合もある。
噴石（火山弾等）	噴火に伴い吹き飛ばされた岩石等が落ちてくる現象で、建物の破壊、死傷の被害が生じる。噴石は噴出後すぐに落下してくるため、噴火が発生してからの避難は困難である。
火砕流 火砕サージ	高温の火山砕屑物（火山灰、軽石等）が、ガスと一体となり高速で流下する現象で、その運動エネルギー及び熱エネルギーにより、通過域では焼失、破壊等壊滅的な被害が生じる。流下速度は100kmを超える場合もあり、発生後に避難することは困難である。特に火山灰を含む高温のガスを主体としたものを火砕サージといい、火砕流よりも広範囲かつ高速に流下する。
火山泥流	噴火による火口湖の決壊や急激な融雪等により発生した泥水が岩石や木を巻き込みながら流下する現象で、地形にもよるが、時速30km～60kmになる。破壊力が大きく通過域では壊滅的な被害が生じる。我が国では冬期冠雪する火山も多く、噴火による融雪が泥流発生の引き金として懸念される。
火山ガス	火山の活動に伴い火口や噴気口から大気中に火山ガスが放出される。火山ガスの大半は水蒸気であるが、その他に二酸化硫黄、硫化水素、塩化水素等の有毒な成分を含むことがある。

第6節 地震被害想定

県は、平成15年度において栃木県に最も甚大な被害を及ぼす可能性が高い地震を設定し、その場合の被害を予測し、地震災害に迅速、的確に対応できる防災体制を確立するための基礎資料とすることを目的に地震被害想定調査を行った。

第1 想定地震

1 地震規模、震源等の設定

県は、栃木県として最も甚大な被害を及ぼす可能性が高い地震を想定するため、次のとおり地震規模、震源等を設定した。

想定地震名	地震規模	断層種別	断層長さ	震源深さ
想定宇都宮市直下型地震	M7.3	線震源	約30km	5 km

2 発災ケース（季節・時刻）

県は、過去の地震の例等から、地震発生の季節や時刻によって被害規模等が異なってくることが考えられるため、次の3つのケース（季節・時刻）を設定した。

冬早朝5時……阪神・淡路大震災と同様の時間帯、多くの人々が自宅で就寝中

春秋昼12時……会社や学校にいる人が多い時間帯

冬夕刻18時……帰宅ラッシュと重なる時間帯、出火危険性の高い時間帯

第2 被害想定結果

本調査結果により、本町における計測震度、建物被害、ライフライン被害、人的被害、機能被害等は、別表のとおり予測された。

なお、被害想定調査にあたっての本町の現況は、次のとおりである。

想定にあたっての本町の現況

建 物	上 水 道 需 要 家 数	L P ガ ス 需 要 家 数	電 力 需 要 家 数	電 話 加 入 件 数	下 水 道 普 及 人 口	人 口
5,750戸	3,496戸	3,817戸	8,000口	3,977件	1,471人	14,171人

第3 想定結果に基づく本町の地震対策

「想定宇都宮市直下型地震」が発生した場合には、建物の201棟が全壊、778棟が半壊し、その原因のほとんどが揺れによるものであり、また人的被害も火災によるものではなく、ほとんどが建物被害によるものとされている。また、約86%もの世帯で断水するとされている（別表参照）。

町は、公共建築物、特に防災上重要となる町役場や避難施設に指定されている施設を優先して耐震化を図るとともに、水道施設については老朽石綿管の更新事業を計画的に実施し、地震に強いまちづくりを推進する。

また、避難者生活者数等を参考にして、必要な食料等の備蓄を推進する。

別表

本町における被害想定結果

		冬早朝5時	春秋昼12時	冬夕刻18時
地震動	計測震度	船生・熊ノ木地区から以南の地区が震度6弱、それより以北の地区が震度5強となる。		
液状化	液状化危険度	鬼怒川、荒川沿いの一部で液状化が発生するが、その場合でも液状化の危険度は「小」又は「極小」程度である。		
建物被害	全壊棟数 [棟]	201		
	[率]	3.5%		
	半壊棟数 [棟]	778		
	[率]	13.5%		
地震火災	出火件数 [件]	0	1	2
	焼失棟数 [棟]	0	5	5
	[率]	0%	0.1%	0.1%
交通支障	道路施設	本町の重要幹線道路である国道461号、主要地方道藤原宇都宮線等で、軽微な被害が発生する可能性がある、あるいは稀に被害が発生する可能性がある。		
ライフライン被害	上水道 断水 [戸]	2,998		
	(直後) [率]	85.8%		
	LPGガス 要点検 [戸]	644		
	(直後) [率]	16.9%		
	電気 停電 [口]	1,197		
	(直後) [率]	15.0%		
	電話 通話支障 [回線]	224		
	(直後) [率]	5.6%		
	下水道 排水困難 [人]	2		
	(直後) [率]	0.1%		
人的被害	死者数 [人]	4	4	4
	負傷者数 [人]	174	136	128
	要救助者数 [人]	51	40	38
機能被害	避難所生活者数(1日後) [人]	530 (冬夕刻18時発災ケース)		
	食料需要量	発災当日 [人分]	235 (冬夕刻18時発災ケース)	
		発災1日後 [人分]	320 (冬夕刻18時発災ケース)	

第7節 防災に関する住民意識

災害に対する住民の意識を明らかにし、住民の置かれている状況を十分に配慮した防災対策を推進する。

第1 県が行った防災に関する住民意識調査

県は、満20歳以上の男女を対象に、平成15年5月30日から6月20日にかけて、平成15年度県政世論調査における地域防災に関するアンケート調査を実施したが、その結果及び必要とされる対策は次のとおりとされている。(なお、1と2の項目については、平成11年度も同内容のアンケートを実施していることから比較が行われている。)

1 最も不安に思う災害

平成11年度と15年度の両年度とも、県民が最も不安に思う災害は「地震」となっている。特に、15年度は6割近い結果となっており、いつどこで発生するかが予測できない震災に対する不安がとて高くなっていることが分かる。県民の地震に対する不安を取り除けるよう、地震防災緊急事業五箇年計画による主要な施設・設備の整備や県が実施した地震被害想定を基にした体制の整備等積極的に震災対策を行う必要がある。

風水害についての15年度における不安の割合が、11年度と比べて減ってしまっているのは、平成10年8月末に発生した豪雨災害から、ある程度の期間が経過してしまったことによると思われる。しかしながら、全国各地で土砂災害、洪水等の被害により毎年多数の人的被害・住家被害が発生しており、その発生率は他の災害に比べて高く、また、平成10年8月末豪雨災害の悲劇を繰り返さないためにも、県民への風水害に係る啓発活動を強化する必要がある。

2 家庭での災害に対する備え、各種防災行事への参加

家庭での災害の備えは、平成11年度と比較してみても、平成15年度も対策をしている家庭の割合はあまり伸びていない。また、「消火器」等を中心に火災・地震対策を行っている家庭もあるが、対策を「特にしていない」家庭が平成15年度においても3割を超えており、また、防災行事への参加についても「参加したことがない」の割合が65.5%となっており、県民の防災意識は高いとはいえない状況にある。

今後、「自らの身は自らで守る」という防災の基本を浸透させるため、県、市町及び防災関係機関が、積極的に啓発活動を行う必要がある。特に、災害発生初期において、県民自らの力のみで災害に対処できることができるよう、非常用品の準備や避難場所・避難経路の確認といった基本的な対策について促進に努める。また、訓練や講演会等についても、広報を積極的に行い参加を呼びかけるとともに、県民が参加しやすいイベントとなるよう工夫をして実施する必要がある。

3 自主防災組織の認知度

県民の自主防災組織の組織率は、年々上昇しているものの、平常時の自主防災組織活動に参加したことがある人は1割未満に留まり、逆に、「自主防災組織という言葉自体を知らない」人が47.7%と高い結果になっている。

今後は、組織率を高めるだけでなく、大規模な災害時において組織として効果的に機能することができるよう、自主防災組織活動の重要性や役割・活動内容を県民一人ひとりに浸透させるとともに、平常時の自主防災組織の育成事業・活動活性化事業をしっかりと行う必要がある。

4 指定避難場所の認知度

災害発生時には、速やかに避難を行い生命・身体を安全に確保することが重要であるが、「避難場所というものがあること自体知らない」人が24%、また避難場所を知っている人の中でも、どこにあるのかわかっていない人が21%と比較的高い割合を占めていることから、避難を実施させる必要がある場合に、混乱が生じる可能性が高い。今後、災害時の混乱を少なくし、避難を円滑に実施させることができるよう、避難場所や安全なルートの確認の重要性についてしっかりと浸透させる必要がある。

5 緊急時の伝達手段の期待度

県民は、災害時の緊急時の伝達手段として、日頃の生活に身近な媒体であるテレビやラジオに高く期待していることが分かる。よって、放送機関との連携を密にし、災害時又は災害発生のおそれがある場合に、県民へテレビ・ラジオを通した確に情報を伝達できる体制を強化する必要がある。

ただし、テレビは、停電等により使用できない可能性は高く、また、ラジオについても、2の結果のとおり非常持出品としてあらかじめ用意している人はそれほど多くないと予想される。

よって、県民がテレビ・ラジオの次に有効な手段と考えられている、市町による防災行政無線の整備や、広報車による巡回広報の体制整備を促進させ、早期に避難勧告・指示等の重要な情報の伝達を行う体制を確保する必要性が高い。

第2 町における防災対策への取組

町は、県が実施した防災に関するアンケート調査結果を参照し、次の防災対策を推進する。

1 住民への啓発活動

町は、広報紙、防災パンフレットの配布等により、住民に対して次のような防災対策等を日頃から実施するよう啓発していく。

- (1) 水・食料等の家庭内備蓄や非常持出品の準備
- (2) 消火器の設置、家具の転倒防止策など家庭での災害に対する備え
- (3) 指定避難場所の周知
- (4) 山地災害危険箇所、浸水想定区域等の周知
- (5) 各種防災行事への参加
- (6) 自主防災組織への加入

2 自主防災組織の育成・強化

町は、自主防災組織の100%組織化を目指し、行政区を単位として結成を推進し、育成を図るとともに、災害時に自主防災組織によって初期消火活動、応急救護活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、自主防災組織が行う防災訓練に消防団員を派遣し、また塩谷消防署に消防職員の派遣を依頼し、実践的な消火訓練や救助訓練等を実施するなど、地域の防災力の強化を図るものとする。

3 緊急時の伝達手段の整備

町は、災害時に迅速かつ適切に避難勧告・指示等が住民に周知できるよう、広報車や自主防災組織の協力による伝達体制の整備を推進するとともに、同報系無線の導入を検討するものとする。

第8節 本町の災害対策の課題と目指す方向

社会基盤、都市基盤、治山治水施設の整備等による総合的なハード対策並びに地域住民やボランティア団体等の多様な主体との連携や迅速な初動体制の支援が図れる防災情報体制の充実化等によるソフト対策を組み合わせ、安心して安全に暮らせる防災力の高い地域づくりを目指す。

第1 課題と目指す方向

栃木県は、地震や風水害、土砂災害などの自然災害が比較的少ない県であるが、県や国によってこれらへの各種予防対策が実施され、災害に対する安全度は向上してきている。しかしながら依然として、水害や土砂災害が発生しており、平成10年8月末の豪雨災害では、人的被害や家屋被害、交通基盤やライフラインの分断など、県内全域に大きな社会的・経済的損失や精神的不安を与えた。

今後、町域において防災力の向上を図るためには、県や関係団体と連携して災害時要援護者に配慮した社会基盤の整備や、大規模な自然災害にも対応できる都市基盤の整備、治山治水施設の整備などを推進していく必要がある。

このようなハード対策に併せて、ハザードマップの整備や住民との迅速な災害情報の共有化が図れるソフト対策等の組合せにより、災害の未然防止と被害最小化に向けた総合的な防災体制の充実を図る必要がある。

このような取組とともに、地域住民やボランティア団体、NPO、民間企業等の多様な主体との連携による地域防災体制の充実を図り、安心して安全に暮らせる防災力の高い地域づくりを目指す。

第2 主な取組内容

1 高齢者など災害時要援護者に配慮した防災対策

高齢者や障害者、外国人、乳幼児等は、災害時の一連の行動に対してハンディを負う災害時要援護者となることが想定されるため、個人情報保護を配慮したうえでの所在情報の確認・管理、自主防災組織・NPO等との連携強化による支援体制の構築など、災害時要援護者に配慮した防災対策を推進していく。

2 大規模災害に対応できる防災体制の充実

阪神・淡路大震災のような、想定をはるかに上回る大規模な災害の発生に対応するため、ライフラインや医療体制の確保、都市計画道路等の都市基盤の整備、県、他市町間の相互応援協力体制の整備などを進める。

3 大規模な水害の経験を教訓とした総合的な治山治水砂防対策

大規模な水害に対応するために、県等と連携し、又は協力を得て機能低下した森林の改良、荒廃森林や荒廃溪流の整備、山地災害危険地区や土砂災害危険箇所の重点整備、また洪水ハザードマップを作成するなど、ハード、ソフト一体となった総合的な流域の安全度を確保するための社会基盤の整備や既存施設の強化を図り、住民自らが安全で安心して暮らせるような地域づくりを行う。

4 ソフト対策による被害最小化に向けた防災情報体制の充実

想定をはるかに上回る規模の災害の発生に対応するために、迅速な初動体制の支援が図れる被害最小化に向けた防災情報基盤の充実や、町、県、住民が連携し、災害情報を共有しながら、土砂災害警戒区域等の土地指定による開発行為の制限や建築物の構造規制など「危険な所には極力住まない」という立地規制やハザードマップの活用による危険区域の認知等のソフト手法を採り入れた防災対策を推進していく。

風水害等対策編

第1章 予 防

第1節 防災意識の高揚

町は、災害発生時に町全体が協力して円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、住民、防災上重要な施設の管理者の適切な防災意識の高揚に努めるとともに、職員に対する防災教育を積極的に行う。

第1 住民に対する防災意識の高揚

1 自主防災思想の普及、徹底

「自らの身の安全は自ら守る」ということが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、発災時は、自ら身の安全を守るよう行動することが重要である。また、近隣の負傷者及び災害時要援護者を助ける、避難場所ですら活動する、あるいは町、県、地域自主防災組織等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、町は、防災関係機関と連携協力して、住民に対し、自主防災思想の普及、徹底を図る。

2 防災知識の普及啓発推進

町は、住民一人ひとりが常に防災に関心を持ち、自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、防災知識の普及啓発を推進する。

(1) 主な普及啓発活動

- ア 防災講演会・講習会等の開催
- イ 防災パンフレット、チラシ等の配布
- ウ 広報紙等による広報活動の実施
- エ インターネット（パソコン及び携帯端末使用）による防災情報の提供
- オ 防災訓練の実施の促進
- カ 防災器具、災害写真等の展示
- キ 各種表彰の実施

(2) 県消防防災総合センター（栃木県防災館）の活用

県は、県民の防災意識の高揚や防災知識の普及啓発の中核的な施設として宇都宮市に「消防防災総合センター（栃木県防災館）」を設置し、大雨、大風等の擬似体験や初期消火・応急措置・避難等の訓練等を通して防災技術や防災知識の普及を図っている。

町は、住民に対し、広報紙等を通じて当該センターの周知・利用を促し、防災知識の普及を推進する。また、学校における防災教育の一環として、当該センターを見学すること等により、児童・生徒に防災を身近な問題として認識させる。

(3) 消防団員（水防団員）、自主防災組織のリーダー等による指導

町は、消防団員（水防団員）、自主防災組織のリーダー等による地域の巡回指導を促進し、重要水防箇所、災害危険箇所・区域の場所、風水害等発生時にとるべき行動、避難場所・経路等の周知を行い、防災知識の普及を図る。

(4) 効果的な防災情報の提供

防災知識の普及にあたって、町は、インターネット等IT技術を活用し、災害対策情報の発信を

積極的に実施する。

(5) 啓発強化期間

特に次の期間において、各種講演会、イベント等を開催し、防災意識の高揚、防災知識の普及啓発に一層努める。

- ア 防災とボランティア週間（1月15日～1月21日）
- イ 水防月間（5月1日～5月31日）
- ウ 山地災害防止キャンペーン（5月20日～6月30日）
- エ がけ崩れ防災週間（6月1日～6月7日）
- オ 土砂災害防止月間（6月1日～6月30日）
- カ 防災週間（8月30日～9月5日）

第2 防災上重要な施設の管理者等の教育

町は、塩谷消防署と連携協力して、次のような防災上重要な施設の管理者等に対して防災教育を実施し、防災意識の高揚並びに資質の向上を図るとともに、特に被害拡大防止、初期応急対策、避難誘導等の行動力及び指導力を養うなど緊急時に対処できる自衛防災体制の確立を図る。

また、その他の企業・事業所等の管理者に対しても防災教育を行い、平常時の予防、災害時の応急対応について知識の普及に努める。

- 1 危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の危険物の保安管理施設
- 2 病院、社会福祉施設
- 3 旅館、大規模小売り店舗等の不特定多数の者が利用する施設

第3 職員に対する防災教育

町及び防災関係機関は、職員に対して災害時の適正な判断力を養成し、的確な防災活動を遂行できるよう、講習会や研修会の開催、防災活動に関するマニュアル等の作成・配布を行うとともに、定期的な防災訓練を実施し、防災教育の徹底に努める。

- 1 気象予警報、土砂災害の種類、災害危険箇所等災害に関する知識
- 2 災害に対する予防、応急対策に関する知識
- 3 災害発生時における職員がとるべき役割と具体的行動
- 4 防災行政ネットワーク等通信施設、防災資機材等の利用方法
- 5 その他災害対策上必要な事項

第4 児童・生徒及び教職員に対する防災教育

本章第21節「文教対策」の定めるところによる。

第5 防災に関する調査研究

災害は、広範囲にわたる複雑な現象であり、地域特性を有するとともに、予防、応急対策にあたっては高度な知識と技術が要求される。

このため、町は、県及び防災関係機関と緊密な連携を取り合い、地域の危険度測定、災害発生の予測、災害発生時の被害の予測など基礎的な調査研究を推進するよう努める。

第2節 地域防災の充実・ボランティア連携強化

自助・共助の精神に基づき災害に対応できる体制を整えるため、自主防災組織の育成・強化、消防団の活性化を行うとともに、被災者への細やかな支援が期待できるボランティアの活動支援体制整備を行う。

第1 現状と課題

地域防災活動は、主に、地域住民の隣保協働の精神に基づき自主的に組織された「自主防災組織」と、各自の職業に従事しながら、災害が発生したときは郷土愛護の精神に基づき活動する「消防団」の役割が重要な担い手となっているが、それらの現状は次のとおりである。

1 自主防災組織

本町では、行政区を単位として自主防災組織の結成が図られている。今後も自主防災組織の100%組織化を目指し既存の組織を積極的に活用し、結成推進を図っていくものとする。

一方、活動のマンネリ化、活動に対する住民の意識不足、組織役員の高齢化等組織結成後の問題も発生するものと考えられる。このため、町は、常に活性化に努め、災害発生時に自主防災組織が効果的に機能するよう働きかけていく必要がある。

2 消防団

地域の消防力を強化するためにも、消防団の強化は不可欠であるが、消防団員の中には、町域外に働きに出ている人も多く、また平均年齢も年々上昇しているため将来的には団員の高齢化の進行が予想され、今後の団員の確保と活性化が課題となっている。

消防団員数と平均年齢の推移

	平成17年	平成18年	平成19年
消 防 団 員 数	348人	346人	346人
平 均 年 齢	31.8歳	32.1歳	32.6歳

(注) 消防団の条例上定数：350人

第2 個人・企業等における対策

1 住民個人の対策

住民は、一人ひとりが「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本に基づき、自ら各種手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加する等平常時から災害に対する備えを進める。

町は、本章第1節「第1 住民に対する防災意識の高揚」のとおり、住民に対する防災意識の高揚を図る。

なお、住民個人が実施する主な災害対策としては、次のとおりである。

(1) 防災に関する知識の取得

- ア 天気予報や気象情報
- イ 震度、マグニチュード等の知識
- ウ 気象注意報・警報、水防警報、洪水予報等の警戒情報
- エ 過去に発生した被害状況
- オ 近隣の災害危険箇所の把握
- カ 災害時にとるべき行動（初期消火、避難勧告等発表時の行動、避難方法、避難場所での行動

等)等

(2) 家族防災会議の開催

- ア 避難場所・経路の確認
- イ 非常持出品、備蓄品の選定
- ウ 家族の安否確認方法（NTTの災害用伝言ダイヤルの活用等）
- エ 災害時の役割分担（非常持出品の搬出、幼児や高齢者に対する責任等） 等

(3) 非常用品等の準備、点検

- ア 飲料水、食料、衣料品、医薬品、携帯ラジオ、懐中電灯等の非常持出品の準備・点検
- イ 飲料水、食料、生活必需品等の3日分相当の非常備蓄品の準備・点検
- ウ 土のう、スコップ、大工道具等資機材の整備・点検

(4) 各家庭の安全点検、補強の実施（側溝等の掃除、雨どい・塀等の点検・補修、家屋の耐震化、家具転倒防止、ガラス飛散防止等）

(5) 応急救護方法の習得

(6) 町又は地域（行政区、自主防災組織等）で行う防災訓練、防災講演会等への積極的参加

(7) 地域（行政区、自主防災組織等）が行う、地域の相互協力体制の構築への協力等

2 企業、事業所等の対策

企業、事業所等は、災害時に果たす役割（従業員や顧客・利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定するよう努めるとともに、災害発生時において被害を最小限に食い止めることができるよう、平常時から防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努める。また、地域社会の一員として、行政や地域の行う防災活動に協力できる体制を整える。

町は、県と連携して企業、事業所等の職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業防災マニュアルの作成等の促進策の検討、実施を図る。

また、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけを行う。

第3 自主防災体制の整備

1 自主防災組織の役割

大規模な風水害・震災等が発生した際の初動期には、情報等も混乱し、防災関係機関による適切な対応が困難となることから、地域住民が相互に助け合い、避難実施や救出救護に努めることが被害の軽減に大きな役割を果たす。各地域は、「自分たちの地域は自分たちで守る」との自覚のもと、住民の隣保協働の精神に基づく自発的な防災組織（以下「自主防災組織」という。）を作り、平常時から地域を守るために各種手段を講じるとともに、災害発生時には、連帯して活動を行う。

2 自主防災組織の対策

(1) 危険箇所等の把握

地域内の危険物集積地域、延焼拡大危険地域、土砂災害危険地域、ブロック塀の安全度等の把握と改善に努めるとともに、避難経路、避難場所、消火栓や貯水槽・防火水槽等の消防水利の所在及び状態を確認しておく。

(2) 防災資機材の整備

各地域の実情に応じ、情報収集・伝達、水防、救出・救護、避難誘導等の活動用資機材の備蓄を共同で整備する。また、防災訓練等を通して、これらの資機材の使用法の習熟に努める。

(3) 防災知識の技術習得

町が実施する研修会・講演会の参加や、消防機関等が実施する救命講習等の受講により、災害対策に関する正しい知識の技術習得を行う。

(4) 地域の災害時要援護者の把握

町、消防機関、婦人防火クラブ、福祉関係者等の連携のもと、定期的な連絡会議の開催や合同による巡回相談・指導により、地域の災害時要援護者の把握と災害時における救助・救護体制の確立に努める。

(5) 活動体制・連携体制の確立

防災訓練や会合等を通して、災害時の応急・復旧対策活動における組織の活動体制、消防団、他自主防災組織、ボランティア団体等との連携体制を確立する。

3 町による自主防災組織の育成・強化

(1) 組織化及び活性化の促進

町は、自主防災組織の100%組織化を目指し、自主防災組織の結成推進、育成を図る。また、結成後の活動の惰性を防ぐため、組織のリーダーを中心として意識の高揚を常に図るとともに、平常時の防災活動を楽しみながら参加できる環境を作り上げるなど工夫を行い、自主防災組織活動の活性化を図る。

町が自主防災組織の育成・強化のために行う主な対策は、次のとおりである。

ア 自主防災組織への資機材の整備支援

イ 自主防災組織が行う防災マップ作成の支援

ウ 自主防災組織が行う防災訓練実施の支援

エ 自主防災組織に対する各種研修会・説明会の開催

オ 広報活動（地域住民に対する自主防災組織に関する知識の普及） 等

(2) 地域防災活動推進員の配置

町は、自主防災組織の育成や自主防災体制の充実・強化に関する支援を行うため、消防団OB等の協力などにより、地域防災活動推進員を配置するよう努めるものとする。

(3) 商店会等の地域団体の活用

町は、行政区等のほか、商店会や地域活動を行っている団体・グループを活用し、自主防災体制の充実・強化を行う。

4 消防団（水防団）の活性化の推進

消防団（水防団）は、災害時には消火、水防、救出・救助、避難誘導等を実施するとともに、平常時には地域に密着したきめ細かい予防活動、啓発活動等を実施するなど、地域防災の核として大きな役割を果たしている。

このため、町は、次の事業を実施し、又は県が実施する次の事業を活用し、消防団（水防団）の育成・強化と装備の充実を図るとともに、団員の加入促進等を行い、地域の防災力の向上、地域住民の安全確保を図る。

町の実施する事業	県の実施する事業
<ul style="list-style-type: none">・ 団活性化総合計画の策定・ 団活動に必要な各種資材の整備・充実	<ul style="list-style-type: none">・ 町が行う団活性化事業に対する助成・ 女性団員の加入促進事業に対する助成

<ul style="list-style-type: none"> ・ 団員に対する各種教育訓練の実施 ・ 地域住民に対する団活動や加入促進の広報 	等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団活動に協力的な事業所に対する感謝状、記念品の贈呈 ・ 団活性化の広報事業 	等
--	---	--	---

5 婦人防火クラブの育成・強化

家庭からの火災発生を予防するため、1家庭の女性1名を対象として婦人防火クラブが組織され、各地区の代表者によって炊き出し訓練、塩谷消防署の指導のもとでの消火訓練、救急救命訓練（心肺蘇生法・止血法）、また県消防学校への視察等を実施している。

町は、地域の防火・防災意識の高揚と自主防災活動の活性化を図るため、引き続き塩谷消防署と連携して婦人防火クラブの育成・強化を推進する。

第4 災害関係ボランティアの環境整備

1 一般ボランティア

町は、災害時におけるボランティアの果たす役割の重要性を認識し、県と連携して災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進する。

(1) ボランティアの育成、環境整備

町は、県、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会と連携して、住民のボランティア意識の高揚、ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備等、各般にわたる施策を展開して、ボランティアの育成や活動環境の整備に努める。

活 動 内 容	実 施 主 体
ボランティア広報紙の発行	県、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会
ボランティア、コーディネーターの養成・研修事業の実施	県、町、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会
ボランティア団体の育成・指導	県、町、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会
災害救援ボランティア活動マニュアルの策定	県社会福祉協議会

(2) 行政とボランティアとの連携

町は、県、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会とともに、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時からボランティア団体等との連携を図り、ボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動拠点の確保等について検討する。

(3) 災害ボランティア登録の推進

県は、平成14年から災害ボランティア（個人・団体）の登録を行っている。

町は、広報紙等を通じて、住民への当該登録事業の周知を図り、災害ボランティアの登録を奨励する。

2 専門ボランティア

(1) 山地防災ヘルパー

県は、山地災害の未然防止及び災害発生時の迅速な支援体制の整備を目的として、林業関係団体、県や市町の技術者OB等治山の専門技術を持つ住民の中から、「山地防災ヘルパー」を認定している。

山地防災ヘルパーは、地域を所管する県の林務事務所と連携し、山地災害危険地区の点検調査及び災害発生時における被害情報等の収集及び提供活動等を行うこととなっている。

町は、広報紙等を通じて、住民への当該認定事業の周知を図り、山地防災ヘルパー認定者の確保

を図るとともに、山地防災ヘルパーとの連携体制の構築に努める。

(2) 砂防ボランティア

県では、砂防の知識のある職員OBを中心に、土砂災害から県民の生命や財産を守るため、「栃木県砂防ボランティア協会」を組織し、斜面や溪流等の土砂災害危険箇所の点検や、県や市町への被害情報等の収集及び提供をボランティアで行うこととしている。

町は、県や同協会から土砂災害に関する情報を収集し、土砂災害防止に資するものとする。

(3) 宅地危険度判定士

大規模な地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を確保する必要がある。

このため、町は、「塩谷町被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、建設水道課等の技術系職員で登録の要件を満たす者を宅地危険度判定士として登録し、宅地危険度判定士及び判定調整員の確保に努めるとともに、危険度判定活動に必要な資機材を調達・備蓄し、被災宅地危険度判定実施体制の整備を図る。

(4) 応急危険度判定士

大規模地震により、多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から二次災害を防止し、住民の安全を確保する必要がある。

このため、町は、「塩谷町震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係業務に従事する技術系職員を判定士として養成し、判定士の確保に努めるとともに、判定活動に必要な資機材を調達・備蓄し、応急危険度判定実施体制の整備を図る。

資料編	塩谷町被災宅地危険度判定実施要綱 塩谷町震災建築物応急危険度判定要綱
-----	---------------------------------------

第5 人的ネットワークづくりの推進

災害発生時における被害を最小限に防ぐため、町は、県の協力を得て、消防、警察等の防災関係機関、自主防災組織、婦人防火クラブ等の地域組織、民生・児童委員等の福祉関係者及びボランティア等の連携を促進することにより、人的ネットワークを形成し、災害情報の地域住民への伝達や避難誘導、救出救助といった応急活動が、相互扶助により効果的に実施される体制づくりに努める。

第3節 防災訓練の実施

町では、実動訓練等具体的な訓練のほか、初動体制に力点を置いた訓練等実践的な訓練を行い、災害時に効果的な災害応急対策の実施に資する。

第1 現状と課題

防災訓練には、防災関係機関や住民も参加する総合防災訓練等の実動訓練、災害を想定し、対策等を検討する図上訓練、職員の迅速な動員を図るための非常招集訓練、情報の伝達を主とする通信訓練等様々なものがある。

町は、これら様々な訓練を実施し、災害時に的確な初動対応が可能となるよう体制を整備する必要がある。

また、防災訓練の実施後においては、その結果の評価を行い、課題等を明らかにした上で、必要に依り初動体制等の改善を図る。

そのほか、訓練を実施する際、高齢者・障害者・外国人・乳幼児等災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

第2 総合防災訓練

町は、地域防災計画の検証、防災関係機関との連携強化、住民の防災意識の高揚を図るため、防災関係機関の参加、学校や事業所等との積極的な連携により、総合防災訓練を実施する。

また、町は、災害時の応急対策活動に果たす住民の役割の重要性に鑑み、広く自主防災組織等地域住民の参加を求めるとともに、自主防災組織等住民は、防災対策の重要性を認識し、各種の防災訓練に積極的に参加するよう努める。

総合防災訓練は、地域の特性や防災環境の変化に配慮するとともに、矢板警察署と連携して実際に道路の通行を禁止、制限して実施するなど効果的な訓練となるよう、次のような訓練を主に毎年度実施するように努める。

総合防災訓練の主な訓練内容

職員の動員、災害対策本部・現地対策本部の設置訓練
情報収集・伝達訓練（通信訓練）、広報訓練
消火訓練
水防訓練
救出・救助訓練
避難誘導、避難場所・救護所設置運営、炊出し訓練
応急救護、応急医療訓練
ライフライン応急復旧訓練
警戒区域の設定、交通規制訓練
救援物資・緊急物資輸送訓練
広域応援訓練

第3 防災図上訓練

町は、防災関係機関と連携して、災害時における迅速かつ的確な災害応急対策の実施を図るため、大規模災害を想定した防災図上訓練を定期的実施するように努める。

特に、発災初動時における迅速・的確な災害対策本部活動の重要性を考慮し、本部員、防災担当職員等参加者自身の状況判断や対応策の立案を求められる内容を盛り込むなど実践的な訓練を行い、緊急時に適切な対応を措置できる体制の強化に努める。

第4 非常招集訓練

町は、災害時における職員の迅速な動員を図るため、大規模災害を想定した非常招集訓練を実施するように努める。

第5 通信訓練

町は、災害時の被害状況の把握や応急対策の指令を迅速、適切に行えるよう、定期的に通信訓練を実施する。

第6 水防訓練

町は、塩谷消防署と連携して、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、消防団（水防団）を中心とした水防訓練を毎年度実施する。

第7 消防訓練

町は、消防活動の円滑な遂行を図るため、塩谷消防署と連携して、消火、救出・救助、避難誘導等に関する消防訓練を実施する。

また、本町は、町の約60%を山林原野が占めるという地勢にあるため、塩谷消防署と連携して、毎年林野火災訓練を実施する。

第8 住民、自主防災組織、事業所等の訓練

防災意識の向上や組織的な活動の習熟など地域の防災力の強化を図るため、自主防災組織が中心となり、広く地域住民や地域の事業所、防災関係機関の参加を得た、次のような訓練を実施する。

- 1 情報伝達訓練
- 2 避難訓練、避難誘導訓練
- 3 初期消火訓練
- 4 救出・救護訓練等

第4節 災害時要援護者対策

町は、災害時の一連の行動に対してハンディを負う「災害時要援護者」に対して、情報伝達・避難誘導等の迅速な対応が可能な体制の整備や公共施設のバリアフリー化等の対策を実施し、災害時の全面的な安全確保を図る。

第1 現状と課題

災害が発生した場合において、人的な被害を最小限にとどめるためには、住民一人ひとりが必要な情報を迅速、的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの行動をとる必要がある。

こうした災害時の一連の行動においてハンディを負う高齢者、障害者、乳幼児、外国人などのいわゆる「災害時要援護者」は、年々増加している。

特に本町においては、4人に1人が高齢者となっており（平成17年国勢調査）、また後期高齢者（75歳以上）の増加が著しく、一人暮らし高齢者・高齢者夫婦世帯が増加していることから、災害時要援護者に対する対策を一層強化する必要がある。

第2 高齢者、障害者、乳幼児等に対する対策

町は、高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要援護者に対する安全確保を図るため、県が作成した「市町村災害時要援護者対策マニュアル作成ガイドライン」（平成18年2月）等を参照して、「塩谷町災害時要援護者対応マニュアル」を作成し、自主防災組織等の地域レベルに応じたきめ細かい対策を行う。

1 地域における要援護者に対する安全性の確保

(1) 地域の協力体制の整備

災害時要援護者を災害から守るためには、地域の人々が相互に助けあう環境が整備されることが重要である。そのため、町は、民生・児童委員、自主防災組織のリーダー、民間ボランティア等と協力して、災害時要援護者と近隣住民とのコミュニケーションづくりを推進する。

(2) 災害時要援護者の把握

ア 名簿・マップの作成

町は、保健師、ホームヘルパー等の訪問活動、民生・児童委員活動、行政区活動、自主防災組織活動等を通じて、在宅の高齢者、障害者等の自力避難が困難な者について把握を行い、名簿やマップ等を作成することにより必要な情報（所在、家族構成、緊急連絡先、かかりつけ病院等）の整理を行う。なお、名簿やマップ等の作成にあたっては、本人又は家族の同意を得るほか、名簿の管理を徹底するなどプライバシーの保護に十分配慮を行う。

イ 関係機関による情報交換

町は、塩谷広域行政組合消防本部、消防団、自主防災組織、婦人防火クラブ、民生・児童委員、障害者相談員などの福祉関係者等と連携し、定期的な情報交換等により、地域の災害時要援護者を把握する。

(3) 救出・救護体制及び避難誘導・搬送体制の強化

災害が同時多発すると、消防、警察等の救急・救助活動が大幅に制約されることが予想されるため、町は、消防団、自主防災組織、婦人防火クラブ、福祉関係者（民生・児童委員、障害者相談員

等)等と連携し、地域における災害時要援護者に対する支援体制を築き、救出・救護体制の確立・強化を図る。また、避難場所への避難誘導、搬送についても、同様に連携し、体制の確立・強化を図る。

(4) 緊急通報装置等の整備

町は、ひとり暮らし高齢者、重度身体障害者等に対し、緊急通報装置貸与事業を行っている。

災害時に的確かつ迅速な救助活動等が行えるよう、引き続き住民に対して当該貸与事業を周知し、なお一層の整備・拡充の促進を図るとともに、協力員の確保のほか、災害時に地域住民等の協力を得られるよう、平素から協力方法等について協議しておく。

(5) 幼稚園児等対策

町は、幼稚園・保育所の管理責任者に対し、災害時における幼児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制等を具体的に定めておくとともに、避難訓練等の防災訓練を計画的に実施するよう指導する。

(6) 防災知識の普及・啓発

町は、災害時要援護者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布する等広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるよう努める。

2 社会福祉施設等における安全性の確保

(1) 施設の整備

ア 公立社会福祉施設

町は、公立社会福祉施設について、施設の耐久性・耐火性・耐震性を定期的に点検し、建築年数や老朽度合等に応じて必要な修繕等を行うとともに、応急対策用資機材や非常用食料等の備蓄に努める。また、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

イ 民間社会福祉施設

町は、民間福祉施設の管理責任者に対して、公立社会福祉施設と同様の適切な対策を行うよう指導を行う。また、非常用通報装置の設置についても指導していく。

(2) 緊急連絡体制の確保

町は、社会福祉施設や関係機関等との緊急連絡体制を構築し、災害時に必要な情報を確実に連絡できる体制づくりに努める。

(3) 社会福祉施設機能の弾力的運用

町は、災害により被災した高齢者、身体障害者、知的障害者等災害時要援護者に対する支援が円滑に行われるよう、特別養護老人ホームのショートステイの活用による高齢者処遇など、災害時における社会福祉施設機能の弾力的運用が可能な体制の整備を図る。

(4) 夜間体制の充実

町は、社会福祉施設の管理責任者に対し、夜間、休日の職員の勤務体制については、施設の性格、規模、介護需要の必要性等により、実態に応じた体制をとるよう指導を行う。特に、特別養護老人ホームについては、管理宿直員を配置するよう指導を行う。

(5) 土砂災害危険区域の情報提供等

町は、土砂災害を受けるおそれのある社会福祉施設の管理責任者に対し、県と連携・協力して、土砂災害危険箇所及び危険区域、避難場所、警戒避難基準等の情報を提供し、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。

(6) 防災教育・訓練の充実

社会福祉施設の管理責任者は、職員、利用者の防災訓練を定期的実施するとともに、施設の近隣住民に対しても利用者の避難の際の協力を要請し、地域ぐるみの自主防災体制を確立するなど災害時の避難対策を確立するとともに、防災意識の高揚を図る。

3 災害時に重要な役割を果たす公共的施設における対策

(1) 「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づく対策

町は、高齢者及び障害者等が災害時においてもできるだけ支障の少ない生活が過ごせるよう、「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、自ら設置又は管理する公共的施設（避難場所となる学校、社会福祉施設及び公園等）について、出入口、廊下、階段等のバリアフリー化や専用のトイレ、点字案内板、駐車場等の設置等、災害時要援護者に配慮した対策を推進する。

(2) 一時避難のための配慮

町は、洪水等の際に自力での避難が極めて困難な災害時要援護者のために、自ら設置又は管理する公共的施設（社会福祉施設、避難場所となる施設等）について、2階建て以上にするなど、一時避難が可能なよう配慮する。

第3 町内在住外国人に対する対策

1 外国語化による外国人への防災知識の普及

町は、自らの広報媒体への外国語による防災啓発記事の掲載や外国語の防災啓発パンフレットの作成・配布など、多言語による防災知識の普及啓発や避難場所、緊急連絡先等の情報提供に努める。また、町は、避難場所標識や避難場所案内板等の多言語化やマークの共通化（平成13年度に消防庁に設置された「避難標識に関する調査検討委員会」により提言されたマーク）に努める。

2 地域等における安全性の確保

日本語をあまり理解できない外国人においては災害時の行動に支障をきたすことが予想されることから、町は、自主防災組織等によりこれらの外国人を地域全体で支援する体制を推進する。

また、外国人雇用者の多い企業、事業者等の責任者に対して、これらの者への対策や防災教育を実施するよう指導する。

3 通訳・翻訳ボランティアの確保

災害時に外国人に対し適切な情報提供を行うため、県とともに通訳・翻訳ボランティアの確保に努める。

第5節 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備

大規模災害発生直後の被災地域住民の生活を確保するため、食料・生活必需品・医薬品・防災資機材等の現物備蓄及び流通備蓄調達体制を整備する。

第1 食料、生活必需品の備蓄、調達体制の整備

1 住民の備蓄推進

住民は、災害発生から2～3日間は、平常時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、本章第2節第2の1「(3) 非常用品等の準備、点検」のとおり、非常持出品のほか、3日分相当の食料、飲料水、生活必需品の備蓄を行うよう努める。

町は、講演会、広報紙、インターネット等各種媒体を通して、住民自らの家庭内備蓄に関する啓発を行う。

2 町の備蓄推進

現在、町では2か所の備蓄倉庫に乾パンや毛布等を備蓄している。

今後とも計画的に食料や必要な生活必需品の備蓄を行っていくものとするが、備蓄にあたっては地域の実情に応じた備蓄品目を選定するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

備蓄目標数量については、県が実施した地震被害想定調査結果（総論編第6節「地震被害想定」参照）等を参考に設定し、計画的に備蓄を行うよう努める。

なお、備蓄にあたっては、災害時要援護者にも配慮した品目を選定するよう努める。

資料編 防災倉庫備蓄状況

第2 医薬品、医療救護資器材等の備蓄、調達体制の整備

町は、大規模な災害発生時の緊急医療の迅速な対応を図るため、必要な医薬品等を備蓄するよう努めるとともに、町内医療機関、医薬品販売業者等と連携を図り、医薬品、資器材等の調達体制を整備する。

資料編 町内医療機関一覧

第3 防災用資機材の備蓄、調達体制の整備

町は、災害応急対策活動や被災住民の生活支援に必要な資機材の迅速、円滑な確保を図るため、資機材の備蓄、調達体制を整備する。

1 備蓄対象品目

対象品目は、消火活動、水防活動、人命救助活動、被災住民の避難生活等において必要な資機材とする。

2 町における対策

町は、町の地域の実情に応じ必要と想定される資機材を中心に、計画的に備蓄を推進する。また、平素から町内建築業者等と連携を図り、応急対策業務に必要な資機材の調達体制を整備する。

また、各地域の自主防災組織に対して、必要な資機材の備蓄を行うよう指導するとともに、資機材の整備に対する支援を計画的に実施する。

第4 物資・資機材等備蓄スペースの確保

町は、必要な物資や資機材等の備蓄を行うにあたり、学校や公民館等避難場所となるべく施設の空きスペース等を積極的に活用し、必要な物資の資機材等の計画的な備蓄を促進する。

第5 物資の供給体制及び受入体制の整備

町は、災害時において混乱なく被災住民等へ物資を供給することができるよう、確保した物資の配送方法の確立など、避難場所への供給体制の整備及び被災地外からの救援物資等の受入体制の整備に努める。

第6節 風水害に強いまちづくり

風水害に強いまちづくりを行うため、町は、関係機関と連携協力して防災の観点を踏まえたまちづくりの推進、防災上危険な箇所の解消などの市街地対策並びに治水、砂防、治山の各種事業を総合的かつ計画的に展開する。

第1 災害に強いまちづくり

1 災害に強い都市整備の計画的な推進

防災安全空間づくりのための総合的な計画づくりを実施し、災害に強い都市整備を進める。

(1) 防災に配慮したまちづくりの計画策定の推進

町は、災害発生時における住民の生命、財産の安全確保を図るため、防災に配慮した総合的なまちづくり計画の策定を推進する。

(2) 防災の観点を踏まえた都市計画マスタープランの策定の推進

都市計画マスタープランは、土地利用に関する計画、都市施設に関する計画などを含む将来の望ましい都市像を住民の意見を反映した形で明確にするものであり、都市計画策定上の指針となるべきものである。

よって、防災の観点を考慮しつつ、町の都市計画マスタープランの策定を推進するとともに、当該マスタープランや県が平成16年度に策定した都市計画区域マスタープラン等に基づき、町は、住民の協力を得て、災害に強い、安全性の高いまちづくりに努める。

2 災害に強い都市構造の形成

(1) 土地区画整理事業等の面的整備事業の推進による防災都市づくり

防災上危険な住宅密集市街地や消防活動困難区域の解消のためには、幹線道路、都市河川などの主要な公共施設の整備だけでなく、区画道路や公園、水路などを総合的、一体的に整備することが重要である。災害に強い都市構造とするため、総合的な都市整備手法である土地区画整理事業の検討等による面的整備事業を推進する。

(2) 防災機能を有する施設の整備

町は、県等の関係機関と相互に連携し、土地区画整理事業の検討等による都市基盤の整備に併せて、災害時における応急対策の活動拠点となる医療、福祉、行政、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の整備を推進する。

(3) 災害時要援護者に配慮した施設の整備

本章第4節第2の「3 災害時に重要な役割を果たす公共的施設における対策」のとおり、整備を推進する。

3 災害時の緊急活動を支える公共施設等の整備

(1) 公園等の整備

町は、避難場所に指定している塩谷町総合公園等については、食料等の備蓄倉庫、貯水槽、ヘリポート、サイレン吹鳴装置等の災害応急対策施設の整備を推進する。

(2) その他公共施設の整備

道路、公園、河川、砂防等の公共施設管理者は、その施設整備にあたり、災害の拡大防止や安全な避難場所・避難経路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める。

第2 効果的な治水・治山対策の実施

1 治水対策

(1) 現況と対策

源流である西荒川と東荒川の上流部にそれぞれダムが整備され、流域の不安解消が図られてきているが、平成10年8月末の集中豪雨時には本町においても小河川、更には荒川の一部で被害を受け、かつてない損害を被った。

町は、町が管理する河川については、河川の特性等を勘案し、路床の整備など計画的に河川整備を実施していく。

国や県が管理する河川については、水害危険箇所を中心に必要な整備促進を要請していくが、特に荒川・泉川等の軟弱な堤防については早急な堤防改修工事及び河床整備等の実施を要望していく。

(2) 水害危険箇所の周知

町は、水害のおそれがある場合に、住民が円滑かつ迅速に避難できるよう、水害危険箇所の位置・範囲、水害時の留意点・避難先等を記載した洪水ハザードマップ等を作成し、住民に配布するものとする。

資料編 重要水防箇所一覧

2 砂防対策

(1) 現況と対策

本町には、北部高原山に源を発する数多くの溪流を有している。流域の地質はぜい弱で崩壊しやすく、容易に土石流を発生する性質を具備しているため、一度山地荒廃の原因となる豪雨、台風、地震等に見舞われると山腹、溪岸は崩壊を起こし多量の土砂を下流に流送することとなる。生産された土砂は、溪口部を脱すると扇状地を形成し、上流から年々多量に流送されてくる土砂は、河床を上昇させ洪水流の疎通を妨げ、河積の断面積不足による破堤の原因となり、扇状地上に生活を営む住民を脅かしている。また、最近では、平坦地や丘陵地でも都市化や各種開発に伴い土砂災害の危険性が高くなっている。

県事業として、荒廃している溪流に対して積極的に第一次土砂生産防止の山腹工事と土砂かん止調節、溪岸の浸食防止、溪流の縦浸食防止のため、砂防施設の整備が図られている。

また、治水上有害となる土砂を防止し、下流河道に対し無害な流送土砂を軽減することを目的として、県事業により、砂防事業の実施が図られている。

(2) 危険箇所の周知等

町は、住民の生命、財産を保護するため、土石流危険溪流の周知、警戒避難体制の確立など総合的な土石流対策を推進し、災害の防止、被害の軽減に努める。

資料編 砂防指定地一覧

3 治山対策

(1) 現況と対策

本町の総面積の約60%を山林原野が占めるという地勢にあることもあり、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険溪流、山地災害危険地区など、災害の発生しやすい危険箇所を数多く有している。

また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域に指定されている区域も多く存在する。

平成10年8月末の集中豪雨の際にも、豪雨により地盤が緩み、急傾斜地の崩壊、山腹崩壊等の災

害が至るところで発生した。

このため、人家への危険の影響がある危険箇所を優先して、崩落防止策（擁壁工、谷止め工等）を早急に設置するよう県に要請するとともに、県と連携して急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険溪流等の危険箇所の再調査等を実施し、必要な整備を推進していく。

(2) 危険箇所の周知

町は、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合に、住民が円滑に避難できるよう、土砂災害に関する情報の伝達責任者・伝達方法、避難先等が記載された印刷物等を作成し、住民に配布するものとする。

資料編	急傾斜地崩壊危険箇所一覧 急傾斜地崩壊危険区域一覧 土石流危険溪流一覧 土砂災害（特別）警戒区域及び避難体制・避難場所一覧 山地災害危険地区一覧
-----	--

第7節 土砂災害・山地災害予防対策

豪雨、長雨等発生時の土砂災害から町土を保全し、住民の生命、身体、財産を保護するため、関係法令等に基づく、災害危険箇所・区域等に対し、計画的な予防対策を実施する。

第1 現状と課題

土砂災害・山地災害（地すべり、土石流、がけ崩れ、山崩れ）は、毎年のように全国各地で発生している。これらによる犠牲者は、自然災害による犠牲者の中で大きな割合を占めており、本町に大きな被害をもたらした平成10年8月末豪雨災害においても、人的被害は発生しなかったものの急傾斜地の崩壊、崩壊土砂の流出等が各所で発生した。

また、新たな宅地開発等によりがけ崩れの発生するおそれのある危険な箇所は、年々増加している。

これらを踏まえ、関係法令等に基づき、砂防・治山事業等によるハード面の整備を計画的に推進するとともに、当該ハード対策と併せて、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号。以下、「土砂災害防止法」という。）に基づく対策や土砂災害警戒情報の活用等のソフト対策を充実させ、両対策を組み合わせた効果的な対策を推進していく必要がある。

第2 土砂災害防止法に基づく被害防止対策

土砂災害（がけ崩れ・土石流）から住民の生命、身体及び財産を守るため、土砂災害防止法に基づき、町及び県は連携して次の対策を実施する。

1 基礎調査結果の収集

県（県土整備部）は、概ね5年毎に、溪流や斜面及びその下流など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、降水等の状況、土地利用状況等について基礎調査を実施することとなっている。

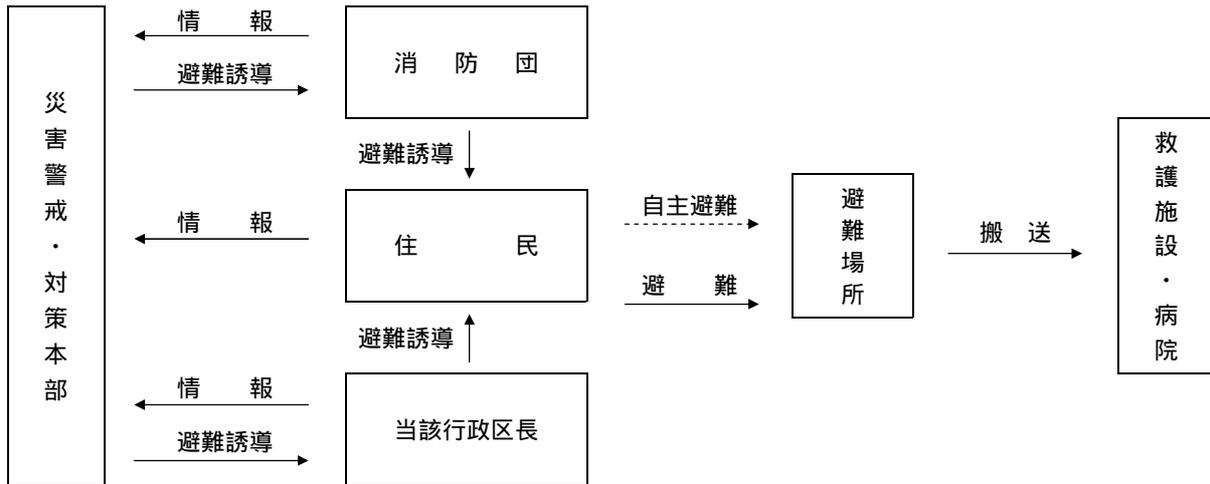
町は、県から当該基礎調査の結果を通知された場合には、土砂災害のおそれのある区域（以下「土砂災害警戒区域」という。）の指定について県に協力することとする。

2 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備等

土砂災害防止法第6条の規定に基づき、県から指定された土砂災害警戒区域については、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために、必要な警戒避難体制の整備を図る。

また、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所に関する事項等警戒区域における円滑な警戒避難を行うために必要な事項について、土砂災害ハザードマップの配布や町ホームページ等を通じて地域住民に周知を行う。

情報収集及び伝達・避難体制のフロー図



3 土砂災害特別警戒区域の指定促進

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民に著しい危害が生じるおそれがある区域について、土砂災害防止法第8条の規定に基づき、県から指定された土砂災害特別警戒区域については、次の措置を行うこととなっている。

このため、町は県と連携して、土砂災害特別警戒区域の住民に対して、当該措置内容の周知を図り、土砂災害から住民の生命及び身体の保護を図るものとする。

- (1) 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
- (2) 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- (3) 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- (4) 勧告による移転者への融資、資金の確保 等

資料編 土砂災害（特別）警戒区域及び避難体制・避難場所一覧

第3 被災宅地危険度判定制度の登録の推進

町は、豪雨等により被災した宅地の二次災害に対する安全性を判定するため、被災宅地危険度判定制度を整備する。

1 被災宅地危険度判定士の登録の推進

被災宅地の危険度を判定する技術者を確保するため、「塩谷町被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、宅地危険度判定士としての登録を推進する。

2 判定資機材の確保

町は、被災宅地の危険度判定活動に必要な資機材をあらかじめ調達し、備蓄しておくものとする。

3 被災宅地危険度判定士の運用・支援体制の整備

被災宅地の危険度判定が円滑に行われるよう、平素から被災宅地危険度判定士の派遣、輸送、判定準備等の運用・連絡網について整備する。

4 被災宅地危険度判定実施体制の整備

町は、平素から近隣市町と被災宅地危険度判定実施の相互応援体制について整備する。

資料編 塩谷町被災宅地危険度判定実施要綱

第4 山地災害防止対策

1 現況

本町北部の山林原野には、山地に起因する災害危険地区（山腹崩壊危険地区36か所、崩壊土砂流出危険地区66か所）が指定されている。

資料編 山地災害危険地区一覧

2 対策工事の実施促進

県は、山地災害危険地区について、地況、林況、地質特性、保全対象等から危険度を判定し、危険度の高いものから順次対策工事を実施している。

町は、未着工箇所について、人家への影響がある危険地区を優先して対策工事を実施するよう県に要請する。

3 森林の整備

町は、森林の持つ水源涵養、土砂流出防止機能を活用し、山地での災害発生を防止するため、関係機関及び林業関係団体と連携して荒廃している森林の整備を図る。

4 住民等への周知

町は、県から提供される危険箇所に関する資料を縦覧に供するとともに、県に協力して、対策工事が未着工の箇所を中心に表示板を設置する等、広く住民に周知を行い、台風や豪雨時等における被害発生の未然防止及び被害の軽減を図る。

なお、住民に対する周知に当たっては、県が認定した山地防災ヘルパーとの連携を図るものとする。

第5 急傾斜地崩壊対策

1 現況

町内には、急傾斜地崩壊危険箇所が55か所あり、このうち1か所が「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年法律第57号）第3条の規定に基づき、急傾斜地崩壊危険区域に指定されている。

資料編 急傾斜地崩壊危険箇所一覧 急傾斜地崩壊危険区域一覧

2 急傾斜地崩壊危険区域の指定促進

急傾斜地崩壊危険区域に指定された場合には、急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、土地所有者等は土地の保全に努めなければならないほか、県によって次のような措置が行われることとなっている。

このため、未指定の急傾斜地崩壊危険箇所については、関係住民の理解と協力を得ながら、県に対して指定の促進を図っていく。

- (1) 水を放流し、又は停滞させる行為など水の浸透を助長する行為、のり切、掘削、立竹木の伐採等、急傾斜地の崩壊を助長又は誘発するおそれがある行為の制限
- (2) 急傾斜地崩壊危険区域であることを表示する標識の設置
- (3) 急傾斜地崩壊防止の工事など防災措置の勧告
- (4) 土地所有者等への改善措置の命令
- (5) 立入検査の実施
- (6) 土地所有者等が施行することが困難又は不適当な箇所の崩壊防止工事の実施

3 土地所有者等に対する防災措置

(1) 土地所有者等に対する指導

ア 町は、県が実施した危険箇所調査結果に基づき、危険箇所の土地所有者、管理者、占有者に対し、擁壁、排水施設等必要な防災工事を促すとともに、常に監視を行い災害時における安全の確保を図るよう指導を行う。

イ 町は、急傾斜地崩壊危険箇所において、県と協力して、土地所有者、管理者、占有者に対して、必要な防災工事を施すよう指導を行う。

(2) 融資制度の周知

町は、県と連携して急傾斜地崩壊危険区域（災害危険区域）における土地所有者、管理者、占有者による防災工事、家屋の移転等を行う場合に、公的融資制度が活用できる旨、広報紙等により周知を行う。

ア かけ地近接等危険住宅移転事業（所管：国土交通省）

イ 防災集団移転促進事業（所管：国土交通省）

4 住民への周知

町は、県から提供される危険箇所に関する資料を縦覧に供するとともに、県と協力して、関係住民等を中心に、広く危険箇所の周知を行う。

また、住民に対し、次の事項に注意し、異常を察知した場合、町又は警察に速やかに通報を行うよう周知を行う。

危険状況判断のための着眼点

降雨量、積算雨量等の増加
崖中途からの地下水の湧水
崖に割れ目が見えたり、小石がパラパラと落ちる場合
湧水が濁り出した場合
樹木の根が切れる音がした場合

第6 土石流防止対策

1 現況

町内には、土石流危険渓流が58渓流ある。

資料編 土石流危険渓流一覧

2 砂防工事の促進

町は、土石流に対処するための工事について、土石流の発生するおそれが高い渓流、保全対象となる人家、公共的な施設の多い渓流について重点的に砂防工事を促進するよう、県に働きかけていく。

3 警戒避難体制の確立

町は、警戒避難体制の確立を図るため、県の指導を得ながら土石流危険渓流周辺における警戒避難体制の整備を推進する。

4 住民への周知

町は、県から提供される危険箇所に関する資料を縦覧に供するとともに、県と協力して、関係住民等を中心に、広く危険箇所の周知を行う。

また、住民に対し、次の事項に注意し、異常を察知した場合、町又は警察に速やかに通報を行うよう周知を行う。

危険状況判断のための着眼点

地鳴り、山鳴り、転石のぶつかり合う音が聞こえる場合

立木の裂ける音が聞こえる場合、巨礫の流れが聞こえる場合

渓流の流末が急激に濁りだした場合、流木が混ざり始めた場合

降雨が続いているにもかかわらず、渓流の水位が急激に減少し始めた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険がある。）

渓流の水位が降雨量の減少にもかかわらず、低下しない場合

渓流付近の斜面に落石や斜面の崩壊が生じ始めた場合、その兆候が出始めた場合

渓流内で火花が散ったり、腐った土の臭いがした場合

第8節 水防体制の整備

大雨、洪水等による河川の氾濫や浸水等から被害の軽減を図るため、水防施設等を整備するとともに、平常時における水防活動体制並びに洪水予報・水防警報等の警戒情報伝達体制等の整備を推進する。

第1 水防管理団体の義務

1 水防管理団体の責務

(1) 水防管理団体の責務

水防管理団体（町）は、町内における水防を十分に果たすべき責任を有する。

(2) 水防管理者の責務

水防管理者（町長）は、平常時から水防団による地域水防組織の整備に努める。

(3) 居住者等の水防義務

居住者及び水防の現場にある者は、水防管理者、水防団長、消防機関の長が、水防のためやむを得ない必要があつて命じた水防活動に従事しなければならない。

2 水防計画の策定

水防管理者は、県の水防計画に応じた水防計画を定め、知事と協議し、関係機関に周知する。

第2 水防活動体制の整備

1 資機材等の整備

町（水防管理団体）は、河川の状況、堤防護岸の状況、過去の災害の状況等を勘案して、水防倉庫等を設置し、県の水防計画に定める基準により、地域の実情に即応した水防器具、資材の整備に努める。

資料編 水防倉庫資材器具一覧

2 水位等の情報収集体制の整備

県は、県内市町等に対して県防災行政ネットワークを通じて、異常気象時における河川水位・雨量等の情報を提供するとともに、県民に対してもインターネット（リアルタイム雨量・河川水位観測情報システム）や電話応答システムにより、雨量・水位情報等の提供を行っている。

町は、平素から当該システムを活用して避難準備情報発令の基準等に資するとともに、住民に対して広報紙や町ホームページ等を通じて当該システムの周知を図り、自主避難の目安等に資するよう努める。

資料編 雨量・水位観測所一覧

3 訓練、研修等による水防団の育成・強化

(1) 町（水防管理団体）は、平常時から水防団（消防団）に対する研修会等を実施し、育成・強化に努める。

(2) 町（水防管理団体）は、毎年出水期前に1回以上の水防訓練を実施する。

(3) 町（水防管理団体）は、河川ごとに、重要水防箇所等の具体的な水防工法をあらかじめ検討する。

第3 浸水想定区域における対策

1 浸水想定区域における考え方

国、県による浸水想定区域の指定があった場合、当該浸水区域ごとに、次の事項を定めるとともに町民に周知を図る。また、町民は危険を察知した場合、町や防災機関へ連絡をするとともに、自主避難を行う。

(1) 洪水予報等の伝達方法

(2) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な措置

(3) 浸水想定区域内に高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地、洪水予報の伝達方法等

2 洪水ハザードマップの整備

町は、国や県の協力のもと、効果的な避難等応急対策に資する洪水ハザードマップを整備し、情報の伝達経路・方法、避難場所、避難時の心得等について町民や関係機関への普及徹底に努める。

3 浸水想定区域における避難の方針

(1) 浸水想定区域内の2階建て以上の堅牢な建物（非木造）の居住者は、自らの居住する建物の2階以上に避難する

(2) 浸水想定区域内の平屋建て・木造建物の居住者は、浸水想定区域外収容避難所、浸水想定区域内収容避難所の非浸水階層に避難する。

(3) 収容避難所に避難できない者は、付近の2階建て以上の堅牢な建物（非木造）の2階以上に避難する。

資料編 塩谷町想定氾濫区域図

第4 洪水予報時の情報伝達

1 洪水予報河川について

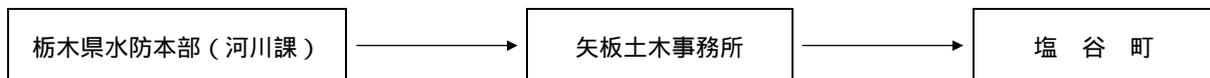
本町における洪水予報河川の区域、基準水位観測所等は次のとおりである。

河川名	区 域	基準水位観測所			担当官署
		水防団待機水位	はん濫注意水位	はん濫危険水位	
鬼怒川	左岸：塩谷町大字風見1201番16地先から 高根沢町大字宝積寺まで	佐貫（下）			下館河川事務所 宇都宮地方気象台
	右岸：宇都宮市宮山田町字カハタニ1302 から宇都宮市下岡本町まで	1.50	2.30	3.40	

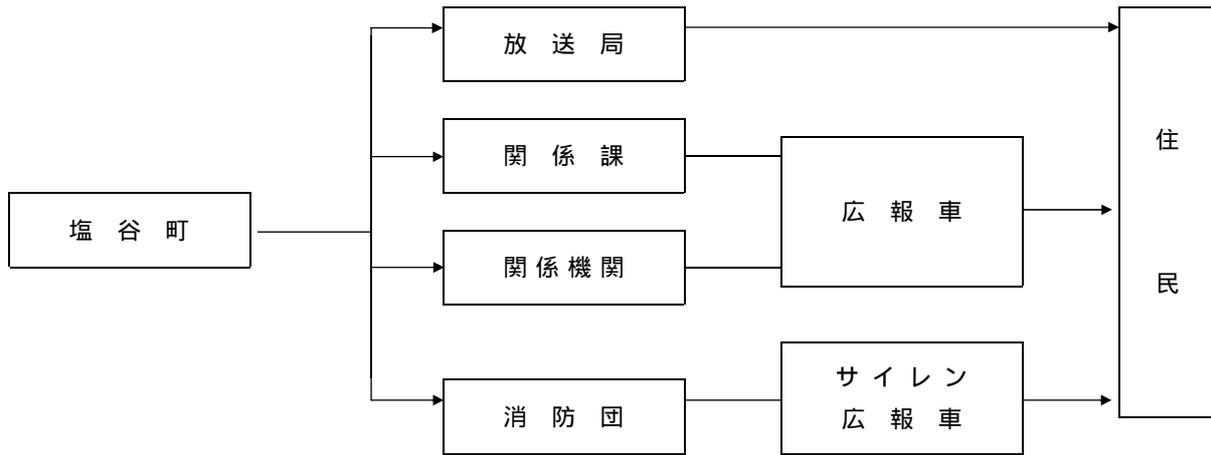
2 洪水予報、水位情報等の伝達系統

県からの洪水予報、水位情報の伝達系統及び町民等へ避難勧告、避難指示等の伝達系統は、次のとおりである。

ア 県からの伝達系統



イ 住民への伝達方法



第5 水防警報時の体制整備

国土交通省関東地方整備局及び県は、洪水により重大な損害を生じるおそれがあると認めて指定した河川について、水防管理団体の水防活動に対して、待機、準備、出動等の体制を整備できるよう、水防警報を発することとなっている。

町は、平素から水防警報の種類ごとの体制を整備しておく。

1 水防警報河川について

本町における水防警報河川の区域、基準水位観測所等は次のとおりである。

河川名	区 域	基準水位観測所		関係土木事務所
		水防団待機	はん濫 注意水位	
鬼怒川	左岸：塩谷町大字風見1201番16地先から 高根沢町大字宝積寺まで 右岸：宇都宮市宮山田町字カハタニ1302 から宇都宮市下岡本町まで	佐貴（下）		矢板土木事務所 宇都宮土木事務所
		1.5	2.3	

2 水防警報の種類並びに発表基準

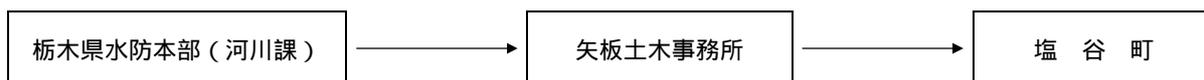
水防法第16条による国土交通大臣及び知事の行う水防警報の種類並びに発表基準は、概ね次表のとおりである。

種 類	内 容	発 表 基 準
待 機	1 出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動を止めることはできない旨を警告するもの	気象注意報、警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他の河川の状況により必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	洪水注意報等により、又は水位、流量その他の河川状況により、警戒水位を超えるおそれがあるとき。

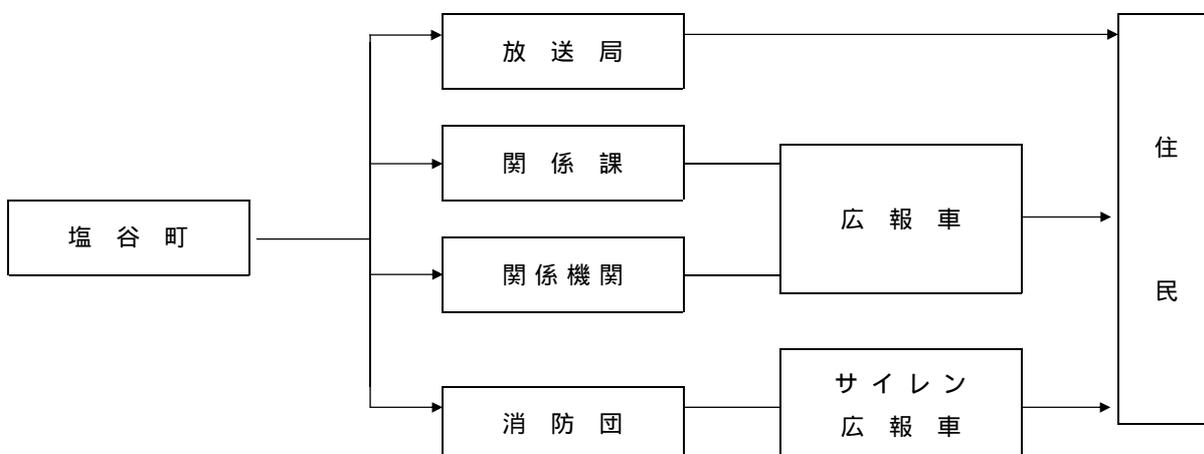
指示及び情報	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	洪水警報等により、又は既に警戒水位を超え、災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	警戒水位以下に下降したとき。又は警戒水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

3 水防警報の伝達系統

(1) 県からの伝達系統



(2) 住民への伝達方法



第6 河川管理施設等の水害予防対策

河川管理者、水防管理者は、河川の氾濫防止、治水安全度の向上を図るため、必要に応じて巡視点検を実施するとともに、洪水時における円滑な水防活動を期すため、水防用資材の備蓄、維持管理に努める。

また、緊急時における水門等の操作を的確に実施するため、操作基準、連絡方法について、平常時から関係機関間での協議調整を図る。

第9節 火災予防対策

町は、県及び消防関係機関の協力を得ながら、防火思想の普及と消防体制の充実強化を図るとともに、住民等の協力により火災予防と大火の防止を期するものとする。

第1 消防組織の充実・強化等

1 消防組織の現況

常備消防は、2市2町を構成市町とする広域消防で、1本部・5消防署により組織されており、本町には塩谷消防署が配置され、火災の予防・警戒・鎮圧等の消防業務にあたっている。

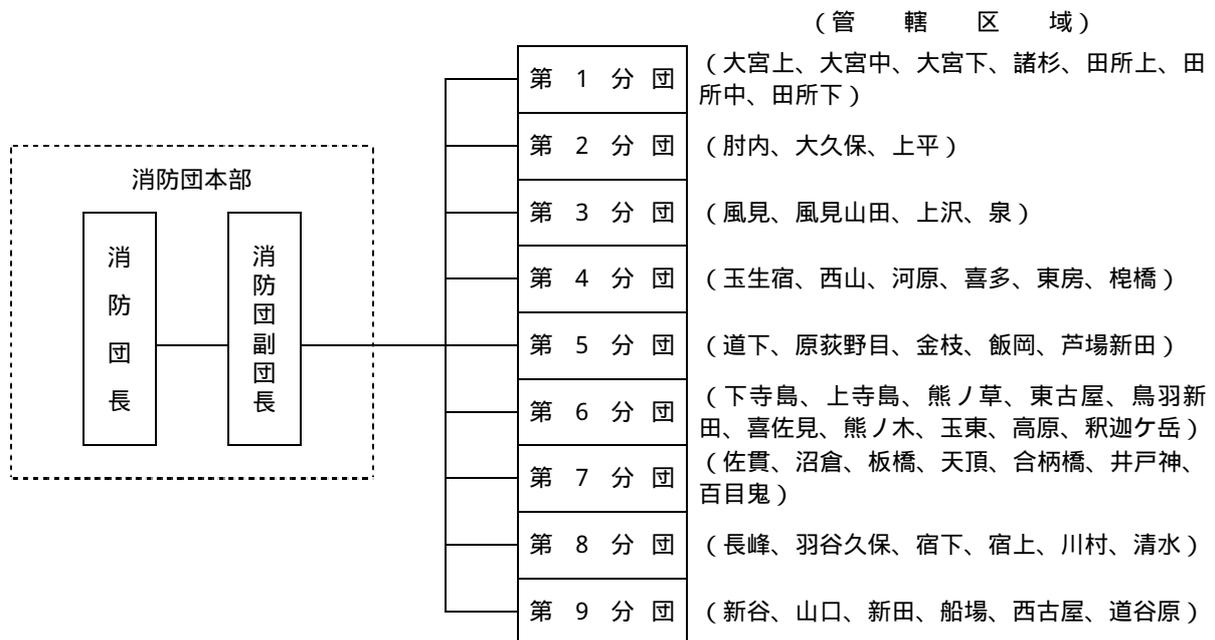
また、非常備消防の消防団は、1消防団本部・9消防分団で組織され、地域防災の核として、平常時には予防活動・啓発活動等、また災害時には消火・救出救助・避難・誘導等の業務にあたっている。

2 消防組織の充実・強化

在宅消防団員が減少し、日中時における消防団体制が弱小化している。

町は、「消防力の整備指針」に基づき、消防組織の整備を図るとともに、長期的展望に立った消防団組織の活性化を推進し、消防体制の充実・強化に努める。

消防団の組織と管轄区域



3 婦人防火クラブの育成強化

町には、婦人防火クラブが組織され、平素から塩谷消防署のもとに消火訓練、救急救命訓練等を実施し、火災発生を防止し、又は被害を軽減できるよう努めている。

町は、地域の防火・防災意識の高揚と自主防災活動の活性化を図るため、塩谷消防署と連携し、婦人防火クラブの育成強化を推進する。

第2 消防施設等の整備・強化

1 消防施設・設備の整備

消防団車庫は老朽化が著しく、改築工事が必要とされている。

町は、消防施設・設備については、「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」、「消防団の装備の基準」に適合するよう年次計画を立て、計画的に整備を進める。

資料編 消防ポンプ自動車等の現況

2 消防水利の整備

水道施設未整備地区には消火栓が無いため、当該地区への防火水槽の増設等を図る必要がある。

町は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

資料編 消防水利の現況

3 情報伝達手段の充実

火災発生時等には、サイレン吹鳴装置により地域住民、消防団員に広報周知を図っているところであるが、サイレン吹鳴装置未設置地域も多くあるため、町内全域をカバーできるよう、年次計画により整備の促進を図る。

第3 防災関係機関との連携

火災発生時等に、迅速に消火活動・救出活動が実施できるよう、平素から近隣市町や消防機関等と連携体制の確立を図っておく。

また、他市町村との消防相互応援協定の締結を推進する。

資料編 災害時における市町村相互応援に関する協定

第4 防火思想の普及

1 防火知識の普及啓発

町は、春季・秋季の全国火災予防運動期間中のポスター掲示、防火チラシの配布、町ホームページ、広報紙等による広報活動の実施、また住民が防火について正しい知識と技術を身につけられるための講習会の開催などにより、防火知識の普及啓発を図る。

また、林野火災防止の普及啓発を図るため、全国山火事予防運動（3月1日～7日）、栃木県春の山火事防止強調運動（3月1日～5月31日）を実施する。

2 入山者等への防火意識の啓発

林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いであることから、町は、林業関係者、林野周辺住民、ハイカーなどの入山者等への防火意識の啓発を実施する。

第5 防災訓練の実施

市街地が3つの地区に分かれて、また、町の約60%を山林原野が占めるという本町の地勢等を踏まえ、災害発生時に応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、市街地等で火災が発生した場合、また、林野火災が発生した場合などあらゆる状況を想定し、実践的なものとなるよう工夫した訓練を実施する。

なお、訓練は、塩谷消防署、町消防団等の関係機関のほか、婦人防火クラブ、地域住民、また高齢者・障害者等の災害時要援護者の参加を得て実施する。

第6 林野の整備

町は、林野火災の延焼防止のため、林縁や林内に防火樹林帯の設置促進に努める。

また、森林所有者及び林業関係団体等は、自主的な森林保全管理活動を推進するよう努める。

第7 野外堆積物対策

町は、廃棄物等を多量に保管している場所で、火災予防上特に必要があると思われるものについて、県・塩谷消防署等と連携を密にして、野外堆積物の場所、種類及び量、消防活動上の障害等を把握し、また火災予防上適切な措置を講じるよう事業者等に指導する。

第8 火災延焼防止のための緑づくり

1 避難場所の緑化

避難場所として利用される公共施設・学校等の緑化に際しては、樹木の有する延焼阻止機能等に着眼し、常緑広葉樹を主体に植栽するなど災害に強い緑地の整備に努める。

2 家庭等の緑化

樹木の有する延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭、事業所その他の施設に至るまで、災害に強い緑づくりを推進する。

第10節 農林業関係災害予防対策

災害の発生に際して、農林業被害を最小限に止めるために、町、関係施設等の管理者等は、施設整備等の予防対策を実施する。

第1 農地・農業用施設及び林業用施設対策

土地改良区、水利組合等の農地・農業用施設及び林業用施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。

1 各施設の共通的な対策

(1) 管理体制の整備

農業用施設の管理者は、施設の適正な維持管理計画を定め、管理技術者の育成・確保など管理体制の強化を図る。

(2) 施設等の点検

農業用施設及び林業用施設等の管理者は、平常時から定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

2 ため池施設対策

ため池施設の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

出水時、異常時には応急措置を施すことができる体制を整備し、貯水制限等の措置を講じて、災害の未然防止に努める。

また、老朽化等により施設の改良が必要なものは、計画的な整備に努める。

3 用排水施設対策

頭首工、大規模排水工事等の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、出水時、異常時には応急措置を施すことができる体制を整備するなど、災害の未然防止に努める。

また、施設機能保持のため改良が必要なものについては、計画的な整備に努める。

第2 農林水産業共同利用施設対策

農業協同組合、森林組合、農林水産業共同利用施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。

1 管理体制の整備

農林水産業共同利用施設（農林水産産物倉庫、農林水産産物処理加工施設、農林水産産業用生産資材製造施設、種苗生産施設、家畜飼養管理施設、家畜排泄物処理利用施設等）の管理について、各管理主体は、管理者の育成・確保などにより、管理体制の整備・強化を図る。

2 各施設の予防対策

施設管理者は、平常時から適切な維持管理等を行い、災害の予防に努める。

第 1 1 節 情報通信の整備

大規模な災害発生時における迅速かつ的確な情報の伝達体制を確保するため、平常時から通信手段の運用・整備・維持管理を図り、情報の伝達に万全を期す。

第 1 通信施設の現況

現在、町が運用している通信施設は、次のとおりである。

- 1 町防災行政無線（車載型・可搬型・携帯型）
- 2 県防災行政ネットワーク
- 3 消防団無線
- 4 一般加入電話
- 5 携帯電話
- 6 サイレン吹鳴装置
- 7 インターネット

第 2 町防災行政無線の整備

現在、町防災行政無線は、固定系は整備されてなく、移動系が役場を基地局とし、陸上移動局（車載型・可搬型・携帯型）が整備され、災害時には災害現場等との通信の確保を図っている。

町は、正常な機能維持を確保するため、無線設備の保守点検を実施するとともに、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、定期的に通信訓練を実施する。

なお、大規模災害時に住民等に対して適切に情報の提供及び避難勧告・指示の伝達を行うためには、同報系の整備が必要であるため、同報系の導入について検討する。導入にあたっては、豪雨時等の激しい雨の場合には音声が届かないこともあるため、戸別通報システム等の整備についても考慮する。

第 3 県防災行政ネットワーク等の的確な運用

県、市町、防災関係機関相互の災害時における迅速、的確な情報の収集、伝達を確保するために県により県防災行政ネットワークが整備され、平成12年度から本格的な運用が開始されている。

災害時に、町に配備されている県防災行政ネットワークを活用して、県及び県関係出先機関等からの情報収集、被害状況等の報告が的確に行えるよう、通信訓練等を通じて運用の習熟に努める。

また、町内には次の機関に県関係の無線が設置されている。災害により町役場に設置されている県防災行政ネットワークが使用不能の場合等には、当該機関の無線を使用し、県への連絡ができるよう、平素から当該関係機関と利用協力等について協議を行っておく。

町内における県関係無線設置状況

機 関 名	所 在 地	電話番号	無線の種類
那珂川水系ダム管理事務所西荒川ダム管理所	上寺島710	45 0141	県防災行政ネットワーク
” 東荒川ダム管理所	上寺島1616 2	45 1426	”
風見発電所	風見山田614	46 0342	県企業局無線
佐貫ダム管理所	佐貫798	47 0816	”

第4 サイレン吹鳴装置

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合等には、サイレン吹鳴装置により地域住民、消防団員に広報周知を図っているところであるが、サイレン吹鳴装置未設置地域も多くあるため、町内全域をカバーできるよう、年次計画により整備の促進を図る。

第5 一般加入電話（災害時優先電話）

災害時においても一般加入電話を活用して、各関係機関や団体との通信の確保を図るものとするが、災害時には一般加入電話が輻輳し、使用が困難になる状況が予想される。このような状況でも災害時優先電話は比較的通話が可能な状態となるため、町は、災害発生時に重要となる電話を災害時優先電話としてNTTに平素から登録するよう努めるものとする。

町は、災害時に有効に活用できるよう、平素から次の措置を行い、職員に周知を図るものとする。また、町役場や他の公共施設への登録の推進に努めるものとする。

周 知 事 項

登録電話機に「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。

災害時には当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

第6 町ホームページの整備

町は、開設しているホームページを活用して、災害時に町内の被災状況等の情報提供や住民への協力依頼等の広報手段として活用できるよう、平素から整備を図っていく。

第12節 避難体制の整備

災害発生時に危険区域にいる住民、旅館等の宿泊者などを混乱少なく避難させるため、あらかじめ避難場所等の選定、避難誘導體制、避難場所運営体制の整備を促進し、避難者の安全確保に努める。

第1 避難場所の指定及び整備

1 避難場所の指定

町は、既に避難場所を指定しているが、現在指定している箇所が、避難した住民を受け入れる施設として適切であるか随時確認を行い、適切でないと判断された場合には適宜見直すものとする。その際は、次の事項に留意し、見直すものとする。

また、新たに指定を行ったり、指定を解除した場合には、速やかに住民に周知するとともに、県に対して報告を行う。

指定にあたっての留意事項

原則として地区別に指定し、高齢者、障害者、幼児等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。また、一旦避難した避難場所に更に危険が迫った場合に、他の避難場所への移動が容易に行えること。

人員・物資の輸送用車両が直接乗り入れられるよう、十分な幅員の道路に接していること。

土砂災害・浸水、地震、延焼、火山災害等災害の種類に応じた安全性を確保すること。

土砂災害危険箇所及び危険物等を取り扱う施設が周辺にないこと。

資料編 指定避難場所一覧

2 避難場所の整備

町は、避難場所の整備にあたっては、次のような事項に留意するものとする。

整備にあたっての留意事項

避難収容施設においては、耐震性を確保すること。

電話の不通、停電、断水等の事態に備え、必要な設備の整備に努めること。

放送設備等、避難者への情報伝達に必要な設備の整備に努めること。

換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めること。

帰宅困難者、観光客等地区外の避難者の避難に資するため、標識の共通化（平成13年度に消防庁に設置された「避難標識に関する調査検討委員会」により提言されたマーク）、誘導標識、案内板等の設置に努めること。

第2 避難に関する知識の周知徹底

町は、避難の万全を図るため、各種手段や広報を活用して、避難場所の位置、避難経路、避難にあたっての注意事項、避難場所への持出品等避難に必要な知識等の住民の周知徹底に努める。

町が行う主な周知方法は、次のとおりである。

- 1 自主防災組織等を通じた周知
- 2 標識、誘導標識、案内板等の設置による周知
- 3 各種ハザードマップの配布による周知
- 4 広報紙、インターネット等による周知

第3 避難実施・誘導體制の整備

1 避難基準の設定

町は、県の助言等を得て、土砂災害警戒区域や土砂災害危険箇所、浸水が予想される地域の住民に対する避難勧告等を行う場合の基準を、あらかじめ降雨量、河川の水位、土砂災害警戒情報及び洪水予報の基準等により検討し、設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

2 避難準備情報発表体制の確立

町は、県の助言・支援を得て、気象警報、降水量、河川水位、その他各種情報から判断して、避難を要する状況になる可能性がある場合に、危険予想地域の住民に避難勧告を発令する準備に入ったことを知らせる避難準備情報を発表する体制を確立する。

3 避難伝達手段の整備

町は、土砂災害警戒区域や土砂災害危険箇所、浸水が予想される地域の住民に避難勧告等の重要な情報を確実に知らせるため、本章第11節「第2 町防災行政無線の整備」のとおり、同報系の防災行政無線を中心とした通信施設の整備を検討するとともに、職員による広報車等での伝達や、消防団、自主防災組織等を活用した戸別伝達等多様な伝達手段の整備に努める。

4 避難誘導體制の確立

(1) 各機関との連携による地域の避難体制の確立

町は、消防機関、県警察、自主防災組織等の協力を得て、平常時から次のことに留意して避難誘導體制を確立しておく。

- ア 各地区ごとに事前に責任者を決定しておくこと。
- イ 地区の実態に応じ、避難経路を2か所以上選定しておくこと。
- ウ 災害時要援護者の安全確保及び優先避難を考慮すること。
- エ 避難経路となる道路の安全性の向上に努めること。

(2) 避難時に困難が生じると予想される者への対策

ア 災害時要援護者対策

町は、県と連携して、在宅の高齢者、障害者等の災害時要援護者の速やかな避難誘導を図るため、自主防災組織及び福祉関係者（民生・児童委員等）と連携を綿密に行っておくよう努める。

また、町は、災害時要援護者が利用する公的社会福祉施設について、施設利用者の個々の様態に対応できる避難計画を策定するよう努めるとともに、民間の社会福祉施設に対して避難体制を整備するよう指導を行う（本章第4節「災害時要援護者対策」参照）。

イ 不特定かつ多数の利用者がいる施設等の対策

町は、塩谷広域行政組合消防本部及び県警察と連携して、不特定かつ多数の人の集まる場所の管理者に対し、非常の際の誘導要領、施設内の避難経路の明示、照明・予備電球の確保等について指導を行う。また、避難訓練の実施に努めるよう指導を行い、安全体制の確保に努める。

第4 避難場所管理・運営体制の整備

1 避難場所管理体制の確認

町は、各避難場所の管理責任者をあらかじめ定めるとともに、避難場所がスムーズに開設できるよう責任者への連絡手段・方法等を毎年度確認しておく。

2 職員派遣体制の整備

町は、災害発生初期において避難場所管理・運営を円滑に行うため、避難場所への職員派遣基準及

び体制を事前に明確にしておく。

3 自主防災組織、ボランティア団体等との連携

町は、円滑な自主運営体制の確立を図るため、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得て、連携しての避難場所運営体制を事前に検討しておく。

第 1 3 節 消防・救急・救助体制の整備

大規模災害発生時に、迅速かつ的確に被災者の救助活動・応急措置・救急運搬等が行えるよう、町は県及び消防機関と連携して、平常時から消防・救急・救助体制の整備充実を図る。

第 1 組織の充実強化

町、塩谷広域行政組合消防本部は、「消防力の整備指針」に基づいて消防組織の整備を図るとともに、長期的展望に立った効率的な組織づくりを推進し、消防体制の強化に努める。特に、団員の減少やサラリーマン化、高齢化の問題を抱える消防団について、団員の確保と資質の向上を図る。

第 2 救急・救助用車両・資機材等の整備

町、塩谷広域行政組合消防本部は、救急・救助隊の設置を進めるとともに、「消防力の整備指針」等により、県の支援を受けて救急・救助用車両、資機材等の整備を計画的に推進し、救急・救助体制の充実を図る。

- 1 救急救命措置を行う救急救命士の養成をはじめとする、高度な救急・救助需用に対応できる職員の養成
- 2 救助工作車、高規格救急車、照明車等の車両の整備
- 3 応急措置の実施に必要なエンジンカッター、チェーンソー等の救急・救助用資機材の整備

第 3 地域防災力の向上

町は、各種防災訓練を通じ、又は塩谷広域行政組合消防本部が定期的で開催する救命応急手当講習会への受講を奨励するなどして地域の自主防災組織等の育成・強化を図るとともに、住民が自発的に情報提供や救助活動への協力を実施する体制を整備する。

第 4 医療機関との連携強化

塩谷広域行政組合消防本部は、同時多発する救急要請に対し、迅速かつ的確な医療機関への搬送を行うため、医療機関との連携を強化する。

第14節 医療救護体制の整備

大規模な風水害等発生時、また、震災発生時に、局地的又は広域的に多数の負傷者が同時多発的に発生することが想定されることから、負傷者への迅速かつ適切な医療救護活動を実施できるよう、町は、県、医療機関等関係機関と連携し、平常時から初期医療体制及び後方医療体制等の整備・充実を図る。

第1 初期医療体制の整備

町は、県及び医療機関等と連携し、初期医療体制の整備を図るものとする。

1 初期医療体制の整備

(1) 救護所の整備

消防機関及び関係医療機関と連携し、救護所にあてるべき建物・場所を調査し、その一覧を作成しておく。その際、救護所に備えるべき器材をあらかじめ検討し、確保方法を確立しておく。また、臨時・移動式救護所を開設するための資材（テント等）の整備を図る。

(2) 医療救護班の編成、出動

町は、災害発生時に医療救護班の迅速な応援が得られるよう、平素から塩谷都市医師会等と医療救護班の編成、出動体制等について協議を行っておく。

(3) 医薬品等の確保

災害発生時に使用する医薬品及び医療資機材は、平素から備蓄に努めるとともに、町内の薬局・薬店等からの調達体制を整備する。

資料編 町内医療機関一覧

2 住民、自主防災組織等による自主救護体制の整備

町は、災害時の初期医療をより円滑に行うために、地域の住民、自主防災組織等が、救護所などにおいて軽微な負傷者に対し応急救護活動を行う等、救護班の活動を支援できるよう、塩谷広域行政組合消防本部が定期的に開催する「救命応急手当講習」等への受講を奨励する。

3 災害時要援護者への対応

人工呼吸器使用者は、大規模災害が発生した場合にも、バッテリーや酸素供給体制のバックアップが必要であり、また人工透析者も継続して医療の提供が受けられる必要があるため、町は、平素から関係機関と協議して、当該災害時要援護者に対する医療支援体制の整備を図るものとする。

第2 後方医療体制等の整備

1 後方医療体制の整備

救護所における救護班では対応できない重症患者等を収容するため、町は塩谷都市医師会等と連携・協力して、重症患者等の受入れの拠点となる医療機関の確保に努めるなど後方医療体制の整備を図る。

2 後方医療体制の現況

県は、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療提供機能、地域の医療機関への応急用資器材の貸出機能、自己完結型の医療救護チーム（DMAT（災害派遣医療チーム）等）の派遣機能等を有する9つの災害拠点病院を指定しており（別表参照）、これにより災害時における医療の確保を図っている。

3 搬送体制の確立

大規模災害による救急自動車の遅れや不足等に備え、災害時における町有車両の配車計画を策定しておくものとする。また、状況によってヘリコプターの活用を図ることもあるため、県への消防防災ヘリコプター緊急運航の要請方法を習得しておくものとする。

第3 応援要請

町内の医療救護活動が医師等の不足、医薬品・医療器材の不足等により円滑に実施できない場合には県に応援要請して対処するため、県への応援要請方法や「災害時における市町村相互応援に関する協定」に基づく県内他市町への応援要請の手続等について習得しておくものとする。

資料編 災害時における市町村相互応援に関する協定

第4 医療体制の確保

医療機関においては、災害時に備えて、施設・設備の防災性の向上を図るとともに、病院防災マニュアルの整備など医療体制の確保を図るための措置を講じておく。

- 1 非常事態に即応するため、平素から入院患者の実態把握に努め、患者の容体等により「担送」「護送」「その他」等に区分し、避難・誘導、搬送の体制を確立する。
- 2 年2回以上避難訓練を実施し、そのうち1回は夜間に実施するよう努める。
- 3 避難器具の設置場所と使用方法を患者、職員に周知する。
- 4 病院、診療所については、重症患者、高齢者、乳幼児等で自力では避難することが困難な患者は、できる限り避難誘導、搬送の容易な場所に収容するなど特別の配慮をする。
また、老人保健施設については、自力避難が困難な入所者の療養室はできる限り一階部分とするなど、避難が容易になる対策を講じる。
- 5 災害時の負傷者等の応急手当のできる体制を確立しておく。

別表

県指定災害拠点病院一覧

病 院 名	所 在 地	電 話 番 号
済生会宇都宮病院	宇都宮市竹林町911 1	028 626 5500
独立行政法人 国立病院機構 栃木病院	宇都宮市中戸祭 1 10 37	028 622 5241
宇都宮社会保険病院	宇都宮市南高砂町11 17	028 653 1001
上都賀総合病院	鹿沼市下田町 1 1033	0289 64 2161
獨協医科大学病院	壬生町北小林880	0282 86 1111
自治医科大学附属病院	下野市薬師寺3311 1	0285 44 2111
足利赤十字病院	足利市本城 3 2100	0284 21 0121
大田原赤十字病院	大田原市住吉町 2 7 3	0287 23 1122
芳賀赤十字病院	真岡市台町2461	0285 82 2195

第 1 5 節 緊急輸送体制の整備

大規模災害発生時に、被災地域へ応急対策人員、援助物資等が迅速かつ確実に輸送できるよう、町は、県、県警察その他関係機関とともに、平常時から緊急輸送体制の整備を図る。

第 1 道路ネットワークの形成

1 県による緊急輸送道路の指定

(1) 県指定緊急輸送道路の設定基準

県は、災害時に応急対策要員、物資等の輸送を迅速かつ円滑に行えるよう、隣接県の主要道路と接続し、また県が防災の拠点と定める施設、主要公共施設、警察署、自衛隊等を結ぶ道路を県の緊急輸送道路と指定し、有機的な道路ネットワークを形成している。

県指定の緊急輸送道路の区分、設定基準は、次のとおりである。

区 分	設 定 基 準
第 1 次緊急輸送道路	・ 県庁所在地、地方中心都市を連絡する道路 ・ 県内を縦貫し、隣接県に連絡する広域幹線道路
第 2 次緊急輸送道路	・ 第 1 次緊急輸送道路と市町役場、地方合同庁舎等の主要な施設を連絡する道路
第 3 次緊急輸送道路	・ 第 1 次、第 2 次緊急輸送道路の機能を補完する道路

(2) 町内における県指定緊急輸送道路

町内における県指定緊急輸送道路は、次表のとおりである。

町内における県指定緊急輸送道路

区 分	道路種別	路 線 名	区 間
第 1 次緊急輸送道路	国 道 (県 管 理)	国 道 461 号	一部(日光市大谷向町 [国道121号交点] ～ 大田原市城山 [国道400号交点])
第 2 次緊急輸送道路	主 要 地 方 道	藤 原 宇 都 宮 線	一部(塩谷町玉生 [塩谷町役場前] ～ 宇都宮市塙田 4 [宇都宮向田線交点])
	〃	宇都宮船生藤原線	一部(塩谷町船生 [国道461号交点] ～ 日光市高德 [国道121号交点])
第 3 次緊急輸送道路	〃	藤 原 宇 都 宮 線	一部(日光市藤原 [国道121号分岐] ～ 塩谷町玉生 [塩谷町役場前])
	〃	塩 谷 喜 連 川 線	一部(塩谷町大宮 [国道461号分岐] ～ さくら市喜連川 [喜連川庁舎前])

2 町による緊急輸送道路の指定検討

町は、災害時に効率的な緊急輸送が実施できるよう、町内の県指定緊急輸送道路と町の災害対策活動拠点(町役場、指定避難場所、飛行場外・緊急離着陸場など。本章第16節「災害対策活動拠点の整備」参照)を結ぶ町道、又は町の災害対策活動拠点同士を結ぶ町道を町の緊急輸送道路として指定することを検討するとともに、拡幅等の必要な整備を推進する。

第 2 陸上輸送体制の整備

1 道路・橋りょうの整備

町、県及びその他の道路管理者は、災害時における道路機能を確保するために、道路、橋りょうの整備にあたっては、災害に強い施設の整備を推進する。また、落石、倒木等が発生しやすい場所の点検、パトロールを実施し、補強等の対策工事の必要な箇所について、緊急度の高い箇所から順次対策の実施を図る。

2 情報収集・連絡体制の整備

町、県及びその他の道路管理者は、災害時における交通の支障を防止し、併せて災害応急対策活動等を容易にするため、災害情報の収集・連絡体制を整備する。

3 道路パトロールの実施

町、県及びその他の道路管理者は、道路の維持管理の万全を期するとともに、災害の予防対策の円滑を図るため、道路パトロールを実施する。

第3 空中輸送体制の整備

町は、台風や豪雨時、また震災時に、道路が土砂崩れ、冠水等により寸断され、陸上輸送に支障をきたす場合に備えて、あらかじめ臨時ヘリポート候補地を陸上輸送との連携を考慮して選定している。

また、町は、県や他機関のヘリコプターによる応援を円滑に受け入れることができるよう、臨時ヘリポートについて、必要に応じて通信機器等の必要な機材について整備しておくよう努める。

また、臨時ヘリポート候補地として、新たに飛行場外離着陸場又は緊急離着陸場として選定した場合は、「飛行場外離着陸場・緊急離着陸場に関する要領」に基づき、県に報告を行う。

資料編 飛行場外・緊急離着陸場一覧

第4 物資集積場所の整備等

町は、災害時に他市町村から搬送される救援物資の集積及び配布の円滑化を図るため、平素から公共施設の中から救援物資集積場所を指定し、施設の堅牢化・耐震化を推進するとともに、災害時に迅速、適切に救援物資の受入れ、配分等が実施できるよう、集積スペースの区分、物資の受入れ・仕分け・搬出要員の指名など、必要な措置を行っておくものとする。

第5 関係機関との連携による輸送体制の強化

1 建設関係機関との連携体制

町は、町内建設業者等との協定の締結等により建設関係機関との連携強化を図り、道路上の障害物除去作業、道路復旧作業等に必要となる人員や資機材等を速やかに確保できる体制の整備に努める。

2 物資輸送機関との連携体制

町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ物資輸送機関と協定を締結するなど体制の整備に努める。また、協定締結後は、事前に協力内容や実施体制について確認し、マニュアル化しておく等平常時から連携体制の強化を図る。

第16節 災害対策活動拠点の整備

大規模災害発生時における迅速かつ確な災害応急対策を実施するため、消火、救出・救助活動、物資輸送活動等の面から重要な役割を担う災害対策活動拠点を、関係機関との連携を図りながら、計画的に整備していく。

第1 災害対策活動拠点の指定

町は、大規模災害時に災害対策活動の拠点となる次の施設を町の災害対策活動拠点として位置づけ、必要な整備を推進する。

町の災害対策活動拠点	
応急対策活動拠点	塩谷町役場
避難対策活動拠点	指定避難場所
物資備蓄拠点	防災備蓄倉庫
物資輸送拠点	飛行場外・緊急離着陸場（総合公園・自然休養村センターグラウンドなど）
消防活動拠点	消防団車庫

資料編 指定避難場所一覧
防災倉庫備蓄状況
飛行場外・緊急離着陸場一覧

第2 災害対策活動拠点の整備

災害対策活動における中核的な役割を担う活動拠点の整備を、関係機関と連携を図りながら推進していく。

1 災害対策活動拠点の種類

(1) 町災害対策本部

町は、災害対策活動の第一線の拠点となる町役場について、災害対策本部機能を十分果たすことができるよう、必要な整備を図る。

(2) 各地区応急活動拠点

各地区の応急活動の拠点として、避難場所に指定されている公立学校等の施設を中心に、必要な整備を図る。

(3) 県の地域災害対策活動拠点

県は、県立高等学校を中心に、被災地への救援物資及び必要な情報の提供を行うための中継の役割等を担う拠点として必要な整備を図っており、町内には次の施設が県の災害対策活動拠点として指定されている。

町は、災害時に必要な物資や情報を提供するという当該施設の位置付けを周知しておくとともに、災害時には当該施設との強力な連携による応急対策活動を実施することとする。

町内の県指定地域災害対策活動拠点

施設名	所在地	電話番号
塩谷高等学校	塩谷町大宮2579 1	0287 45 1101

2 災害対策活動拠点の主な設備等

災害対策活動拠点には、必要に応じて次のような整備をしていく。特に、災害時において中枢の役割を担う災害対策本部の設置場所となる町役場については、計画的に整備を推進する。

(1) 耐震化・不燃化の推進

災害時に災害対策本部が設置される町役場、また避難所が開設される学校その他公共施設については、耐力度調査や耐震診断を実施し、その調査結果をもとに補強工事等を行い、耐震化・不燃化を図る。

(2) 設備等の整備推進

応急対策活動拠点及び避難拠点等に、計画的に防災備蓄倉庫、耐震性貯水槽の設置、非常用電源等の整備を図る。

(3) 通信手段の整備

災害時に災害活動拠点間の迅速な連絡が図られるよう、各災害活動拠点への防災行政無線等の通信手段の配備を推進する。また、各災害活動拠点への災害時優先電話の登録等を推進する。

(4) 食料等の備蓄の推進

町役場に災害応急対策要員用の食料、生活必需品等の備蓄を推進していく。

(5) 要援護者に配慮した整備

避難路となる歩道、避難地・避難所となる公園や公共施設の出入口等の段差解消を図るとともに、公共施設内への点字案内板や障害者用トイレ、手すり等の設置を推進する。

3 施設の配置

町内全域における災害対策活動を行うにあたって、必要な体制を確保できるような配置に努める。

第3 防災機能を有する都市公園の整備

市街地のオープンスペースである都市公園は防災上果たす役割も大きいことから、町は既に避難場所に指定している「塩谷町総合公園」に（飲料水兼）耐震性貯水槽、防火水槽、防災備蓄倉庫、サイレン吹鳴装置等の設置を推進するなど、総合公園の防災機能の向上に努める。

第17節 建築物災害予防対策

風水害時における建築物の安全性の確保を促進するため、町、施設等の管理者は、強風に対する建築物の堅牢化等必要な防災対策を講じる。

第1 一般建築物に対する予防対策

1 老朽危険建築物に対する調査、指導

町は、県とともに、老朽建築物等で著しく保安上危険であると認める場合、建築物の構造、敷地、危険度等について調査し、除却、移転、補修、改築、移転、使用禁止等の措置を講ずるよう所有者等に対して指導、助言を行うこととしており、町はこれに協力する。

2 特殊建築物の検査、指導

町は、県とともに、旅館、百貨店、マーケット、病院、集会場等の不特定多数の人が集まる既存特殊建築物及びその設備について、防災性能が常時適正であるよう、防災、避難施設等の診断、定期報告制度の活用により、建築物の安全性能確保と施設改善を指導する。

第2 防災上重要な公共建築物の災害予防対策

災害時における応急対策活動の拠点、又は避難場所として重要な役割を果たす公共建築物の管理者は、その機能を確保するため、次のような災害予防対策を実施するものとする。

1 防災上重要な公共建築物

- (1) 防災拠点（災害対策活動拠点）（本章第16節「災害対策活動拠点の整備」参照）
- (2) 医療救護活動の施設（病院等）
- (3) 消防活動拠点（塩谷消防署、消防団車庫等）
- (4) 避難収容施設（学校、公民館、老人福祉センター等）
- (5) 社会福祉施設等（特別養護老人ホーム等）

2 防災対策の実施

防災上重要な建築物は、災害時の応急対策活動や避難の施設として重要であるばかりでなく、復旧活動における拠点施設としても重要であり、これらの機能を確保する必要があるため、次に示す防災対策を推進する。

(1) 建築物、建造物の安全確保

施設管理者は、「建築基準法」（昭和25年法律第201号）、「消防法」（昭和23年法律第186号）等の法令で定める技術基準を遵守し、常に災害に対応できるよう施設の管理に努める。

(2) 防災設備等の整備

施設管理者は、次のような防災措置を実施し、防災機能の強化に努めるものとする。

- ア 飲料水の確保
- イ 非常用電源の確保
- ウ 敷地内の排水施設、擁壁等の整備
- エ 配管設備類の固定・強化
- オ 施設・敷地内の段差解消等、災害時要援護者に配慮した施設設備の整備
- カ その他防災設備の充実

(3) 施設の維持管理

施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検などの維持管理に努める。

- ア 法令に基づく点検等
- イ 建設時の図面及び防災関連図面
- ウ 施設の維持管理の手引

第 18 節 公共施設等災害予防対策

災害時における応急対策活動の実施や住民生活の安定に重要な役割を果たす道路、上下水道その他の公共施設の管理者は、大規模な災害発生時においてもその機能が確保できるよう、平常時から災害に対する安全性を考慮した施設整備に努める。

第 1 道路施設の対策

道路管理者は、災害時において安全性、信頼性の高い道路機能を確保するため、施設整備に努めるとともに、巡回・点検等の予防対策を講じる。

1 災害に強い施設整備

災害時における道路機能を確保するため、道路の維持管理の万全を期すとともに、道路、橋りょうの整備にあたっては、災害に強い施設の整備に努める。

2 補強等の対策工事の実施

落石等危険箇所の点検、パトロールを実施し、補強等の対策工事が必要な箇所については、緊急度の高い箇所から順次対策工事を実施する。

3 災害情報の収集・連絡体制の整備

災害時における交通の支障を防止し、併せて災害応急対策活動等を容易にするため、防災関係機関との災害情報の収集・連絡体制の整備を図る。

第 2 ライフライン関係機関の対策

1 上水道施設

町（建設水道課）は、水が住民の生命維持に必要不可欠なものであることから、水道水の安定給水と二次災害防止のため、次により水道施設の整備を図る。

(1) 書類の整備

施設の完成図面、図面台帳、設備仕様書等を整備しておく。

(2) 防災体制の編成

防災体制の編成、分担業務、緊急連絡系統図を作成する。

(3) 貯留水の確保

配水池等の貯水施設の堅牢化を図るほか、流入管、流出管には、緊急遮断弁等を設置し、貯水施設内の水を安全に確保できるようにする。

(4) 二次災害防止

ポンプ場、浄水場内での薬液注入設備、特に塩素ポンベ室塩素注入設備、重油、ガス等の燃料用設備の設置にあたっては、台風、豪雨等発生に伴う漏洩、その他の二次災害の発生を防止するための措置を講じる。

(5) 施設の維持管理

点検基準等に従い機器、設備の保守管理に努め、施設のウィークポイントを表示し、職員に周知徹底させ、発災の際には、早期発見と改善を行い施設の機能保持を図る。また、消火機器、塩素ガス漏洩検知装置、中和装置、救護用具、医薬品等を常に使用可能な状態にしておく。

(6) 配水路管等の改良

石綿セメント管等の老朽管の布設替えを行い、管路の強化に努めるとともに、地盤の特性を考慮し、材料を選定する。

(7) 応援体制の整備

給水系統相互間における水の融通体制を強化するとともに、隣接水道事業者間の相互連携に努める。

(8) 応急復旧用資機材の備蓄

応急復旧が速やかに実施できるよう、主要施設の資機材の備蓄に努める。

水道事業浄水施設

事業		浄水施設名	水源種別	処理方法	給水人口 (人)
事業名(事業主体)	種別				
塩谷町	上水道事業	玉生水源	浅井戸・深井戸	消毒	5,940
塩谷町	"	船生水源	"	"	5,251
塩谷町	"	熊ノ草水源	浅井戸	"	95
塩谷町	"	上寺島水源	"	"	355
塩谷町	"	熊ノ木水源	深井戸	"	63
塩谷町	"	鳥羽新田浄水場	表流水	膜処理 ・消毒	40
塩谷町山口簡易水道事業	簡易水道事業	山口浄水場	浅井戸	消毒	203
塩谷町西古屋簡易水道事業	"	西古屋浄水場	"	"	203
塩谷町大久保・肘内簡易水道事業	"	大久保浄水場	"	"	808

2 下水道施設

(1) 施設の整備

下水道施設の管理者は、施設の新設、増設にあたっては、風雨や降雪に対して堅牢な構造とするとともに、河川敷内に伏せ越し水管橋、放流ゲートを設置する場合は、設置位置、構造、在来護岸補強方法等を、河川管理者と事前に十分打ち合わせた上で設計を行う。また、既に供用している施設については、実情に応じ、補修、補強等を実施する。

(2) 危険箇所の改善

下水道施設の管理者は、施設の点検等により危険箇所の早期発見と改善に努める。

第3 廃棄物処理施設の対策

町は、県及び廃棄物処理業者との連絡体制を整備するとともに、災害に備えた対策を実施する。

また、事業者は、災害に強い施設の整備に努め、災害時に備えて次の対策を講じておく。

1 設備の定期的な保守点検の実施

被害を最小限とするため各設備の保守点検を定期的に行い、破損している箇所については、速やかに補修する。

2 緊急連絡体制・応急復旧体制の整備

廃棄物処理施設に被害があった場合に備え、緊急連絡体制、応急復旧体制(メーカーからの技術者の応援体制を含む。)を整備する。

3 応急復旧資機材の整備等

応急復旧のための資機材を整備するとともに、定期的にその保守点検を行う。

4 最終処分場の処理体制の整備

廃棄物の最終処分場（平成10年6月以降許可分）の災害防止については、許可申請時の災害防止の計画に基づき、速やかな処理体制を整備する。

第 19 節 危険物施設等災害予防対策

災害に起因する危険物等による事故を防止するため、町は、県、事業者等関係機関と連携して、各種予防対策を実施する。

第 1 消防法上の危険物

本町における危険物施設（許可施設）は、148施設あり（平成19年12月1日現在）、適時、塩谷広域行政組合消防本部等が必要な安全対策の指導を行っている。

塩谷広域行政組合消防本部及び「消防法」上の危険物を取り扱う施設（以下、本節において「危険物施設」という。）の所有者等は、災害に起因する危険物の漏洩、爆発等に備え、平常時から次により危険物施設の安全確保に努める。

1 危険物施設の所有者等が実施する対策

- (1) 危険物施設の巡視、点検、検査を的確に行うとともに、危険物の貯蔵量、使用量を常に把握しておく。
- (2) 危険物の保安に関する業務を管理する者の職務、組織等に関する事項を明確にしておく。
- (3) 大規模な災害や地震発生による影響を十分に考慮し、施設の堅牢性・耐震性の向上に努める。
- (4) 自衛消防組織等、災害時に備えた自主保安体制の整備を図る。
- (5) 従業員に対する保安教育の徹底を図るとともに、防災訓練を実施する。
- (6) 防災資機材、化学消火剤等の危険物災害の拡大防止に役立つ資機材の整備を行う。
- (7) 近隣、関連事業所等と相互に連絡協調して、防災人員、防災資機材等について相互応援体制の整備に努める。

2 塩谷広域行政組合消防本部が実施する対策

- (1) 危険物施設の設置又は変更の許可にあたっては、災害による影響を十分に考慮した位置、構造、設備とするよう、設置者（申請者）に対し指導する。
- (2) 既設の危険物施設については、災害に起因する危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、施設の所有者等に対し、台風や豪雨時、また地震発生時の安全確保についての必要な安全対策を周知するとともに、再点検を求める。
- (3) 危険物施設の所有者等に対し、堅牢性・耐震性の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等を行う。
- (4) 立入検査等の予防査察については、次の事項を重点に実施する。
 - ア 危険物施設の位置、構造、設備の維持管理状況の検査
 - イ 危険物施設における貯蔵、取扱いについての安全管理状況の検査
- (5) 危険物安全週間推進行事を実施し、自主保安意識の高揚を図る。
- (6) 化学消防自動車等の整備に努める。

資料編 危険物施設一覧

第 2 火薬類

1 事業者の対策

事業者は、火薬類による危害を防止するため、その取扱いにかかる技術基準を遵守し、関連設備の

管理・点検、事故時の通報、応急措置等の保安体制の充実に努める。

2 県等の対策

県及び関係機関は、平常時から災害に起因する火薬類事故に備え、次により火薬類製造施設等の安全確保に努める。町及び塩谷広域行政組合消防本部は、これに協力する。

(1) 保安確保の強化

煙火製造所、火薬類消費場所、火薬類販売事業所等の保安検査、立入検査を計画的に実施し、保安確保の強化に努める。

(2) 保安意識の高揚

煙火製造者、火薬類消費者、火薬類販売者等を対象として、保安確保のための保安講習会を開催するほか、危害予防週間等における重点的な啓発活動を通して、火薬類関係者の保安意識の高揚を図る。

(3) 自主保安体制の強化

製造業者の危害予防規程の充実及び確実な履行を促進するとともに、関係機関との連携を強化することにより、火薬類関係事業所の自主保安体制を図る。

第3 LPガス

LPガスの販売事業者、保安機関、充てん事業者等は、次により、災害に起因するLPガス事故の抑止に努める。

1 一般消費者等に対する災害予防措置の実施

- (1) 災害に起因するLPガス事故を防止するため、容器の転倒・転落防止措置を確実に行うとともに、ガス漏れ警報器、対震自動ガス遮断器付マイコンメータ、ガス放出防止器、ヒューズコック、一酸化炭素警報器等の安全機器の整備を促進する。
- (2) 出水期において浸水のおそれがある地域にあつては、容器の流出防止措置を確実に行う。
- (3) 災害時における措置及び事故防止について、パンフレット等により具体的に指導する。

2 災害予防体制の強化

- (1) 従業員の資質の向上を図るため、保安教育を強化するとともに保安講習会、高圧ガス防災訓練等に積極的に参加させる。
- (2) 災害に起因するガス漏えい事故等緊急時に的確な対応ができるよう、点検に必要な資機材、緊急出動体制を整備するとともに、従業員等の関係者や消費者への周知を徹底する。
- (3) 容器の二段積みを避けるとともに、転倒・転落防止の措置をするほか、浸水のおそれがある地域において容器の流失防止の措置をするなど、容器置場の適正な管理を徹底する。
- (4) 事務所・店舗の被害を軽減するため、建物の耐震性の向上を図り、消費者の保安を確保する。
- (5) 被害情報の把握等に有効な集中監視システムの積極的な導入を図る。

第4 高圧ガス

高圧ガス施設の所有者等は、次により災害に起因する高圧ガス事故の抑止に努める。

1 災害予防措置の実施

- (1) 定期的に貯槽の沈下状況の測定を行い、その結果により貯槽の不同沈下の軽減を図るとともに、緊結ボルトの増締め等適切な措置を講じる。
- (2) 高圧ガス設備の架台、支持脚等を補強する。

- (3) 防消火設備、緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の保安設備を重点に日常点検業務を強化し、正常な機能を常に確保するとともに、感震器連動遮断装置、可とう性配管の設置等、設備の耐震性の強化を図り、安全対策を推進する。
- (4) 多数の容器を取り扱う施設は、ホームのブロック化、ロープ掛等により容器の転倒・転落防止を図るとともに、二段積みを避ける。
- (5) 防災資機材、緊急点検に必要な資機材の整備を充実強化する。
- (6) 緊急時に優先して点検を行う高圧ガス設備をリストアップし、速やかに点検できる体制を整備する。
- (7) 高圧ガス移動の際には、運転者は必ずイエロー・カード（事故時の措置・連絡用資料）を携帯する。

また、移動開始前には必ず安全装置の作動状況、配管等からのガスの漏洩等の異常の有無等を点検するとともに、移動経路において応援を受けるための措置として災害時応援要請事業所の確認等を必ず実施する。

2 災害予防体制の強化

- (1) 保安統括者等は、保安管理体制（事業所内外の保安管理組織）保安教育計画の整備を図り、従業員等に対して、保安意識の高揚、保安技術の向上、災害時の措置等についての教育・訓練を計画的、効率的に実施し、自主保安体制の充実強化に努める。
- (2) 自衛防災組織、各地域で組織されている地域の防災組織の充実強化を図り、災害時における従業員の任務及び招集体制を明確に定めるとともに、防災訓練を充実強化して実施する。

また、社団法人栃木県一般高圧ガス安全協会及びエルピーガス協会で構成する栃木県高圧ガス地域防災協議会、消防署、警察署等防災関係機関との応援協力体制の充実強化、他事業所など地域の応援協力体制の構築を図るとともに、定期的に合同防災訓練等を実施する。

第5 毒物・劇物

毒物・劇物事故防止のため、事業者等は、安全管理の徹底や訓練を実施するとともに、県等関係機関は、安全指導の徹底に努める。

1 事業者の対策

事業者は、毒物又は劇物による危害を防止するため、危害防止規定を整備し、関係設備の管理・点検、事故時の通報、応急措置等の保安体制の充実に努める。

2 県の対策

県は、災害に起因する毒劇物流出等を防ぐため、次のとおり毒劇物の製造所、販売所、メッキ工場等業務上毒劇物を取扱う施設などの把握に努めるとともに、毒劇物の管理の徹底等の指導を行う。

(1) 取扱施設等への指導

ア 毒物・劇物営業者に対し、当該保管施設について防災を考慮し、耐震設備を講じ、流出等による被害防止を図るよう指導する。

イ 毒物劇物営業者やシアン化合物を業務上取り扱っている電気メッキ業者等に対し、保管施設や毒劇物の取扱いについて指導を行う。

(2) 貯蔵量の把握

毒物劇物製造業者等における貯蔵量の把握に努める。

(3) 取扱施設等の把握及び指導

県は、「毒物及び劇物取締法」(昭和25年法律第303号)に基づく届出義務のない業務取扱者を含む毒物・劇物を大量に取り扱う業務上取扱者の把握に努め、災害に起因した流出等による被害を防ぐため、保管施設や毒劇物の取扱いについて指導を行う。

(4) 講習会等の実施

毒劇物営業者等を対象に法令講習会等を実施する。

3 連絡体制の整備

町は、県、塩谷広域行政組合消防本部、医療機関等と連携して、有毒物質による事故対策を迅速、的確に実施するための連絡体制を整備する。

資料編 毒物劇物製造(販売)業等登録状況

第20節 採石場等災害予防対策

風水害発生時、また大規模地震発生時に採石場等における災害を防止するため、事業者等に対する規制、指導等の各種予防対策を実施する。

第1 現況

町内には、採石場跡地が3か所、休廃止鉱山が1か所ある。

第2 県の災害予防対策

県は、災害発生に伴う採石場及び砂利採取場での被害を防止するため、「採石法」(昭和25年法律第291号)の遵守を徹底させるとともに、「砂利採取法」(昭和43年法律第78号)に基づく規制を行う。

1 採取を行う者の登録

岩石及び砂利の採取を行おうとする者に対し、知事の登録を指導する。

2 資格試験の実施

岩石及び砂利の採取に伴う災害の防止に関する職務を行う業務管理者の資格試験を実施する。

3 岩石及び砂利の採取計画の認可

災害防止のための方法等について、次の事項を明記した採取計画書を提出させ、遵守業務を課す。

- (1) 採取場に近接する公共施設、建物の状況
- (2) 予想される災害の態様、範囲
- (3) 土地の崩壊、亀裂、陥没の防止措置
- (4) 騒音、粉塵、飛石災害、汚濁水流出の災害防止措置
- (5) 製品・原土石運搬の方法
- (6) 廃土、廃石の堆積方法
- (7) 砂利採取時の埋め戻しの方法

4 指導、監督

緊急措置命令、廃止業者に対する災害防止命令、立入検査等の実施により、岩石採取場及び砂利採取場に対する指導、監督の強化を図る。

また、事業者による安全パトロールの実施等による自主災害防止体制の確立や災害防止に関する普及啓発を図る。

第3 町の災害予防対策

1 陸砂利採石監視員の設置

町は、町内の採石場及び陸砂利採取場における違法採取を監視し、公共施設の破損、不法浸掘、流水の汚濁、危険発生等を防止するため、「塩谷町陸砂利採石監視員設置要綱」(平成5年要綱第9号)に基づき、陸砂利採石監視員(以下「監視員」という。)を置く。

2 監視員の職務

監視員の職務の内容は、次のとおりである。

- (1) 陸砂利、採石の採取状況の把握
- (2) 砂利採取法、採石法に対する違反行為の監視

(3) 無許可採取等の情報の収集

3 監視の報告

監視員は、監視業務の内容をその都度町長に報告するほか、監視において災害が発生したとき、若しくは災害が発生するおそれがあると認められるとき、又は違反行為等を発見したときは、直ちに町長に報告しなければならない。

第21節 文教対策

風水害発生時、また地震発生時の児童・生徒の安全を確保するため、学校等は、防災面における安全教育と安全管理の充実を図るとともに、防災体制の強化に努める。

第1 公立学校の対策

1 学校安全計画等の作成

公立の小学校、中学校、幼稚園（以下「学校等」という。）の長（以下「校長等」という。）は、「学校保健法」（昭和33年法律第56号）に基づき作成する「学校安全計画」の中で災害安全の事項を盛り込むとともに、地域・学校の実態、地域の特性等に応じ、大規模災害時における幼児・児童・生徒（以下「児童・生徒等」という。）の安全確保、保護者等との連絡体制、施設設備の被害状況の把握、時間外における教職員の参集方法等について別途定めておき、防災面における安全教育と安全管理の充実を図る。

学校安全計画作成上の留意点
年間を見通した総合的な基本計画として、次のような事項を盛り込み立案する。
(1) 災害教育に関する事項
ア 学年別、月別の関連教科、道徳及び総合的な学習の時間における指導事項
イ 課外、学校行事等における指導事項
(2) 災害管理に関する事項
ア 防災のための組織づくり、連絡方法の設定
イ 避難場所、避難経路の設定と点検・確保
ウ 防災設備の点検、防災情報の活用方法の設定
エ 防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査
(3) 災害に関する組織活動
ア 家庭、地域社会と連携した地域の危険箇所の点検、防災訓練の実施
イ 教職員や保護者等を対象とした防災に関する研修

2 学校等の防災体制の確立

(1) 事前対策の確立

校長等は、台風や豪雨時、また地震発生時の児童・生徒等の安全確保のために、授業、学校行事、部活動等の中止など教育活動の事前対策を確立しておく。

(2) 応急対策への備え

校長等は、災害発生時における児童・生徒等の退避・保護の方法をはじめとした防災応急対策について検討するとともに、教職員、児童・生徒等に教育・訓練を実施し、保護者にも周知徹底を図る。

(3) 施設・設備の安全管理

校長等は、校舎内や避難通路の安全の確保を図るため、学校設備・物品の転倒防止、実験実習機器の管理徹底等の安全対策を講じる。

3 児童・生徒等及び教職員に対する防災教育

町は、学校教育を通じて児童・生徒等に対する防災教育の充実に努め、避難訓練等を通して学校、

家庭及び地域における正しい防災のあり方を習得させる。

(1) 防災教育の充実

ア 学校等では、学校安全計画に基づき、児童・生徒等の発達段階に応じた防災教育の充実を図る。

イ 防災教育の実施にあたっては、地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどを理解させ、災害時の対応力を育むことに留意する。

また、県が作成した防災関係指導資料や、国が作成する防災教育用読本等の啓発資料をはじめ、栃木県防災館等の施設の活用などに配慮する。

ウ 災害発生時に、児童・生徒等が自らの安全を守ることはもとより、その発達段階に応じて進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるよう、ボランティア活動を通じて他人を思いやる心や社会に奉仕する精神を培う教育を推進する。

(2) 避難訓練の実施

学校等における避難訓練の実施にあたっては、実践的な想定を行うなど災害時に安全に避難できる態度や能力を体得させるようにする。また、家庭や地域の関係機関と連携した訓練や専門家に避難行動を評価してもらうなど訓練方法の工夫を行う。

(3) 教職員の防災意識の高揚と指導力の向上

町は、県と連携して、教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図るため、安全教育指導資料等を活用するとともに、防災に関する各種研修を充実させる。

第2 私立学校の対策

私立学校の長は、公立学校の対策に準じ必要な対策を行う。

町は、私立学校が公立学校の対策に準じて災害対策を講じる場合に、指導及び助言等を行う。

第3 文化財災害予防対策

町は、住民の貴重な財産である文化財等を災害から守り、将来に引き継いでいくため、塩谷広域行政組合消防本部と連携して、次の安全対策の促進を図る。

1 文化財所有者等への防災指導

文化財等の所有者又は管理団体若しくは文化財施設の所有者に対し、防災に関する指導、助言を行う。

2 防火施設・設備の整備充実等

文化財の特性に応じた防火管理や収蔵庫、火災報知器、消火栓、避雷針等の防火施設・設備の整備充実を促進する。また、非常時に備えて収蔵品等個々の文化財の所在は所有者等に明確に把握させておくとともに、防火標識等の設置を促進し、所有者や見学者等の防火意識の高揚を図る。

3 防火訓練の実施等

「文化財防火デー」(1月26日)を中心として防火訓練を実施するとともに、文化財についての防火思想の普及啓発を図る。

資料編 指定文化財一覧

第 2 2 節 防災関係機関相互応援体制の整備

町の対応能力を超える大規模災害の発生に備え、地方公共団体間の広域相互応援体制並びに消防、警察等の防災関係機関との協力体制を平常時から確立し、支援部隊や物資等を円滑に受援できる体制を整備する。

第 1 市町相互応援体制の整備

1 県内市町間相互応援協定の適切な運用

町は、町単独では十分な災害応急対策が実施できないような大規模災害の発生に備え、平成 8 年度に県内全市町村間で締結した「災害時における市町村相互応援に関する協定」の適切な運用を図り、相互連携のもと、広域的な防災体制の充実、強化を図るとともに、県の支援及び協力を得て、災害発生時における必要な応援を実施する体制の整備に努める。

(1) ブロック内市町及び各ブロック間の連絡体制

本町は、県内を 8 地域に区分したブロックのうち、塩谷ブロックに属している。町は、応援活動を迅速かつ円滑に行うため、応援の内容（応援の種類・応援要請の手続など）を確認、習熟しておくとともに、ブロック内の市町及び応援ブロックとして指定されている他の 5 ブロック間の災害時の連絡体制について確認しておく。

(2) 連絡会議の開催

県内各市町は、協定の円滑な運用を図るため、定期的及び必要に応じて各ブロック毎に連絡会議を開催し、協定の内容や各市町の応援体制について確認を行うとともに、ブロック内相互応援体制の充実・強化に向けて必要な検討を行う。

また、各ブロック間の相互応援体制の調整を図るため、各ブロック代表市町から成る「災害対策連絡会議」を開催し、県全域の広域応援体制の充実、強化に向けて必要な検討を行う。

(3) 体制の充実強化

町は、協定の円滑な運用を図るため、被災市町からの応援要請、応援の際の支援準備、応援業務の実施、県の災害対策業務との連携等に関する基本ルールの策定を検討する。

また、ブロック内での各市町の地域特性等を考慮した共同備蓄の推進や、ブロック内合同防災訓練の実施について検討する。

資料編 災害時における市町村相互応援に関する協定

2 広域相互応援協定の締結の推進

大規模災害発生時には、被災地外からの人的・物的応援が有効であることから、町は、県の区域を越えた市町村を含め、できるだけ多くの市町村との災害時応援協定締結に努め、締結後は、事前に協力内容、輸送方法、応援・受援体制等について確認し、マニュアル化しておく等平常時から連携体制の強化を図る。

3 関係機関との協定の締結推進

町は、災害時に住民に対して医療救護、輸送、物資供給、情報収集伝達等の活動を適切に行い、住民の安全と住民生活の早期安定を確保するため、これらを行う機関と次のような応援協定の締結に努める。また、締結後は、要請手順、調達方法、経費負担等について確認し、防災訓練等を通じて連携体制の強化を図る。

- (1) 食料・生活必需品等の確保に関する協定
- (2) 要員・物資等の輸送に関する協定
- (3) 災害情報等の通信連絡に関する協定
- (4) 応急医療の実施、医薬品等の確保に関する協定
- (5) 土木・建設重機、建設資材等に関する協定
- (6) その他災害対策に必要な協定

第2 応援の受入体制の整備

大規模災害発生時に他市町から出動してきた応援部隊等を速やかにかつ適切に受け入れられるよう、平素から応援部隊等の宿泊施設、資機材等置場など受入体制の整備に努める。

第3 県との連携強化

町は、県による市町防災担当職員に対する説明会等の開催、各種防災訓練の合同実施、町地域防災計画の修正における助言・支援等を通じて、町における防災力の向上を図るとともに、県と町が連携した災害対策が実施できるよう、より一層の連携体制の強化に努める。

第2章 応急対策

第1節 活動体制の確立

町の地域に大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町は災害対策本部を設置し、県、他市町、防災関係機関と相互に連携し、被災者の救出・救護等の応急対策活動を迅速、的確に実施する。

第1 町の活動体制

災害の規模に応じた職員の配備体制区分、配備基準は原則として次のとおりとし、災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

体制	災害の態様	体制の概要	備考（勤務時間外等）
注意体制	1 小規模な災害が発生するおそれがある場合 2 小規模な災害が発生した場合	小規模災害の情報収集及び応急対策を行う体制	総務課職員及び関係課職員は直ちに登庁し、小規模災害対策を実施
警戒体制	1 中規模な災害が発生するおそれがある場合 2 中規模又は局地的な災害が発生し、拡大のおそれがある場合 (台風接近、集中豪雨等により被害の発生が見込まれる場合等)	災害警戒本部を設置し、災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	総務課職員及び警戒配備に該当する関係課職員は直ちに登庁し、災害応急対策を実施する。
非常体制	1 大規模な災害が発生するおそれがある場合 2 大規模な災害が発生した場合 3 災害が拡大し、甚大な被害を出すおそれがある場合	災害対策本部を設置し、全組織をあげて災害応急対策を実施する体制	全職員が直ちに登庁し、各役割に応じた災害応急対策を実施する。

(注) 各課長等は、あらかじめ配備区分ごとの配備要員を定めておくこと。

第2 注意体制

町は、町内に災害警戒本部を設置するに至らない小規模な災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれのある場合、注意体制をとる。総務課職員及び関係課職員は、直ちに登庁し、次の措置を講じる。

- (1) 災害に関する情報の収集
- (2) 被害情報の把握
 - ア 被害が発生した日時、場所
 - イ 被害の程度
 - ウ 被害に対してとられた措置
 - エ その他必要な事項

- (3) 被害情報の県への報告
- (4) 必要に応じて関係課等への通報
- (5) 必要に応じて町長、副町長、総務課長等への報告
- (6) 災害応急対策（小規模）

第3 災害警戒本部の設置

町は、災害対策本部を設置するに至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を、総合的に、迅速かつ的確に行うため、総務課長を災害警戒本部長とする災害警戒本部を設置し、次の災害対策業務を実施する。

1 災害警戒本部の設置、解散の時期

(1) 災害警戒本部設置の基準

次のいずれかに該当する場合において総務課長が必要と認めるとき。

ア 那須地域に気象注意報、気象警報その他災害に関する情報が発せられるなど、中規模な災害発生のおそれがあるとき。

イ 町内に中規模の災害が発生したとき。

(2) 設置場所

災害警戒本部は、塩谷町役場内に設置する。町役場内に災害警戒本部を設置することができない場合は、災害警戒本部長の指定する場所に設置する。

(3) 災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

ア 災害の発生するおそれなくなったと災害警戒本部長が認めたとき。

イ 災害応急対策が概ね終了したと災害警戒本部長が認めたとき。

ウ 災害対策本部が設置されたとき。

2 災害警戒本部の組織及び運営

災害警戒本部の組織及び運営は、災害警戒本部長が関係する課長と協議し、必要な組織を編成し、災害警戒本部を運営することとする。

3 災害警戒本部の業務

災害警戒本部は、次の災害対策業務を行う。

- (1) 災害対策本部を設置していない場合において、災害発生のおそれがある場合における準備的対応及び災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に関すること。
- (2) 災害対策本部の設置に関すること。
- (3) 災害応急対策の実施に関すること。

4 代決者

災害警戒本部長（総務課長）不在時等の意思決定は、建設水道課長が行う。

第4 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置、解散の時期等

町は、災害対策の責務を遂行するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の規定により、町長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(1) 設置基準

次の各号に掲げる場合において町長が必要と認めるとき。

ア 那須地域に気象注意報、気象警報その他災害に関する情報が発表され、災害発生のおそれがある場合

イ 町内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合

ウ 町内に災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を適用する災害又はこれに準じる災害が発生した場合

(2) 設置場所

災害対策本部は、塩谷町役場内に設置する。激甚な災害のため、町役場内に災害対策本部を設置することができない場合には、町長が指定する場所に設置する。

(3) 他の災害対策組織の統合

災害対策本部が設置された場合、他の災害対策に関する組織は、災害対策本部の各部に統合して活動を継続する。

(4) 災害対策本部の解散

災害対策本部は、災害のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと本部長が認めたとき解散する。

2 防災関係機関等への通知

災害対策本部を設置したときは、町職員に周知徹底を図るとともに、速やかに必要と認める機関に通知する。

通 知 ・ 公 表 先	通 知 ・ 公 表 の 手 段	担 当
町職員	庁内放送、電話、携帯電話、口頭	総 務 部
県災害対策本部	県防災行政ネットワーク、電話、携帯電話	〃
隣接の市長	県防災行政ネットワーク、電話、携帯電話	〃
塩谷広域行政組合消防本部	県防災行政ネットワーク、電話、携帯電話	〃
矢板警察署	電話、連絡員	〃
報道機関	文書、電話	広 報 部
一般住民	サイレン吹鳴装置、広報車、ホームページ、電話、口頭	〃

なお、閉鎖したときの通知は、設置したときに準じて行う。

3 災害対策本部の組織及び業務

災害対策本部の組織及び各部が行う事務は、別表第1に定めるところによる。

なお、災害対策本部が実施する主要な災害対策業務は、次のとおりである。

- (1) 災害応急対策の実施、調整に関すること。
- (2) 本部の活動体制に関すること。
- (3) 県及び他市町村への応援要請に関すること。
- (4) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- (5) 応援に関すること。
- (6) 災害広報に関すること。
- (7) 災害救助法の適用申請及び救助の実施に関すること。
- (8) 災害対策本部の解散に関すること。
- (9) その他重要な事項に関すること。

4 災害対策本部の運営

(1) 本部室の設置

- ア 災害対策本部を設置した場合は、直ちに本部室を総務課又は本部長の指定する場所に置くものとする。
- イ 本部室には、「塩谷町災害対策本部」の標示をするものとする。

(2) 本部連絡員

- ア 本部室に、原則として本部連絡員を置く。
- イ 本部連絡員は、各部長がそれぞれ所管職員のうちから指名する者をもって充てる。
- ウ 本部連絡員は、各部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめて本部に報告するとともに、本部からの連絡事項、本部員会議での決定事項等を各部の職員に伝達する。

(3) 本部員会議の開催

災害対策本部は、必要に応じて本部員会議を開催し、重要かつ緊急な防災措置に関する協議を行う。

ア 構成

本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員（各部の部長）をもって構成する。

イ 処理事項

本部員会議は、町の被害状況及び各部からの設置事項等の報告に基づき、町の災害応急対策の基本方針をその立場で即決し、その決定事項に基づく防災活動の実施に際して、関係部間の調整を十分に図るものとする。

本部員会議で処理すべき事項は、次のとおりである。

報告事項 (情報交換)	災害情報（本部に集中する情報） 各部局対策の措置事項
協議事項	災害応急対策の基本方針に関すること。 動員・配備体制に関すること。 各部局間調整事項の指示に関すること。 自衛隊災害派遣要請に関すること。 現地災害対策本部に関すること。 国、県及び関係機関団体との連絡調整に関すること。 災害救助法適用申請に関すること。 他市町村への応援要請に関すること。 その他

5 本部長の代決者

町長（本部長）不在時等の意思決定は副町長とし、副町長不在の場合は総務課長が行う。

6 災害対策本部職員の標識

本部長、副本部長、本部員、その他の職員は、災害対策活動に従事するときは、所定の腕章を着用する。また、災害対策活動に従事する本部の車両には、所定の標旗を付す（別表第2参照）。

第5 現地災害対策本部

本部長は、町に局部的に相当規模の被害が発生した場合等により必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

1 組織

現地本部に現地本部長、副本部長及び現地本部員を置く。

- (1) 現地本部長及び副本部長は、本部員会議の構成員の内から本部長が指名する。
- (2) 現地本部員は、各部長が所属部員の内から指名する者をもって充てる。

2 分担任務

- (1) 現地本部長は、本部長の命を受けて現地本部の事務を処理する。
- (2) 現地副本部長は、現地本部長を補佐し、現地本部長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 現地本部員は、現地本部長の命を受けて現地本部の事務を処理する。

3 活動内容

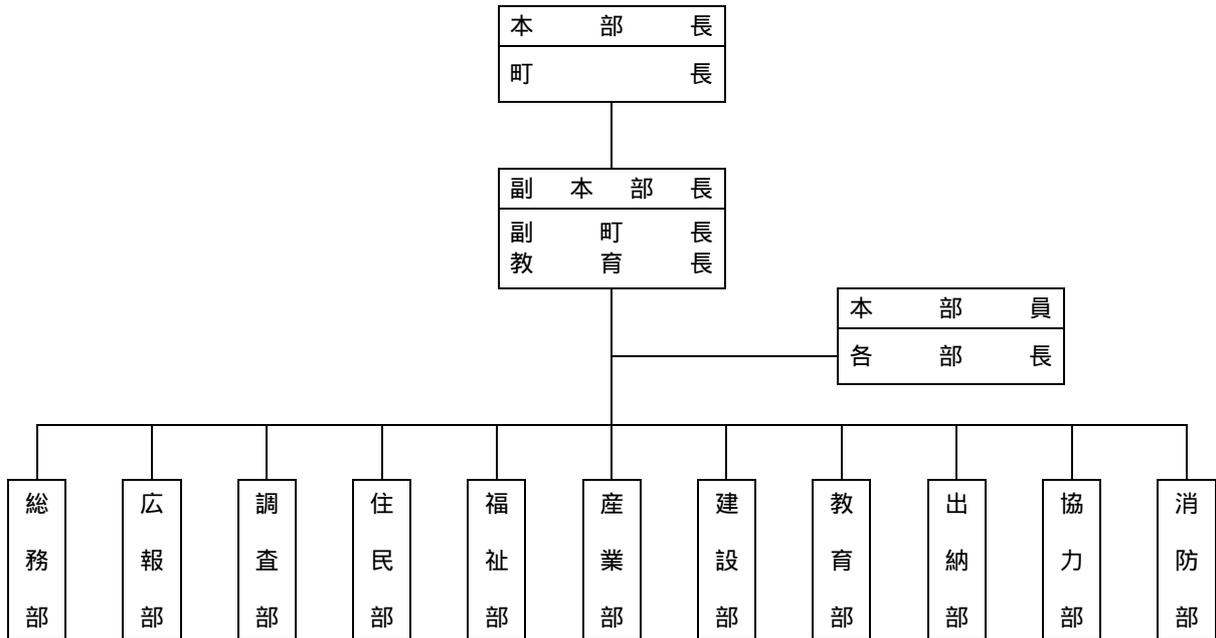
現地本部が行う主要な活動内容は、次のとおりである。

- (1) 緊急を要する応急対策について、被災現地における災害対策関係機関との連絡調整
- (2) 災害対策関係機関団体等に対する緊急指示
- (3) 現地視察等による被災状況の把握
- (4) その他災害対策に関する事務

別表第 1

災害対策本部の組織・事務分掌

1 組織図



2 事務分掌

対策部名	担当課等	事 務 分 掌
総 務 部 部長： 総務課長	総 務 課	1 災害対策本部室の設置に関すること。 2 本部員会議の庶務に関すること。 3 本部長の命令、指示等の伝達に関すること。 4 県、消防等関係機関との災害情報等の収集・伝達に関すること。 5 職員の動員配備、調整に関すること。 6 消防団の出動要請に関すること。 7 被害状況等の取りまとめに関すること。 8 庁用自動車の集中管理、配車に関すること。 9 災害時の緊急輸送に関すること。 10 緊急通行車両の確認申請に関すること。 11 水防活動に関すること。 12 県、他市町村、自衛隊等への応援要請に関すること。 13 県等への被害報告に関すること。 14 各部の連絡調整に関すること。
広 報 部 部長： 企画調整課長	企画調整課	1 住民への広報活動に関すること。 2 臨時広報紙の発行に関すること。 3 住民からの問い合わせ、要望、相談に関すること。 4 報道機関に対する発表、報道要請に関すること。 5 災害の記録、撮影に関すること。
調 査 部 部長： 税務課長	税 務 課	1 人的被害、倒壊家屋等の被害状況調査に関すること。 2 救援物資の受け付け、配分に関すること。 3 被災納税者の税の徴収猶予、減免措置に関すること。
住 民 部 部長： 住民課長	住 民 課	1 ごみ、し尿の処理に関すること。 2 被災地における環境衛生に関すること。 3 塩谷広域行政組合処理施設との連絡調整に関すること。

		<ul style="list-style-type: none"> 4 埋火葬の許可に関する事。 5 遺体の埋葬に関する事。
<p>福祉部 部長： 保健福祉課長</p>	保健福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 1 保育園児の安全確保措置に関する事。 2 保育所等所管施設の被害調査、応急対策に関する事。 3 日赤奉仕団、社会福祉協議会との連絡・協力要請に関する事。 4 ボランティアの受け入れに関する事。 5 災害時要援護者の支援活動に関する事。 6 避難所の開設・管理運営に関する事。 7 応急医療に関する事。 8 医薬品その他衛生資材の確保に関する事。 9 医師会、薬剤師会、医療機関への協力依頼に関する事。 10 救護所の開設に関する事。 11 感染症の予防に関する事。 12 臨時健康相談、健康診断の実施に関する事。 13 被災住民への心のケア対策に関する事。 14 災害救助法の適用申請・運用に関する事。 15 災害弔慰金の支給等に関する事。
<p>産業部 部長： 産業振興課長</p>	産業振興課 農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害調査、応急対策に関する事。 2 食料、生活必需品等の調達に関する事。 3 農協等関係団体との連絡調整に関する事。 4 農作物、家畜の被害調査、応急対策に関する事。 5 農地、農業用施設等の被害調査、応急対策に関する事。 6 商工関係の被害調査、報告に関する事。 7 観光施設の被害調査、応急対策に関する事。 8 林地、林産物の被害調査、応急対策に関する事。 9 陸砂利採石監視員との連絡に関する事。 10 被災農林業者への金融対策に関する事。
<p>建設部 部長： 建設水道課長</p>	建設水道課	<ul style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設の被害調査、応急対策に関する事。 2 急傾斜地、がけ地等の被害調査、応急対策に関する事。 3 緊急輸送路、避難路の確保に関する事。 4 障害物の除去に関する事。 5 応急仮設住宅の建設に関する事。 6 被災宅地の危険度判定に関する事。 7 被災建築物の応急危険度判定に関する事。 8 応急復旧資材の調達に関する事。 9 水道施設の被害調査、応急対策に関する事。 10 応急給水に関する事。 11 応急仮設トイレの確保、設置に関する事。 12 被害住宅復興資金に関する事。
<p>教育部 部長： 教育課長</p>	教育課	<ul style="list-style-type: none"> 1 児童・生徒の安全確保措置に関する事。 2 施設利用者の安全確保措置に関する事。 3 所管施設の被害調査、応急対策に関する事。 4 応急教育の実施に関する事。 5 教職員の確保、調整に関する事。 6 学用品の供与に関する事。 7 炊き出しに伴う給食センターの使用に関する事。 8 文化財の被害調査、応急対策に関する事。

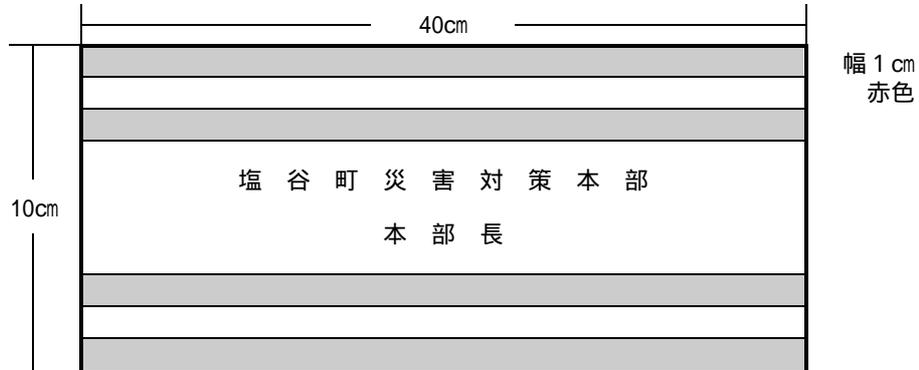
出納部 部長： 会計管理者	出納室	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害経費の出納に関する事。 2 義援金、見舞金の受付、保管に関する事。 3 他部への協力に関する事。
協力部 部長： 議会事務局長	議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 1 議会議員との連絡に関する事。 2 議会への対応に関する事。 3 他部への協力に関する事。
消防部 部長： 消防団長	消防団	<ul style="list-style-type: none"> 1 消防、水防に関する事。 2 地域の被害状況調査に関する事。 3 住民への情報伝達に関する事。 4 避難誘導に関する事。 5 救出、救護活動に関する事。 6 遺体、行方不明者の捜索に関する事。

別表第 2

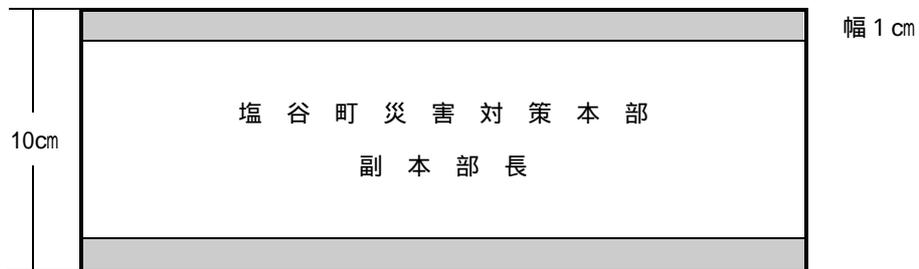
本部職員の標識

1 腕章

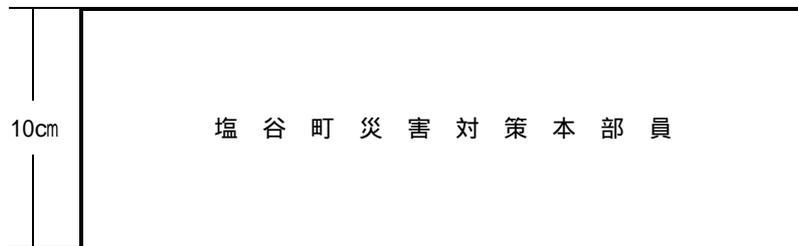
(1) 本部長用



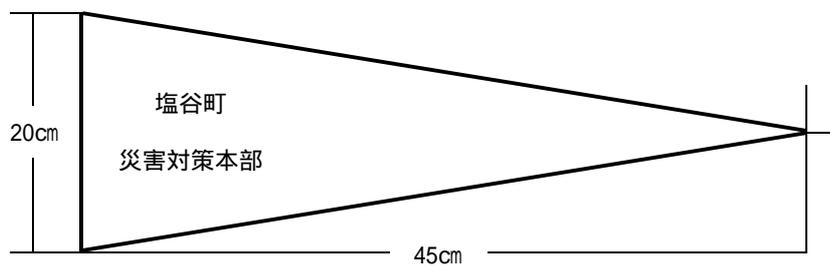
(2) 副本部長用



(3) 部長、班長、班員用



2 自動車用標旗



腕章及び標旗の地は白色、文字は黒色

第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

町は、気象予警報、水防警報等を関係団体、住民に対し迅速に伝達できる体制を整備する。また、災害が発生した場合、救出・救助活動等の災害応急対策活動や住民の避難勧告等の判断に必要となる情報収集を行うため、速やかな情報収集に努めるとともに、その情報を迅速かつ的確に伝達・報告するため、各種通信手段の確保を図る。

第1 情報収集伝達体制

町は、災害発生時の情報の収集、伝達を24時間体制で迅速、適切に実施する。

1 災害対策幹部職員の体制

災害対策を実施するにあたり、直接指揮にあたる災害対策幹部職員（総務課長等）は、災害発生後直ちに登庁し、被害状況の収集等初期災害応急対策を指揮する。

2 災害対策主管課の体制

(1) 緊急登庁体制

災害対策の主管課である総務課職員は、災害発生後速やかに登庁し、被害情報の収集、県や防災関係機関との連絡等にあたる。

(2) 連絡体制

県、塩谷広域行政組合消防本部等からの災害情報、気象予警報等を24時間体制で受信し、速やかに職員及び関係機関に伝達する。

また、災害等の状況に応じ、県に対し、「栃木県火災・災害等即報要領」等に基づき災害の状況を報告する。

3 携帯電話等の配備

災害対策関係職員に対し携帯電話等を配備し、災害時における緊急通信の確保を図るとともに、IT技術を活用した情報伝達についても検討していく。

第2 警戒情報等の伝達

1 防災気象情報

宇都宮地方気象台が発表する防災気象情報は、次のとおりである。

大雨・強風時に発表する防災気象情報

防災気象情報	概要	発表時刻、利用上の効果等
栃木県気象情報（府県情報） 大雨に関する情報 / 台風に関する情報等	大雨・強風の可能性がある場合に、発表する総合的な気象情報。懸念される災害についての注意も喚起	台風に関する情報など大規模で顕著な現象の場合は、2～3日前から発表するものもあるので、事前の対策に活用できる。台風が栃木県に接近する場合等においては、時々刻々変化する状況を最新のデータと共に発表し、災害対策についても注意を喚起している。
注 意 報	災害の発生するおそれがある旨を注意して発表	現象の将来的見通しとして、警報の可能性及びその発表時期への言及を行うことがある。
警 報	重大な災害が発生するおそれがある旨を警告して発表	対象となる重大な災害として、浸水災害や土砂災害などがあげられる。

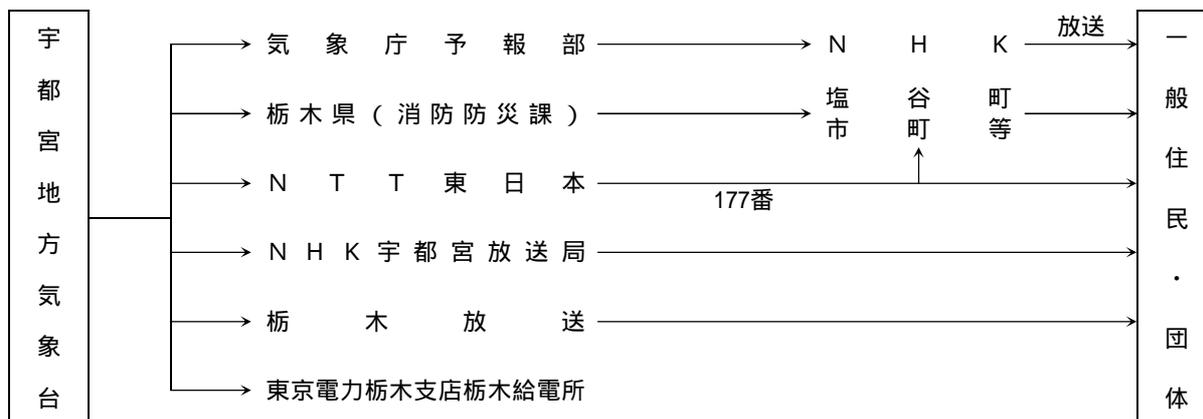
記録的短時間大雨情報	数年に1度程度にしか発生しない、まれな大雨（1時間雨量110mm以上）となった場合に、時刻、場所、雨量を直ちに発表	大雨が短時間で集中的に降ったことを明示し、ここ数年来例をみないような重大な災害の発生が高まっていることを周知する。
土砂災害警戒情報	大雨による土砂災害のおそれがいよいよ高まり、一層の警戒が必要となった場合に発表	土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、市町村長による避難勧告等の災害応急対応や住民の自主避難の参考となるよう県と気象台が共同で発表する防災情報。 また、雨がやんでも、重大な土砂災害などのおそれが残っている場合は、発表を継続する。

資料編 宇都宮地方気象台が発表する注意報・警報の種類及び発表基準

2 気象予警報

気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、宇都宮地方気象台が発表した注意報・警報は、次により速やかに通知する。

気象注意報・警報の伝達系統



ア 宇都宮地方気象台

宇都宮地方気象台は、気象注意報・警報、気象情報を発表したときは、速やかに関係機関に通報する。

イ 県

県は、気象注意報・警報の通知を受けたときは、速やかに関係課・出先機関、市町、消防本部等の関係機関に伝達する。

ウ 県警察本部

県警察本部は、気象注意報・警報の通知を受けたときは、速やかに本部内関係課、関係の各警察署に通知する。通知を受けた警察署は、速やかに管内交番、駐在所に通知する。

エ 町

県又は東日本電信電話株式会社からの通報やラジオ、テレビ放送等によって気象注意報、気象警報を知ったときは、必要に応じて関係団体及び住民に周知するとともに、臨機の措置を講じる。

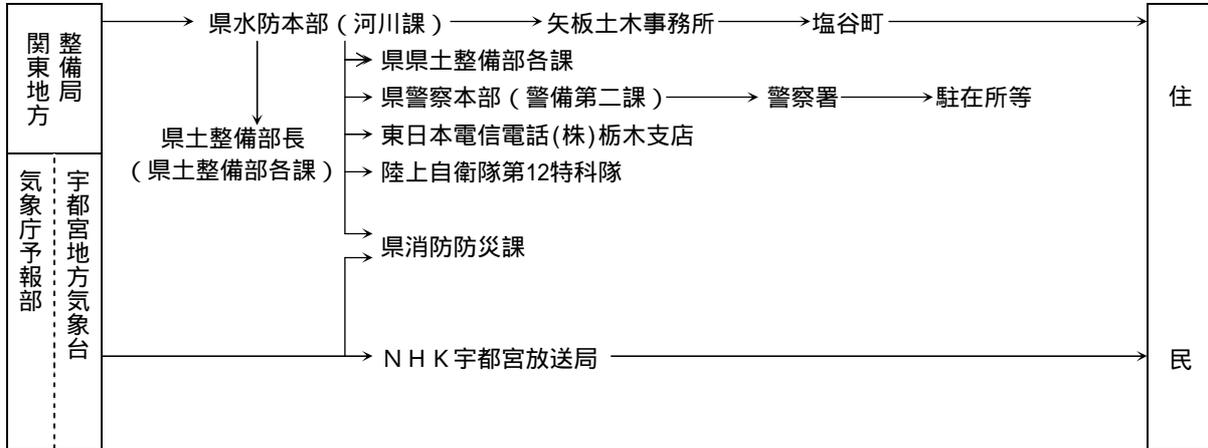
オ 放送関係機関

放送関係機関は、気象注意報・警報の通知を受けた場合、必要に応じて、番組の間を利用又は番組を中断するなどして、速やかに住民に対してその旨の周知を図る。

3 指定河川の洪水予報

水防法（昭和24年法律第193号） 気象業務法に基づき、国土交通大臣が定める河川（鬼怒川）について、国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部とが共同し、洪水のおそれがある状況を水位、流量とともに発表することとなっている。

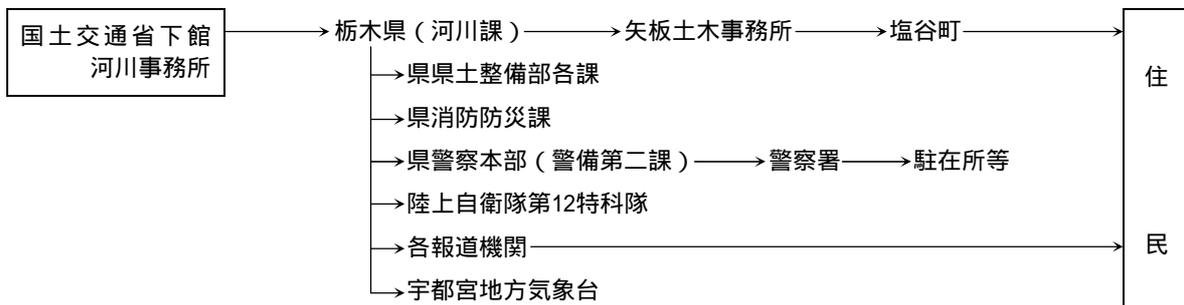
指定河川の洪水予報等の伝達系統（鬼怒川洪水予警報）



4 水防警報

水防法に基づき、国土交通大臣が指定する河川（鬼怒川）において、洪水による災害の発生が予想される場合に、国土交通省の出先機関の長が、水防の必要がある状況を発表することとなっている。

水防警報の伝達系統



5 ダム放流通報

ダム管理者は、洪水調節のため放流を行う場合は、ダム操作規則・細則の定めるところにより関係機関に通報する。

6 一般住民からの通報

(1) 発見者（一般住民）の通報責務

災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害を発見した者は、遅滞なく町又は警察官に通報する。

(2) 町、警察官の処置

ア 災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害の通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町へ通報する。なお、急傾斜地等災害危険区域において土砂災害発生の兆候を発見した場合、遅滞なく県（矢板土木事務所）、町又は警察署に通報する。

イ 異常現象や災害による被害の通報を受けた場合、町は被害状況を調査し、判明した情報を直ちに県（消防防災課）、宇都宮地方気象台、関係機関に通報する。

第3 被害状況等の情報収集

1 収集すべき情報

町は、次に掲げる項目に留意しながら、災害の種類に応じて必要な情報収集、伝達に努める。

- (1) 災害の発生日時、場所、区域、災害の発生原因、進行過程、特質
- (2) 降雨、降雪、河川水位の状況
- (3) 住民の生命財産の安否の状況、住民の避難状況
- (4) 家畜、建物、農地、山林、河川、道路等の被害状況
- (5) 上下水道、ガス、電気、通信等の被害状況
- (6) 消防、水防等の応急措置の状況
- (7) 食料その他緊急に補給すべき物資及び数量
- (8) 衛生環境、疾病発生状況、その救護措置の要否
- (9) 医薬品その他衛生材料の補給の要否
- (10) その他法令に定めがある事項

2 町の情報収集

町は、次により被害状況等の早期把握に努める。

(1) 関係機関からの情報収集

県、塩谷広域行政組合消防本部、県警察、ライフライン関係機関等に災害情報、被害状況等を照会し、情報を収集する。

(2) 関係課による情報収集

町は、関係する課を中心に、関係機関・団体等の協力を得て、速やかに被害状況を収集する。

なお、人的被害、住家被害は、災害救助法の適用申請、見舞金・義援金の配分等に際しての基礎資料となるため、他課等の応援を求めて、早期に被害状況を把握するよう努める。

調査項目ごとの調査担当課は、次のとおりである。

調査項目	主な担当課	協力関係機関・団体
人的被害	住民課	消防署
住家被害	税務課	
公共土木施設被害	建設水道課	土木事務所・建設業協会
水道施設被害	建設水道課	
農林業関係被害	産業振興課	農協・森林組合
社会福祉施設被害	保健福祉課	施設管理者
教育施設被害	教育課	学校長等の施設管理者
商工関係被害	産業振興課	商工会

(3) 消防団による情報収集

消防団は、分団の管轄区域ごとに当該消防分団長が担当者となり、調査班を編成して災害情報活動を実施する。

(4) 避難所からの収集

福祉部から、避難状況、避難所参集途上の被災状況、住民の避難状況等を収集する。

3 アマチュア無線による情報収集

状況により、アマチュア無線家等の無線設備所有者の協力を得て、被害情報を収集する。

第4 情報の整理・分析

総務部は、収集した情報を整理・分析し、災害の全容の把握に努めるとともに、総務部長を通じて把握した情報を直ちに本部長に報告するものとする。

第5 被害状況の報告

1 町、塩谷広域行政組合消防本部は、町の区域内に災害が発生したときは、「栃木県火災・災害等即報要領」の基準により、速やかに当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を県（直接即報基準に該当する場合は第一報を国（総務省消防庁）にも）に報告する。

なお、災害により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、塩谷広域行政組合消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行く。

2 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

資料編	栃木県火災・災害等即報要領報告様式
-----	-------------------

第6 通信手段の種類

災害時の通信手段の種類としては、次のようなものがある。有線電話が電話線の切断や輻輳等による混乱で使用できない場合の通信連絡には、県防災行政ネットワークのほか広報車で行い、また関係機関の各種通信施設を有効に利用して、通信の確保を図る。

区分	通信手段	説明
県	防災行政ネットワーク	県主要機関、市町、防災関係機関等との通信を確保し、県が行う気象予警報や災害時の情報収集・伝達、その他応急対策を行う。
町	防災行政無線	災害現場等の情報収集、本部からの指示等の伝達を行う無線設備
N T T	災害時優先電話	災害時に優先的に発信できる電話機（一般加入電話機を東日本電信電話株式会社と協議して事前に設定する。）
	非常・緊急通話用電話	災害時において災害時優先電話での発信が困難な場合、防災関連機関相互間を交換手扱いにより通信を確保する電話（災害時優先電話の設定が必要）
N T T ド コ モ	災害時優先電話	災害時に優先的に発信できる携帯電話機（一般契約携帯電話機を株式会社N T T ドコモと協議して事前に設定する。）
そ の 他	消防無線	消防機関の設置する無線設備
	警察通信	県警察専用電話及び無線通信
	企業局無線	県企業局の設置する無線通信
	非常通信	栃木地区非常通信協議会の構成機関の有する無線通信設備を利用して行う通信

第7 通信施設の利用方法

1 県防災行政ネットワーク等の利用

県から発信される災害情報の収集や本町の被害状況等の報告、また県内他市町、消防本部、県出先機関等との通信は、栃木県防災行政ネットワークを活用して行う。

なお、町内には次の機関に県関係の無線が設置されている。災害により町役場に設置されている県防災行政ネットワークが使用不能の場合等には、当該機関に対して無線の使用を求め、県等との通信の確保に努める。

町内における県関係無線設置状況

機 関 名	所 在 地	電話番号	無線の種類
那珂川水系ダム管理事務所西荒川ダム管理所	上寺島710	45 0141	県防災行政ネットワーク
” 東荒川ダム管理所	上寺島1616 2	45 1426	”
風見発電所	風見山田614	46 0342	県企業局無線
佐貫ダム管理所	佐貫798	47 0816	”

2 公衆電気通信設備の利用

町、防災関係機関は、災害時には電話が著しく輻輳し、電話がかかりにくくなることが予測されるので、「災害時優先電話」、「非常・緊急通話用電話」をあらかじめ東日本電信電話株式会社及び株式会社NTTドコモに登録する等措置しておく。

(1) 災害時優先電話の利用

災害時、電話がかかりにくい場合には、「災害時優先電話」を優先的に発信専用として利用する。

(2) 非常・緊急通話用電話の利用

防災関係機関は、災害時優先電話からの発信が困難な場合、「緊急扱い電話」又は「非常扱い電話」を交換手扱いにより利用する。あらかじめ登録された災害時優先電話から局番なしの「102」をダイヤルしオペレーターへ申し込む。

3 携帯電話の活用

必要に応じて、一般職員が所持する携帯電話を最大限に活用し、より有効な災害時通信体制の構築に努めるものとする。

4 警察通信設備の優先利用

町は、他の通信手段が使用できない場合、警察通信設備の利用を依頼する。

5 非常通信の利用

防災関係機関等は、他の通信手段を利用することができない場合、非常通信として他機関の通信施設を利用する。

(1) 非常通信の発受

非常通信は、無線局等の免許人が自ら発信・受信するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発信・受信する。また、無線局等の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの、急迫の危険、緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ発信する。

(2) 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの栃木地区非常通信協議会構成員所属の無線局等に依頼する。

町内の栃木県非常通信用無線局

免許人	局種	呼出符号又は名称	電波の型式	空中線電力	設置場所 (電話番号)
栃木県	固	ぼうさいにしあらかわだむ	G7W	0.25	塩谷町上寺島710 柄沢国有林18林班 (0287 45 0141)
栃木県	基	”	F2D F3E	3	”
栃木県	移	ぼうさいにしあらかわ1	F3E	5	”

塩 広 組	基	しょうぼうしおや	F 3 E	5	塩谷町道下1015 1 塩谷広域行政組合塩谷消防署 (0287 45 0090)
塩 広 組	移	しおや1 しおやきゅうきゅう1 しおやこうほう1	F 3 E	10	〃
栃 木 県	固	けんでんかざみ	F 3 E	1	塩谷町風見山田614 風見発電所 (0287 46 0342)
栃 木 県	移	けんでんかざみ1	F 3 E	1	〃
栃 木 県	移	けんでんかざみ2	F 3 E	10	〃
栃 木 県	固	けんでんさぬき	F 3 E	1	塩谷町佐貫802 佐貫ダム管理所 (0287 47 0816)

(3) 依頼の方法

- ア 適宜の用紙で通常の文書体で記入する。
- イ 通報は何通でも依頼できるが、1通の通信文はなるべく本文200字以内とする。
- ウ あて先は、住所、氏名(職名)、分かれば電話番号をはっきり記載する。
- エ 本文の末尾に発信人名を記載する。
- オ 用紙の余白の冒頭に、「非常」と記入し、発信人の住所、氏名(職名)、電話番号を記載する。

(4) 取扱い無線局等

官公庁、会社、アマチュアなどのすべての無線局は、非常通信を行う場合には、許可業務以外の通信として取り扱うことができることとなっている。

ただし、無線局の機能及び通信可能範囲はさまざまなので、町は、非常災害時に利用できる無線局を十分把握しておくものとする。

(5) 非常通信の経路

町から県へ伝送される非常通信の主な経路は、次のとおりである。

町 名	発 信 依 頼 局	着 信 局	その他の発信依頼局
塩 谷 町	矢板警察署	県警察本部	西荒川ダム管理事務所
	塩谷広域行政組合消防本部	県消防防災課	佐貫ダム管理所
	矢板土木事務所	県消防防災課	風見発電所

第 8 通信施設の応急復旧

通信施設が被災した場合は、被害実態を早期に把握し、使用可能な移動系を災害現場等との重要箇所に配備するなど、臨機な措置を行うとともに、障害の早期復旧に努めるものとする。

第 9 放送要請

災害のために、公衆電気通信施設、有線電気通信施設、無線通信施設により通信できない場合や著しく通信が困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達、警告のため、日本放送協会宇都宮放送局、栃木放送、エフエム栃木、とちぎテレビに放送を要請する場合は、県と各機関で締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県を通じて必要な放送を要請する。

第3節 災害拡大防止活動

台風・集中豪雨等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、浸水、土砂災害、倒木等による被害の拡大と二次災害の発生を防ぐため、町は、関係機関と相互に連携して迅速かつ的確な措置を実施する。

第1 監視、警戒

1 被害状況等の把握

町、塩谷広域行政組合消防本部は、相当の降雨があり、警戒が必要と認められるときや災害が発生したときは、水防団員（消防団員）職員等を巡回させ、被害状況等の把握に努める。

なお、被害状況等の把握にあたっては次の事項に留意し、「栃木県火災・災害等即報要領」の即報基準に該当する災害が発生した場合には、速やかに県に報告する。

(1) 警戒段階

- ア 降雨量等の気象情報
- イ 河川の水位、流量等の変化
- ウ 河川、土砂崩れ等の災害危険箇所状況
- エ 住民の動向
- オ その他発災防止上必要な事項

(2) 災害発生初期

- ア 人的被害の発生状況
- イ 家屋等建物の被害状況
- ウ 河川等の氾濫、浸水の状況
- エ がけ崩れ等土砂災害の発生状況
- オ 避難の必要の有無、避難の状況
- カ 道路、交通機関の被害状況
- キ 電気、水道、ガス、電話等のライフラインの被害状況
- ク 119番通報の殺到状況
- ケ その他災害の応急対策活動に必要な事項

2 堤防の巡視

水防管理者（町長）は、大雨に関する気象状況の伝達を受けたときや自ら必要と認めるときは、出水前に必ず巡視員に堤防を巡視させる。

なお、堤防の巡視にあたっては次の事項に留意するとともに、巡視の結果、水防上危険と認められる箇所を発見した場合は、水防計画に基づき速やかに関係機関に連絡する。

- (1) 堤防の溢水状況
- (2) 堤防の亀裂、崩壊
- (3) 水門、ひ門等の漏水、扉の締め具合
- (4) 橋りょうその他の構造部と堤防との取付部分の異常

第2 浸水被害の拡大防止

水防管理者（町長）は、水防警報が発せられたとき、警戒水位に達したとき、その他水防上必要であると認めるときは、水防団（消防団）及び塩谷広域行政組合消防本部を出動又は出動の準備をさせ、住民に対する避難の指示等必要な措置を講じる。

なお、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団（消防団）の長、塩谷広域行政組合消防本部の長は、直ちに県、関係機関に通報するとともに、できるかぎり被害が拡大しないように努める。

1 水防管理団体の非常配備

(1) 水防管理者が水防団（消防団）を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発するものとする。

- ア 水防管理者が自らの判断により必要と認める場合
- イ 水防警報指定河川等にあつては、知事からの警報を受けた場合
- ウ 緊急にその必要があるとして、知事からの指示があつた場合

(2) 本部員の非常配備

水防管理者は、水防管理団体の本部（水防事務担当者）の非常配備について、あらかじめその体制を整備しておくものとする。

(3) 消防機関

ア 待機

水防団（消防団）の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後、情報を把握することに努め、また一般団員は直ちに次の段階に入ることができるような状態におくものとする。

待機の指令は、概ね水防に関係ある気象の予報、注意報及び警報が発表されたときに発令する。

イ 準備

河川の水位が通報水位に達し、かつ上昇のおそれがあるとき、又は水防警報（準備）の通報を受けたときは、水防団（消防団）に対し出動準備をさせる。出動準備の要領は、次によるものとする。

(ア) 水防団（消防団）の団長及び班長は、所定の詰所に集合する。

(イ) 水防資材及び器具の整備点検及び作業員の配備計画

(ウ) 水門、ひ門等の水防上重要な工作物のある所へ団員を派遣し、水門等の開閉準備をする。

ウ 出動

河川の水位が警報水位に達したとき、水防警報（出動）の通知を受けたとき、又は水防管理者が出動の必要を認めるときは、直ちに水防団（消防団）をしてあらかじめ定めた計画に従い警戒配備につかせる。ただし、いずれの段階の出動を行うかは、水防管理者が担当区域の危険度に適合するよう定めるものとする。

区 分	活 動 状 況
第1次出動	水防機関員の少数が出動して、堤防の巡視警戒に当たるとともに、水門等の開閉、危険箇所早期水防等を行う。
第2次出動	水防機関員の一部が出動し水防活動に入る。
第3次出動	水防機関員全部が出動して水防活動に入る。

エ 解除

河川の水位が下降し、水防警戒の必要が認められなくなったときは、水防活動の終了を通知する。

2 警戒区域の設定

地域住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要と認める場合は、水防団長（消防団長）、水防団員（消防団員）、消防職員は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命じる。

3 住民に対する避難の指示

水防管理者は、河川の氾濫等の危険な地域又は危険が予測される地域の住民等に対して、避難の指示を行い、安全な地域へ誘導するとともに、安全な場所へ収容する。

第3 土砂災害の拡大防止

1 施設・災害危険箇所の点検・応急措置の実施

町、県、消防等関係機関は、降雨等による二次的な土砂災害等の防止のため、各機関の管理施設や、災害危険箇所の点検を実施し安全の確保に努める。許可工作物等の管理者に対しても施設の点検報告を求める。

二次災害の危険性が高いと判断される箇所については、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急措置を行う。

2 被災宅地危険度判定の実施

町は、二次的な地すべり、がけ崩れ等から住民の安全の確保を図るため、「塩谷町被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき宅地の被害状況を調査し、二次災害発生の危険度の判定、表示を行う被災宅地危険度判定を実施する。

判定の結果、使用を制限する必要がある場合、町は、当該宅地の管理者又は使用者に十分な説明を実施し、二次災害の防止に努める。

資料編 塩谷町被災宅地危険度判定実施要綱

3 避難対策

町は、土砂災害の発生が予想される場合は、県・消防機関と連携して住民、ライフライン関係機関、交通機関等に早急に注意を喚起し、又は必要に応じ本章第6節「避難対策」の要領により警戒区域の設定若しくは避難の勧告若しくは指示を行う。

第4 風倒木等対策

道路管理者は、風倒木による被害を防止するため、必要に応じ、道路の巡回を行う。風倒木があった場合には、速やかな除去に努める。

第4節 相互応援協力・派遣要請

町は、自力による災害応急対策が困難な場合、他自治体に対し、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき迅速・的確な応援要請を行う。また、状況によっては、県を通じて自衛隊に対し災害派遣の要請を行う。

第1 市町村相互応援協力等

本町が被災した場合で、応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村や県等に応援を求め、災害対策の万全を期するものとする。

1 「災害時における市町村相互応援に関する協定」に基づく相互応援

災害時における応急対策を実施するために必要な場合は、あらかじめ定められたブロック内の市町又は必要に応じて他のブロックに対して応援要請を行う。

資料編 災害時における市町村相互応援に関する協定

2 県への応援要請

町は、応急対策を実施するため、必要と認めるときは、県に対して応援を求める。

第2 指定地方行政機関の長等に対する職員の派遣の要請及びあっせん

1 指定地方行政機関の職員派遣要請等

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は知事に対し指定地方行政機関若しくは指定公共機関の職員の派遣について、あっせんを求め、災害対策の万全を期するものとする。

2 派遣要請方法

町長は、職員の派遣の要請及びあっせんを求めるときは、次の事項を記載した文書をもって行うものとする。

応援要請時の明示事項

派遣を要請する（あっせんを求める）理由
派遣を要請する（あっせんを求める）職員の職種別人員数
派遣を必要とする期間
派遣される職員の給与その他の勤務条件
前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

第3 自衛隊派遣要請

1 派遣要請

町長は、災害の発生により人命、財産の保護について、必要と認めた場合には、知事に対し、自衛隊の派遣要請を依頼する。

2 災害派遣要請の範囲

自衛隊に対する災害派遣要請の範囲は、概ね次のとおりとする。

区 分	活 動 内 容
1 被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
2 避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。
3 避難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
4 水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
5 消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって消防機関に協力して消火にあたる。（消火剤等は、県が提供するものを使用する。）
6 道路、水路の啓開	道路、水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開、除去にあたる。
7 診察、防疫、病虫害の防除	被災者に対する応急医療、救護、防疫活動を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）
8 人員、物資の緊急輸送	救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員、救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
9 被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水等の支援を実施する。
10 救援物資の無償貸付、譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年1月10日総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付、譲与する。
11 危険物の保安、除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置、除去を実施する。
12 その他臨機の措置等	その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。

3 災害派遣要請手続

(1) 要請依頼者

町長

(2) 事務手続

総務部において次により行う。

ア 要請先窓口

(ア) 県

担当課	所在地	電話番号	県防災行政ネットワーク
消防防災課	宇都宮市埴田 1 1 20	(028) 623 2136	NW 500 2136

(イ) 陸上自衛隊第12特科隊（特に緊急を要し、かつ、知事に対して要請を行うことができない場合）

担当課	所在地	電話番号	県防災行政ネットワーク
第 3 科	宇都宮市茂原 1 5 45	(028) 653 1551	NW 702 05

イ 災害派遣要請の依頼方法

町は、県に対して派遣に必要な事項を記した次のような文書をもって依頼する。ただし、緊急

を要する場合は、とりあえず電話等により依頼し、事後所定の手続をとるものとする。

なお、特に緊急を要し、かつ、知事に対して要請を行うことができないときは、速やかに陸上自衛隊第12特科隊に通知する。この場合、その旨を速やかに県に通知するものとする。

様式	塩谷総第	号	
	年	月	日
栃木県知事	様		
		塩谷町長名	
陸上自衛隊の災害派遣要請について			
次により陸上自衛隊の派遣をお願いいたします。			
1 災害の状況及び派遣を要請する理由			
2 派遣を希望する期間			
3 派遣を希望する区域及び活動内容			
4 その他参考事項			

4 災害派遣部隊の受入れ体制

(1) 災害救援活動の調整

町は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう、担当する業務、活動箇所、その他必要事項の調整を行うものとする。

(2) 資材の準備

町は、災害派遣部隊が災害救援のために使用する資材を原則として準備するものとする。

(3) 宿舎のあっせん

町は、災害派遣部隊等が宿舎を必要とする場合、できる限り、これをあっせんするものとする。

(4) 経費の負担

自衛隊の災害救援活動に要した経費のうち、町が負担する経費は、概ね次のとおりとする。なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と協議するものとする。

ア 派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料、修繕費

イ 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上料

ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等

エ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償

5 災害派遣部隊の撤収要請

町は、災害救助活動の必要がなくなった場合、県及び陸上自衛隊第12特科隊長と協議のうえ、知事に対して撤収要請を依頼する。

第5節 災害救助法の適用

被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、県が災害救助法の適用した場合、県と連携して法に基づく応急的な救助の実施を行う。

第1 災害救助法の適用基準

県は、災害による被害が次に掲げる基準（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項各号に掲げる基準）に該当し、救助が必要であると認めるとき、市町村単位に災害救助法を適用し救助を実施することを決定することとされている。

このため、町は、県が災害救助法の適用を的確に判断するために必要な被害状況に係る情報を、迅速かつ的確に報告する。

1 住家等への被害が生じた場合

- (1) 町において住家が滅失した世帯数が次表に掲げる数以上のとき。（1号基準）
- (2) 町において住家が滅失した世帯数が次表に掲げる数の2分の1以上で、かつ県全体で住家が滅失した世帯数が2,000以上のとき。（2号基準）
- (3) 町において住家が滅失した世帯数が多数で、かつ県全体で住家が滅失した世帯数が9,000以上のとき。（3号前段基準）
- (4) 町において住家が滅失した世帯数が多数で、かつ当該災害について被災者の救護を著しく困難とする次に掲げる特別の事情があるとき。（3号後段基準）

ア 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること。

イ 被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

2 生命・身体への危害が生じた場合

- (1) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、かつ当該災害について次に掲げる事情があるとき。（4号基準）

ア 当該災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

イ 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること。

ウ 被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

本町の災害救助法適用基準

塩谷町の人口（平成17年国勢調査）	滅失世帯数
5,000人以上15,000人未満（13,462人）	40世帯以上

(注) 1 住家が半壊、半焼、床上浸水等により被害を受けた場合の滅失世帯換算率は、半焼、半壊にあっては1/2世帯、床上浸水にあっては1/3世帯とする。

2 人口は、地方自治法第254条又は地方自治法施行令第176条及び第177条に規定する人口である。

第2 災害救助法の適用手続

- (1) 県は、次に掲げる程度の災害について、災害救助法施行細則（昭和35年栃木県規則第35号）第1条第1項の規定により、町に対し、被害状況について報告を求めることとされている。町は、県からの照会の有無にかかわらず、次に掲げる程度の災害が発生した場合は、迅速かつ的確に被害状況を収集把握して県に報告するものとする。
 - ア 災害救助法の適用基準に該当する災害
 - イ 大規模な被害は確認されていないが、その後被害が拡大するおそれがあり、災害救助法の適用基準に該当する可能性のある程度の災害
 - ウ 他の市町に災害救助法が適用されている場合で、同一原因による災害
 - エ 災害の状況、それが及ぼす社会的影響からみて報告の必要があると認められる程度の災害
 - オ その他特に報告の指示のあった災害
- (2) 町は、被害状況を正確に把握できない場合には、概数により緊急報告を行う。
- (3) 町の災害救助法所管課である保健福祉課は、総務課、その他関係機関と連絡を密にし、情報の調査脱漏、重複、誤認等のないよう留意する。
- (4) 町は、被害状況の調査にあたって、必要により調査の応援、協力、立ち会い等のため、県に対して職員の派遣を依頼する。
- (5) 住家の被害認定にあたっては、専門技術的な判断が求められる場合があり、あらかじめ建築関係技術者等の応援体制を確保しておくよう考慮する。
- (6) 町は、被害状況を県に報告して、災害救助法の適用について協議するよう依頼する。ただし、県の機能等に甚大な被害が発生している場合には、町は、直接厚生労働省に対して情報提供を行うことがある。
- (7) 県は、町からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに同法に基づく救助を実施する旨を、町、県各部署及び厚生労働省あて通知するとともに、告示する。

第3 災害救助法に基づく救助の種類

災害救助法が適用された場合、町及び県は、同法、同法施行令及び同法施行細則に基づき、次の救助を実施する。

（救助の種類）

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊出しその他による食品の給与
- (4) 飲料水の供給
- (5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (6) 医療
- (7) 助産
- (8) 災害にかかった者の救出
- (9) 被災住宅の応急修理
- (10) 学用品の給与
- (11) 埋葬
- (12) 死体の搜索

- (13) 死体の処理
- (14) 障害物の除去
- (15) 応急救助のための輸送
- (16) 応急救助のための労力

第4 災害救助法に基づく救助の実施

災害救助法が適用された場合、町及び県は、下記により救助を実施する。

- 1 県は、災害が大規模となり、災害救助法を適用する場合で、下記の要件に該当するときは、原則として、その権限に属する事務を町長に行わせることとする。この場合、県は、同法施行令第23条の規定により、救助の期間、内容を町長に通知し、直ちにその旨を公示する。
 - (1) 町長が当該事務を行うことにより、救助の迅速、的確化が図れること。
 - (2) 緊急を要する救助の実施に関する事務（避難所の設置、炊出しその他による食品の給与、災害にかかった者の救出等）及び県においては困難な救助の実施に関する事務（学用品の給与等）であること。
- 2 1により知事の権限の一部を町長が行うこととした場合を除き、町長は、知事の補助機関として救助を行う。
- 3 町は、1による通知を受けていない範囲の救助について、災害が突発し県の指示を待ついとまがない場合には、救助を開始し、事後速やかに県に情報提供する。この場合、県は、町長が知事の補助機関として救助を実施したものとして扱う。
- 4 救助事務の実施状況は、「災害救助法による救助の実施について」（昭和40年5月11日付け社施第99号厚生省社会局長通知）に定める様式の帳簿に記録する。
- 5 救助の実施の基準は、それぞれの種目について本章各節に定めるところによる。

資料編	災害救助法施行細則 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準
-----	---

第6節 避難対策

災害時における人的被害を軽減するため、町は、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、適切な避難誘導を行う。

また、安全で迅速な避難の実行、災害時要援護者、帰宅困難者への支援、避難場所における生活等について、特に配慮する。

第1 実施体制

町は、避難の勧告、指示及び警戒区域の設定を行う。県は、町からの要請があった場合、又は町への緊急な支援が必要と判断した場合、町の対策を支援する。

また、住民に危険が切迫するなど急を要する場合で、町が勧告、指示を行うことができないときは、県等が避難の指示を行うことができる。この場合、指示を行った者は、速やかにその旨を町に通知する。

第2 避難の勧告、指示及び警戒区域の設定の内容

1 避難の勧告及び指示

(1) 避難の勧告及び指示の基準

災害に係る避難の勧告及び指示は、次の場合に、必要な範囲の住民に対して行う。

災害対策基本法に基づく避難について、町は、危険の切迫する前に十分な余裕をもって勧告又は指示を行う。県は、町に対し、避難勧告等の判断に資する情報の提供及び助言を行う。

ア 洪水のおそれがあるとき。

イ 土砂災害のおそれがあるとき。

ウ 火災が拡大し、延焼の危険が大きいと認められるとき。

エ ガスその他危険物の流出拡散のおそれがあるとき。

オ 工作物等の倒壊のおそれがあるとき。

カ その他特に必要があると認められるとき。

(2) 避難の勧告及び指示の内容

町その他の避難指示等実施機関は、次の事項を明示して避難の勧告、指示を行う。

避難勧告時等の明示事項	
避難対象地域	避難の理由
避難先	避難時の注意事項
避難経路	その他の必要事項

(3) 避難の勧告及び指示の種類

避難の勧告及び指示の種類は、下表のとおりである。

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告又は指示し、速やかに知事に報告する。

なお、「勧告」とは、避難のための立ち退きを勧め、又は促す行為をいい、「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発すべきもので、勧告よりも拘束力が強く住民を避難のため立

ち退かせるものをいう。

区 分	実 施 者	措 置	実 施 の 基 準
避難の 勧 告	町 長 〔災害対策基本法 第60条第1項・第2項〕	立ち退きの勧告、立ち退き先の 指示	災害が発生し、又は発生するおそ れがある場合において、特に必要 と認められるとき。
	知 事 〔災害対策基本法 第60条第5項〕	立ち退きの勧告、立ち退き先の 指示	災害の発生により町がその全部又 は大部分の事務を行うことができ なくなったとき。
避難の 指示等	町 長 〔災害対策基本法 第60条第1項・第2項〕	立ち退きの指示、立ち退き先の 指示	災害が発生し、又は発生するおそ れがある場合において、特に必要 と認められ、急を要するとき。
	知 事 〔災害対策基本法 第60条第5項〕	立ち退きの指示、立ち退き先の 指示	災害の発生により町がその全部又 は大部分の事務を行うことができ なくなったとき。
	知事又はその命を受けた職員 〔地すべり等防止法 第25条〕	立ち退きの指示	地すべりにより、著しい危険が切 迫していると認められるとき。
	知事、その命を受けた職員 又は水防管理者 〔水防法第29条〕	立ち退きの指示	洪水により著しい危険が切迫して いると認められるとき。
	警 察 官 〔災害対策基本法 第61条第1項〕	立ち退きの指示、立ち退き先の 指示	町長が立ち退きを指示することが できないとき又は町長から要求が あったとき。
	警 察 官 〔警察官職務執行法 第4条〕	警告、避難の措置	天災等において特に急を要する場 合に、危害を受けるおそれのある 者に対し、その場の危害を避ける ために必要な限度で避難の措置を とる。
	自 衛 官 〔自衛隊法 第94条第1項〕	警告、避難の措置	警察官がその場にはいない場合に 限り、自衛官は警察官職務執行法 第4条の避難の措置をとる。

土砂災害警戒情報や洪水予報発令時においては、現地状況を確認のうえ、総合的に判断する。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域と避難の勧告・指示の違い

避難の勧告・指示は对人的に行われるものであるのに対し、警戒区域の設定は地域的に行われ
る。また、警戒区域の設定には、避難の指示にはない違反者に対する罰則規定があり、人の生命・
身体に対し急迫する危険を回避するため特に必要と認められる場合に行う。

(2) 警戒区域の種類

警戒区域の設定の種類は、下表のとおりである。

町は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じ、速やかに知事に報告する。

	実施者	措置	実施の基準
(1)	町 〔災害対策基本法〕 第63条第1項	立ち入りの制限、禁止、 退去命令	災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、生命、身体に対する危険防止のため特に必要と認められるとき。
(2)	水防団長、水防団員、消防職員 〔水防法〕 第21条第1項	立ち入りの制限、禁止、 退去命令	水防上緊急の必要がある場合
(3)	消防吏員、消防団員 〔消防法〕 第28条第1項、第36条	立ち入りの制限、禁止、 退去命令	火災の現場、水災を除く災害
(4)	警察官 〔災害対策基本法〕 第63条第2項他	立ち入りの制限、禁止、 退去命令	(1)、(2)、(3)の実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合
(5)	自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命じられた部隊等の自衛官 〔災害対策基本法〕 第63条第3項	立ち入りの制限、禁止、 退去命令	(1)、(4)の実施者がその場にはない場合に限り、自衛官は災害対策基本法第63条第1項の措置をとる。

第3 避難勧告等の周知・誘導

1 住民への周知

避難の勧告、指示を実施したときは、当該実施機関は、住民に対して最も迅速で確実、効果的にその内容の周知徹底できるよう、概ね次の方法により伝達する。特に、乳幼児、高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者に対しては、地域住民の協力を得て確実に伝達できるよう配慮する。

- (1) サイレン吹鳴装置による伝達
- (2) 広報車の使用による伝達
- (3) 行政区、自主防災組織、消防団等の組織を通じた戸別訪問及び拡声器、電話等による伝達
- (4) 町ホームページによる伝達

2 町の報告

町は、避難の勧告、指示を実施したとき、又は避難指示をしたことを了知したときは、速やかに県に報告する。

3 関係機関相互の連絡

町その他の避難指示等実施機関は、避難勧告、指示をしたときは、その内容を相互に連絡する。

4 避難の誘導

- (1) 住民の誘導

町その他の避難指示等実施機関は、住民が安全、迅速に避難できるよう、警察、自主防災組織、消防団等の協力を得て、できるだけ近隣の住民とともに集団避難を行うよう指導する。

特に、災害時要援護者の避難に配慮するものとし、自力で避難することが困難な者については、自主防災組織が援助者を定めて避難させる等、速やかに避難できるよう配慮する。

(2) 集客施設における誘導

旅館等の集客施設の管理者は、あらかじめ定めた施設職員の役割分担、誘導経路、連絡体制等に基づき、施設利用者の避難誘導を実施するものとする。

(3) 帰宅困難者の誘導

町は、帰宅困難者の帰宅を支援するため、交通機関の復旧状況や、代替輸送に関する情報、交通規制に関する情報の提供に努める。徒歩帰宅者に対しては、食料や水、休憩場所の提供を行う。

5 案内標識の設置

町は、避難場所等を明示する案内標識を設置するなど迅速に避難できるよう措置する。

第4 避難所の開設、運営

1 避難所の開設

(1) 町は、災害により家屋等に被害を受け、又は受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に收容し、保護するため、避難所を設置する。

(2) 町は、避難所の開設にあたっては、指定避難場所の中から災害の状況に応じた安全・安心な避難所を選定し、速やかな開設に努める。

本町の指定避難場所は、資料編に掲載のとおりである。

(3) 町は、避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、避難所に收容する者を誘導し、保護する。

(4) 町は、避難所を設置した場合は、直ちに次の事項を県に報告する。

県への報告事項
避難所開設の日時、場所
收容人員
開設期間の見込み
その他必要事項

資料編 指定避難場所一覧

2 避難所の運営

(1) 町は、自主防災組織、行政区、ボランティア等の協力を得て、あらかじめ定めた避難所設置・運営計画に基づき避難所を運営する。

(2) 町は、避難所の運営にあたっては、避難者に対する情報の提供に努める。特に、乳幼児、高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者等のニーズの把握、これらの者への情報提供等に配慮する。

(3) 町は、避難所の衛生状態を常に良好に保つように努めるとともに、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。また、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

(4) 町は、矢板警察署と十分連携を図りながら避難所の巡回を行う。

第5 災害時要援護者への生活支援

1 災害時要援護者への日常生活の支援

町は、県とともに被災した乳幼児、高齢者、障害者の避難所や在宅生活に必要な粉ミルク、哺乳びん、車椅子等の福祉用具、おむつ等の生活必需品、ホームヘルパーや手話通訳等のニーズを把握し、適切な調達と供給による円滑な生活支援を行う。また、避難所での災害時要援護者の健康状態の把握に努める。

なお、障害者、寝たきりの高齢者など一般の避難者との共同生活が難しく、介護が必要な者等については、次の措置を行うものとする。

(1) 社会福祉施設への協力要請

施設やスタッフが整っている町内の社会福祉施設に協力を要請し、緊急入所を行う。状況によっては近隣市町の社会福祉施設に対しても協力を要請する。

(2) 福祉避難所の開設等

指定避難所の施設の一部の部屋等を災害時要援護者用の「福祉避難室」として開設するものとする。

状況によっては公共施設の中から災害時要援護者を収容する「福祉避難所」を開設し、保健師・ホームヘルパーの派遣、日常生活用品等の確保など福祉関係者等の協力を得て適切に保護するものとする。

2 被災児童等への対策

町は、県と連携して、被災により生じた要保護児童や要援護老人等の発見と把握に努め、親族の引渡しや福祉施設への受入れ等の保護を行う。

また、被災によりダメージを受けた児童、高齢者等について、各種相談所、避難所等においてメンタルヘルスケアを実施する。

3 在町外国人への対策

町は、被災した在外外国人に対して、県及び財団法人栃木県国際交流協会等との連携のもとに生活再建や安全確保等に関する助言を行うための相談窓口を整備する。

第6 広域避難

災害の規模又は避難所の状況により、町のみでは十分な避難者収容が実施できない場合は、町長は、市町村相互応援協定により、県内他市町に応援を要請する。この場合、円滑な実施ができるよう、県に支援協力を依頼する。

資料編 災害時における市町村相互応援に関する協定

第7 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の避難施設の供与は、次の基準により実施する。

1 対象

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者

2 内容

原則として、学校、公民館等既存の建物を利用する。適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋、テントを設営する。

3 費用の限度

避難所を設置、維持及び管理するため支出する次に掲げる費用で、災害救助法施行細則第4条で定められた額以内とする。ただし、福祉避難所（避難所での生活において特別な配慮を必要とする高齢者、障害者等を収容する避難所）を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を次に掲げる金額に加算して得た額の範囲内とする。

また、冬期（10月～3月）は、別途加算する。

- (1) 賃金職員等雇上費
- (2) 消耗器材費
- (3) 建物の使用謝金
- (4) 器物の使用謝金、借上費又は購入費
- (5) 光熱水費
- (6) 仮設便所等の設置費

4 期間

避難施設供与期間は、災害発生の日から7日以内とする。

ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合においては、厚生労働大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長する。

資料編	災害救助法施行細則 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準
-----	---

第7節 救急・救助活動

災害により被災した者に対し、町は、地域住民、自主防災組織、消防機関、県、県警察、自衛隊等と連携して迅速、適切な救急・救助活動を行う。

第1 住民及び自主防災組織の活動

災害発生時は、交通路の遮断や、同時多発する救急・救助要請等により、消防機関（消防署、消防団）等の現場到着の遅れが予想されるため、自主防災組織や地域住民は、関係機関と協力して、次のとおり救急・救助活動を実施する。

1 関係機関への通報

災害現場に居合わせ、要救助者・負傷者を発見した者は、直ちに塩谷広域行政組合消防本部等の関係機関に通報する。

2 初期救急・救助活動の実施

災害現場において要救助者、負傷者を発見した者は、自らの安全を確保した上で、可能な限り救出活動を行うとともに、負傷者の保護にあたる。

また、自主防災組織は、直ちに活動を開始し、通行人等とも協力し、救助、負傷者の保護にあたる。

3 消防機関等への協力

初期救急・救助活動の実施にあたっては、消防機関等からの求めに応じて、可能な限りこれに協力する。

第2 町、消防機関の活動

町、消防機関は、県警察等の関係機関と連携を図りながら、災害に対応した各種資機材を活用し、迅速、適切な救急・救助活動を実施する。

1 救助活動の実施

災害発生時に消防職員、消防団員は、迅速かつ適切な救助活動を実施する。

なお、大規模災害発生時は、要救助対象者が同時に多数いる事態を考慮し、出動対象の選択と優先順位の設定を行うとともに、地域住民、通行人等現場付近に居合わせた者の協力を得るなど、効率的な救助活動の実施に努める。

2 救急活動の実施

(1) 町は、直ちに塩谷郡市医師会等と協力して救護所を開設し、負傷者等の救護にあたる。

(2) 多数の傷病者が発生した場合は、医師、救急隊員等はトリアージを行い、重症者から搬送する。

(3) 重症者等の病院への搬送が必要な場合は、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送する。

なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に協力を求めるとともに、救急車等による搬送が困難と判断される場合は、県に対して県消防防災ヘリコプター等による搬送を要請する。

第3 県消防防災ヘリコプター等の活用

1 県消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請

町長又は塩谷広域行政組合消防本部の消防長は、災害等が発生した場合に、地域、地域住民の生

命、身体及び財産を災害から保護するために差し迫った必要性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がない場合は、県に対し県消防防災ヘリコプターの緊急運航を要請する。

緊急運航する内容としては、次のとおりである。

(1) 救急活動

- ア 被災地等からの救急患者の搬送
- イ 被災地等への医師、医療器材等の搬送

(2) 救助活動

被災者の捜索、救助

(3) 災害応急対策活動

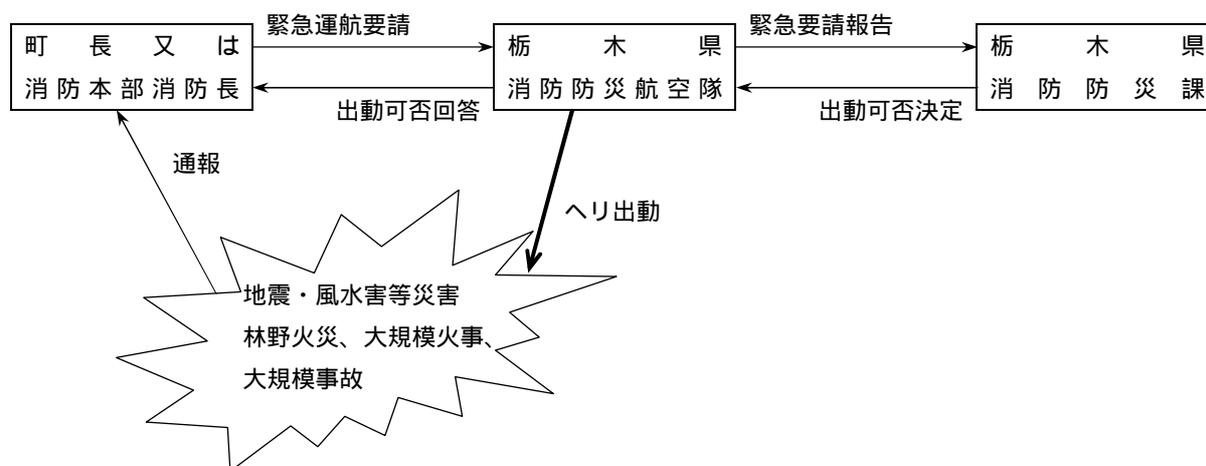
- ア 被災状況等の調査、情報収集活動
- イ 食料、衣料その他生活必需品や復旧資材等の救援物資、人員の輸送
- ウ 災害に関する情報、警報等の広報宣伝活動

(4) 火災防御活動

- ア 林野火災等における空中消火活動
- イ 被害状況調査、情報収集活動
- ウ 消防隊員、消防資機材等の搬送

(5) その他、災害応急対策上特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

県消防防災ヘリコプター緊急運航要請フロー



2 自衛隊ヘリコプターの派遣要請

町は、激甚な災害が発生するなど、自衛隊による緊急輸送を必要と判断した場合は、県に対して自衛隊の派遣要請を要求する。

3 ヘリコプター活動体制

町は、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に実施するため、飛行場外離着陸場等を確保し、安全対策を図る。また、傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院への搬送手配、地上支援等の準備を行うなど、必要な活動体制を整備するものとする。

資料編 飛行場外・緊急離着陸場一覧

第4 消防相互応援要請

町は、町のみでは迅速かつ適切な救急・救助活動ができないと判断した場合は、「災害時における市

町村相互応援に関する協定」に基づき、県内市町に応援を求めるものとする。

資料編 災害時における市町村相互応援に関する協定

第5 消防、県警察、自衛隊との連携強化

町は、災害応急対策活動にあたって、塩谷広域行政組合消防本部、矢板警察署、自衛隊等と相互に連絡を取り合い、また災害対策に必要な情報を交換するなど適切な連携のもとに、迅速かつ適切に救出・救助活動を実施する。

第6 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の災害にかかった者の救出は、次の基準により実施する。

1 内容

災害のため現に救出を要する状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。

2 費用の限度

舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等で、当該地域における通常の実費とする。

3 期間

災害発生の日から3日以内とする。ただし、次のように真にやむを得ないと認められる場合、事前に厚生労働大臣の承認を得て期間を延長する。

(1) 現に救出を要する者が、目に見えるようなとき。

(2) 家屋等の下敷きや土砂に埋没した者が助けを求め、又は生きていることが明瞭であるようなとき。

(3) 災害の発生が継続しているとき。

資料編 災害救助法施行細則 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第8節 消防対策

町及び消防機関は、火災（大規模火災・林野火災）が発生した場合、できるだけ被害を軽減し、拡大を防ぐため、直ちに活動体制を確立し、災害情報の速やかな収集・伝達に努めるとともに、住民等の協力のもと、迅速な消火、救助・救急活動を行う。

第1 活動体制の確立

町は、町域内に火災（大規模火災・林野火災）が発生した場合、状況により災害対策本部を設置し、消防機関等関係機関と連携して、応急対策活動を迅速、的確に実施する。

第2 情報の収集・伝達

大規模火災が発生した場合、速やかに災害情報の収集・伝達に努め、災害応急対策活動や住民の避難等に必要な情報を伝達する。

1 被害情報等の情報収集・伝達

町は、町域内に大規模な火災が発生し、又は林野火災が発生したことにより、「栃木県火災・災害等即報要領」の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより、速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

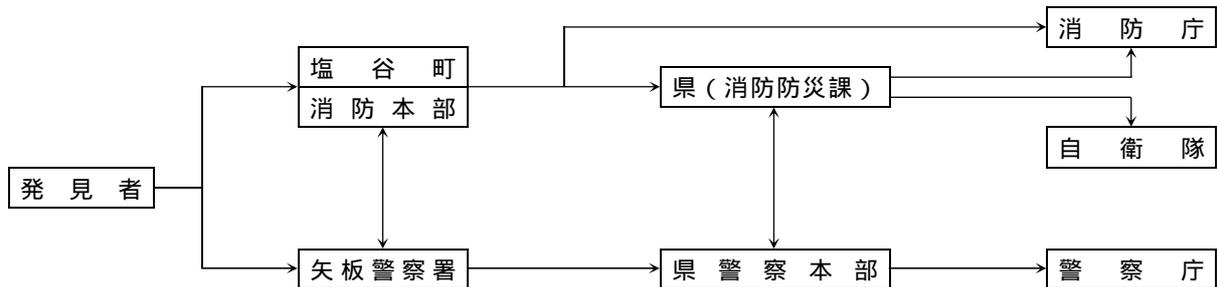
なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、塩谷広域行政組合消防本部への通報が殺到したことを承知した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡が取れるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

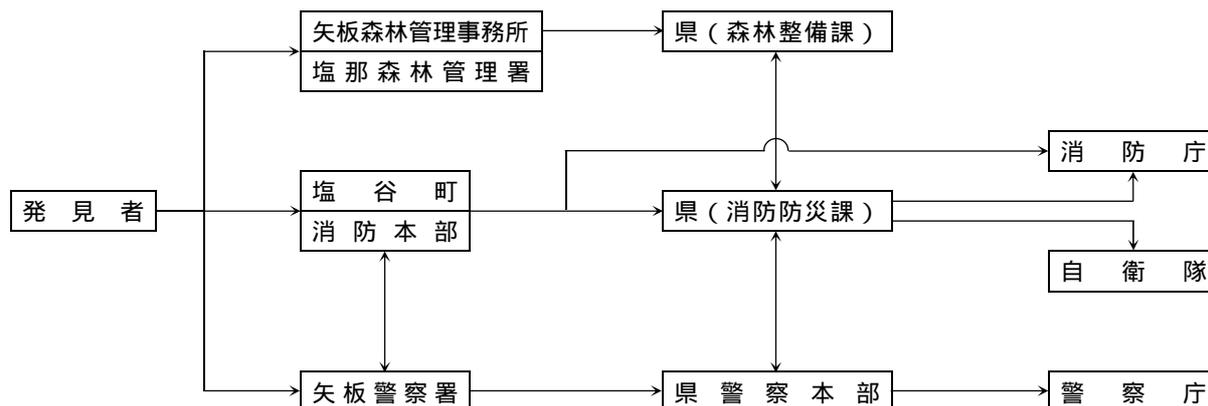
資料編 栃木県火災・災害等即報要領報告様式

2 情報の収集・伝達系統

(1) 大規模な火災情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



(2) 林野火災情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第3 消火活動及び救助・救急活動

1 消防本部の活動

塩谷広域行政組合消防本部は、関係機関と密接な連携の下、「消防計画」に基づき効果的な消防活動を実施する。

(1) 現場指揮本部の設置

火災の拡大状況に応じて現場指揮本部を設け、関係機関と連携の上、統一的指揮のもと適時的確な消火活動を行う。

(2) 無線統制、水利統制の実施

消火活動を円滑に実施するため、消防無線や消防水利の統制を適切に実施する。

(3) 飛火警戒の実施

飛火警戒指揮所を設置するとともに、飛火警戒隊等を編成し、第2次、第3次火災の警戒にあたる。

(4) 消防警戒区域の設定

火災の状況により必要と認めるときは、消防警戒区域を設定し、火災現場区域内への車両等の出入りを禁止、制限する。

(5) 救助・救急活動の実施

火災により負傷者等が発生した場合には、警察、医療機関等と連携のうえ、迅速かつ的確な救急・救助活動を実施する。

2 消防団の活動

塩谷町消防団は、「消防計画」に基づき、現場指揮本部の指揮により、塩谷広域行政組合消防本部、住民等と協力して人命の安全確保を最優先とした初期消火、延焼防止にあたる。

3 町の活動

(1) 協定に基づく応援要請

町は、町のみでは迅速かつ適切な消防活動ができないと判断した場合は、「災害時における市町村相互応援に関する協定」に基づき、県内他市町に応援を求めるものとする。

(2) 県等への応援要請

大規模な火災や林野火災が発生した場合など、ヘリコプターによる消火活動が適切と判断した場合には、県に消防防災ヘリコプターの緊急運航を要請し、又は県に自衛隊の派遣要請を要求するものとする。

4 大規模火災対策

(1) 大規模特殊火災

危険物施設や大規模な工場火災が発生した場合、消防機関等は、高所放水車等特殊車両による大量放水や、化学消火剤を使用した大量泡放射等の消火活動により火災の拡大防止に努める。

また、鎮火までに多大な時間と消防力を要するため、広域応援等により消防力を充実させ、継続放水や定期的な監視等適切な消火活動に努める。

(2) 古タイヤ火災の消火活動

大量に放置された古タイヤ堆積場で火災が発生した場合、消防機関等は、重機等の使用による可燃物の除去、化学消火剤の使用、覆土等迅速な消火活動により火災拡大の防止に努める。また、鎮火まで長時間を要することがあることから、その間は、定期的な巡視、地中温度測定、適切な消火活動に努める。

5 林野火災対策

(1) 迅速な消火活動

消防機関は、消防ポンプによる消火活動のほか、水のう付消防ポンプ等を使った人海戦術による消火、県消防防災ヘリコプター等の要請による空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。

また、延焼阻止が困難と判断されるときは、森林所有者等と調整し、森林を伐採し臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。

(2) 現地指揮本部の開設

消防機関は、火災の規模が大きく、総員出動が必要な場合や関係機関との調整が必要となる場合には、現場近くに現地指揮本部を開設し、関係機関と連携し、延焼方向、地域住民・施設等への被害の発生状況、危険性等を十分把握し、効果的な消火活動等を行う。

(3) 消防団の活動

消防団は、消火活動を実施し、飛び火による延焼を警戒するなど火災の拡大防止に努め、火勢の状況等により必要な場合は、地域住民等を安全な場所に避難誘導する。

また、消防隊の到着後は、当該消防隊への情報提供と火点誘導を行い、消防隊と協力して消火活動にあたる。

(4) 空中消火活動の実施

町は、県と十分協議の上、ヘリコプター離発着場の決定や空中消火用資機材の確保等円滑な空中消火活動の実施に努める。

第4 広報対策

町は、県や関係機関と連携して、住民に対し迅速かつ的確に災害に関する広報活動を行い、住民の不安解消を図る。

第9節 医療救護活動

災害時には、広域にわたり医療助産の救護を必要とする傷病者の発生が予想されるため、町は、関係機関と緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療助産活動を実施する。

第1 実施体制

町は、被災者に対する医療助産の計画の策定と実施を行う。ただし、町で対処できないときは、他市町又は県に対し必要な要員、資機材の応援を要請する。

第2 町の実施体制

1 救護班の編成

- (1) 町は、町内医療機関の協力を得て、救護班を編成し、被災地、避難所等で医療救護活動を実施する。
- (2) 救護班は、原則として医師、薬剤師、保健師（看護師）をもって編成する。

2 関係機関との連携

- (1) 医療救護活動を実施するにあたっては、塩谷広域行政組合消防本部、矢板警察署等関係機関と連携して行うものとする。
- (2) 状況によっては、塩谷郡市医師会に救護班の出動を要請する。
- (3) 町のみでは対応が十分でないときは、県、関係機関に協力を要請する。

資料編 町内医療機関一覧

第3 救護所の設置

救護班が出動したときは、救護の利便性、被災傷病者保護のため、直ちに救護所を開設して傷病者を収容治療する。

1 救護所の設置者

救護所の設置は、原則として町が行うものとする。

2 設置場所

- (1) 救護所の設置場所は、医療機関、避難所（小・中学校、公民館等）とするが、状況によっては、災害現場にテント等をもって設置する。
- (2) 妊産婦の救護所は、助産施設のある医療機関及び助産所をあてる。

第4 医薬品等の確保

医療、助産の実施に必要な医薬品及び衛生材料は、原則として町に備蓄されているもの若しくは医療機関に整備されているものを使用し、不足する場合には町内薬局・薬店等から調達する。ただし、調達が不可能な場合は、応援協定に基づき県内他市町から調達し、あるいは県に要請して確保し、円滑な供給を図る。

資料編 災害時における市町村相互応援に関する協定

第5 医療施設の応急復旧

町は、災害により医療施設の損壊によって医療機能が失われたときは、仮救護医療機関を設けて医療救護活動を行うこととし、あらかじめ防災訓練等を実施して災害に備えておく。

また、医療機関等においては、災害時における医療体制について整備しておく。

第6 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合には、次の基準により医療救護、助産活動を実施する。

1 災害救助法による医療救護の基準

(1) 対象

災害のため医療の途を失った者に対して行う応急的な処置をするもの

(2) 内容

原則として救護班によって、次の医療救護を行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができる。

ア 診療

イ 薬剤、治療材料の支給

ウ 処置、手術その他の治療、施術

エ 病院、診療所への収容

オ 看護

(3) 費用の限度

ア 救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費

イ 病院、診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内

ウ 施術者による場合は、協定料金の額以内

(4) 期間

災害発生の日から14日以内

2 災害救助法による助産の基準

(1) 対象

災害発生の日の以前又は以後の7日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者

(2) 内容

ア 分娩の介助

イ 分娩前、分娩後の処置

ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

(3) 費用の限度

救護班、産院その他医療機関による場合は、使用した衛生材料等の実費

助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額

(4) 期間

分娩した日から7日以内

資料編	災害救助法施行細則 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準
-----	---

第 10 節 緊急輸送活動

災害時における被災者の避難、消火・救助活動等の応急対策に必要な人員、緊急物資等を確保、迅速に輸送するため、町は県、防災関係機関と連携して、災害時の緊急輸送対策を実施する。

第 1 実施体制

被災者の輸送は、町が行う。町のみでは迅速かつ適切な輸送の実施が困難な場合は、県に必要な支援を要請する。

なお、緊急輸送活動は、人命の安全、被害の拡大防止、応急対策の円滑な実施に配慮して行う。

第 2 輸送の対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、応急活動の段階に応じ次の対象を優先的に緊急輸送する。

1 第 1 段階 救出救命期

- (1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (3) 町の災害対策に係る人員、ライフラインの応急対策に必要な人員・物資
- (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

2 第 2 段階 避難救援期

- (1) 上記 1 の続行
- (2) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- (4) 輸送施設の応急復旧に必要な人員及び物資

3 第 3 段階 応急対策期・復旧復興期

- (1) 上記 2 の続行
- (2) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (3) 生活必需品

第 3 輸送手段の確保

1 自動車による輸送

町は、次により必要な自動車を確保し、緊急輸送を行う。

(1) 庁用自動車の活用

災害時における庁用自動車の集中管理及び配備は、総務部が災害の状況等に応じて適切に行う。

なお、総務部は、緊急輸送が迅速かつ的確にできるよう、緊急通行車両の確認手続を警察署等で速やかに行うものとする。

(2) 関係団体所有自動車の借上げ

総務部は、庁用自動車だけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、直ちに町内の公共的団体に属する自動車、又は状況により営業用の自動車等を借り上げて、必要数の車両を確保する。

(3) 協定に基づく緊急調達

町内で自動車の確保が困難な場合には、総務部は直ちに相互応援協定等に基づき、県内他市町に対して車両の派遣を要請するものとする。

資料編 災害時における市町村相互応援に関する協定

(4) 県への要請

町は、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して次の事項を明示して調達あっせんを依頼する。

要請時の明示事項

輸送を必要とする人員、物資の品名、数量（重量）
車両等の種類及び台数
輸送を必要とする区間及び借上げ期間
集結場所及び日時
その他必要事項

2 ヘリコプターによる輸送

地上交通が途絶した場合又は急を要する場合など、ヘリコプターによる輸送が適切と判断した場合は、県に県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。また、状況により県に自衛隊派遣の要請を依頼する。

第4 輸送体制の確保

町は、被災地における救助活動に必要な人員及び物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うため、輸送体制を確保する。

1 救援物資集積場の確保

救援物資の集積、仕分け及び配布の円滑化を図るため、救援物資集積場を確保する。

2 緊急輸送道路の確保

県は、災害時における緊急輸送を確保するため、県、市町、県防災拠点、他県とをネットワークする緊急輸送道路を定めている。

災害が発生した場合には、町は効率的な緊急輸送が行えるよう、町内の県指定緊急輸送道路（本編第1章第15節「第1 道路ネットワークの形成」参照）と町役場、指定避難場所、臨時ヘリポート、救援物資集積場所など町の災害対策活動拠点とを結ぶ町道を優先して啓開する。

3 臨時ヘリポートの確保

緊急物資等のヘリコプターによる輸送を円滑に行うため、あらかじめ定めた臨時ヘリポート等の中から適地を選定し、確保する。

資料編 飛行場外・緊急離着陸場一覧

第5 災害救助法による輸送基準

災害救助法が適用された場合の応急救助の輸送基準は、次のとおりである。

1 対象

- (1) 被災者の避難のための輸送
- (2) 医療及び助産のための輸送
- (3) 被災者の救出のための輸送
- (4) 飲料水の供給のための輸送

- (5) 死体の捜索のための輸送
- (6) 死体の処理のための輸送
- (7) 救助用物資の輸送

2 費用の限度

当該地域における通常の実費

3 期間

各救助の実施が認められる期間とする。なお、それぞれの種目ごとの救助の期間が厚生労働大臣の承認を得て延長された場合は、その救助に伴う輸送の期間も延長する。

資料編	災害救助法施行細則 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準
-----	---

第 1 1 節 食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動

被災者、災害応急対策従事者等に対する円滑な食料・飲料水・生活必需品の供給を図るため、町は、関係機関と相互に連携して調達、供給体制を確立する。

第 1 給食

1 実施体制

町は、被災者、災害応急対策従事者等に対する給食を実施する。町のみでは実施不可能な場合は、近隣市町、県、その他関係機関の応援を得て実施する。

2 供給の対象

町は、次に掲げる者で食料の供給を必要とする者に対して食料を供給する。

- (1) 炊き出しによる給食を行う必要がある被災者
- (2) ライフラインの寸断等により食料の供給が受けられない社会福祉施設等の入居者
- (3) 災害地における救助活動、急迫した災害の防止、応急復旧作業に従事する者

3 食料の調達、供給

町は、被害状況等から判断して必要と認めた場合は、次により食料の調達を行う。

(1) 備蓄物資の放出

町は、防災倉庫に備蓄している食料を放出し、被災者に配分するものとする。

(2) 主要食料の調達

備蓄食料のみでは不足する場合は、次により、他機関等から食料の調達を行うものとする。

ア 町内卸売業者、小売販売業者等の保有する米穀の提供を依頼する。

イ 応援協定に基づき、県内他市町から必要量の米穀の供給を依頼する。

ウ 前記イによっても不足する場合、応急食料の配給を知事に申請し、県で備蓄している食料調達を依頼し、それでも不足する場合は、県を通じて関東農政局栃木農政事務所から政府保有米、政府保有乾パンの供給を受けるものとする。

(3) 副食の調達

災害の状況により必要と判断した場合は、町内食品販売業者から調達するものとするが、不足等する場合は、応援協定に基づき、生鮮野菜、食肉製品、牛乳等の副食品を調達する。

(4) 調達時の留意事項

ア 被災者の年齢、季節等に配慮して調達する（高齢者に対して軟らかなもの、乳児に対して粉ミルクなど、また寒い時期には温かなものなど）

イ 梅雨時期など特に食品が傷みやすい季節には、保存可能な食品を調達する。

資料編 災害時における市町村相互応援に関する協定

4 食料の集積場所の確保

県及び他市町村等から搬送される救援食料及び調達食料の集積場所を確保するとともに、その所在地等を関係機関に周知する。

当該施設に搬送された救援食料等は、調査部の職員が中心となって仕分け、配分等を行うものとするが、必要により自主防災組織やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行うものとする。なお、当該施設に管理責任者を配置し、食品の衛生管理に万全を期するものとする。

5 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の炊き出しその他による食品の給与は、次の基準により行う。

(1) 対象

次のいずれかに該当する者に対して行う。

- ア 避難所に収容された者
- イ 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水等であって、炊事のできない者
- ウ 住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者
- エ 旅館等の宿泊人、一般家庭の来訪客等

(2) 内容

食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとし、次により行う。

ア 食料の確保

食料の確保については前記3(2)に定めるところによる。ただし、町において政府保有米を必要とする場合で、かつ交通、通信の途絶により県との連絡がつかない場合は、関東農政局栃木農政事務所主管課長、地域課長又は政府保有米を管理する倉庫の責任者に対し、直接政府保有米の供給を要請する。

イ 炊き出し等の実施

日赤奉仕団等の協力により避難所内若しくはその近くで給食施設等を有する既存の施設を利用して調理し、又は弁当等を購入して行う。また、炊き出しの配分は、組又は班等を組織し、各組織に責任者を定め、その責任者が確実に人員を掌握し、正確に行う。

(3) 費用の限度

食品給与費用として国庫負担の対象となる経費は、実際にそれらを受けるべき被災者に支給された給食に要した次に掲げる費用で、災害救助法施行細則第4条で定められた額以内とする（食数を単位とし、給与のための総経費を延給食数で除した金額が規定額以内であればよい。）

- ア 主食費（米穀、弁当、パン、うどん、インスタント食品等）
- イ 副食費（調味料を含み、その内容、品目、数量等について制限はない。）
- ウ 燃料費（品目、数量について制限はない。）
- エ 雑費（炊飯器、鍋、やかん、しゃくし、バケツ等器物の使用謝金又は借上料、握り飯を包むアルミホイル等の包装紙類、茶、はし、使い捨て食器等の購入費）

(4) 期間

災害発生の日から7日以内とする（被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、3日分以内を現物支給）。ただし、相当大規模な災害が発生し、当該期間内で炊き出しその他による食品の供給を打ち切ることが困難な場合には、事前に厚生労働大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長する。

第2 給水

1 実施体制

町は、災害発生時に飲料水が得られない者に対して、1人1日3リットルを基準とする応急給水を行う。町のみでは実施不可能な場合は、近隣市町、県、その他関係機関の応援を得て実施する。

2 飲料水の確保対策

(1) 応援協定に基づき、他の水道事業者等に要請して、飲料水の確保を行う。

(2) 町は、尚仁沢湧水を有効に活用するほか、他の湧水、井戸水、河川水等を浄化処理して飲料水を確保する。

- (3) 水道事業者は、応急用飲料水及び水道施設における貯水量の確保に努める。
- (4) プールの管理者は、特別の事情を除き、災害の発生に備えて常にプールに水を貯えておくよう努める。

資料編 災害時における市町村相互応援に関する協定

3 給水活動

町は、給水班を組織して給水活動を実施する。

(1) 給水方法

応急給水活動は、移動給水車、固定給水車及びポリタンク積載車によって、本部の指示に基づき拠点給水活動を行う。

その他、状況に応じ、派遣応援隊等により応急給水活動を行うものとする。

(2) 給水場所

給水は、医療機関、救護所、避難所等緊急性の高いところから行う。

4 応急復旧対策

町は、応急復旧計画に基づき、水道施設の応急復旧対策を迅速に実施する。

5 応急用飲料水以外の生活用水の供給

町は、飲料水以外の生活用水等についても、必要量の範囲内で確保及び供給に努める。

6 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の応急給水は、次の基準により行う。

(1) 対象

災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行う。

(2) 費用の限度

水の購入費、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材の費用とし、その地域における通常の実費とする。

(3) 期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、相当大規模な災害が発生した場合等で飲料水の供給を打ち切ることが困難な場合には、事前に厚生労働大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長する。

第3 生活必需品等の供給

1 実施体制

町は、被災者に対する生活必需品等の供給を実施する。町のみでは実施不可能な場合は、近隣市町、県、その他関係機関の応援を得て実施する。

2 生活必需品の確保

(1) 物資の確保

ア 備蓄物資の給貸与

町は、防災倉庫に備蓄している毛布等の物資を被災者に給貸与する。

イ 町内販売業者等からの調達

町は、塩谷町商工会、農業協同組合等に協力を依頼して、必要な生活必需品を調達する。

ウ 応援協定に基づく調達

町内で必要な生活必需物資が調達できない場合には、応援協定に基づき、県内他市町等から必

要な物資の供給を要請する。

エ 県への応援要請

大規模な災害等により他市町からの供給が困難、あるいは時間がかかる場合等には、県に備蓄物資の放出等を要請する。

(2) 燃料の確保

集積することができないプロパンガス、灯油等の供給については、地域の販売業者の供給可能数量の把握に努め、県、販売業者と連絡を保ち、必要に応じて供給する。

資料編 災害時における市町村相互応援に関する協定

3 調達時の留意事項

- (1) 被災者ニーズをできるだけ正確に把握（必要品目・量）し、重複等しないようにする。
- (2) 季節、被災者の年齢に配慮した物資を調達する。
- (3) 仕分け、配給に時間がかからないよう、調達時には箱等に中身の品名やサイズ等を書いておく。

4 救助物資の集積場所の確保と管理

県及び他市町村等から搬送される救援物資及び調達物資の集積場所を確保するとともに、その所在地等を関係機関に周知する。

当該施設に搬送された救援物資等は、調査部の職員が中心となって仕分け、配分等を行うものとするが、必要により自主防災組織やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行うものとする。

なお、当該施設に管理責任者を配置し、物資の管理に万全を期するものとする。

5 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の被服、寝具その他生活必需品の給与、貸与は、次の基準により行う。

(1) 対象

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(2) 内容

ア 給（貸）与品目

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。

- (ア) 寝 具（タオルケット、毛布、布団等）
- (イ) 被 服（洋服、作業衣、子供服、肌着等）
- (ウ) 身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘等）
- (エ) 炊事用具（炊飯器、鍋、包丁等）
- (オ) 食 器（茶碗、皿、箸等）
- (カ) 日用品（石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等）
- (キ) 光熱材料（マッチ、プロパンガス等）

イ 支給方法

物資の確保は県が行う。また、本町までの輸送は原則として県が行うが、被災者への支給は、町が実施する。

(3) 費用の限度

災害救助法施行細則第4条で定められた額以内とする。

(4) 給（貸）与期間、限度額

給（貸）与は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。ただし、交通通信が途絶え、物資の購入が困難であるような大災害の場合には、事前に厚生労働大臣の承認を得て、必要最小限度の期間を延長する。

資料編	災害救助法施行細則 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準
-----	---

第 1 2 節 農林水産業関係対策

被害を受けた農林水産物及び施設の応急対策を実施し、早期の営農林水産体制の再開を目指す。

第 1 農作物・林作物・水産物等の応急対策

1 農林水産防止対策

- (1) 町は、風水害、雪害等による農林産被害を防止するため、必要に応じ、農業協同組合等関係機関と連携して、排水、病害虫防除、施肥等の指導を行う。
- (2) 町は、県を通じて宇都宮地方気象台から風雪、強風、大雨、洪水等の注意報、警報の発表を受け、農作物の風水害、雪害が予想されるときには、県が作成した被害予防のための技術対策資料を団体等に配布し、農家に対する予防対策の周知徹底を図るものとする。

2 家畜伝染性疾病予防体制

町は、畜舎の冠水等による家畜伝染性疾病を予防するため、必要に応じ、次の予防対策を実施する。

(1) 家畜伝染性疾病予防実施体制

被災地における予防対策は、町が実施する。

(2) 応急対策の実施

ア 家畜所有者等から通報を受けた場合における被害状況の把握、県への通報

イ 伝染性疾病が発生した場合又は発生のおそれがある場合の畜舎消毒、薬浴等の疾病発生予防、まん延防止のための措置について指導

ウ その他必要な指示の実施

(3) 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理については、本章第13節第3の「2 死亡獣畜の処理」に準じて行う。

第 2 農地・農業用施設等の応急対策

1 施設の点検、監視等

(1) 施設の点検・監視

各施設管理者は、風水害の発生のおそれがある場合には、過去に被害が生じた箇所や主要構造物等の点検、監視を行う。

(2) 関係機関等への連絡

各施設管理者は、施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、町、県、地域住民、関係機関への連絡を適切に実施する。

(3) 災害未然防止活動

洪水の発生が予想される場合は、施設管理者は、ダム、頭首工、排水機、水門等の放水などの適切な操作を行う。

また、災害を防止するため必要と認める場合は、あらかじめ必要な事項を町、消防機関、矢板警察署に通知するとともに、地域住民に対して周知させる。

2 災害応急復旧対策

農地・農林業用施設に災害が発生した場合には、次のような応急復旧対策を実施する。

(1) 被害状況の把握

町は、関係機関と相互に連携して関係施設の被害状況を把握し、県（農地・農業用施設については塩谷農業振興事務所、林業用施設については矢板林務事務所）に報告する。

(2) 応急対策の実施

ア 施設管理者は、関係機関と連携を図り、被害状況に応じた所要の体制を整備し、被害を拡大させないよう、次の応急対策を実施する。

(ア) 発災後の降雨の状況等により、土砂災害や主要な構造物の被害が発生するおそれがある場合は、速やかに町及び県等関係機関に連絡するとともに、地域住民に対して周知を図り、適切な警戒避難体制の整備など二次災害の防止に努める。

(イ) 土砂災害が発生した場合には、被害状況や被害拡大の可能性を調査し、必要に応じて土砂の除去、防護柵の設置等の応急工事を実施する。

(ウ) 集落間の連絡農道、基幹農道、連絡林道、基幹林道等の管理者は、避難路、緊急輸送路となる道路の優先的障害物の除去と応急復旧に努める。

また、通行が危険な道路については、通行禁止等の措置を講じる。

(エ) ダム、ため池等の施設管理者は、気象、水象の状況を十分に検討し、下流の河川の安全に配慮して、貯水位の調整等適切な措置を講じる。

(オ) 施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所については、パトロール要員による巡回、監視により、危険防止の措置を講じる。

イ 町は、農地・農林業用施設等の被害が拡大するおそれがある場合は、県及び関係機関と連携のうえ、施設管理者に対して、必要な応急措置の実施を指導する。

3 農林水産業共同施設

農林水産業共同利用施設の管理者は、災害発生時には、各施設の被害状況の把握、報告を行い、関係機関と連携して復旧対策を速やかに実施し、農林水産業の維持を図り、併せてその経営の安定に寄与する。

(1) 施設の点検・監視等

ア 施設の点検、監視

施設管理者は、災害発生のおそれがある場合には、主要構造物等の点検、監視を行う。

イ 関係機関等への通報

施設管理者は、施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、町、県、地域住民、関係機関への連絡を適切に実施する。

(2) 災害応急復旧対策

農林水産業共同利用施設に災害が発生した場合には、施設管理者は、農林水産業共同利用施設の被害状況を把握し、塩谷農業振興事務所及び矢板林務事務所に報告する。

第13節 保健衛生活動

被災地における感染症の発生予防・まん延防止、及び人身の安定・保護のため、町は関係機関と連携して、保健衛生対策、遺体の収容・埋葬、動物の管理（衛生及び死体の処理を含む。）の的確な実施を図る。

第1 保健衛生対策

1 感染症対策

(1) 実施体制

町は、被災地における生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力低下等によって生じる感染症に対する対策を実施する。

町のみで処理が困難な場合は、県、近隣市町等の関係機関に応援を求めて実施する。

(2) 実施方法

町は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下この節において「法」という。）の規定に基づき、知事の指示に従って次の措置を実施する。

ア 消毒の方法（法第27条）

消毒の方法は、次に掲げる基準に従い、消毒薬を用いて行う。

(ア) 対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒が行えるような方法により行うこと。

(イ) 消毒を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意すること。

イ ねずみ族、昆虫等の駆除の方法（法第28条）

ねずみ族及び昆虫等を駆除する際には、次に掲げる基準に従い行う。

(ア) 対象となる区域の状況、ねずみ族及び昆虫等の性質その他の事情を勘案し、十分な駆除が行えるような方法により行うこと。

(イ) 駆除を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意すること。

ウ 感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件に係る措置の方法（法第29条）

(ア) 対象となる物件の状況、感染症の病原体の性質、次に掲げる措置の基準その他の事情を勘案し、当該物件に対する措置（移動の制限及び禁止、消毒、廃棄その他必要な措置）の目的を十分に達成できるような方法により行うこと。

a 消毒にあつては、消毒薬、熱水消毒、煮沸消毒等により行うこと。

b 廃棄にあつては、消毒、cに規定する滅菌その他の感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な処理をした後に行うこと。

c 滅菌にあつては、高圧蒸気滅菌、乾熱滅菌、火炎滅菌、化学滅菌、ろ過滅菌等により行うこと。

(イ) 消毒及び滅菌にあつては、消毒又は滅菌を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地

域の住民の健康及び環境への影響に留意すること。

エ 生活用水の供給（法第31条）

知事において、感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じられたときは、町は、知事の指示に従い、生活の用に供される水の利用者に対し、生活の用に供される水を供給する。

オ 県への連絡

町長は、感染症が発生し、又は発生する疑いのある事実を知った場合には、速やかに県に連絡し、必要な指示等を受けるものとする。

(3) 臨時予防接種の実施

感染症の発生及びまん延を予防するため、知事に臨時予防接種を行うよう指示された場合には、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条の規定による臨時予防接種を実施する。

2 食品衛生監視

(1) 実施体制

町は、県、関係団体と連携し、避難場所等の巡回指導、食品衛生知識の啓発指導など被災地の総合的な食品衛生対策を実施する。

(2) 食品衛生監視班の派遣要請

町は、状況に応じ必要と認めたときは、県に食品衛生監視班の派遣を要請し、被災地営業者、同地区周辺営業者、臨時給食施設（避難所その他炊き出し施設）の実態を把握し、安全かつ衛生的な食品の供給に関する指導を求めるものとする。

(3) 避難所、被災住民に対する衛生指導

避難所等の食品管理等の状況把握に努めるとともに、避難所、被災地でのチラシ配布などにより衛生指導を行う。

ア 手洗いの励行

イ 個人の備蓄食についての品質、保存期限等の確認

ウ 配布された弁当等についての品質・表示事項の確認

エ 抵抗力の弱い幼児・高齢者等に対する低リスク食品の選択

オ 使い捨て食器の使用、アルコール消毒薬による器具の消毒

カ 食品残渣、汚水などの廃棄場所の衛生確保

(4) 被災地周辺営業施設、臨時給食施設の指導

町は、県及び食品衛生協会等関係機関と密接な連携をとって施設の実態を把握し、被害・稼働状況に応じた施設管理、加熱調理等食品の衛生的取扱について指導の徹底を行う。

(5) 被災地営業施設の監視指導

町は、県に対し営業許可施設を監視するとともに、保存、製造されている食品の検査を実施して不良食品の供給を排除する等の指導を行うよう要請する。

ア 停電により適温で保存されないため腐敗、変敗した食品の供給防止

イ 施設、機械、器具の洗浄消毒

ウ 使用水の現場検査

エ 従事者の衛生管理（手洗消毒の励行、衛生的な服装の着用、下痢している者や手指に化膿傷がある者の食品取扱い作業への従事防止）

オ 浸水地区における浸水期間中の営業の自粛

カ 食品残渣、汚水などの廃棄場所の衛生確保

(6) その他

災害の状況により被災地区周辺の食品衛生指導員に協力を依頼し、指導を求めるものとする。

3 資器材の調達

(1) 町内業者から調達

災害発生後、速やかに保健衛生用資器材取扱業者の被害状況を調査して、供給能力、輸送機能の状況を把握するとともに、必要とする資器材を調達するものとする。

(2) 応援協定に基づく緊急調達

町内等で必要な保健衛生用資器材等が確保できない場合は、応援協定に基づき、県内他市町から緊急調達する。それでもなお不足する場合は、県に調達のあっせんを要請する。

資料編 災害時における市町村相互応援に関する協定

第2 遺体取扱対策

1 遺体の捜索

(1) 実施体制

災害により、行方不明の状態で行方不明の事情により既に死亡していると推定される者の捜索は、原則として町が県警察、消防機関等の関係機関の協力のもとに実施するものとする。

(2) 実施方法

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される行方不明者等を、県警察、消防機関、地元自主防災組織等と協力して捜索する。

町だけでは対応が困難である場合、「災害時における市町村相互応援に関する協定」に基づき、県内他市町に応援要請を行うとともに、県に、自衛隊に対する応援要請を行うよう依頼する。

(3) 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の遺体捜索は、次の基準により実施する。

ア 対象

災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者

イ 費用の限度

舟艇その他遺体の捜索のための機械、器具等の借上費又は修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費

ウ 期間

原則として、災害発生の日から10日以内とする。ただし、当該期間のうちに終了することができないやむを得ない事情がある場合は、事前に厚生労働大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

2 遺体の処置、収容及び検案（検視）

(1) 実施体制

災害の際に死亡した者の遺体の処置等について、その遺族等が混乱のため行うことができない場合は、原則として町が、県、県警察、日本赤十字社栃木県支部、医療機関等関係機関の協力のもとに実施するものとする。

(2) 実施方法

遺体の処置、収容及び検案（検視）にあたっては、衛生状態、遺体の尊厳の確保等に十分配慮するものとする。町のみに対応が困難である場合には、県に必要な支援を要請する。

ア 塩谷都市医師会や日本赤十字社栃木県支部の協力を得て、適切な遺体の処置及び検案を実施する。

イ 身元不明の遺体又は災害の混乱により引き取りが行われない遺体を収容するため、適当と認められる公共施設等を遺体収容所として開設する。また、遺体の保存に十分な量のドライアイス、棺等の確保に努める。

ウ 捜索により発見された遺体について、警察等関係機関と協力し、遺体収容所へ搬送する。

(3) 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の遺体取扱は、次の基準により実施する。

ア 対象

災害の際死亡した者について、その遺族が災害による混乱のため行うことができない場合に遺体に関する処置（埋葬を除く。埋葬については、次の「3 遺体の埋葬等」の対策のとおり）を行うものであること。

イ 内容

(ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(イ) 遺体の一時保存

(ウ) 検案

ウ 費用の限度

次の範囲内において行うこと。

(ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、災害救助法施行細則で定められた額以内とする。

(イ) 遺体の一時保存のための費用は、次のとおりとする。

a 遺体の一時保存のため既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費の額とする。

b 遺体の一時保存のため既存建物を利用できない場合は、遺体の一時保存に要する賃金職員等雇上費及び輸送費を含め、災害救助法施行細則で定められた額以内とする。

(ウ) 検案が救護班によることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

エ 期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、当該期間のうちに終了することができないやむを得ない事情がある場合は、事前に厚生労働大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

3 遺体の埋葬等

(1) 実施体制

災害の際死亡した者に対して、その遺族が災害による混乱のため埋葬を行うことが困難な場合や死亡した者の遺族がいない場合には、原則として町が遺体の応急的な埋葬を行う。

(2) 埋葬の実施方法

ア 民間事業者の協力を得て、棺、骨つぼ等の確保に努める。

イ 災害発生により火葬場が不足した場合には、「災害時における市町村相互応援に関する協定」に基づき、県内他市町に火葬場の提供及びあっせんを求める。また、必要に応じて、応急仮設火葬場を設置する。

- ウ 縁故者の判明しない焼骨は、納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、縁故者が判り次第、引き継ぐ。無縁の焼骨は納骨堂に収蔵するか、墓地に埋葬する。
- エ 遺体を土中に葬る場合は、町有墓地の中に所要の地積を確保する。
- オ 甚大な災害により多数の死者が発生するなど、町で対応が困難な場合には、県に対して広域的な火葬が行われるよう調整を求めるものとする。

(3) 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の埋葬は、次の基準により実施する。

ア 対象

災害の際死亡した者について行う、遺体の応急的な埋葬

イ 費用の限度

原則として、次の現物給付に要する費用であって、災害救助法施行細則で定められた額以内とする。

(ア) 棺（付属品を含む。）

(イ) 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

(ウ) 骨つぼ及び骨箱

ウ 期間

原則として、災害発生の日から10日以内とする。ただし、大災害等のため当該期間のうちに終了することができない場合は、事前に厚生労働大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

エ 遺体が法適用地域外の他市町村に漂着した場合

(ア) 遺体の身元が判明している場合は、原則として、その遺族等又は災害救助法適用市町村に連絡して引き取らせるが、災害救助法適用市町村が混乱のため引き取れない場合、漂着した市町村が埋葬（費用は県負担）する。

(イ) 遺体の身元が判明していない場合で、被災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺品を保管し、及び遺体を撮影する等記録して、(ア)に準じて実施する。

資料編 災害救助法施行細則 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第3 動物取扱対策

1 動物保護管理対策

(1) 実施体制

町は、県及び獣医師会等関係機関と連携のうえ、動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。）の被災状況、救助、搬送に関する状況（道路状況等）、被災動物受入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。

(2) 実施対策

ア 動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。

イ 県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。

ウ 感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。

エ 飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理システムの活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やFAXを基本とする

が、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。

オ 保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。

カ 実施については、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。

2 死亡獣畜の処理

(1) 実施体制

被災地における、死亡獣畜の処理が広範囲にわたり、かつ公衆衛生、家畜防疫上必要がある場合の処理計画の策定及び実施は、町が行う。ただし、広域的で公衆衛生、家畜防疫上必要がある場合には、県に協力を求めて適切な措置を実施する。

(2) 実施対策

町は、必要により県の指導・助言を得て、又は協力を求めて、次の対策を実施する。

ア 死亡獣畜の回収等適切な措置の実施

イ 死亡獣畜の処理にあたっては、死亡獣畜取扱場で死亡獣畜の処理を行うほか、化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第2条第2項ただし書に基づく保健所長の許可を受けて状況に応じて次のように処理する。

（ア）移動し得る獣畜については、人家、飲料水、河川、道路に近接せず、日常、人や家畜が近接しない場所に集めて、公衆衛生上適切な方法で、埋却又は焼却処理

（イ）移動し難いものについては、公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、その場で個々に埋却又は焼却処理

(3) 処理方法

ア 埋却

死体を入れてなお地表まで1m以上の深さを有する穴に死体を入れ、死体の上には生石灰又はその他の消毒液を撒布したうえで覆うこと。また、埋却した土地には、獣畜の種類、死亡事由、埋却年月日を記載した標柱を設ける。

イ 焼却

焼却は、完全に行い、未燃焼物を残さないこと。

（約1mの深さを掘り、薪を入れ、ロストル、鉄板を置き、死亡獣畜を乗せ、さらにその上に薪をおいて重油をかけ、むしろ等で被覆して焼き、土砂で覆う。）

第14節 障害物等除去活動

被災住民の生活の確保と緊急輸送道路等の交通の確保を図るため、町及び関係機関は、災害により道路等に堆積した土砂などの障害物除去対策を行う。

第1 住居内障害物の除去

1 家屋等の障害物の除去

町は、災害により家屋等に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去に関する啓発、情報提供を行うものとする。家屋等の障害物の除去は、原則として所有者・管理者が実施するものとするが、町は、災害時要援護者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除去作業の協力を呼びかける。労力が不足する場合は、ボランティアの協力を求める。

2 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の障害物除去の実施基準は、次のとおりとする。

(1) 対象

居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に土石、竹木等の障害物が運び込まれているため住家への出入が困難な状態にあり、かつ自らの資力では当該障害物を除去することができない者

(2) 内容

賃金職員等、技術者等を動員して除去する。

(3) 費用の限度

ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費、購入費、輸送費、賃金職員等雇上費で、災害救助法施行細則第4条で定める額以内

(4) 期間

原則として、災害発生の日から10日以内に完了する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに完了することができない場合は、事前に厚生労働大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

資料編	災害救助法施行細則 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準
-----	---

第2 河川の障害物の除去

1 実施体制

河川にある障害物の除去は、河川管理者、水防管理者が実施する。

2 実施方法

河川管理者及び水防管理者が適切な判断を行い、速やかに実施する。

第3 道路の障害物の除去

1 実施体制

道路交通に支障となる障害物については、道路管理者が直営又は町内建設業者に委託するなどして速やかに除去し、道路交通の確保を図る。

2 実施方法

道路管理者は、その管理区域の障害物の状況を調査し、速やかに路上障害物を除去する。

なお、所管する道路の緊急度に応じて除去作業を実施し、特に、あらかじめ定められた緊急輸送路については最優先に実施する。

第4 障害物集積所の確保

各機関は、障害物の除去にあたって、あらかじめ交通や応急対策活動に支障のない場所に十分な集積所を確保しておくものとする。

第 1 5 節 廃棄物処理活動

被災地の環境衛生の保全と早期の復興を図るため、町は、関係機関と連携して、被災地及び避難所におけるごみ、がれき、し尿等の廃棄物を適正に処理する。

第 1 ごみ処理

1 実施体制

町は、災害により発生した廃棄物の処理を実施する。処理にあたっては、既存の人員、機材、処理施設で生活環境、公衆衛生上支障のない方法で迅速に処理するものとするが、特に甚大な被害を受けた場合においては、収集・運搬機材等を民間から借り上げ、又は県に応援を求め、緊急事態に対処する。

2 排出量の推計

町は、災害により発生する大量のごみについて、平常時における処理計画を勘案してごみの排出量を推計し、その対策を策定する。

3 収集運搬

(1) 町は、必要により労働者を臨時雇用し、又は他市町村に人員、器材等の応援を求め、収集運搬体制を確立する。

(2) 災害時に大量に排出される粗大ごみ等については、一時期の処理施設への大量搬入はその処理が困難となる場合が考えられるので、町は、必要により環境保全に支障のない場所を確保し、暫定的に積置きするなどの方策を講じる。

(3) 災害により発生したごみは、原則として被災者自らが町の指定する場所に搬入することが望ましいが、被災者自らによる搬入が困難な場合には、町が収集処理を行う。

(4) 町は、生活系ごみについては収集可能となった時点から、できる限り早急に収集が行われるようにその体制の確立を図る。

4 ごみ処理の留意事項

町は、災害廃棄物の処理にあたっては、廃棄物の種類ごとに次の対応方針に基づき適正に処理する。

(1) 可燃物

ア 焼却施設の輸送可能な廃棄物は、原則として焼却施設で処理する。

イ プラスチック類は、できるだけ分別を行い、焼却施設に搬入する。

ウ 公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、露天焼却を実施するものとし、露天焼却により発生した焼却灰は、速やかに最終処分場に搬入する。

(2) 不燃物

ア 金属等の資源物は、分別して再生利用する。

イ その他の不燃物は、最終処分場に搬入するなど適正な処理を行う。

5 避難所の廃棄物対策

町は、避難所の衛生状態を保持するため、避難所の清掃、生活ごみの収集体制の速やかな確立に努める。

6 近隣市町、関係機関との協体制の整備

町は、近隣市町に対し、災害廃棄物の処理、特に可燃物の焼却処理の協力要請を行い、迅速な処理を図る。また、有限責任中間法人栃木県環境美化協会に対し、災害廃棄物の収集運搬の協力要請を行う。

7 国庫補助制度の積極的活用

県の指導を受け、国庫補助金（災害廃棄物処理事業補助金）を積極的に活用し、適切な処理を図る。

第2 がれき処理

1 実施体制

町は、災害による倒壊家屋、焼失家屋等から一時に大量に排出される木材、コンクリート等のがれきの処理処分方法を確立するとともに、一時保管場所、最終処分場を確保し、計画的な収集運搬、中間処理及び最終処分を図ることにより、廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。この際、廃棄物の処理に必要な人員、収集運搬車両、処理施設等が不足する場合は、県に応援を要請するものとする。

2 排出量の推計

町は、災害による倒壊家屋、焼失家屋等から一時に大量に排出される木材、コンクリート等のがれきについて、平常時における処理計画を勘案し、全壊・半壊家屋、流出家屋等からの排出量を推計し、その対策を策定する。

3 がれき処理の留意事項

- (1) 適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。
- (2) 環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置を講ずる。
- (3) がれきに混入した土砂は、できるだけ取り除き埋立等の処分を行う。

ごみ収集運搬車両所有状況

(平成19年3月31日現在)

直 営				委 託 業 者				許 可 業 者			
収集車		運搬車		収集車		運搬車		収集車		運搬車	
台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)
3	9	1	2					13	32	1	2

ごみ焼却施設

(平成19年3月31日現在)

事務組合名	施設名	所在地	規格	処理方法	排煙処理施設
塩谷広域	環境衛生センター	さくら市	80(40×2)	連続	バグフィルター

粗大ごみ処理施設

(平成19年3月31日現在)

事務組合名	施設名	所在地	処理方式 (破碎・圧縮・併用)	処理能力	建設年度
塩谷広域	環境衛生センター 粗大ごみ処理施設	さくら市	併用	30t/日	H3～5

資源化等を行う施設

(平成19年3月31日現在)

事務組合名	施設名	所在地	処理内容	処理能力	建設年度
塩谷広域	環境衛生センター	さくら市	圧縮・梱包	0.25 t / 日	H 6

第3 し尿処理

1 実施体制

町は、倒壊家屋、焼失家屋の便槽のし尿について、被災地における防疫上、収集可能になった日から可能な限り早急に収集処理する。

その実施体制については、現有の人員、機材、処理施設で対応することを原則とするが、特に甚大な被害を受けた場合においては、県に応援を求め、緊急事態に対処する。

2 排出量の推計

町は、被災地の戸数等から排出量を推計し、収集、運搬、処分等の対策を策定する。

3 収集運搬

(1) 町は、必要によりし尿のくみ取り業者への委託、他市町村からの人員、機材等の応援を求め、収集運搬体制を確立する。

(2) 町は、被災地における防疫面から、不用となった便槽及び避難所の便所に貯留されているし尿、汚水についても早急に収集を行うように努める。

4 し尿処理の留意事項

町は、収集運搬したし尿を原則としてし尿処理施設で処理するほか、公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、農地還元等により環境衛生上支障のないよう特に注意して処分する。

し尿収集運搬車両所有状況

(平成19年3月31日現在)

直 営				委 託 業 者				許 可 業 者			
収集車		運搬車		収集車		運搬車		収集車		運搬車	
台数	積載量 (kl)	台数	積載量 (kl)	台数	積載量 (kl)	台数	積載量 (kl)	台数	積載量 (kl)	台数	積載量 (kl)
								13	47		

し尿処理施設

(平成19年3月31日現在)

事務組合名	施設名	所在地	建設年度	規模	処理方式
塩谷広域	しおやクリーンセンター	矢板市	H 8 ~ 10	110kl / 日	高負荷 (凝集沈殿、オゾン酸化、砂ろ過、活性炭吸着)

第16節 文教対策

災害時の児童・生徒等の生命、身体への安全確保や応急時の教育の実施のため、町教育委員会は、必要な措置を講じる。

第1 応急措置

- 1 校長等は、状況に応じて適切な緊急避難の指示を与える。
- 2 校長等は、災害の規模や児童・生徒等、教職員、施設設備の被害状況を速やかに把握し、町教育委員会に報告する。
- 3 校長等は、災害の状況により、町教育委員会と連絡のうえ、臨時休業、始（終）業時刻の繰下げ又は繰上げ、部活動の停止など適切な措置を講じ、児童・生徒等の安全確保に努める。

第2 応急時の教育の実施

1 教育施設の確保

- (1) 町教育委員会は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断されることを避けるため、災害の程度に応じ、概ね次表のような方法により、応急時の教育の実施の予定場所の選定について対策をたてる。

災 害 の 程 度	応急時の教育の実施の予定場所
学校等の一部の校舎が災害を受けた場合	特別教室、体育館、講堂
学校等の校舎が全部災害を受けた場合	(1) 公民館等公共施設 (2) 隣接学校の校舎
特定の地域全体について相当大きな災害を受けた場合	(1) 住民の避難先の最寄りの学校、被害の無い学校、公民館等公共施設 (2) 応急仮校舎
町内大部分についての災害を受けた場合	隣接市町の学校、公民館等公共施設

- (2) 被害の地域が広範囲で校舎の被害が大きく復旧に長期間を要し、授業不可能（1週間以上）による学力低下のおそれがある場合は、応急の仮教室を使用して授業を行う。

なお、児童・生徒等の通学可能な地区に仮教室の借用ができない場合、又は仮教室が住民の避難施設として使用される場合は、被害地区以外に仮教室及び教職員、児童・生徒等が起居できる建物を臨時に借り上げて応急時の教育を行う。

2 教職員の確保

町教育委員会は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、県教育委員会と連携して次により教職員を確保する。

- (1) 町内の災害状況により、町教育委員会は、被害を免れた学校の教職員を適宜被害を受けた学校に応援させ、教育の正常化に努める。
- (2) 町の被災状況がひどく、(1)によることが困難な場合は、県教育委員会にその旨を報告し、県教育委員会が、郡又は県単位に対策をたて、町教育委員会と協議し早急に応援体制をとり、教職員の確保に努める。

第3 災害対策活動拠点としての役割

避難場所等という災害対策活動拠点としての役割を果たす学校の校長等は、避難所の運営や学校施設設備の提供等について、必要に応じ町長に協力する。

第4 学用品の調達・給与

教科書については、必要冊数を栃木県教科書供給所を通じて当該会社から取り寄せ配布する。学用品等は必要量を調達し、被災校へ急送する。

災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、基本的に町長が行うものとする。災害救助法による学用品給与の基準は、次のとおりである。

1 対象

災害により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。

2 内容

被害の実状に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行う。

- (1) 教科書
- (2) 文房具
- (3) 通学用品

3 費用の限度

費用は、次の額の範囲内とする。

(1) 教科書代

ア 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

イ 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

(2) 文房具費、通学用品費

栃木県災害救助法施行細則第4条で定められた額以内とする。

4 期間

災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了する。ただし、交通、通信の途絶等により当該期間内に学用品を調達及び輸送することが困難な場合には、事前に厚生労働大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。

資料編	災害救助法施行細則 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準
-----	---

第5 文化財の保護

1 災害発生の際の措置（通報）

文化財所有者（防火管理者を置くところは防火管理者）を通報責任者として、災害が発生した場合には直ちにその被害状況を通報する。

所有者、管理者が町の場合の通報責任者は、町教育委員会教育長とする。通報を受理したときは、県を通じて文化庁に速報し、被災の状況によって係官の派遣を求める。

2 災害状況の調査、復旧対策

災害発生の場合は、被害の程度により係員を現地に派遣し、被害状況の詳細を調査し復旧計画等の準備、計画に応援協力するとともに、その結果を県を通じて文化庁に報告する。

資料編 指定文化財一覧

第6 文化施設における応急対策

施設の被災により収蔵品等が損傷するおそれがある場合、施設の管理者は、施設・設備の緊急点検、収蔵品等の安全な場所への移動等被災防止の措置をとる。また、見学者、入場者を安全な場所へ避難させる、臨時休館又は開館時間を短縮する等の応急措置をとる。

第17節 住宅応急対策

災害により住家が滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない被災者の住居の安定を図るため、公営住宅の一時的な供給、仮設住宅の建設、被害家屋の応急修理を行う。

第1 実施体制

1 実施体制

災害により住家が滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない被災者に対する住宅の提供、あっせん及び住宅の応急修理に係る計画の策定及び実施は、県の協力を得て、原則として町が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は、基準に基づき原則として県が行う。

2 応急住宅の供給

応急住宅の供給は、原則として既設の公営住宅等で提供可能なものを供給するものとし、なお必要数に不足する場合には、応急仮設住宅を建設して供給するものとする。

第2 公営住宅等の一時供給

1 対象者

次の条件を満たす者とする。

なお、入居者の選定にあたっては、公平を期するほか、高齢者、身体障害者等の災害時要援護者に十分配慮する。

- (1) 災害のため住家が全壊、全焼又は流失したこと。
- (2) 居住する住家がないこと。
- (3) 自己の資力では住宅を確保することができないこと。

2 供給する公営住宅等の確保

- (1) 町は、既設の町営住宅等で提供可能なものを確保する。
- (2) 町内で確保できない場合、県に要請し、既設の県営住宅等の供給及び県内他市町の公営住宅等のあっせんを求めるものとする。

第3 応急仮設住宅の供給

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の供給は、次の基準により行う。

1 対象者

本節第2の1に掲げる対象者に同じ。

2 内容

(1) 設置予定場所

町において決定するものとする。

(2) 住宅の規模及び構造

1戸あたり29.7平方メートルを基準とし、県において構造を定める。

(3) 実施方法

県が直営又は「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」の締結先、その他業者活用等

により実施する。県又は業者に手持資材がない場合や確保困難な場合は関東森林管理局又は国の非常災害対策本部に協力を要請する。

3 費用の限度

災害救助法施行細則第4条で定められた額以内とする。

4 期間

(1) 建設期間

応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに着工することができない場合は、事前に厚生労働大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

(2) 供与期間

応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法第85条第3項による期間（3か月。特定行政庁の許可を受けた場合は2年）以内とする。ただし、特別な事情があり、当該期間を超える場合は、事前に厚生労働大臣の承認を得て延長する。

第4 被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理の実施は、次の基準により行う。

1 対象

災害のため住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者

2 内容

県が直営又は「災害時における応急対策業務の実施に関する基本協定」の締結先、その他業者活用等により修理を実施する。

3 費用の限度

修理箇所は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分とし、支出できる費用は災害救助法施行細則第4条で定められた額以内とする。

4 期間

応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに着工することができない場合は、事前に厚生労働大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

資料編	災害救助法施行細則 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準
-----	---

第 18 節 労務供給対策

災害応急対策を実施するにあたって、労力的に不足する箇所への労務の安定供給を行う。

第 1 労務供給計画

1 要員の確保

災害時における必要な要員の確保は、それぞれの応急対策実施機関において行う。

2 要員の確保が困難な場合の対応

町は、その地域内で要員の確保が困難な場合には、次により要員の確保に努める。

(1) 相互応援協定等に基づく県内他市町に対する応援要請

(2) 県への要員確保依頼

(3) 指定地方行政機関の長に対する当該職員の派遣要請又は知事に対する指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関の職員の派遣についてのあっせん要求

資料編 災害時における市町村相互応援に関する協定

第 2 災害救助法を適用した場合の要員の確保

町、県の職員の労力だけでは応急対策に十分な効果をあげることが困難な場合、次の基準により公共職業安定所を通じて救助に必要な労働者を雇用し、救助活動の万全を期す。

要員の確保については、災害救助法の規定に基づき、町又は県が行う。

1 対象

次に掲げる活動に要する労働者で、町又は県が雇用する者

(1) 被災者の避難

(2) 医療及び助産

(3) 被災者の救出、その救出に要する機械等の資材の操作、後始末

(4) 飲料水の供給

(5) 死体の捜索

(6) 死体の処理（埋葬を除く。）

(7) 救済用物資の整理配分

2 費用の限度

当該地域における通常の実費とする。

3 期間

前記 1 の各救助の実施が認められる期間（ただし(1)については 1 日程度）。なお、それぞれの種目ごとの救助の期間が厚生労働大臣の承認を得て延長された場合は、その救助に伴う輸送の期間も延長する。

また、各救助の実施期間は延長しないが、なお職務が残るような場合において、必要がある場合、事前に厚生労働大臣の承認を得て、これらに使用する労働者の雇用期間のみ延長する。

資料編 災害救助法施行細則 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第 19 節 公共施設等応急対策

災害に際して、道路施設、ライフライン等住民の生活に多大な影響を及ぼす施設の早期復旧を図るため、各施設の管理者は、防災関係機関と連携して、適切な応急対策を実施する。

第 1 道路施設

1 被害情報の収集

町は、災害が発生した場合や災害の発生が予想される場合は、次により災害情報の収集に努める。

- (1) 道路パトロールカー等による巡視により道路情報の収集に努める。
- (2) 町は、矢板土木事務所、矢板警察署など防災関係機関から情報を収集するほか、各地区の消防団や自主防災組織等からも収集し、町内における道路被害状況や通行可能状況等の情報の把握に努める。

2 被害情報の伝達

- (1) 町は、道路の被災状況、応急対策の活動状況、応援の必要性等を県に連絡するとともに、必要に応じてライフライン等の関係機関に連絡する。
- (2) 町は、管理する道路以外の被災情報を入手した場合は、当該道路管理者に対して、その情報を速やかに連絡する。

3 応急措置

(1) 緊急の措置

巡視の結果等から必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施するとともに、被害箇所の応急措置を行い、交通の確保に努める。

(2) 交通規制

交通の危険が生じると認められる場合は、矢板警察署等関係機関と調整を図り、通行の禁止、制限の措置をとり、道路法（昭和27年法律第180号）第47条の4に規定する道路標識を設置する。

また、必要に応じて迂回路の選定、その他誘導等の措置を講じる。

(3) 交通の確保

関係機関との調整を図りながら、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により、交通の確保を図る。

また、緊急通行車両、緊急自動車の通行が必要な場合は、県指定緊急輸送道路（本編第1章第15節「第1 道路ネットワークの形成」参照）を優先して機能の確保を図る。

(4) 二次災害の防止

災害発生後、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、必要な措置を講じるとともに、交通規制や施設の使用制限を行い、二次災害の防止に努める。

(5) 道路情報の提供

災害発生箇所、被災状況、通行規制状況、迂回路等の情報を迅速かつ的確に道路情報板等により利用者への提供に努める。

第 2 ライフライン関係施設の対策

1 上水道施設

(1) 被害情報の収集、伝達

水道事業者は、災害発生後直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関に通報する。

(2) 応急措置

上水道施設が被害を受けた場合、水道事業者は、短期間に応急的に復旧するとともに、給水区域内住民への給水を確保し、二次災害の発生を防止し、通常的生活機能回復維持に努める。

ア 工事業者への協力依頼

被害の状況により工事業者へ応急復旧の協力を要請する。

なお、主要施設について、あらかじめ工事業者を選定し、被災施設の復旧工事の協力依頼をしておく。

イ 送配水管等の復旧手順

(ア) 送配水管の復旧

応急復旧作業は、最初に浄水場から配水池までの送配水管を復旧し、配水池確保水量の補給を行う。

配水管については、主要配水管から順次復旧し、給水拠点に進めていく。

(イ) 臨時給水栓の設置

被災しない配水管、復旧された配水管で広域避難場所に近い公設消火栓に臨時給水栓を設置する。

なお、臨時給水栓を設置の際は、塩谷広域行政組合消防本部に通報し、消火活動の障害にならないよう努める。

ウ 仮設配水管の設置

被害状況によって、主要配水管の応急修理が困難な場合には仮配水管を布設する。

エ 通水作業

応急処理後の通水は、配水池までの送水施設が完全に復旧した後、順次行う。

(3) 広報

給水場所は、あらかじめ広報紙等で住民に周知しておくとともに、災害の発生に際しては、広報活動によりその場所を住民に知らせる。

また、水道施設の被害状況、復旧見込等についても知らせるとともに、利用者の水道に関する不安解消に努める。

(4) 応援の依頼

水道施設の復旧のため必要と認めたときは、他の水道事業者等に応援を依頼する。

2 下水道施設

(1) 被害情報の収集、伝達

下水道管理者は、災害発生に対して、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、処理・排水機能の支障の有無を確認する。

なお、巡視結果等から詳細な点検が必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施し、二次災害のおそれがあるものについては応急復旧を行う。

被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関への連絡、住民への広報に努める。

(2) 応急措置

ア 下水道施設が被害を受けた場合、下水道管理者は、二次災害の発生のおそれがある箇所の安全確保を行い、早急に応急復旧を行う。

イ 処理場、中継ポンプ場、水管橋、放流ゲート、管きょ等の態様の違いに配慮し、次の事項について復旧計画を策定する。

(ア) 応急復旧の緊急度、工法の検討

(イ) 復旧資材、作業員の確保

(ウ) 技術者の確保

(エ) 復旧財源の措置

3 電力施設

東京電力(株)は、災害が発生した場合には、同社防災業務計画に定めるところにより、電力施設を防護し、被災地に対する電力供給の確保を図る。

(1) 被害情報の収集、伝達

災害が発生した場合、東京電力(株)は、被害情報、停電に関する情報等の把握に努め、状況に応じて速やかに県その他関係機関への連絡、住民への広報に努める。

(2) 応急措置

ア 要員・復旧資材の確保

東京電力(株)は、同社防災業務計画に定めるところにより、応急措置のための要員・復旧資材の確保を行う。

イ 電力の融通

東京電力(株)は、同社防災業務計画に定めるところにより、電力需給に不均衡が生じた場合における各電力会社間の電力の融通を行う。

ウ 危険予防措置

町及び消防機関等は、危険防止のため必要がある場合は、東京電力(株)に対して送電の停止を要請する。同栃木支店は、要請に対して適切な措置を講じるものとする。

エ 自衛隊の災害派遣要請

東京電力(株)は、被害が極めて大きく、工事力に余力のない場合、又は工事力を動員してもなお応援隊を必要とする場合には、県に対して自衛隊の災害派遣の要請を求めるものとし、県は、適切な措置を行うものとする。

オ 応急工事の実施

東京電力(株)は、恒久的復旧工事との関連及び緊急度を勘案し、二次災害の防止に配慮しながら次の基準により応急工事を実施する。

(ア) 発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

(イ) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用による仮復旧の標準工法に基づき迅速に行う。

(ウ) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

(エ) 配電設備

配電線路応急工法による迅速、確実な復旧を行う。

(オ) 通信設備

可搬型電源、車載型衛星通信地球局、移動無線機等の活用により通信を確保する。

(3) 広報

東京電力(株)は、被害の発生が予想される場合又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報を行う。広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

第3 河川管理施設等の対策

町は、災害時に河川護岸、堤防の損壊や橋りょうの落橋等によって発生する被害の軽減を図るため、関係機関との協力のもとに警戒活動、広報活動及び応急復旧活動を迅速かつ的確に実施する。

1 水防機関の監視、警戒活動

豪雨等の際若しくは地震発生後は、河川の損壊によって水害となる各種施設の巡視を実施し、早期に危険箇所を把握し、必要な応急措置を講ずるものとする。

(1) 出動、水防開始及び堤防等の異常に関する報告

次の場合には、水防管理者は、直ちに矢板土木事務所長に報告し、矢板土木事務所長は県水防本部長に報告するものとする。

ア 水防団(消防団)が出動したとき。

イ 水防作業を開始したとき。

ウ 堤防等に異常を発見したとき(これに関する措置を含む。)

(2) 出動及び水防作業

ア 水防管理団体の非常配備

水防管理者が管下の水防団(消防団)を非常配備するための指令は、次の場合により発するものとする。

(ア) 水防管理者が自らの判断により必要と認める場合

(イ) 水防警報指定河川等にあつては知事からの警報を受けた場合

(ウ) 緊急にその必要があるとして、知事から指示があつた場合

イ 本部員の非常配備

水防管理者は、あらかじめ定められた計画に基づき配置につく。

ウ 消防機関

(ア) 待機

水防団(消防団)の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の情報を把握することに努め、一般団員は直ちに次の段階に入りうる状態におくものとする。

(イ) 準備

河川水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき、又は水防警報(準備)の通報を受けたとき、水防機関に対し出動準備をさせる。出動準備の要領は下記によるものとする。

a 水防団(消防団)の団長及び班長は、所定の詰所に集合する。

b 水防資材及び器具の整備点検並びに作業員の配備計画を行う。

c 水門、樋門等の水防上重要な工作物のある所へ団員を派遣し、水門等の開閉準備をする。

(ウ) 水防管理者が出動の必要を認めるときは、あらかじめ定めた計画に従い、直ちに警戒配備に配置する。

2 河川管理施設決壊時の通報措置

堤防の決壊、その他の河川管理施設等の損壊、又はこれに準ずべき事態が発生した場合は、水防管理団体においては、水防法第25条の規定により直ちにその旨を関係機関及び氾濫のおそれのある方向の隣接水防管理団体に通報しなければならない。

第20節 道路事故災害対策

大規模な道路事故災害が発生した場合、直ちに活動体制を確立し、速やかな災害情報の収集・伝達に努めるとともに、関係機関と連携して災害応急対策活動を行う。

第1 活動体制の確立

町は、町域内に道路事故災害が発生した場合、状況により災害対策本部を設置し、消防機関等関係機関と連携して、応急対策活動を迅速、的確に実施する。

第2 情報の収集・伝達

道路事故災害が発生した場合、速やかに災害情報の収集・伝達に努め、災害応急対策活動や住民の避難等に必要な情報を伝達する。

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

道路災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく町、警察、消防又は道路管理者に通報する。

(2) 道路管理者の情報収集・伝達

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、速やかに被害状況等の把握に努め、その情報等を直ちに国、県に伝達する。

(3) 町及び塩谷広域行政組合消防本部の情報収集・伝達

町及び塩谷広域行政組合消防本部は、大規模な道路事故災害が発生するおそれがある場合、速やかに状況等を県に連絡する。また、大規模な道路事故災害発生により、町域内で「栃木県火災・災害等即報要領」の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

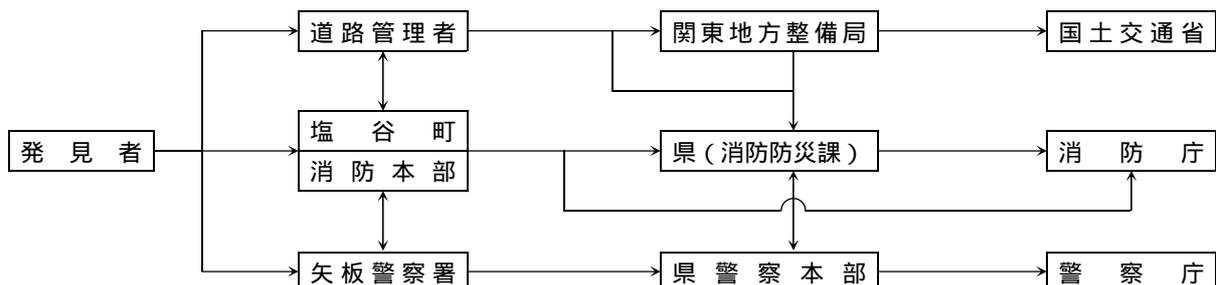
なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、塩谷広域行政組合消防本部への通報が殺到したことを承知した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡が取れるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

資料 編 栃木県火災・災害等即報要領報告様式

2 情報の収集・伝達系統

大規模な道路事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第3 危険物流出対策

事故発生に伴い、危険物の流出や爆発の危険がある場合、適切な避難誘導や危険物への応急対策を実施する。

1 道路管理者の活動

道路管理者は、危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

2 町の活動

町は、危険物が流出し、またそのおそれがある場合には、必要に応じ矢板警察署の協力を得て付近の住民に対して、避難のための立ち退きの指示、勧告を行う。

第4 道路交通の確保対策

応急対策に必要な人員・緊急物資等を确实・迅速に輸送するため、交通規制を実施するとともに、障害物の除去、施設・設備の点検等を実施する。

1 交通の状況の把握

道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

2 交通規制の実施

道路管理者は、警察等と連携して緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

交通規制にあたって、関係機関は相互に密接な連絡をとる。

3 施設・設備の応急措置

道路管理者及び公共機関等は、緊急輸送を確保するため、警察等関係機関との調整を図りながら、障害物の除去、仮設等の応急復旧に努める。また、災害発生後、速やかに施設、設備の点検を実施し、被害箇所の応急措置を行い、道路交通の確保に努める。

第 2 1 節 危険物施設等応急対策

危険物施設等が被災した場合には、危険物等が爆発、漏洩することによる二次災害の発生、拡大を防ぐため、関係機関は連携して、適切な応急対策を実施する。また、危険物施設の所有者等は、危険物災害を最小限に止め、施設の従事者及び地域住民の安全を確保するため、適切な措置を講じる。

第 1 活動体制の確立

町は、町域内に危険物等の事故災害が発生した場合、状況により災害対策本部を設置し、消防機関等関係機関と連携して、応急対策活動を迅速、的確に実施する。

第 2 情報の収集・伝達

1 発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく町、警察、消防に通報する。

2 町及び塩谷広域行政組合消防本部の情報収集・伝達

町及び塩谷広域行政組合消防本部は、危険物等事故災害発生により、町域内で「栃木県火災・災害等即報要領」の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、塩谷広域行政組合消防本部への通報が殺到したことを承知した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡が取れるようになった場合は、その後の報告は県に行く。

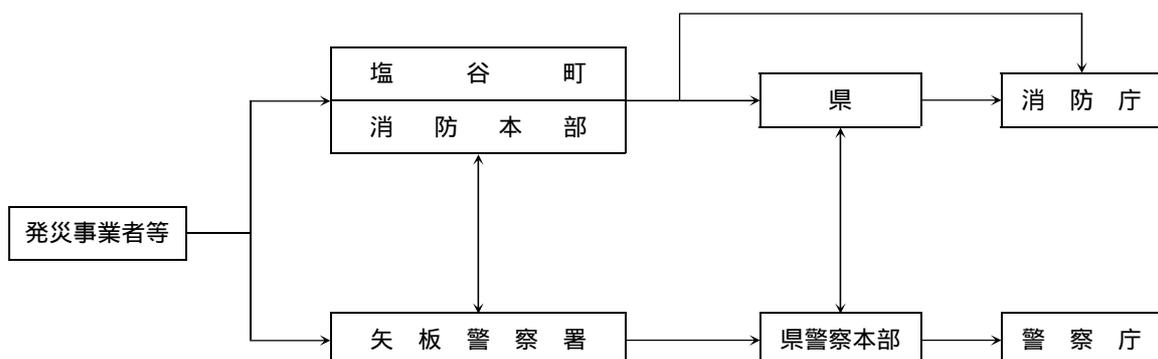
資料 編 栃木県火災・災害等即報要領報告様式

第 3 石油类等危険物事故応急対策

石油类等危険物事故発生時の情報収集・伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

1 情報の収集・伝達系統

石油类等危険物事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



2 危険物取扱事業所等の火災・爆発応急対策

- (1) 災害が発生した場合、消防、警察等関係機関に速やかに通報し、協力体制を確立する。
- (2) 災害が発生した場合、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。
- (3) 災害発生時には災害の拡大を防止するため、関連する施設及び装置等の緊急停止を行うとともに、被災施設、関連施設の点検を実施する。
- (4) 危険物等施設の被害状況、付近の状況等について十分考慮し、状況に応じた初期消火や流出防止措置を行う。
- (5) 地域住民の安全を図るため、速やかに発災を広報し、避難誘導等適切な措置を講じるとともに、関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を求める。

3 町の火災・爆発応急対策

町は、被害の状況により矢板警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。

4 危険物取扱事業所等の漏洩応急対策

- (1) 災害が発生した場合、消防、警察等関係機関に速やかに通報し、協力体制を確立する。
- (2) 災害が発生した場合、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。
- (3) 災害発生時には、直ちに土のう措置、排水溝閉止、オイルフェンス展張等により危険物の流出防止に努める。
- (4) 事故の発生状況、危険物の性状に対応した液面被膜措置やガス検知器等の活用による引火防止措置、さらには漏洩危険物の回収措置を実施する。
- (5) 地域住民の安全を図るため、速やかに発災を広報し、避難誘導等適切な措置を講じるとともに、関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を求める。

5 河川管理者等の漏洩応急対策

- (1) 河川管理者、河川以外の水路等の管理者は、パトロールによる監視を実施するとともに、必要な場合は適切な応急対策を実施する。
- (2) 河川管理者、河川以外の水路等の管理者は、オイルフェンスの拡張など危険物の拡散を防止するとともに、必要な場合は吸着マット等回収資機材を活用し回収作業を実施する。

6 町、消防機関の漏洩応急対策

- (1) 消防機関は、土のう設置により危険物等の河川等への流出を防止するなど、漏洩範囲を最小に止める措置をとるとともに、危険物の性状を把握し、引火による火災発生を防止する措置を実施する。また、必要な場合は、吸着マット等回収資機材を活用し回収作業を実施する。
- (2) 町は、被害の状況により矢板警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。

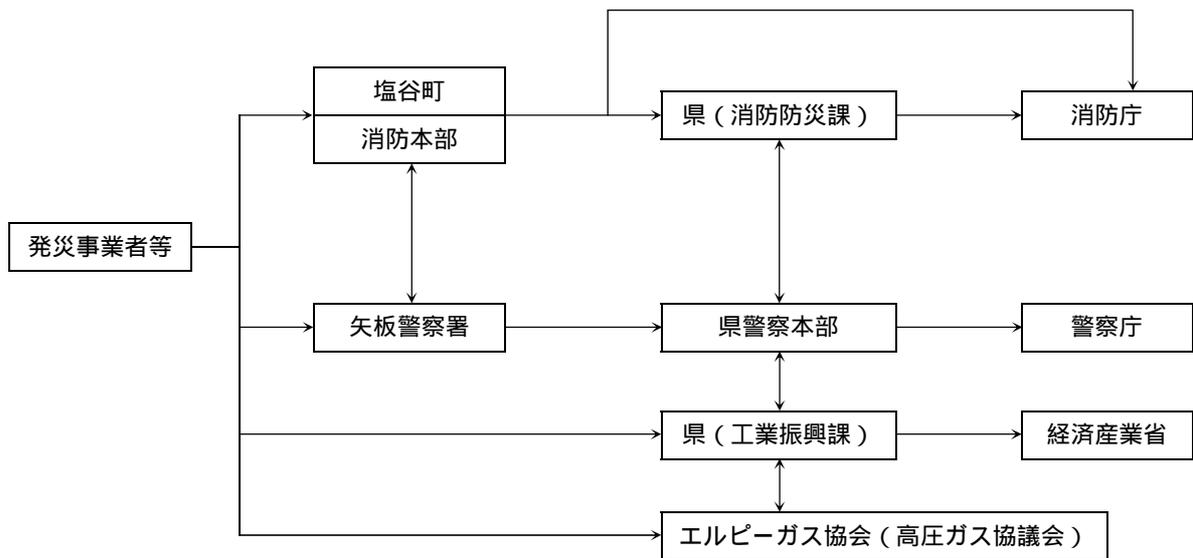
資料編 危険物施設一覧

第4 ガス事故応急対策

ガス事故発生時の情報収集・伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

1 情報の収集・伝達系統

高圧ガス事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



2 販売事業者、高圧ガス事業者等の対策

(1) 速やかな応急措置の実施

ア 販売事業者等は、二次災害を防止するため、住民に対する火気使用禁止、容器のバルブ閉止等の広報を行い、消防機関等関係機関と連携しながら適切な措置を講じる。

イ 事業者は、直ちに応急点検を実施し、施設配管の各種弁類等の緊急遮断等応急措置によりガス漏洩防止を図るとともに、県、塩谷広域行政組合消防本部、警察及び高圧ガス協議会等関係機関に速やかに通報する。

(2) 応援・協力

ア 販売事業者等は、応急措置や復旧にあたっては、人員、資機材等に関し相互に応援、協力する。

イ エルピーガス協会各支部内での対応が困難な場合は、エルピーガス協会は、応援、協力について調整を行い、的確な応急措置、復旧措置を講じる。

ウ 高圧ガス事業者は、自らの防御措置では対応が不可能な場合には、高圧ガス協議会等防災関係機関と連携を図り、指定防災事業所に応援を要請する。

エ 高圧ガス協議会は、協力要請に基づき、塩谷広域行政組合消防本部、警察署等防災関係機関との密接な連携の下、事業所の実施する応急対策に協力する。

3 町、消防機関の対策

(1) 町は、被害の状況により矢板警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。

(2) 消防機関は、高圧ガスの性状を把握し、消火活動、注水冷却措置等必要な措置を講じる。

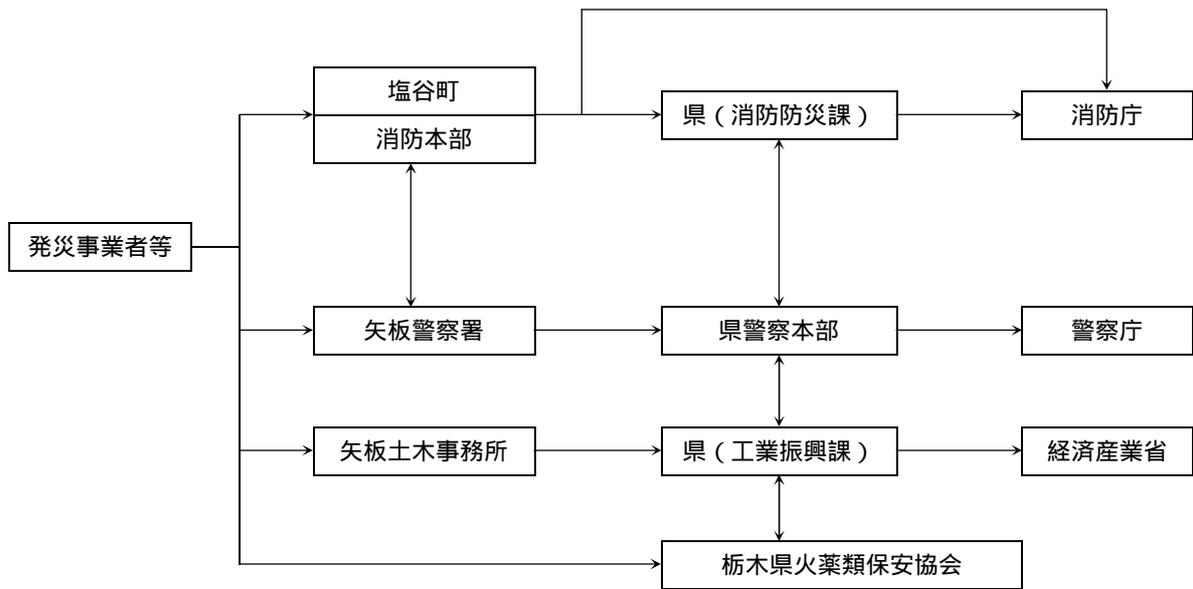
(3) 消防機関は、ガス濃度測定を適時に実施するほか、ガスの性状を踏まえたガス滞留予測により、爆発等二次災害に留意して活動する。

第5 火薬類事故応急対策

火薬類事故発生時の情報収集・伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

1 情報の収集・伝達系統

火薬類事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



2 火薬類事業者等の対策

- (1) 火災等により火薬庫等が危険な状態となるおそれがある場合、貯蔵火薬類を安全地域に移送する余裕がある場合は移送し、かつ見張り人をつける。
- (2) 移送する余裕がない場合等には、火薬類を水中に沈める等安全な措置を講じる。
- (3) 火薬庫の入口等を目土等で完全に密封するなど安全の措置を講じ、必要があれば付近の住民に避難するよう警告する。
- (4) 安定度に異状を呈した火薬類等は、廃棄する。

3 町の対策

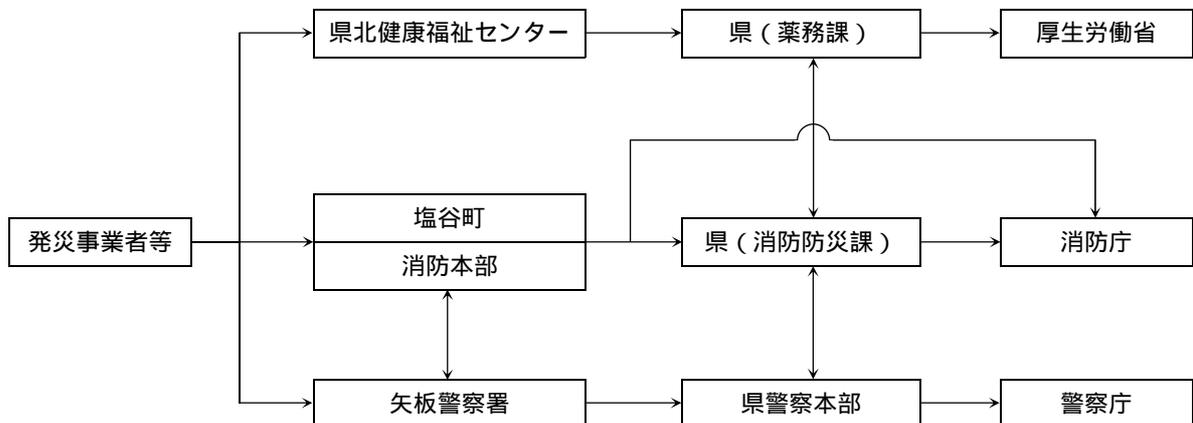
災害時における緊急通報体制を活用して、災害状況を把握し、必要に応じ住民の避難誘導、立入禁止区域の設定等を行い危害防止に努めるとともに、県に応急対策の活動状況、応援の必要性等について報告する。

第6 毒物・劇物事故応急対策

毒物・劇物事故発生時の情報収集・伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

1 情報の収集・伝達系統

毒物・劇物事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



2 事業者等の対策

- (1) 毒物・劇物の流出等の災害が発生し、周辺住民の健康被害のおそれが生じた場合には、町、県、塩谷広域行政組合消防本部、警察等へ通報する。
- (2) 漏洩、流出した毒物・劇物の中和処理等の応急措置を実施し、周辺住民の安全を確保するための措置を講じる。
- (3) 災害が発生した場合は、直ちに貯蔵設備等の応急点検や必要な災害防止措置を講じる。

3 町の対策

状況により周辺住民への周知、避難勧告、避難誘導、立入禁止区域の設定等の措置を講じる。

資料編 毒物劇物製造（販売）業等登録状況

第 2 2 節 放射性物質運搬事故応急対策

放射性物質運搬事故発生時には、被害状況等の情報伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

第 1 活動体制の確立

町は、町域内に放射性物質の運搬事故が発生した場合、状況により災害対策本部を設置し、消防機関等関係機関と連携して、応急対策活動を迅速、的確に実施する。

第 2 情報の収集・伝達

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく町、警官、消防に通報する。

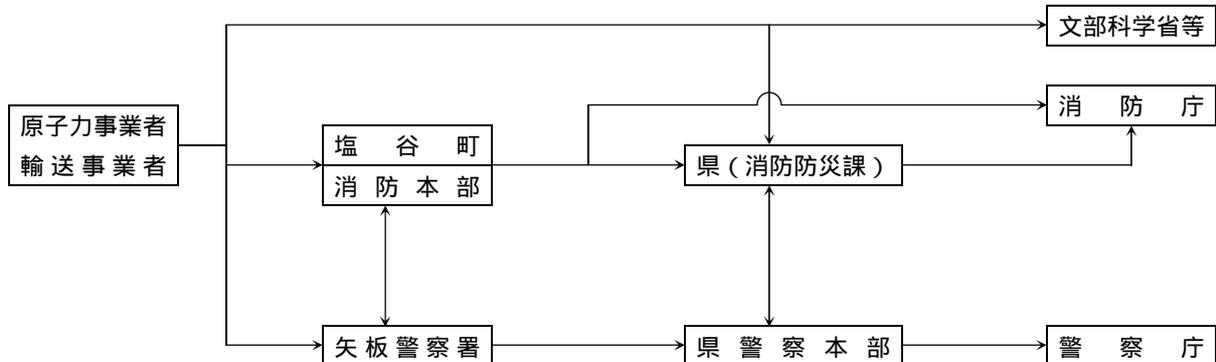
(2) 町及び消防本部の情報収集・伝達

町及び消防本部は、危険物等事故災害発生により、町域内で「栃木県火災・災害等即報要領」の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県及び国（総務省消防庁）に報告する。

資料編 栃木県火災・災害等即報要領報告様式

2 情報の収集・伝達系統

放射性物質運搬時における事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第 3 事業者の対策

1 関係機関への連絡

原子力防災管理者は、核燃料物質等の事業所外運搬中に原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条第1項に規定された通報すべき事象発見後又は発見の通報を受けた場合、国、県、事故発生場所である町、警察機関、消防機関など関係機関に文書で送信する。さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認し、以後、応急対策の活動状況等を随時連絡する。

2 原子力災害の発生防止対策

原子力事業者は、直ちに携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・漏洩の拡大防止対策、遮蔽対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速

に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図り、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行う。

第4 町、消防機関の対策

1 町の対策

町は、矢板警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。

2 消防機関の対策

事故の通報を受けた消防機関は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施する。

第23節 広報活動

災害時に、住民に迅速かつ的確な情報を提供し、社会的混乱を防ぐため、町は、県や防災関係機関と相互に連携して、住民ニーズに対応した広報活動を行う。

第1 広報活動内容

1 広報の内容

町は、県及び防災関係機関と連携して、災害の規模、態様等に応じて、住民生活に関係する次の事項について広報を実施するほか、時間ごとに変化する被災者の情報ニーズに的確に対応した情報の提供に努める。

この際、視聴覚障害者等の災害時要援護者に対する広報については、十分に配慮して実施する。

- (1) 災害の規模、震度・地震の規模、被害の状況に関する事項
- (2) 避難勧告・指示に関する事項
- (3) 犯罪の防止等社会秩序の維持に関する事項
- (4) 医療救護活動に関する事項
- (5) 交通規制等に関する事項
- (6) 食料・飲料水・生活必需品の供給に関する事項
- (7) 保健衛生に関する事項
- (8) 道路、橋りょう、河川等の復旧に関する事項
- (9) 電気、ガス、上水道、電話等ライフラインの復旧に関する事項
- (10) ボランティア・義援物資の受入れに関する事項
- (11) 問い合わせ・要望・相談等の対応に関する事項
- (12) その他町及び関係機関の応急対策に関する事項
- (13) 住民の心得等人心の安定のために必要な事項
- (14) その他必要な事項

2 広報の方法

町は、町が所有する広報手段、その他利用可能な広報媒体を積極的に活用し、広く住民に的確な情報提供を実施する。

また、状況によっては報道機関に協力を要請し、情報提供を行う。

第2 町の広報活動

1 災害時の広報体制

(1) 災害情報等の一元化

災害対策本部は、住民に提供する災害情報等の正確を期するとともに、その輻輳等を避けるために確実な情報の収集と情報提供の一元化を図る。

(2) 広報部の措置

広報部に、次の3つの担当を編成し、次のような業務を行う。

ア 報道担当

報道機関への災害情報等の提供と災害対策本部との報道に関する連絡調整

イ 住民担当

住民からの電話等による問い合わせ・要望・相談等に対する対応

ウ 広報担当

各種広報媒体を活用した、住民への災害情報や生活情報の提供

(3) 相互連絡体制の確立

適時適切な広聴広報活動を期するため、広報部は、本部各部、県、その他関係機関との緊密な連携と相互連絡を図る。

2 災害情報等の提供体制

(1) 報道機関に対する災害情報の提供

ア 町は、収集した災害情報や町の応急対策等について、その都度速やかに報道機関に提供する。

イ 一元的な情報の提供

災害情報の発表にあたっては、情報等の混乱を避けるため、広報部が一元的な窓口となり、災害対策本部が報道機関に対して発表する。

(2) 住民に対する災害情報の提供

ア 住民に対する広報

災害の規模、態様に応じて、住民に適切に広報する。

イ 相談窓口の開設

広報部に、相談窓口を設置し、電話やFAX等により住民からの通報・問い合わせ・要望・相談等に対応する。

ウ 視聴覚障害者等への対応

視聴覚障害者や外国人等への情報提供については、各種団体やボランティア等の支援を得て適切に行う。

エ 各種広報媒体の活用

住民に対して、災害情報や生活情報等をよりきめ細かに周知するため、関係機関の協力を得ながら、次のような対応をする。なお、広報にあたっては、時間ごとに変化するニーズに対応した広報に配慮するものとする。

(ア) 広報車や避難場所への伝言板設置等により、住民に迅速に情報を提供する。また、必要に応じて情報収集も行う。

(イ) 臨時広報紙やチラシを作成し、定期的に新聞折り込み等で配布するほか、避難所等へも配布する。

なお、視聴覚障害者や外国人等には、各種団体やボランティアの支援等を得て、点字や録音テープ、外国語訳による広報資料を作成・配布する。

(ウ) 町ホームページに、災害の状況、安否情報等の各種情報や災害時の留意事項を掲載し、住民に提供する。

(エ) 消防団や自主防災組織の協力を得て、地区の住民に情報を提供する。

3 報道要請

正確な情報を迅速に、かつ広域に提供する必要があると判断した場合は、県を通じて報道機関に放送要請を依頼する。

4 記録写真等の収集

広報部は、災害に関する写真や記事等を収集するほか、各部が応急対策実施時に撮影した写真、地

域住民が撮映した写真等を積極的に収集し、適切に整理・保存する。

第3 災害用伝言ダイヤル等の周知

災害発生時には、電話がかかりにくい場合でも被災者が家族などに安否を伝えることができるNTTの「災害用伝言ダイヤル(171)」及びNTTドコモの「iモード災害伝言板」などの活用方法を広報紙へ掲載する。また、町役場・避難所等へも活用方法を掲示するなど住民に周知する。

第24節 自発的支援の受入

大規模災害発生時に被災地に駆けつけたボランティアが混乱なく円滑に活動できるよう、町は社会福祉協議会等関係機関と適切な支援調整を行うとともに、被災者の必要物資等を把握し、広報機関を通して義援物資・義援金を募り、寄せられた義援物資・義援金を的確に受け入れ、公平に配分する。

第1 ボランティアの受入・活動支援

1 災害時のボランティアの活動内容

災害時において、ボランティアに期待される活動内容は、次のものが想定される。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・広報
- (2) 炊き出し、その他の災害救助活動
- (3) 医療、看護
- (4) 高齢者、障害者等の介護、外国人への通訳
- (5) 清掃、保健衛生活動
- (6) 災害応急対策物資・資材の輸送、配分
- (7) 家屋内の土砂、家具の除去等、応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助
- (9) その他災害応急対策に関する業務

2 ボランティア活動の支援調整

町は、県及び社会福祉協議会と連携を図りながら、災害救助活動や被災者個人の生活の維持・再建等の場面に、全国から参集することが予想される多くのボランティアの活動を支援・調整するための体制整備を図る。

また、町は、町社会福祉協議会及びボランティア団体等で組織し、ボランティアの受入窓口となる災害ボランティアセンターを設置するとともに、災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、被害情報や活動に必要な拠点、資機材等の提供について支援する。

第2 義援物資・義援金の受入・配分

1 義援物資の受入

(1) 義援物資の受入

町は、義援物資の受付窓口である調査部において、郵送又は輸送により送付される義援物資を受け入れるとともに、義援物資に関する問い合わせ等に対応する。

また、町は、必要とする義援物資のリストを作成、公表し、応急対策が終了するまで定期的に更新する。

(2) 義援物資集積場所

町は、交通の便等を考慮して物資集積場所を確保し、義援物資の一時保管を行う。

(3) 義援物資の管理

町は、物資集積場所に職員を派遣するとともに、ボランティアと連携を図り、義援物資の在庫管理、仕分け及び避難所等へ配送する体制を確保する。

(4) 義援物資の需給調整

被災地のニーズと全国から寄せられる義援物資を的確に結び付け、円滑な救援活動を実施するため、報道機関の協力を得て、被災地における物資の過不足に関する情報提供を行う。

2 義援金の受入・配分計画

(1) 義援金配分委員会の設置

義援金の受入・配分は、次の関係機関をもって義援金配分委員会を構成し実施する。

ア 県

イ 被災市町

ウ 日本赤十字社県支部

エ 県社会福祉協議会

オ 報道機関

カ 義援金受付機関等

(2) 義援金の受入

義援金は、各受付機関で受け入れるものとし、受付機関において一時管理を行うものとする。

配分委員会が設置された後は、配分委員会が各受付機関から引継ぎを受けて配分が終了するまで管理する。

(3) 義援金の配分

義援金の配分は、被害程度、被害人員を考慮して、配分委員会で決定し、被災市町に対して配分を行う。

(4) 配分結果の公表

配分委員会は、義援金の配分結果について、防災会議に報告するとともに報道機関等を通して公表し、救援活動の透明性の確保を図るものとする。

第3章 復旧・復興

第1節 復旧・復興の基本的方向の決定

被災の状況、地域の特性、関係者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに強いまちづくりを図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

第1 基本方向の決定

1 実施体制

町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

2 住民との協同

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行うものとする。

3 県、国等職員の派遣要請

町は、復旧・復興にあたり、必要に応じ県、国、他の地方公共団体等に職員の派遣等協力を求めるものとする。

第2 迅速な原状復旧

町及び関係機関は、次の点に留意して公共施設等の復旧にあたるものとする。

- (1) 施設の重要度、被災状況等を勘案し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用すること。
- (2) 施設の復旧は、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。
- (3) 地盤の緩みにより土砂災害の危険が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うこと。
- (4) ライフライン、交通輸送等の関係機関については、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示すること。
- (5) 施設の復旧作業に伴うがれきその他の廃棄物は、その事業者が適正に処理すること。

第3 計画的復興の推進

1 復興計画の作成

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な被害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、町は、復興計画を作成し、関係機関の諸事業の調整を図って計画的に復興を進めるものとする。

2 防災まちづくり

(1) 防災まちづくりに関する計画

必要に応じ、町は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等に配

慮した防災まちづくりを実施する。

その際、町は、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階でまちのあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努めるものとする。

(2) 防災まちづくりに関する留意事項

町は、防災まちづくりに関する計画の作成にあたっては、次の点に留意するものとする。

ア 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図ること。

イ 必要に応じ、概ね次のような事項を基本的な目標とすること。

(ア) 河川の治水安全度の向上

(イ) 土砂災害に対する安全性の確保

(ウ) 避難地や延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備

(エ) 上水道などライフラインの耐震化

(オ) 建築物や公共施設の耐震化、不燃化

(カ) 耐震性貯水槽の設置

ウ 被災施設の復旧事業、がれきの処理事業にあたっては、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要に応じ傾斜的、戦略的实施を行うこと。

エ 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行うこと。

3 復興本部の設置

町は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行及び地方公共団体間の連携、県、国との連携のため、復興本部を設置するものとする。

第2節 民生の安定化対策

災害により被害を受けた住民・事業者の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、関係機関は、生活相談、職業のあっせん等を計画的に実施し、人心の安定と社会生活の早期回復に万全を期する。

第1 被災者のための相談、支援

町は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、必要に応じて県及び防災関係機関と連携し、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口を設置するものとする。また、被災地外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を整えるものとする。

第2 リ災証明書の発行

町は、被災者が租税等の減免等を受ける際に必要とする家屋等の被害程度の証明のため、被災者の求めに応じ、確認ができる程度の被害について、リ災証明書を発行するものとする。

第3 住宅対策

町は、被災者の住宅復旧を促進するため、状況によっては県に対して必要とする住宅復旧用木材の調達について、あっせんを求めるものとする。

第4 租税の減免等の措置

町は、納税者、特別徴収義務者が災害により被災した場合は、納税者等の状況に応じて地方税法、塩谷町税条例等に基づいて、町税等に係る期限の延長、徴収猶予、減免等の納税緩和措置を講じる。

第5 農作物等災害助成

栃木県農漁業災害対策特別措置条例（昭和43年栃木県条例第5号）によって指定された天災により被害を受けた農業者に対し、町長が被害農作物の樹草勢回復、代替作付等についての助成措置を図る場合、県が町に対し基準の範囲で次の助成を行うこととされているため、町は必要に応じて当該助成措置を行う。

補助の種類	対象農作物等	対象被害率	補助率
病虫害防除用農薬購入費等補助	農作物	30%～70%	1 / 2 以内
	果樹 桑樹	30%以上	
樹草勢回復用肥料購入費等補助	農作物	30%～70%	
	果樹 桑樹	30%以上	
蚕種購入費補助	桑樹	70%以上	
代替作付け用種苗購入費補助	農作物	70%以上	
次期作用種苗購入費補助	農作物（稲、麦）	50%以上	
種苗・桑葉等の輸送費補助	農作物、桑樹	30%以上	
被害農作物取り片付け作業費等補助	農作物	70%以上	
被害果樹の選果等作業費補助	果樹	30%以上	

第6 被災者生活再建支援制度・居住安定支援制度

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対して、都道府県が拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援する制度である。

1 対象となる災害

この制度が適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象により生じる災害であって次のいずれかに該当するものである。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害
- (2) 10世帯以上の住宅が全壊した市町村における自然災害
- (3) 県内で100世帯以上の住宅が全壊した自然災害
- (4) 5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万未満のものに限る。）であって、(1)から(3)に規定する区域に隣接する市町村における自然災害

2 支給対象世帯

支給対象は、次のいずれかに該当する世帯とする。

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊し、倒壊防止等をやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- (3) 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

3 支給条件

(1) 支給金額

ア 単数世帯以外の世帯

(ア) 被災世帯（被災世帯であって自然災害の発生時においてその属する者の数が1である世帯（以下この節において「単数世帯」という。を除く。以下この節において同じ。））の世帯主に対する支援金の額は、100万円（大規模半壊世帯にあつては、50万円）に、当該被災世帯が次に掲げる世帯であるときは、それぞれに定める額を加えた額とする。

- a その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 200万円
- b その居住する住宅を補修する世帯 100万円
- c その居住する住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅を除く。）を賃借する世帯 50万円

(イ) (ア)の規定にかかわらず、被災世帯が、同一の自然災害により(ア)のa～cのうち2以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、100万円（大規模半壊世帯にあつては、50万円）にそのa～cに定める額のうち最も高いものを加えた額とする。

(ウ) (ア)及び(イ)の規定にかかわらず、当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯であつて政令で定める世帯の世帯主に対する支援金の額は、300万円を超えない範囲内で政令で定める額とする。

イ 単数世帯

単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、アの(ア)から(ウ)までの規定を準用する。

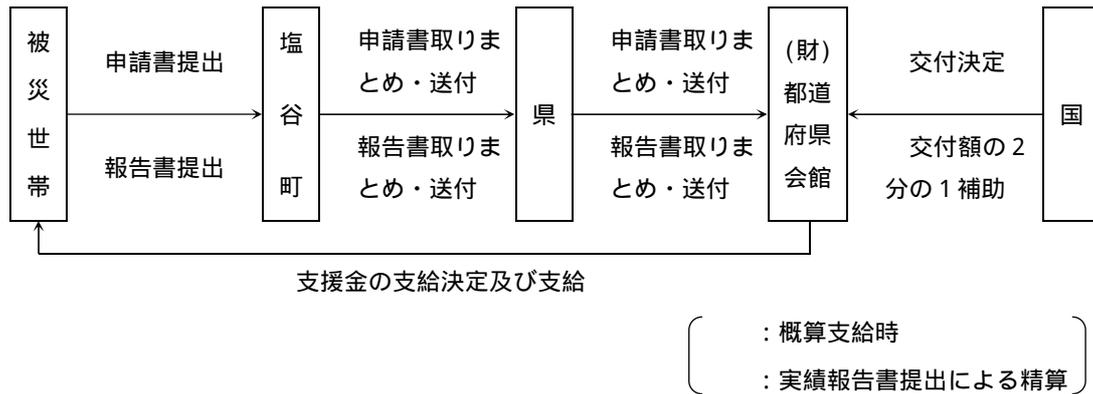
この場合において、(ア)及び(イ)中「100万円」とあるのは「75万円」と、「50万円」とあるのは「37万5,000円」と、(ア)中「200万円」とあるのは「150万円」と、(ウ)中「300万円」とあるのは「225万円」と読み替えるものとする。

4 支給手続

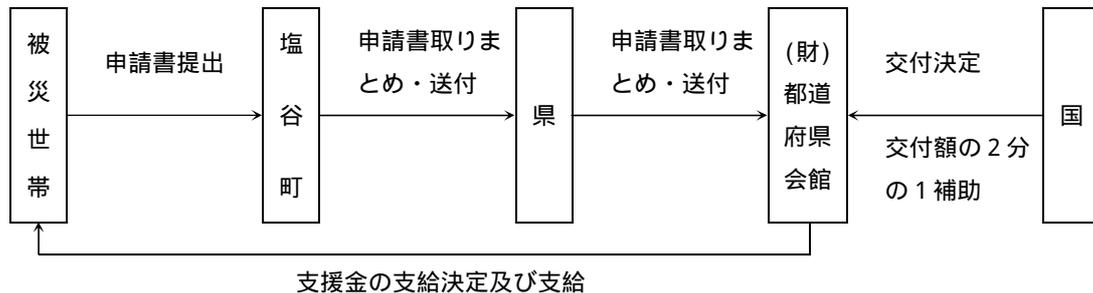
支給申請は町に行い、提出を受けた町は申請書等の確認を行い取りまとめのうえ、県に提出する。県は、当該書類を委託先である財団法人都道府県会館に提出する。

支援金支給事務手続

概算支給の場合



精算支給の場合



第7 融資・貸付・その他資金等の支援

県は、被災した住民の生活の早期再建を図るため、資金枠の確保、貸付け等の金融支援を行う。町は、被災した住民に対しこれらの制度の周知に努める。

融資・貸付・その他資金等の概要

	資金名等	対象者	窓口
支給	災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	町保健福祉課
	災害障害見舞金	災害により精神・身体に重度の障害を受けた者	町保健福祉課
	災害援護資金貸付金	災害により被害を受けた世帯の世帯主(所得制限あり)	町保健福祉課
	生活福祉資金 (災害援護資金) (住宅資金)	災害により被害を受けた低所得世帯	町社会福祉協議会

貸	勤 労 者 生 活 資 金	災害により被害を受けた県内居住の勤労者	労働金庫
	中 小 企 業 融 資 (災 害 復 旧 貸 付) (災 害 復 旧 資 金) (災 害 貸 付) (罹 災 対 策 資 金)	災害により被害を受けた中小企業者	町産業振興課 県 中小企業金融公庫 商工組合中央金庫 国民生活金融公庫 金融機関
	信 用 保 証	激甚災害により災害救助法の適用された地域内で被災した中小企業者	県信用保証協会 金融機関
	災 害 復 興 住 宅 融 資	住宅金融支援機構が指定した災害により被害を受けた住宅の所有者	住宅金融支援機構
	災 害 条 例 資 金 制 度 (災 害 経 営 資 金) (施 設 復 旧 資 金)	災害条例の適用市町村長の認定を受けた被害農林漁業者	農業協同組合 森林組合 等
	農 業 近 代 化 資 金 (災 害 復 旧 支 援 資 金)	市町村長の認定を受けた被害農漁業者	農業協同組合 等
付	農 林 漁 業 金 融 公 庫 資 金 (農 業 経 営 維 持 安 定 資 金) (農 林 漁 業 施 設 資 金) (林 業 基 盤 設 備 資 金) (林 業 経 営 安 定 資 金)	市町村長の認定を受けた被害農林漁業者	農林漁業金融公庫

第3節 公共施設等災害復旧対策

公共施設の早期復旧を図るため、町は県、防災関係機関と連携して被害状況を的確に調査し、早期に復旧事業を実施する。

第1 災害復旧事業の種別

公共施設の災害復旧を国が直轄で、あるいは地方公共団体等に対して負担又は補助して実施する災害復旧事業には次のようなものがある。

災 害 復 旧 事 業 名	関 係 省 庁
1 公共土木施設災害復旧事業（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法） (1) 河 川 (2) 砂防設備 (3) 林地荒廃防止施設 (4) 地すべり防止施設 (5) 急傾斜地崩壊防止施設 (6) 道 路 (7) 下水道 (8) 公 園	国 土 交 通 省 国 土 交 通 省 農 林 水 産 省 国 土 交 通 省 農 林 水 産 省 国 土 交 通 省 国 土 交 通 省 国 土 交 通 省 国 土 交 通 省
2 農林水産業施設等災害復旧事業（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律） (1) 農地・農業用施設 (2) 林業用施設 (3) 共同利用施設	農 林 水 産 省 農 林 水 産 省 農 林 水 産 省
3 文教施設等災害復旧事業 (1) 公立学校施設（公立学校施設災害復旧費国庫負担法） (2) 私立学校施設（激甚法） (3) 公立社会教育施設（激甚法） (4) 文化財	文 部 科 学 省 文 部 科 学 省 文 部 科 学 省 文 部 科 学 省
4 社会福祉施設災害復旧事業 (1) 生活保護施設（生活保護法） (2) 児童福祉施設（児童福祉法） (3) 老人福祉施設（老人福祉法） (4) 身体障害者更生援護施設（身体障害者福祉法） (5) 知的障害者援護施設（知的障害者福祉法）	厚 生 労 働 省 厚 生 労 働 省 厚 生 労 働 省 厚 生 労 働 省 厚 生 労 働 省
5 廃棄物処理施設災害復旧事業	環 境 省
6 医療施設災害復旧事業 (1) 公的医療機関 (2) 民間医療機関（資金融資）	厚 生 労 働 省 厚 生 労 働 省

7 水道施設災害復旧事業	厚生労働省
8 都市施設災害復旧事業（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針）	
(1) 街路	国土交通省
(2) 都市排水施設	国土交通省
(3) 堆積土砂排除事業	国土交通省
(4) 湛水排除事業	国土交通省
9 住宅災害復旧事業（公営住宅法）	
(1) 罹災者公営住宅の建設	国土交通省
(2) 既設公営住宅の復旧	国土交通省
(3) 既設改良住宅の復旧	国土交通省
10 災害関連緊急事業	
(1) 災害関連緊急治山事業	農林水産省
(2) 災害関連緊急地すべり防止事業	農林水産省
(3) 災害関連緊急砂防事業	国土交通省
(4) 災害関連緊急地すべり対策事業	国土交通省
(5) 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	国土交通省
(6) 災害関連急傾斜地崩壊対策特別事業	国土交通省
(7) 災害関連緊急雪崩対策事業	国土交通省
(8) 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	国土交通省
11 その他の災害復旧事業	(関係省庁)

第2 災害復旧事業実施方針

1 災害復旧事業計画の策定

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、国、県が費用の全部又は一部を負担、補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を立て、査定実施が速やかに行えるよう努める。

2 緊急査定の促進

公共施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）等に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよう努める。

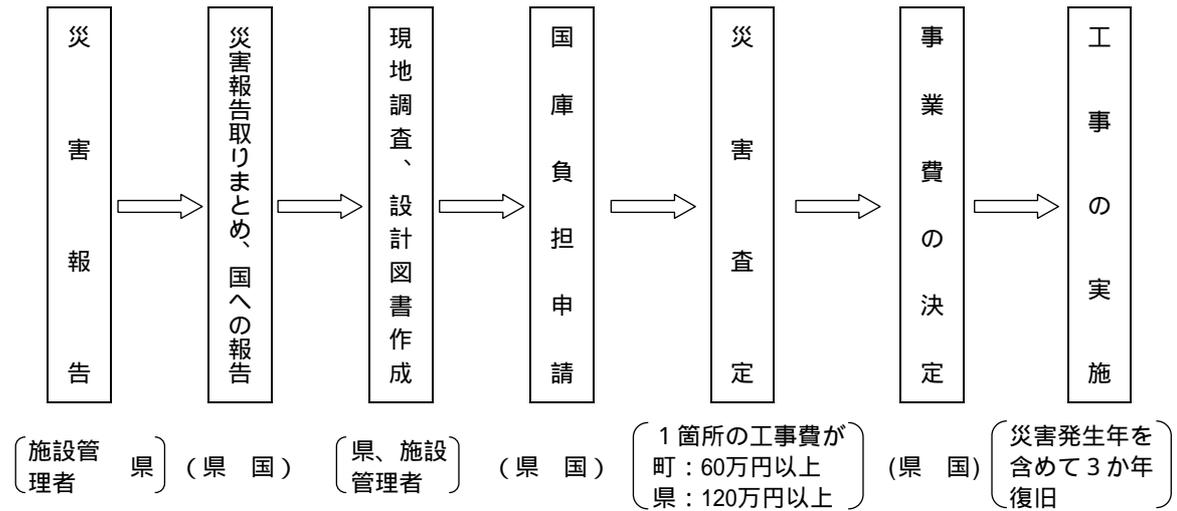
3 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の策定にあたっては、被災地の状況、被害発生の原因等を考慮し、災害の再発防止と速やかな復旧が図られるよう関係機関との連絡調整を十分図り、事業期間の短縮に努める。

第3 災害復旧事業事務手続

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく手続は、次のとおりである。

公共土木施設災害復旧事業事務手続の流れ



第4 激甚災害の指定に関する計画

1 計画の方針

災害により甚大な被害が生じた場合、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下、本節において「法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設等の災害復旧事業が迅速、円滑に実施できるように努める。

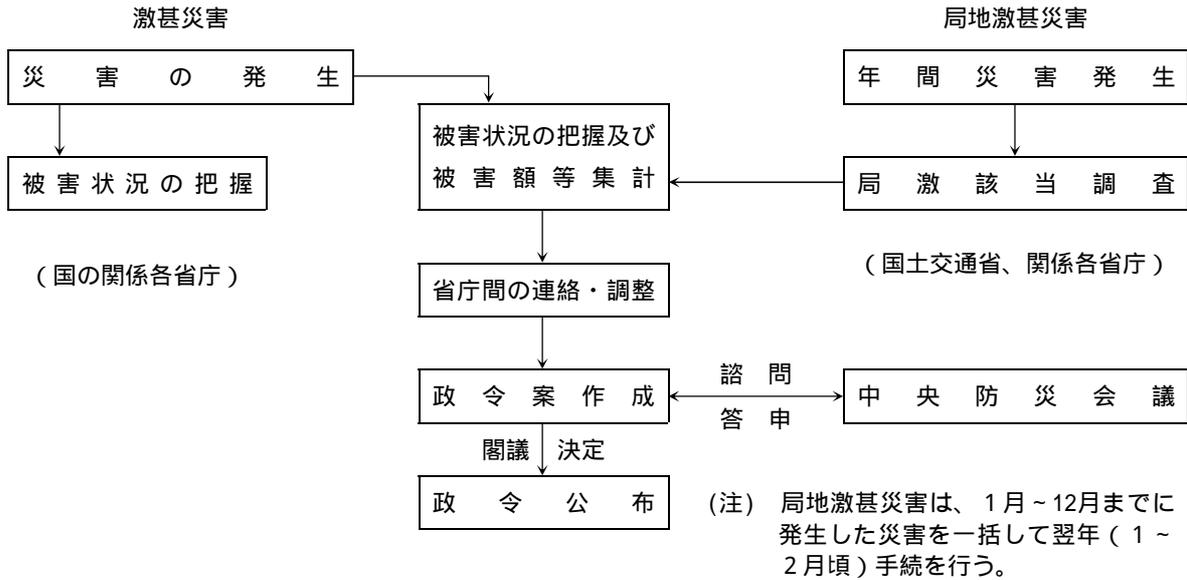
2 激甚災害に関する調査

- (1) 激甚災害及び局地激甚災害の指定を受けるべき被害が発生したときは、知事は、町の被害状況等を検討のうえ、関係各部で必要な調査を実施する。
- (2) 前記(1)の場合において、町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

3 激甚災害適用措置の指定手順

激甚災害指定及び適用措置は、中央防災会議が決定した「激甚災害指定基準」又は「局地激甚災害指定基準」に基づき次のとおり指定される。

(1) 激甚災害指定手順



(2) 適用措置と指定基準

ア 激甚災害

適用措置	指定基準
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 法第3条、第4条	次のいずれかに該当する場合 〔A基準〕 全国査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.5% 〔B基準〕 全国査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 県分査定見込額 > 県の標準税収入 × 25% (2) 県内市町村の査定見込額総計 > 県内市町村標準税収入総計 × 5%
農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 法第5条	次のいずれかに該当する場合 〔A基準〕 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 0.5% 〔B基準〕 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 都道府県の事業費査定見込額 > 都道府県の当該年度の農業所得推定額 × 4% (2) 都道府県の事業費査定見込額 > 10億円
農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 法第6条	次のいずれかに該当する災害 ただし、当該施設に係る被害見込み額が5,000万円以下と認められる場合は除く。 (1) 法第5条の措置が適用される激甚災害 (2) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得額 × 1.5% で法第8条の措置が適用される激甚災害
天災による被害農林	次のいずれかに該当する災害

<p>漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 法第8条</p>	<p>ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮</p> <p>〔A基準〕 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 0.5%</p> <p>〔B基準〕 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 0.15%</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>一つの都道府県の特別被害農業者数 > 当該都道府県内の農業を主業とする者の数 × 3%</p>
<p>森林災害復旧事業に対する補助 法第11条の2</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>〔A基準〕 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。） > 当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額 × 5%</p> <p>〔B基準〕 林業被害見込額 > 当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額 × 1.5%</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1) 一つの都道府県の林業被害見込額 > 当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額 × 60%</p> <p>(2) 一つの都道府県の林業被害見込額 > 当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額 × 1.0%</p>
<p>中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 法第12条</p> <p>小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 法第13条</p> <p>中小企業者に対する資金の融通に関する特例 法第15条</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>〔A基準〕 中小企業関係被害額（第2次産業及び第3次産業国民所得 × 中小企業付加価値 × 中小企業販売率。以下同じ。） > 当該年度の全国中小企業所得推定額 × 0.2%</p> <p>〔B基準〕 中小企業関係被害額 > 当該年度の全国中小企業所得推定額 × 0.06%</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1) 一つの都道府県の中小企業関係被害 > 当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額 × 2%</p> <p>(2) 一つの都道府県の中小企業関係被害 > 1,400億円</p> <p>ただし、火災の場合又は法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置を講じることがある。</p>
<p>公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 法第16条</p> <p>私立学校施設災害復旧事業に対する補助 法第17条</p> <p>市町村が施行する感染症予防事業に関する</p>	<p>法第2章の措置が適用される激甚災害</p> <p>ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。</p>

負担の特例 法第19条	
罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 法第22条	次のいずれかに該当する災害 〔A基準〕 滅失住宅戸数 > 4,000戸以上 〔B基準〕 次のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合の滅失戸数は、被害の実情に応じ特例的措置を講じることがある。 (1) 被災地全域の滅失住宅戸数 > 2,000戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの ア 一市町村の区域内で200戸以上 イ 一市町村の区域内の住宅戸数の10%以上 (2) 被災地全域の滅失住宅戸数 > 1,200戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの ア 一市町村の区域内で400戸以上 イ 一市町村の区域内の住宅戸数の20%以上
小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 法第24条	(1) 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については、法第2章の措置が適用される災害 (2) 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については、法第5条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害発生の都度被害の実情に応じて個別に考慮

イ 局地激甚災害

適用措置	指 定 基 準
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 法第3条、第4条	査定事業費 > 当該市町村の当該年度の標準税込額 × 50%
農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 法第5条 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 法第6条	農地等の災害復旧事業に要する経費 > 当該市町村の当該年度の農業所得推定額 × 10% (ただし、当該経費の額が1,000万円未満のものを除く。) ただし、当該経費の額を合算した額が概ね5,000万円未満の場合を除く。
森林災害復旧事業に対する補助 法第11条の2	林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ。) > 当該市町村の生産林業所得(木材生産部門)推定額 × 1.5倍 ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額の概ね0.05%未満の場合を除く。 かつ、大火にあっては、

	<p>当該災害に係る要復旧見込面積 > 300haの市町村</p> <p>その他の災害にあつては、 当該災害に係る要復旧見込面積 > 当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る。）×25%の場合</p>
<p>中小企業信用保険法 による災害関係保証の 特例 法第12条</p> <p>小規模企業者等設備 導入資金助成法による 貸付金の償還期間等の 特例 法第13条</p> <p>中小企業者に対する 資金の融通に関する特 例 法第15条</p>	<p>中小企業被害額 > 当該市町村の中小企業所得推定額 × 10% （ただし、当該被害額が1,000万円未満の場合を除く。）</p> <p>ただし、当該被害額を合算した額が概ね5,000万円未満の場合は除かれる。</p>
<p>小災害債に係る元利 償還金の基準財政需要 額への算入等 法第24条</p>	<p>法第2章又は第5条の措置が適用される場合適用</p>

震 災 対 策 編

第1章 予 防

第1節 防災意識の高揚

町は、震災発生時に町全体が協力して円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、住民、防災上重要な施設の管理者の適切な防災意識の高揚に努めるとともに、職員に対する防災教育を積極的に行う。

第1 住民に対する防災意識の高揚

1 自主防災思想の普及、徹底

「自らの身の安全は自ら守る」ということが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、発災時は、自ら身の安全を守るよう行動することが重要である。また、近隣の負傷者及び災害時要援護者を助ける、避難場所ですら活動する、あるいは町、県、地域自主防災組織等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、町は、防災関係機関と連携協力して住民に対し、自主防災思想の普及、徹底を図る。

2 防災知識の普及啓発推進

町は、住民一人ひとりが常に防災に関心を持ち、自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、防災知識の普及啓発を推進する。

(1) 主な普及啓発活動

- ア 防災講演会・講習会等の開催
- イ 防災パンフレット、チラシ等の配布
- ウ 広報紙等による広報活動の実施
- エ インターネット（パソコン及び携帯端末使用）による防災情報の提供
- オ 防災訓練の実施の促進
- カ 防災器具、災害写真等の展示
- キ 各種表彰の実施

(2) 県消防防災総合センター（栃木県防災館）の活用

県は、県民の防災意識の高揚や防災知識の普及啓発の中核的な施設として宇都宮市に「消防防災総合センター（栃木県防災館）」を設置し、震度毎の地震、火災発生時の煙体験等の疑似体験や初期消火・応急措置・避難等の訓練等を通して防災技術や防災知識の普及を図っている。

町は、住民に対し、広報紙等を通じて当該センターの周知・利用を促し、防災知識の普及を推進する。また、学校における防災教育の一環として、当該センターを見学すること等により、児童・生徒に防災を身近な問題として認識させる。

(3) 消防団員、自主防災組織のリーダー等による指導

町は、消防団員、自主防災組織のリーダー等による地域の巡回指導を促進し、家具の固定、避難口等の点検、地震発生時にとるべき行動、避難場所・経路等の周知を行い、防災知識の普及を図る。

(4) 効果的な防災情報の提供

防災知識の普及にあたって、町は、インターネット等IT技術を活用し、災害対策情報の発信を

積極的に実施する。

(5) 啓発強化期間

特に次の期間において、各種講演会、イベント等を開催し、防災意識の高揚、防災知識の普及啓発に一層努める。

ア 防災とボランティア週間（1月15日～1月21日）

イ 全国火災予防運動実施週間（春：3月1日～3月7日 秋：11月9日～11月15日）

ウ 防災週間（8月30日～9月5日）

第2 防災上重要な施設の管理者等の教育

町は、塩谷消防署と連携協力して、次のような防災上重要な施設の管理者等に対して防災教育を実施し、防災意識の高揚並びに資質の向上を図るとともに、特に出火防止、初期消火、避難誘導等の行動力及び指導力を養うなど緊急時に対処できる自衛防災体制の確立を図る。

また、その他の企業・事業所等の管理者に対しても防災教育を行い、平常時の予防、災害時の応急対応について知識の普及に努める。

- 1 危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の危険物の保安管理施設
- 2 病院、社会福祉施設
- 3 旅館、大規模小売り店舗等の不特定多数の者が利用する施設

第3 職員に対する防災教育

町は、職員に対して災害時の適正な判断力を養成し、的確な防災活動を遂行できるよう、講習会や研修会の開催、防災活動に関するマニュアル等の作成・配布を行うとともに、定期的な防災訓練の実施を行い、防災教育の徹底に努める。

- 1 震度階級、マグニチュード、活断層、余震等地震災害に関する知識
- 2 地震災害に対する予防、応急対策に関する知識
- 3 大規模地震発生時における職員がとるべき役割と具体的行動
- 4 防災行政ネットワーク等通信施設、防災資機材等の利用方法
- 5 その他災害対策上必要な事項

第4 児童・生徒及び教職員に対する防災教育

風水害等対策編第1章第21節「文教対策」の定めるところによる。

第5 防災に関する調査研究

震災は、プレートの活動の影響、活断層の有無などの特性を有するとともに、その地域の建物構造、密集度等により被害状況の違いが予想される。

このため、町は、県及び防災関係機関と緊密な連携を取り合い、大規模地震発生時に想定される現象や被害について、基礎的な調査研究を推進するよう努める。

第2節 地域防災の充実・ボランティア連携強化

風水害等対策編第1章第2節「地域防災の充実・ボランティア連携強化」を準用する。

第3節 防災訓練の実施

風水害等対策編第1章第3節「防災訓練の実施」を準用する。

第4節 災害時要援護者対策

風水害等対策編第1章第4節「災害時要援護者対策」を準用する。

第5節 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備

風水害等対策編第1章第5節「物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備」を準用する。

第6節 震災に強いまちづくり

震災に強いまちづくりを行うため、町は、防災の観点を踏まえたまちづくりの推進、防災上危険な箇所の解消、地震防災対策上整備の緊急性の高い箇所、施設、設備等の整備推進等の各種対策を総合的かつ計画的に展開する。

第1 震災に強いまちづくり

1 震災に強い都市整備の計画的な推進

防災安全空間づくりのための総合的な計画づくりを実施し、震災に強い都市整備を進める。

(1) 防災に配慮したまちづくりの計画策定の推進

町は、震災発生時における住民の生命、財産の安全確保を図るため、防災に配慮した総合的なまちづくり計画の策定を推進する。

(2) 防災の観点を踏まえた都市計画マスタープランの策定の推進

都市計画マスタープランは、土地利用に関する計画、都市施設に関する計画などを含む将来の望ましい都市像を住民の意見を反映した形で明確にするものであり、都市計画策定上の指針となるべきものである。

よって、防災の観点を考慮しつつ、町の都市計画マスタープランの策定を推進するとともに、当該マスタープランや県が平成16年度に策定した都市計画区域マスタープラン等に基づき、町は、住民の協力を得て、災害に強い、安全性の高いまちづくりに努める。

2 震災に強い都市構造の形成

(1) 土地区画整理事業等の面的整備事業の推進による防災都市づくり

防災上危険な住宅密集市街地や消防活動困難区域の解消のためには、幹線道路、都市河川などの主要な公共施設の整備だけでなく、区画道路や公園、水路などを総合的、一体的に整備することが重要である。災害に強い都市構造とするため、総合的な都市整備手法である土地区画整理事業の検討等による面的整備事業を推進する。

(2) 防災機能を有する施設の整備

町は、県等の関係機関と相互に連携し、土地区画整理事業の検討等による都市基盤の整備に併せて、災害時における応急対策の活動拠点となる医療、福祉、行政、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の整備を推進する。なお、施設については、本章第15節「建築物等災害予防対策」のとおり、十分な耐震性を確保するよう留意するものとする。

(3) 火災に強い都市構造の形成

町は、建築物の不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域的確な指定による火災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に伴う火災に強い都市構造の形成を図る。

町内における防火地域及び準防火地域の指定状況は、次のとおりである。

防火地域及び準防火地域の指定状況

平成19年4月1日現在

都市計画 区域名	市町村名	決定面積		決定年月日 (最終)
		防火地域	準防火地域	
塩谷	塩谷町		約6.1ha	H9.4.15

(4) 災害時要援護者に配慮した施設の整備

風水害等対策編第1章第4節第2の「3 災害時に重要な役割を果たす公共的施設における対策」のとおり、整備を推進する。

3 災害時の緊急活動を支える公共施設等の整備

(1) 公園等の整備

町は、避難場所に指定している塩谷町総合公園等については、食料等の備蓄倉庫、貯水槽、ヘリポート、サイレン吹鳴装置等の災害応急対策施設の整備を推進する。

(2) その他公共施設の整備

道路、公園、河川、砂防等の公共施設管理者は、その施設整備にあたり、災害の拡大防止や安全な避難場所・避難経路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める。

4 火災延焼防止のための緑地整備

町は、避難場所として利用される公園、学校等の公共施設の緑化に際して、樹木の延焼阻止機能等を活かし、常緑広葉樹を主体に植栽するなど震災に強い緑地の整備に努めるとともに、樹木の延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭、事業所その他の施設に至るまで、震災に強い緑づくりを推進する。

第2 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

町は、県が作成した「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、地震により著しい被害が生じるおそれがあると認められる地区の地震防災対策上緊急に整備すべき施設・設備等に関して、県と連携して計画的に整備事業を行い、震災に強いまちづくりを推進する。

第7節 地盤災害予防対策

大規模な地震に起因する山崩れ、がけ崩れ等から、住民の生命、身体、財産を保護するため、関係法令等に基づき、計画的な予防対策を実施する。

第1 斜面崩壊防止対策の推進

地震に起因する土砂災害から、住民の生命・財産を保護するため、県が実施する治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり防止対策事業等及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」による警戒区域の指定に併せ、町は、県と協力して、周辺住民等を中心に広く危険箇所の周知及び点検を行う。

また、住民に対し異常を察知した場合は、町又は警察に速やかに通報を行うように周知を行う。

資料編	急傾斜地崩壊危険箇所一覧 急傾斜地崩壊危険区域一覧 土石流危険渓流一覧 土砂災害（特別）警戒区域及び避難体制・避難場所一覧 山地災害危険地区一覧
-----	--

第2 被災宅地危険度判定制度の整備

町は、地震により被災した宅地の余震等の二次災害に対する安全性を判定するため、被災宅地危険度判定制度を整備する。

1 被災宅地危険度判定士の登録の推進

被災宅地の危険度を判定する技術者を確保するため、「塩谷町被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、宅地危険度判定士として登録を推進する。

2 判定資機材の確保

町は、被災宅地の危険度判定活動に必要な資機材をあらかじめ調達し、備蓄しておくものとする。

3 被災宅地危険度判定士の運用・支援体制の整備

被災宅地の危険度判定が円滑に行われるよう、平素から被災宅地危険度判定士の派遣、輸送、判定準備等の運用・連絡網について整備する。

4 被災宅地危険度判定実施体制の整備

町は、平素から近隣市町と被災宅地危険度判定実施の相互応援体制について整備する。

資料編	塩谷町被災宅地危険度判定実施要綱
-----	------------------

第3 軟弱地盤対策

県、町及び公共・公益施設の管理者は、液状化の被害が想定される地域における施設の設置にあたっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策を行うとともに、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。また、大規模開発にあたって十分な連絡・調整を図る。

第 8 節 農林業関係災害予防対策

風水害等対策編第 1 章第 10 節「農林業関係災害予防対策」を準用する。

第 9 節 情報通信の整備

風水害等対策編第 1 章第 11 節「情報通信の整備」を準用する。

第 10 節 避難体制の整備

風水害等対策編第 1 章第 12 節「避難体制の整備」を準用する。

第 1 1 節 火災予防及び消防・救急・救助体制の整備

地震に起因する火災の被害の未然防止・被害軽減のため、町は、県、消防機関と連携して、火災予防の徹底に努める。

また、大規模な震災発生時に、迅速かつ的確に消火・救急・救助活動が行えるよう、町は、消防機関及び県と連携して、平常時から体制の整備充実を図る。

第 1 現状と課題

近年の本町における火災発生件数は、年間10件程度で推移し、ほぼ横這いの状態である。

県、町が実施する火災予防運動や各種広報事業、民間防火組織の活動により火災予防思想の普及が図られているが、建物火災のうち、死者の発生するおそれが高い住宅火災について、その予防対策が急務となっている。

また、町においては、「消防力の整備指針」や「消防水利の基準」に基づき、消防組織、施設等の整備を推進しているが、消防団員数の定数割れや消防施設等が基準以下のところが見受けられるなど、消防活動に支障をきたすおそれもあることから、これらを解消し消防力の強化を図ることが課題となっている。

第 2 火災予防の徹底

1 地域住民に対する指導

町、塩谷広域行政組合消防本部及び消防団は、一般家庭に対し、各戸巡回や各種会合等における消火訓練などで消火器の取扱方法等の指導を行い、地震発生時における火災の防止と消火の徹底を図る。

また、町及び塩谷広域行政組合消防本部は、防火思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげている民間の防火組織としての婦人防火クラブの育成、指導を強化する。

2 住宅防火対策の推進

地域住民、特に高齢者、障害者等の災害時要援護者を住宅火災から守るため、県、県警察、塩谷広域行政組合消防本部、婦人防火クラブ等関係機関と連携して、住宅防火対策の一層の推進を図る。

3 建築物設置者・管理者に対する指導

(1) 塩谷広域行政組合消防本部による指導

塩谷広域行政組合消防本部は、消防同意制度を通じ、防火に関する規定に基づき建築物を審査し、設置者・管理者に対する具体的な指導を行うことで、建築物の防火安全性の確保を図る。

また、消火設備、警報設備、避難設備等の消防用設備について、建築物の用途、規模、構造及び収容人員に応じて設置するよう、指導を行う。

(2) 町の協力

県は、既存建築物について、旅館等の不特定多数の人が集まる建築物を中心に、防災、避難施設等の診断、建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用した建築物の安全性能確保と施設改善を指導することとしており、町はこれに協力するものとする。

4 防火管理者の育成

塩谷広域行政組合消防本部は、防火管理者に対して消防計画の策定、防火訓練の実施、消防設備等

の整備、点検、火気の使用等について指導し、資質の向上を図る。

5 予防査察の強化・指導

塩谷広域行政組合消防本部は、消防法に規定する建築物その他の工作物、物件等の消防対象物の用途、地域等に応じて計画的に立入検査を実施し、常に区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生の危険がある箇所の発見に努め、関係者に対し予防対策に万全を期すよう指導する。

6 自衛消防力の強化

(1) 自衛消防組織の確立

建築物の高層化、危険物施設の増加等により、火災初期における活動の重要性が益々高まってきていることを踏まえ、塩谷広域行政組合消防本部は、防火管理者、危険物保安監督者制度の効果的な運用等をもって自衛消防組織の確立強化に努め、火災に対する初動体制に万全を期す。

(2) 消防用設備等の整備充実

塩谷広域行政組合消防本部は、火災初期での消火、速やかな火災発生の報知、避難の実施、また消防隊活動に対する利便の提供などのため、消防法第17条に規定する防火対象物の関係者に対し、消防用設備等を設置、維持させることにより、火災による被害の軽減に努める。

7 防火地域・準防火地域の指定

県及び町は、「都市計画法」(昭和43年法律第100号)に基づく防火地域又は準防火地域を指定することにより、地域内の建築物の防火性能の確保を図る。

なお、町内における防火地域及び準防火地域の指定状況は、次のとおりである。

防火地域及び準防火地域の指定状況

平成19年4月1日現在

都市計画 区域名	市町村名	決定面積		決定年月日 (最終)
		防火地域	準防火地域	
塩谷	塩谷町		約6.1ha	H9.4.15

第3 消防力の強化

1 組織の充実強化

町及び塩谷広域行政組合消防本部は、「消防力の整備指針」に基づき消防組織の整備を図るとともに、長期的展望に立った効率的な組織づくりを推進し、消防体制の強化に努める。特に、団員の減少やサラリーマン化、高齢化の問題を抱える消防団について、団員の確保と資質の向上を図る。

2 消防施設等の整備充実

町及び塩谷広域行政組合消防本部は、「消防力の整備指針」等により、車両、資機材等の消防施設等の整備充実について計画的な推進を図る。

なお、地震防災上緊急に整備すべき消防施設等については、地震防災緊急事業五箇年計画(本章第6節「第2 地震防災緊急事業五箇年計画の推進」参照)により整備する施設等として位置づけ、積極的に整備促進を図る。

資料編 消防ポンプ自動車等の現況

3 消防水利の確保・整備

町は、「消防水利の基準」等により、消防水利施設の整備充実について、計画的な推進を図る。

また、大規模地震災害では、消火栓の断水等により消火活動に困難をきたす可能性が高いことから、河川等の自然水利を活用した消防水利の整備や耐震性貯水槽・防火水槽等の設置など多様な水利

を確保していく。

(1) 消防水利施設の整備

町は、消防活動に必要な水利を確保するため、消火栓、耐震性貯水槽・防火水槽、その他自然水利等の整備に努める。

(2) 河川水の緊急利用

町は、市街地を流下する小河川を中心に、流水利用についての調査・検討を行い、河川水の有効利用を図る。

(3) 耐震性貯水槽・防火水槽等の設置

町は、庁舎、公立学校、その他公共上重要な施設について、必要に応じ耐震性貯水槽・防火水槽等の整備やプールの耐震化を図り、必要な水利の確保を図る。

資料編 消防水利の現況

第4 救急・救助力の強化

1 組織の充実強化

本節第3の「1 組織の充実強化」に準ずる。

2 救急・救助用車両・資機材等の整備

町・塩谷広域行政組合消防本部は、救急・救助隊の設置を進めるとともに、「消防力の整備指針」等により、救急・救助用車両、資機材等の整備を計画的に推進し、救急・救助体制の充実を図る。

3 医療機関との連携強化

塩谷広域行政組合消防本部は、同時多発する救急要請に対し、迅速かつ確な医療機関への搬送を行うため、医療機関との連携を強化する。

第12節 医療救護体制の整備

風水害等対策編第2章第14節「医療救護体制の整備」を準用する。

第13節 緊急輸送体制の整備

風水害等対策編第2章第15節「緊急輸送体制の整備」を準用する。

第14節 災害対策活動拠点の整備

風水害等対策編第2章第16節「災害対策活動拠点の整備」を準用する。

第15節 建築物等災害予防対策

震災時における建築物の安全性の確保を促進するため、町、施設等の管理者は、建築物の耐震性の強化など、必要な防災対策を積極的に講じる。

第1 現状と課題

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号)(以下「耐震改修促進法」という。)に基づく、現行耐震基準の耐震性能を有しないと想定される昭和56年以前に建築された建物の耐震診断率は30%程度(平成15年度)であり、耐震改修は進んでいない状況にある。

また、本町においては、町内の建物の多くが木造であり、また県が実施した被害想定調査によると、想定宇都宮直下型地震の揺れによって全壊・半壊する建物の大部分が木造建物であることから、耐震化対策の実施が急務の課題となっている(総論編第6節「地震被害想定」参照)。

このため、耐震診断の実施及び耐震性能を有しないと判断された建物に対する耐震改修の実施について積極的に促進を図ることが重要である。

また、平成16年10月に発生した新潟県中越地震において、一部市町村の庁舎が被災により一時期使用不能となり、役場機能の維持に支障が生じたことから、町は、災害対策活動拠点となる公共施設等の点検を行い、耐震診断及び耐震改修並びに非常用電源等必要な設備の整備に積極的に取り組む必要がある。

第2 民間建築物の耐震性の強化促進

1 耐震診断、耐震改修の促進等

町は、県が耐震改修促進法に基づき策定した耐震改修促進計画を勧奨し、耐震改修促進計画を策定するとともに、耐震診断、耐震改修を促進する。

2 耐震性に関する知識の普及

県及び町は、建築物の耐震性強化に関する知識を普及させるため、耐震工法、耐震補強等の重要性の啓発、耐震改修相談窓口の開設、耐震アドバイザー等の派遣、建築技術者向け耐震診断講習会の開催等の措置を講じ、既存建築物の耐震性の向上の促進を図る。

3 関係団体等の協力

県及び町は、建築物の設計、施工について豊富な知識と経験をもつ社団法人栃木県建築士会、社団法人栃木県建築設計事務所協会等の協力を得て、建築物の耐震性確保を図る。

第3 公共建築物の耐震性等の強化

1 防災上重要な公共建築物

- (1) 防災拠点(災害対策活動拠点)(風水害等対策編第1章第16節「災害対策活動拠点の整備」参照)
- (2) 医療救護活動の施設(病院等)
- (3) 消防活動拠点(塩谷消防署、消防団車庫等)
- (4) 避難収容施設(学校、公民館、老人福祉センター等)
- (5) 社会福祉施設等(特別養護老人ホーム等)

2 公共建築物の耐震性の強化

公共建築物は、災害時における応急対策活動の拠点、又は避難施設等として重要な役割を持つことから、その機能を確保するため、耐震改修整備を計画的・効果的に推進する。

なお、地震防災上緊急に整備すべき学校や医療施設等については、地震防災緊急事業五箇年計画（本章第6節「第2 地震防災緊急事業五箇年計画の推進」参照）により整備する施設等として位置づけ、積極的に整備促進を図る。

(1) 町庁舎等の整備

町は、災害対策の中核施設として重要な役割を担う町庁舎等について、計画的に耐震診断を行い、必要に応じ耐震補強工事を行うなど、重点的に耐震性の確保を図る。

(2) 学校校舎

町教育委員会は、震災時における児童・生徒や教職員等の安全の確保を図るため、安全確保の観点に立った整備を図る。

ア 校舎の耐震性の確保

新耐震基準導入前に建築された校舎について、耐震診断を実施し、必要に応じ耐震補強工事を実施する。

イ 設備・備品等の安全管理

コンピュータをはじめ、テレビ、ロッカー、書棚、書架、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止を行い、その安全性を強化するとともに、児童・生徒、教職員の安全と避難通路が確保できるよう設置方法、場所等について十分配慮する。

(3) その他防災上重要な公共建築物の耐震化

避難収容施設、医療救護施設、社会福祉施設、応急対策活動の拠点となる施設等防災上重要な公共建築物について、施設管理者は、耐震診断を実施し、必要に応じ、順次改修等の実施に努める。

(4) 町営住宅

町は、居住者の安全確保、建築物の被害の軽減を図るため、新耐震基準導入前に建設された簡易耐火構造・木造の町営住宅の耐震性を調査・診断し、必要に応じて建替等を行う。

3 その他必要な予防対策の実施

防災上重要な建築物は、災害時の応急対策活動や避難の施設として重要であるばかりでなく、復旧活動における拠点施設としても重要であり、これらの機能を確保する必要があるため、次に示す防災対策を推進する。

(1) 建築物、建造物の安全確保

町、その他の施設管理者は、「建築基準法」、「消防法」等の法令で定める技術基準を遵守し、常に災害に対応できるよう施設の管理に努める。

(2) 防災設備等の整備

町、その他の施設管理者は、次のような防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

ア 飲料水の確保

イ 非常用電源の確保

ウ 敷地内の排水施設、擁壁等の整備

エ 配管設備類の固定・強化

オ 施設・敷地内の段差解消等、災害時要援護者に配慮した施設設備の整備

カ その他防災設備の充実

(3) 施設の維持管理

町、その他の施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検などの維持管理に努める。

- ア 法令に基づく点検等
- イ 建設時の図面及び防災関連図面
- ウ 施設の維持管理の手引

第4 震災建築物応急危険度判定制度の整備

町は、地震により被災した建築物の余震等の二次災害に対する安全性を判定するため、応急危険度判定体制を整備する。

1 震災建築物応急危険度判定士の養成

被災建築物の応急危険度を判定する技術者を確保するため、「塩谷町震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、応急危険度判定士の養成を行う。

2 判定資機材の確保

町は、震災建築物の危険度判定活動に必要な資機材をあらかじめ調達し、備蓄しておくものとする。

3 応急危険度判定士の運用・支援体制の整備

震災建築物の応急危険度判定が円滑に行われるよう、平素から応急危険度判定士の派遣、輸送、判定準備等の運用・連絡網について整備する。

4 応急危険度判定実施体制の整備

町は、平素から近隣市町と応急危険度判定実施の相互応援体制について整備する。

資料編 塩谷町震災建築物応急危険度判定要綱

第5 ブロック塀等の倒壊防止、窓ガラス等の落下防止

1 ブロック塀等の倒壊防止

昭和53年6月に発生した宮城県沖地震では、ブロック塀等の倒壊による被害が大きく、死亡事故も発生したことから、県はブロック塀等倒壊防止のための施策を推進してきたが、阪神・淡路大震災においても多くの被害が生じた。このため、町は、ブロック塀等の倒壊防止のため、住民に対して十分な指導啓発活動を行い、安全対策を推進する。

2 窓ガラス等の落下防止

町は、県と連携協力して、地震による落下物からの危害を防止するため、市街地における窓ガラス、広告塔、タイル等の落下の危険のあるものについて、住民に対して十分な指導啓発活動を行い、安全対策を推進する。

第6 家具等転倒防止

町は、一般家庭でのタンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒や棚上の物の落下による事故を防止するため、パンフレットやチラシ等の配布を通じて、住民に対し家具等の安全対策等の普及啓発を図る。

第16節 公共施設等災害予防対策

災害時における応急対策活動の実施や住民生活の安定に重要な役割を果たす道路、上下水道その他の公共施設の管理者は、大規模な地震発生時においてもその機能が確保できるよう、平常時から耐震性の確保等災害に対する安全性を考慮した施設整備に努める。

第1 道路施設の対策

道路管理者は、震災時において安全性、信頼性の高い道路機能を確保するため、施設整備に努めるとともに、巡回・点検等の予防対策を講じる。

1 災害に強い施設整備

震災時における道路機能を確保するため、道路の維持管理の万全を期すとともに、道路、橋りょうの整備にあたっては、災害に強い施設の整備に努める。

2 補強等の対策工事の実施

落石等危険箇所の点検、パトロールを実施し、補強等の対策工事が必要な箇所については、緊急度の高い箇所から順次対策工事を実施する。

3 災害情報の収集・連絡体制の整備

震災時における交通の支障を防止し、併せて災害応急対策活動等を容易にするため、防災関係機関との災害情報の収集・連絡体制の整備を図る。

第2 ライフライン関係機関の対策

1 上水道施設

県が実施した被害想定調査によると、想定宇都宮直下型地震が発生した場合には、約86%もの世帯で断水するとされている（総論編第6節「地震被害想定」参照）。

町（建設水道課）は、水が住民の生命維持に必要な不可欠なものであることから、水道施設のより一層の耐震化を図り、水道水の安定給水と二次災害防止のため、次により水道施設の整備を図る。

(1) 書類の整備

施設の完成図面、図面台帳、設備仕様書等を整備しておく。

(2) 防災体制の編成

防災体制の編成、分担業務、緊急連絡系統図を作成する。

(3) 貯留水の確保

配水池等の貯水施設の耐震化を図るほか、流入管、流出管には、緊急遮断弁等を設置し、貯水施設内の水を安全に確保できるようにする。

(4) 二次災害防止

ポンプ場、浄水場内での薬液注入設備、特に塩素ポンベ室塩素注入設備、重油、ガス等の燃料用設備の設置にあたっては、地震による漏洩、その他の二次災害の発生を防止するための措置を講じる。

(5) 施設の維持管理

点検基準等に従い機器、設備の保守管理に努め、施設のウィークポイントを表示し、職員に周知徹底させ、発災の際には、早期発見と改善を行い施設の機能保持を図る。また、消火機器、塩素ガ

ス漏洩検知装置、中和装置、救護用具、医薬品等を常に使用可能な状態にしておく。

(6) 配水路管等の改良

石綿セメント管等の老朽管の布設替えを行い、管路の強化に努めるとともに、地盤の特性を考慮し、材料を選定する。

(7) 応援体制の整備

給水系統相互間における水の融通体制を強化するとともに、隣接水道事業者間の相互連携に努める。

(8) 応急復旧用資機材の備蓄

応急復旧が速やかに実施できるよう、主要施設の資機材の備蓄に努める。

水道事業浄水施設

事業名(事業主体)	種別	浄水施設名	水源種別	処理方法	給水人口(人)
塩谷町	上水道事業	玉生水源	浅井戸・深井戸	消毒	5,940
塩谷町	"	船生水源	"	"	5,251
塩谷町	"	熊ノ草水源	浅井戸	"	95
塩谷町	"	上寺島水源	"	"	355
塩谷町	"	熊ノ木水源	深井戸	"	63
塩谷町	"	鳥羽新田浄水場	表流水	膜処理・消毒	40
塩谷町山口簡易水道事業	簡易水道事業	山口浄水場	浅井戸	消毒	203
塩谷町西古屋簡易水道事業	"	西古屋浄水場	"	"	203
塩谷町大久保・肘内簡易水道事業	"	大久保浄水場	"	"	808

2 下水道施設

(1) 施設の整備

下水道施設の管理者は、施設の新設、増設にあたっては、耐震性を考慮した設計を行うとともに、新たに耐震性向上のため開発される資機材、工法等も積極的に取り入れ、より耐震性のある施設とする。また、既存の施設については、耐震性能を把握し、必要に応じ補修、補強等を実施するなど、耐震性の向上に努める。

(2) 危険箇所の改善

下水道施設の管理者は、施設の点検等により危険箇所の早期発見と改善に努める。

第3 その他の公共施設の対策

1 河川管理施設等

河川管理者は、地震の発生による河川管理施設等の被災や二次災害としての水害の発生に備え、それぞれの施設の点検、警戒活動、広報活動、応急復旧活動を迅速かつ的確に実施する体制の整備に努める。

2 廃棄物処理施設

町は、県及び廃棄物処理業者との連絡体制を整備するとともに、災害に備えた対策を実施する。

また、事業者は、災害に強い施設の整備に努め、災害時に備えて次の対策を講じておく。

(1) 設備の定期的な保守点検の実施

被害を最小限とするため各設備の保守点検を定期的に行い、破損している箇所については、速や

かに補修する。

(2) 緊急連絡体制・応急復旧体制の整備

廃棄物処理施設に被害があった場合に備え、緊急連絡体制、応急復旧体制（メーカーからの技術者の応援体制を含む。）を整備する。

(3) 応急復旧資機材の整備等

応急復旧のための資機材を整備するとともに、定期的にその保守点検を行う。

(4) 最終処分場の処理体制の整備

廃棄物の最終処分場（平成10年6月以降許可分）の災害防止については、許可申請時の災害防止の計画に基づき、速やかな処理体制を整備する。

第17節 危険物施設等災害予防対策

風水害等対策編第1章第19節「危険物施設等災害予防対策」を準用する。

第18節 採石場等災害予防対策

風水害等対策編第1章第20節「採石場等災害予防対策」を準用する。

第19節 文教対策

風水害等対策編第1章第21節「文教対策」を準用する。

第20節 防災関係機関相互応援体制の整備

風水害等対策編第1章第22節「防災関係機関相互応援体制の整備」を準用する。

第2章 応急対策

第1節 活動体制の確立

大規模な地震発生時に、震度に合わせて災害対策の中核となる本部を設置し、関係機関と連携して被災者の救出・救護等応急対策活動を迅速かつ的確に実施する体制を確立する。

第1 町の活動体制

地震の震度に応じた職員の配備体制区分、配備基準は原則として次のとおりとし、震度、災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

震度	体制	災害の態様	体制の概要	備考（勤務時間外等）
4	注意体制	1 小規模な災害が発生するおそれがある場合 2 小規模な災害が発生した場合	小規模災害の情報収集及び応急対策を行う体制	総務課職員及び関係課職員は直ちに登庁し、小規模災害対策を実施
5弱 5強	警戒体制	1 中規模な災害が発生するおそれがある場合 2 中規模又は局地的な災害が発生し、拡大のおそれがある場合	災害警戒本部が自動的に設置され、災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	総務課職員及び警戒配備に該当する関係課職員は直ちに登庁し、災害応急対策を実施する。
6弱 以上	非常体制	1 大規模な災害が発生するおそれがある場合 2 大規模な災害が発生した場合 3 大規模な災害が発生し、甚大な被害を出すおそれがある場合	災害対策本部が自動的に設置され、全組織をあげて災害応急対策を実施する体制	全職員が直ちに登庁し、各役割に応じた災害応急対策を実施する。

(注) 各課長等は、あらかじめ配備体制区分ごとの配備要員を定めておくこと。

第2 注意体制

町は、町内において震度4以上の地震が発生した場合、注意体制をとる。総務課職員及び関係課職員は、直ちに登庁し、次の措置を講じる。

- (1) 地震に関する情報の収集
- (2) 被害情報の把握
 - ア 被害が発生した日時、場所
 - イ 被害の程度
 - ウ 被害に対してとられた措置
 - エ その他必要な事項
- (3) 被害情報の県への報告
- (4) 必要に応じて関係課等への通報
- (5) 必要に応じて町長、副町長、総務課長への報告
- (6) 災害応急対策（小規模）

第3 災害警戒本部の設置

町内において震度 5 弱及び 5 強の地震が発生した場合、町は、災害対策本部を設置するまでに至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を、総合的に、迅速かつ的確に行うため、総務課長を災害警戒本部長とする災害警戒本部を設置し、次の災害対策業務を実施する。

1 災害警戒本部の設置、解散の時期

(1) 災害警戒本部設置の基準

ア 町内に最大震度 5 弱及び 5 強の地震が発生した場合（自動的に設置する。）

イ 町内に中規模な地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、総務課長が必要と認めるとき。

(2) 設置場所

災害警戒本部は、塩谷町役場内に設置する。町役場内に設置することができない場合は、災害警戒本部長の指定する場所に設置する。

(3) 災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

ア 災害の発生するおそれがなくなったと災害警戒本部長が認めたとき。

イ 災害応急対策が概ね終了したと災害警戒本部長が認めたとき。

ウ 災害対策本部が設置されたとき。

2 災害警戒本部の組織及び運営

災害警戒本部の組織及び運営は、災害警戒本部長が関係する課長と協議し、必要な組織を編成し、災害警戒本部を運営することとする。

3 災害警戒本部の業務

災害警戒本部は、次の災害対策業務を行う。

(1) 災害対策本部を設置していない場合において、地震災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に関すること。

(2) 災害対策本部の設置に関すること。

(3) 災害応急対策の実施に関すること。

4 代決者

災害警戒本部長（総務課長）不在時等の意思決定は、建設水道課長が行う。

第 4 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置、解散の時期等

町は、地震災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害対策基本法第 23 条の規定により、町長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(1) 設置基準

次の各号に掲げる場合に災害対策本部を設置する。

ア 町内に最大震度 6 弱以上の地震が発生したとき（自動的に設置する。）

イ 町内に大規模な地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で町長が必要と認めるとき。

ウ 町内に災害救助法による救助を適用する災害又はこれに準じる災害が発生した場合で、町長が必要と認めるとき。

(2) 設置場所

災害対策本部は、塩谷町役場内に設置する。激甚災害等のため、町役場内に設置することができない場合は、町長が指定する場所に設置する。

(3) 他の災害対策組織の統合

災害対策本部が設置された場合、他の災害対策に関する組織は、災害対策本部の各部に統合して活動を継続する。

(4) 災害対策本部の解散

災害対策本部は、地震災害のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと本部長が認めたととき解散する。

2 防災関係機関等への通知

災害対策本部を設置したときは、町職員に周知徹底を図るとともに、速やかに必要と認める機関に通知する。

通知・公表先	方 法	担 当
町職員	庁内放送、電話、携帯電話、口頭	総 務 部
県災害対策本部	県防災行政ネットワーク、電話、携帯電話	〃
隣接の市長	県防災行政ネットワーク、電話、携帯電話	〃
塩谷広域行政組合消防本部	県防災行政ネットワーク、電話、携帯電話	〃
矢板警察署	電話、連絡員	〃
報道機関	文書、電話	広 報 部
一般住民	サイレン吹鳴装置、広報車、ホームページ、電話、口頭	〃

なお、閉鎖したときの通知は、設置したときに準じて行う。

3 災害対策本部の組織及び業務

災害対策本部の組織及び各部が行う事務は、風水害等対策編第2章「第1節 活動体制の確立」の別表第1に定めるところによる。

なお、災害対策本部が実施する主要な災害対策業務は、次のとおりである。

- (1) 災害応急対策の実施、調整に関すること。
- (2) 本部の活動体制に関すること。
- (3) 県及び他市町村への応援要請に関すること。
- (4) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- (5) 応援に関すること。
- (6) 災害広報に関すること。
- (7) 災害救助法の適用申請及び救助の実施に関すること。
- (8) 災害対策本部の解散に関すること。
- (9) その他重要な事項に関すること。

4 災害対策本部の運営

(1) 本部室の設置

ア 災害対策本部を設置した場合は、直ちに本部室を総務課又は本部長の指定する場所に置くものとする。

イ 本部室には、「塩谷町災害対策本部」の標示をするものとする。

(2) 本部連絡員

ア 本部室に、原則として本部連絡員を置く。

- イ 本部連絡員は、各部長がそれぞれ所管職員のうちから指名するものをもって充てる。
- ウ 本部連絡員は、各部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめて本部に報告するとともに、本部からの連絡事項、本部員会議での決定事項等を各部に伝達する。

(3) 本部員会議の開催

災害対策本部は、必要に応じて本部員会議を開催し、重要かつ緊急な防災措置に関する協議を行う。

ア 構成

本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員（各部の部長）をもって構成する。

イ 処理事項

本部員会議は、町の被害状況及び各部からの措置事項等の報告に基づき、町の災害応急対策の基本方針をその立場で即決し、その決定事項に基づく防災活動の実施に際して、関係部間の調整を十分に図るものとする。

本部員会議で処理すべき事項は、次のとおりである。

報告事項 (情報交換)	災害情報（本部に集中する情報） 各部局対策の措置事項
協議事項	災害応急対策の基本方針に関すること。 動員・配備体制に関すること。 各部局間調整事項の指示に関すること。 自衛隊災害派遣要請に関すること。 現地災害対策本部に関すること。 国、県及び関係機関団体との連絡調整に関すること。 災害救助法適用申請に関すること。 他市町村への応援要請に関すること。 その他

5 本部長の代決者

町長（本部長）不在時等の意思決定は副町長とし、副町長不在の場合は総務課長が行う。

6 災害対策本部職員の標識

本部長、副本部長、本部員、その他の職員は、災害対策活動に従事するときは、所定の腕章を着用する。また、災害対策活動に従事する本部の車両には、所定の標旗を付す。

標識は、風水害等対策編第2章「第1節 活動体制の確立」の別表第2に定めるところによる。

第5 現地災害対策本部

本部長は、町に局地的に相当規模の被害が発生した場合等により必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

1 組織

現地本部に現地本部長、副本部長及び現地本部員を置く。

- (1) 現地本部長及び副本部長は、本部員会議の構成員の内から本部長が指名する。
- (2) 現地本部員は、各部長が所属部員の内から指名する者をもって充てる。

2 分担任務

- (1) 現地本部長は、本部長の命を受けて現地本部の事務を処理する。
- (2) 現地副本部長は、現地本部長を補佐し、現地本部長に事故あるときは、その職務を代行する。

(3) 現地本部員は、現地本部長の命を受けて現地本部の事務を処理する。

3 活動内容

現地本部が行う主要な活動内容は、次のとおりである。

- (1) 緊急を要する応急対策について、被災現地における災害対策関係機関との連絡調整
- (2) 災害対策関係機関団体等に対する緊急指示
- (3) 現地視察等による被災状況の把握
- (4) その他災害対策に関する事務

第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

地震災害が発生した場合、救助・救出活動等の災害応急対策活動や住民の避難勧告等の判断に必要とするため、町は、速やかな情報収集に努めるとともに、その情報を迅速かつ的確に伝達するため、各種通信手段の確保を図る。

第1 情報収集伝達体制

町は、地震発生時の情報の収集、伝達を24時間体制で迅速、適切に実施する。

1 災害対策幹部職員の体制

災害対策を実施するにあたり、直接指揮にあたる災害対策幹部職員（総務課長等）は、地震発生後直ちに登庁し、被害状況の収集等初期災害応急対策を指揮する。

2 災害対策主管課の体制

(1) 緊急登庁体制

災害対策の主管課である総務課職員は、地震発生後速やかに登庁し、被害情報の収集、県や防災関係機関との連絡調整にあたる。

(2) 連絡体制

県、塩谷広域行政組合消防本部等からの災害情報、気象予警報等を24時間体制で受信し、速やかに職員及び関係機関に伝達する。

また、災害等の状況に応じ、県に対し、「栃木県火災・災害等即報要領」等に基づき災害の状況を報告する。

3 携帯電話等の配備

災害対策関係職員に対し携帯電話等を配備し、災害時における緊急通信の確保を図るとともに、IT技術を活用した情報伝達についても検討していく。

第2 地震情報の伝達

1 地震情報

気象庁等が発表する地震情報は、次のとおりである。

気象庁地震火山部及び東京管区気象台の発表する地震情報の種類

情報の種類	内 容
震 度 速 報	地震発生約2分後、震度3以上の全国約180に区分した地域名と地震の発生時刻を発表
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
地震回数に関する情報	地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震の回数を発表

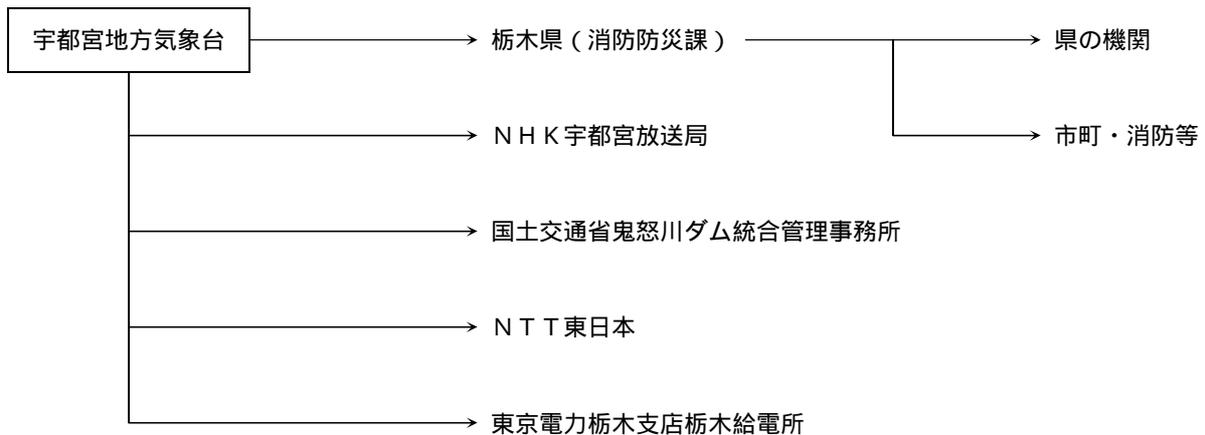
2 地震情報等の発表、伝達

宇都宮地方気象台は、地震情報等を発表した場合は、防災関係機関に通知する。

(1) 宇都宮地方気象台は、次の場合に地震情報等を発表する。(観測点は、気象台及び県が管轄するもの)

- ア 県内の観測点のいずれかで、震度3以上が観測された場合
- イ 県内で地震による被害が発生した場合
- ウ 県内を震源とする地震により、県内のいずれかの観測点で震度1以上が観測された場合
- エ その他必要と認められる地震が発生した場合

(2) 地震情報等の伝達系統は、次のとおりとする。



(3) 宇都宮地方気象台は、二次災害防止のため、気象注意報・警報の発表基準を弾力的に運用するなど、各防災機関や被災地へ気象情報を適時適切に提供する。

町及び防災関係機関等は、迅速な情報収集に努める。

3 一般住民からの通報

(1) 発見者(一般住民)の通報責務

地震災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害を発見した者は、遅滞なく町長又は警察官に通報する。

(2) 町長、警察官の処置

ア 災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害の通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長へ通報する。

イ 異常現象や災害による被害の通報を受けた町長は、要救助者を早急に救助するとともに、被害状況を調査し、その状況を直ちに県(消防防災課)宇都宮地方気象台、関係機関に通報する。

ただし、県に報告できない場合は、国(総務省消防庁)へ直接通報する。

第3 被害状況等の情報収集

1 収集すべき情報

町は、次に掲げる項目に留意しながら、必要な情報収集、伝達に努める。

- (1) 災害の発生日時、場所、区域、災害の進行過程
- (2) 火事、土砂災害等の二次災害の発生状況
- (3) 降雨、降雪、河川の水位状況

- (4) 住民の生命財産の安否の状況、住民の避難の状況
- (5) 家畜、建物、農地、山林、河川、道路等の被害状況
- (6) 上下水道、ガス、電気、通信等の被害状況
- (7) 消防、水防等の応急措置の状況
- (8) 食料その他緊急に補給すべき物資、数量
- (9) 衛生環境、疾病発生の状況、その救護措置の安否
- (10) 医薬品その他衛生材料の補給の安否
- (11) その他法令に定めがある事項

2 町の情報収集

町は、次により災害情報を収集するものとする。

(1) 町及び塩谷広域行政組合消防本部の情報収集

町は、テレビ、ラジオから地震に関する情報等を収集するほか、県から送信される県内の震度分布・震度状況等の情報を収集する。

塩谷広域行政組合消防本部は、住民等からの119番通報等により、職員の現地派遣、消防無線等の活用等により情報の収集を行う。

(2) 関係課による情報収集

町は、関係する課を中心に、関係機関・団体等の協力を得て、速やかに被害状況を収集する。

なお、人的被害、住家被害は、災害救助法の適用申請、見舞金・義援金の配分等に際しての基礎資料となるため、他課等の応援を求めて、早期に被害状況を把握するよう努める。

調査項目ごとの調査担当課は、次のとおりである。

調 査 項 目	主な担当課	協力関係機関・団体
人 的 被 害	住民課	消防署
住 家 被 害	税務課	
公 共 土 木 施 設 被 害	建設水道課	土木事務所・建設業協会
水 道 施 設 被 害	建設水道課	
農 林 業 関 係 被 害	産業振興課	農協・森林組合
社 会 福 祉 施 設 被 害	保健福祉課	施設管理者
教 育 施 設 被 害	教育課	学校長等の施設管理者
商 工 関 係 被 害	産業振興課	商工会

(3) 消防団による情報収集

消防団は、分団の管轄区域ごとに当該消防分団長が担当者となり、調査班を編成して災害情報活動を実施する。

(4) 避難所からの収集

福祉部から、避難状況、避難所参集途上の被災状況、住民の避難状況等を収集する。

3 アマチュア無線による情報収集

状況により、アマチュア無線家等の無線設備所有者の協力を得て、被害情報を収集する。

第4 情報の整理・分析

総務部は、収集した情報を整理・分析し、災害の全容の把握に努めるとともに、総務部長を通じて把握した情報を直ちに本部長に報告するものとする。

第5 被害状況の報告

1 町、塩谷広域行政組合消防本部は、町の区域内に災害が発生したときは、「栃木県火災・災害等即報要領」の基準により、速やかに当該災害の状況及びこれに対してとった措置の概要を県に報告する。

ただし、町の区域内で震度5強以上の地震が発生した場合は、国（総務省消防庁）及び県に報告する。

なお、災害により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、塩谷広域行政組合消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行く。

2 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

資料編 栃木県火災・災害等即報要領報告様式

第6 通信手段の種類

地震発生時における通信手段の種類については、風水害等対策編第2章第2節「第6通信手段の種類」に準じる。

第7 通信施設の利用方法

地震発生時における通信施設の利用方法については、風水害等対策編第2章第2節「第7 通信施設の利用方法」に準じる。

第8 通信施設応急復旧

地震により被災した通信施設の応急復旧については、風水害等対策編第2章第2節「第8 通信施設応急復旧」に準じる。

第9 放送要請

地震発生時における報道機関への放送要請については、風水害等対策編第2章第2節「第9 放送要請」に準じる。

第3節 相互応援協力・派遣要請

風水害等対策編第2章第4節「相互応援協力・派遣要請」に準じる。

第4節 災害救助法の適用

風水害等対策編第2章第5節「災害救助法の適用」に準じる。

第5節 避難対策

風水害等対策編第2章第6節「避難対策」の定めるところによるものとするが、特に地震が大規模である場合の避難方法と避難所の開設等について、次のとおり定めるものとする。

第1 避難方法等

1 住民の自主避難

地震は、いつ、どこで発生するか分からないため、また地震の規模、住家の建築年数等によっても建物倒壊等の危険状況が異なるため、町の避難勧告・指示を待っていては避難すべき時機を失することとも考えられる。

このため、住民は、地震が発生し、避難が必要と認める場合には、自らの判断により避難することが何よりも重要であり、そのためにも日頃から避難の仕方をよく周知し、地震発生時にあっても落ち着いて避難できるよう努める。

(1) 避難路の安全性の確認

避難者は、各自で避難路の安全性を確認しながら避難する。道路の陥没、火災の延焼など危険がある場合には、落ち着いて安全な避難経路を選定し、避難する。

(2) 避難方法

地震が発生し、避難が必要と判断した場合には、住民は直ちにガスやブレーカー等の火の始末や戸締まり等をした後、道路の亀裂、看板等の落下、ブロック塀等に注意しながら、まずは近くの空き地や公園に避難し、その後火災による輻射熱等から身の安全が確保できるスペースを有する学校のグラウンド等に避難し、正確な災害情報等の収集や不在者の確認等を行う。状況により施設の安全が確認された指定避難所に避難する。

(3) 災害時要援護者の避難

自主防災組織等は、民生・児童委員、ボランティア等と協力し、災害時要援護者の避難を介助する。

(4) 避難における留意点

避難時は、車を避け徒歩により避難する。また、服装は動きやすい服装とし、携帯品は必要最低限のものとする。

2 町の役割

平素から避難方法等を検証し、住民に対し地震発生時における避難方法の周知徹底を図る。また、地震発生時にあっては、火災の発生状況等被害状況の早期把握に努め、避難勧告又は指示の必要がある場合は、迅速にこれを決定するとともに、避難行動中における住民の安全が守られるよう各防災関係機関、自主防災組織等との連携により、勧告・指示の周知徹底や、避難誘導に努める。

第2 避難所の開設、運営

1 避難状況等の把握

施設管理者から被災者の避難状況、施設の被害状況等を把握する。また、休日、勤務時間外に地震が発生した場合は、参集職員が最寄りの避難施設に立ち寄り、被災者の避難状況を把握する。

2 開設予定避難所の安全性の確保

避難所開設に先立ち、避難予定施設が余震等の二次災害の危険のおそれがあるかどうか、次により施設の安全性を確認する。

(1) 施設管理者によるチェック

避難予定施設の管理者は、地震発生後速やかに目視等により施設の安全性を確認するとともに、ライフラインの被害状況を確認し、調査結果を災害対策本部に報告する。

なお、使用が困難な場合は、災害対策本部への報告のほか次の措置を行う。

ア 立入禁止措置

イ 他の避難施設の案内図の貼付

(2) 応急危険度判定士によるチェック

必要により応急危険度判定士の有資格者を開設予定避難所に派遣し、施設の安全性を確認する。

応急危険度判定士が不足する場合には、近隣市町又は県に派遣を要請する。

(3) 避難住民への措置

既に避難所に避難住民が集まっている場合は、施設の安全が確認できるまで、とりあえずグラウンド等の安全な場所に待機させる。

資料編 指定避難場所一覧

3 職員の派遣

町は、施設管理者からの情報又は参集職員等の情報に基づき、開設可能な施設の中から避難所開設の必要度の高い所から順次、避難所管理職員を直ちに派遣させ、避難所の開設に必要な業務にあたらせるものとする。

4 学校機能の早期回復

地震災害により避難所を開設した場合は、避難生活が長期化するおそれがある。

避難所が学校である場合は、避難者の立入禁止区域を設定するなど、避難者と児童・生徒との住み分けを行い、あるいは応急仮設住宅を早期に建設して学校機能の早期回復に配慮する。

5 災害時要援護者対策

町は、収容した高齢者、障害者等の災害時要援護者の健康状態を常に把握するよう努めるものとする。

また、障害者、寝たきりの高齢者など一般の避難者との共同生活が難しく、また介護が必要な者については、次の措置を行うものとする。

(1) 社会福祉施設への協力要請

施設やスタッフが整っている町内の社会福祉施設に協力を要請し、緊急入所を行う。状況によっては近隣市町の社会福祉施設に対しても協力を要請する。

(2) 福祉避難所の開設等

指定避難所の施設の一部の部屋等を災害時要援護者用の「福祉避難室」として開設するものとする。

状況によっては公共施設の中から災害時要援護者を収容する「福祉避難所」を開設し、保健師・ホームヘルパーの派遣、日常生活用品等の確保など福祉関係者等の協力を得て適切に保護するものとする。

6 仮設トイレの設置等

避難所のトイレが使用不能の場合又は不足する場合は、他の公共施設のトイレの利用や避難者数に対応した仮設トイレの設置を行う。

7 避難者のプライバシー確保

避難生活が長期に及ぶほど、プライバシーの確保が重要となるので、仕切り板の設置など避難者への配慮を行う。

8 避難者による自治組織発足の支援

避難所の運営にあたって、避難生活が長期に及ぶ場合には、町は、避難者主体の自治組織の発足を促し、避難所における情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等については、避難者主体により組織された自治組織によって自主運営がなされるよう必要な支援を行う。また、必要に応じてボランティア等に対して協力を求める。

第3 帰宅困難者、滞留者の保護

道路の寸断等により帰宅することが困難な観光客、出張者等、帰宅困難者又は滞留者が発生したときには、町は、警察等と密接な連携をとりつつ情報提供、広報活動等による不安の解消と安全確保に努める。また、滞留者等の状況を県災害対策本部に報告する。

滞留期間が長期にわたるとき、又は危険が予想されるときは、最寄りの指定避難所等安全な施設に誘導し保護する。

第6節 救急・救助・消火活動

震災により被災した者を迅速に救助するため、また火災による被害を最小限に止めるため、町は、地域住民、自主防災組織、消防機関、県、県警察、自衛隊等と連携して、迅速、適切な救急・救助・消火活動を行う。

なお、本節に定めのない事項は、風水害等対策編第2章第7節「救急・救助活動」の定めによるものとする。

第1 住民及び自主防災組織の活動

地震災害時の交通路の遮断や、同時多発する救急・救助要請等により、消防機関（消防署、消防団）等の現場到着の遅れに対処するため、自主防災組織や地域住民は、関係機関と協力して、次のとおり救急・救助活動を実施する。

1 救急・救助活動

(1) 関係機関への通報

災害現場に居合わせ、要救助者・負傷者を発見した者は、直ちに塩谷広域行政組合消防本部等の関係機関に通報する。

(2) 初期救急・救助活動の実施

災害現場において要救助者、負傷者を発見した者は、自らの安全を確保した上で、可能な限り救出活動を行うとともに、負傷者の保護にあたる。

また、自主防災組織は、直ちに活動を開始し、通行人等とも協力し、救助、負傷者の保護にあたる。

(3) 消防機関への協力

初期救急・救助活動の実施にあたっては、消防機関等からの求めに応じて、可能な限りこれに協力する。

2 消火活動

(1) 火災予防措置

大きな地震を感じた場合、各家庭では、火災の発生を防止するため、使用中の火気を直ちに遮断するとともに、プロパンガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブ等を閉止し、電気ブレーカーの遮断をする。

自主防災組織は、各家庭等におけるガス栓の閉止等の相互呼びかけを実施するとともに、その点検及び確認を行う。

(2) 火災が発生した場合の措置

火災が発生した場合は、次により措置する。

ア 火災が発生した家庭の措置

(ア) 近隣に火災が発生した旨を大声で知らせる。

(イ) 消防機関に通報する。

(ウ) 消火器、くみ置き水等で消火活動を行う。

イ 自主防災組織等の措置

自主防災組織は、近隣住民に知らせるとともに、消火器等を活用して初期の消火活動に努め

る。消防機関（消防署、消防団）が到達したときは、消防機関の指示に従う。

第2 事業所の活動

1 火災予防措置

火気の消火及びプロパンガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な火災防止措置を講ずる。

2 火災が発生した場合の措置

- (1) 自衛消防隊等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。
- (2) 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

3 二次災害防止措置

高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

- (1) 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。
- (2) 県警察、最寄りの防災関係機関に駆けつける等可能な手段により直ちに通報する。
- (3) 立入禁止等の適切な措置を講ずる。

第3 町、消防機関の活動

1 救急・救助活動

町、消防機関（消防署、消防団）は、県警察等の関係機関と連携を図りながら、災害に対応した各種資機材を活用し、次により迅速、適切な救急・救助活動を実施する。

なお、大規模災害発生時は、要救助対象者が同時に多数いる事態を考慮し、出動対象の選択と優先順位の設定を行うとともに、地域住民、通行人等現場付近に居合わせた者の協力を得るなど、効率的な救助活動の実施に努めるものとする。

- (1) 町は、直ちに塩谷郡市医師会等と協力して救護所を開設し、負傷者等の救護にあたる。
- (2) 多数の負傷者が発生した場合は、医師、救急隊員等はトリアージを行い、重傷者から搬送する。
- (3) 重傷者等の病院への搬送が必要な場合は、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送する。

なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県消防防災ヘリコプター等による搬送を要請する。

2 消火活動

(1) 火災発生状況の把握

大きな地震が発生した場合、消防機関は、管内の消火活動に関する次の情報を収集し、町災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。

ア 延焼火災の状況

イ 自主防災組織の活動状況

ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路

エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利の活用可能状況

(2) 消火活動の留意事項

地震による火災が発生した場合、消防機関は、火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し消防活動を行う。

ア 延焼火災件数の少ない地区は、集中的な消火活動を実施し、安全地区を確保する。

- イ 多数の延焼火災が発生している地区は、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先する活動を行う。
- ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、住民の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。
- エ 救護活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
- オ 自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。

第7節 医療救護活動

風水害等対策編第2章第9節「医療救護活動」を準用する。

第8節 二次災害防止活動

地震発生後に、余震、降雨、建物倒壊等による二次的な災害を防ぐため、町は、関係機関と連携して、迅速かつ的確な措置を実行する。

第1 水害・土砂災害等の二次災害防止

1 水害の防止

風水害等対策編第2章第19節「第3 河川管理施設等の対策」に定めるところによる。

2 土砂災害の防止

(1) 施設、災害危険箇所の点検・応急措置の実施

町、県、消防等関係機関は、余震、降雨等による二次的な土砂災害等の防止のため、各機関の管理施設や、災害危険箇所の点検を実施し安全の確保に努める。許可工作物等の管理者に対しても施設の点検報告を求める。

二次災害の危険性が高いと判断される箇所については、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急措置を行う。

(2) 被災宅地危険度判定の実施

町は、二次的な地すべり、がけ崩れ等から住民の安全の確保を図るため、「塩谷町被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき宅地の被害状況を調査し、二次災害発生の危険度の判定、表示を行う被災宅地危険度判定を実施する。

判定の結果、使用を制限する必要がある場合、町は、当該宅地の管理者又は使用者に十分な説明を実施し、二次災害の防止に努める。

(3) 避難対策

町は、土砂災害の発生が予想される場合は、県・消防機関と連携して住民、ライフライン関係機関、交通機関等に早急に注意を喚起し、又は必要に応じ風水害等対策編第2章第6節「避難対策」の要領により警戒区域の設定若しくは避難の勧告若しくは指示を行う。

資料編 塩谷町被災宅地危険度判定実施要綱

第2 建築物・構造物の二次災害防止

1 点検の実施

町は、余震に伴う建築物・構造物の倒壊、部材の落下等による二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、「塩谷町震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき建築物等の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険程度の判定、表示等を行う、被災建築物応急危険度判定を実施する。

判定士の確保が困難な場合は、県に派遣のあつせんを要請するものとする。

資料編 塩谷町震災建築物応急危険度判定要綱

2 二次災害の防止

町は、点検の結果、使用を制限する必要がある場合は、当該建築物の管理者、使用者に十分な説明を実施し、二次災害の防止に努める。

第9節 緊急輸送活動

風水害等対策編第2章第10節「緊急輸送活動」を準用する。

第10節 食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動

風水害等対策編第2章第11節「食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動」を準用する。

第11節 農地・農林業用施設等対策

震災により被害を受けた農地・農林業用施設の応急対策を実施し、早期の営農林体制の復旧を目指す。

第1 被害状況の把握

町は、関係機関と相互に連携して関係施設の被害状況を把握し、県（農地・農業用施設については塩谷農業振興事務所、林業用施設については矢板林務事務所）に報告する。

第2 応急対策の実施

1 施設管理者の対応

施設管理者は、関係機関と連携を図り、被害状況に応じた所要の体制を整備し、被害を拡大させないよう、次の応急対策を実施する。

- (1) 発災後の降雨の状況等により、土砂災害や主要な構造物の被害が発生するおそれがある場合は、速やかに町、県等関係機関に連絡するとともに、地域住民に対して周知を図り、適切な警戒避難体制の整備など二次災害の防止に努める。
- (2) 土砂災害が発生した場合には、被害状況や被害拡大の可能性を調査し、必要に応じて土砂の除去、防護柵の設置等の応急工事を実施する。
- (3) 集落間の連絡農道、基幹農道、連絡林道、基幹林道等の管理者は、避難路、緊急輸送路となる道路の優先的な障害物除去と応急復旧に努める。
また、通行が危険な道路については、通行禁止等の措置を講じる。
- (4) ダム、ため池等の施設管理者は、気象、水象の状況を十分に検討し、下流の河川の安全に配慮して、貯水位の調整等適切な措置を講じる。
- (5) 施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所については、パトロール要員による巡回、監視により、危険防止の措置を講じる。

2 町の対応

町は、農地・農林業用施設等の被害が拡大するおそれがある場合は、県及び関係機関と連携の上、施設管理者に対して、必要な応急措置の実施を指導する。

3 復旧へ向けての対応

(1) 被害状況の把握、報告

施設管理者は、農林水産業共同利用施設の被害状況を把握し、塩谷農業振興事務所及び矢板林務事務所に報告する。

(2) 復旧工事の実施

被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所定の手続きをとり、県の指導を受けて災害査定前に復旧工事に着手する。

第 1 2 節 保健衛生活動

風水害等対策編第 2 章第 13 節「保健衛生活動」を準用する。

第 1 3 節 障害物等除去活動

風水害等対策編第 2 章第 14 節「障害物等除去活動」を準用する。

第 1 4 節 廃棄物処理活動

風水害等対策編第 2 章第 15 節「廃棄物処理活動」を準用する。

第15節 文教対策

風水害等対策編第2章第16節「文教対策」の定めるところによるものとするが、大規模地震発生時に児童・生徒、施設利用者等の安全を第一に考えてとるべき事項について定める。

第1 学校の震災対策

地震発生時には校長は、児童・生徒等の安全を第一に考え、次の措置をとるものとする。

1 緊急避難等の措置

(1) 避難措置

校長は、授業中に地震が発生した場合は、児童・生徒等を机の下などに一時身を隠れさせ、教室内外の状況を判断し、必要により屋外等へ緊急避難する。

緊急避難した場合、速やかに児童・生徒等及び教職員の人数確認、負傷状況等の確認を行うものとする。

(2) 応急救護

児童・生徒等及び教職員が被害を受けた場合は、応急手当を行うとともに、必要により医療機関への連絡、搬送など応急救護の万全を期するものとする。

(3) 余震情報等の把握

災害対策本部から町内の被害状況、余震に関する情報、その他周辺の被害の状況を把握して、児童・生徒等を帰宅させるかどうか、町教育委員会との協議等により決定するものとする。

(4) 下校時の危険防止

児童・生徒等を帰宅させる場合は、その安全確保に留意し、帰宅の際の注意事項を十分徹底し、集団下校させる。低学年児童については、教職員が地区別に引率するなど、必要な措置を講じる。

(5) 校内保護

災害の状況により児童・生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者への連絡に努める。

なお、この場合、速やかに町教育委員会に保護児童・生徒数その他必要な事項を報告する。

2 被害状況の把握

地震が発生した場合、速やかに児童・生徒等や教職員の被災状況及び施設設備の被害状況を把握し、町教育委員会へ報告する。

施設の被害状況を把握する際には、地震後にも学校教育が実施できるかどうか、また避難所として使用可能かどうかについても確認し、町教育委員会に報告する。必要によっては被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請して、施設の安全確保を図る。

3 臨時休校等の措置

被害状況によっては、町教育委員会と連絡・協議のうえ、臨時休校等の適切な措置をとる。

4 危険箇所の安全点検等

校長は、火気使用場所（家庭科教室・湯わかし所等）及び薬品類保管場所（理科教室・実験室・保健室等）等の危険箇所について、速やかに安全点検を行う。危険な箇所にはロープ等による立入禁止措置など必要な措置を行う。

また、浸水被害を受けた場所には、トイレ、手洗い場等防疫上必要な箇所の消毒を早急 to 実施す

る。

第2 社会教育施設等の震災対策

1 緊急避難等の措置

(1) 避難措置

施設管理者は、開館時に地震が発生した場合は、直ちに火気の始末を行うとともに、施設利用者の混乱防止を行い、状況により屋外等の安全な場所に避難誘導を行う。

(2) 応急救護

施設利用者及び在勤職員が被害を受けた場合は、直ちに応急手当を行うとともに、必要により医療機関への搬送など応急救護を実施する。

(3) 地震情報等の収集

災害対策本部から町内の被害状況、道路の通行可能状況や地震情報を収集し、施設利用者に伝達する。

2 被害状況の把握、報告

開館時の場合は、速やかに施設利用者及び在勤職員、施設及び設備並びに保有資料等の被害状況を把握し、町教育委員会に報告する。

閉館時の場合は、直ちに出勤して、施設、設備、保有資料等の被害状況を把握し、町教育委員会に報告する。

なお、避難所に指定されている社会教育施設等については、当該施設管理者は、避難所として使用可能な有無についても災害対策本部に報告する。

3 臨時休館等の措置

施設管理者及び町教育委員会は、町内の被害状況から臨時休館等の措置をとることが適切と判断した場合は、関係機関等に連絡をするとともに、災害対策本部を通じて住民への広報を行う。

第 1 6 節 住宅応急対策

風水害等対策編第 2 章第 17 節「住宅応急対策」を準用する。

第 1 7 節 労務供給対策

風水害等対策編第 2 章第 18 節「労務供給対策」を準用する。

第 1 8 節 公共施設等応急対策

風水害等対策編第 2 章第 19 節「公共施設等応急対策」を準用する。

第 1 9 節 危険物施設等応急対策

風水害等対策編第 2 章第 21 節「危険物施設等応急対策」を準用する。

第 2 0 節 広報活動

風水害等対策編第 2 章第 23 節「広報活動」を準用する。

第 2 1 節 自発的支援の受入

風水害等対策編第 2 章第 24 節「自発的支援の受入」を準用する。

第3章 復旧・復興

第1節 復旧・復興の基本的方向の決定

風水害等対策編第3章第1節「復旧・復興の基本的方向の決定」を準用する。

第2節 民生の安定化対策

風水害等対策編第3章第2節「民生の安定化対策」を準用する。

第3節 公共施設等災害復旧対策

風水害等対策編第3章第3節「公共施設等災害復旧対策」を準用する。

火山災害対策編

第1章 予 防

第1節 住民等の防災活動の促進

災害発生時に町全体が協力して円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、住民、職員等に対する適切な防災意識の高揚に努める。また、自主防災組織の育成・強化、消防団の活性化を行うとともに、被災者への細やかな支援が期待できるボランティアの活動支援体制整備を行う。

第1 防災意識の高揚

1 防災思想の普及、徹底

「自らの身の安全は自ら守る」ということが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時から火山災害に対する備えを心がけるとともに、時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、噴火等発生時には、長期の避難生活等が予想されることから、近隣の災害時要援護者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは県、町、地域自主防災組織等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、町は、県、関係市と連携協力して、住民に対し、自主防災思想の普及、徹底を図る。

2 防災知識の普及、訓練

(1) 防災知識の普及啓発推進

町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、火山災害の危険性を周知させるとともに、火山災害に対する正しい知識と技術が身につくよう、防災知識の普及啓発を推進する。

ア 普及啓発活動

(ア) 主な普及啓発活動

- a 防災講演会・講習会等の開催
- b 防災パンフレット、チラシ等の配布
- c 広報紙等による広報活動の実施
- d インターネット（パソコン及び携帯端末使用）による防災情報の提供
- e 防災訓練の実施の促進
- f 防災器具、災害写真等の展示
- g 各種表彰の実施

(イ) ハザードマップ等による普及啓発活動

町は、県と連携して、活火山の特質を考慮した防災マップ、防災ハンドブック等を分かりやすく作成の上、住民のみならず、観光客等広く配布し、火山災害対策に関する知識の普及啓発に努める。

(ウ) 効果的な防災情報の提供

防災知識の普及にあたって、町は、インターネット等IT技術を活用し、災害対策情報の発信を積極的に実施する。

イ 普及啓発すべき防災知識・技術

(ア) 高原山の状況

(イ) 火山災害発生時の心得

- (ウ) 避難経路、避難場所
- (エ) 火山災害に関する知識（火山活動による直接的災害・二次的災害、噴火等発生の前兆現象）
- (オ) 応急・救護方法
- (カ) 家庭での予防・安全対策（家族防災会議の開催、非常用品等の準備・点検等）
- (キ) 気象庁の発表する噴火警報等の種類及び発表基準
- (ク) 土石流等危険箇所
- (ケ) 災害時要援護者に対する配慮
- (コ) 消防団、自主防災組織及びボランティアの役割・重要性 等

ウ 啓発強化期間

特に、次の期間においては、各種講習会、イベント等を開催し、二次的災害防止に関する総合的な知識の普及に努める。

(ア) 防災とボランティア週間（1月15日～1月21日）

(イ) 土砂災害防止月間（6月1日～6月30日）

(ウ) 防災週間（8月30日～9月5日）

(2) 児童・生徒に対する防災教育

町教育委員会は、児童・生徒等に対し、学校教育を通じて、風水害、地震に加えて、火山災害に対する教育の充実を図る。また、火山災害時は長期の避難が予想されることから、地域住民同士で助け合うことが必要になるため、ボランティア活動を通して、他人を思いやる心や社会に奉仕する精神を培う教育を推進する。

(3) 職員に対する防災意識啓発

町は、職員に対して、火山災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時から十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図る。

(4) 防災訓練の実施、指導

町は、防災週間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的に火山に係る実動訓練、図上訓練、通信訓練等の訓練を実施するよう努める。

また、住民に対し、定期的な防災訓練を、様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施するよう指導し、住民の火山災害発生時の避難行動等の習熟を図る。

(5) 防災知識の普及、訓練における災害時要援護者への配慮

町は、防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

第2 地域防災活動の充実・ボランティア連携強化

1 自主防災組織の育成強化

噴火警報等が発表され、地域住民全てが早期に避難場所等安全な場所に避難する必要がある際には、地域住民が組織となり、連携しての避難の実施及び避難の誘導や災害時要援護者に対する対応等を実施することが効果的である。

町は、こうした地域の初動災害対策を担う自主防災組織を育成、強化するとともに、活動の活性化促進を図る。

2 消防団の育成強化

消防団は、火山災害発生時においては、救出救助・避難誘導等を実施するとともに、平常時には地域に密着したきめ細かい予防活動や防災知識普及啓発活動等を実施するなど、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たしている。

町は、こうした重要性に鑑み、消防団の施設・装備の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図ることで、地域の防災力の向上、住民の安全確保を図る。

3 防災ボランティア活動の環境整備

町及び町社会福祉協議会は、火山災害時においては住民の避難生活が長期間に及ぶことが予想されることから、被災者に対してきめ細やかな支援を期待できるボランティアの育成及び環境整備を促進するとともに、ボランティア団体等との連携強化を図る。

4 企業、事業所等の自主防災体制の充実・強化

風水害等対策編第1章第2節第2の「2 企業、事業所等の対策」に準じて実施する。

第2節 火山災害に強いまちづくり

高原山については、静穏な状態が続いているが、一度噴火すると大規模な被害が懸念されることから、住民の生命・身体・財産を守るため、火山災害に強いまちづくりを進める。

第1 砂防・治山事業推進

県は、火山現象に伴う土石流、溶岩流、火山泥流、火砕流等による被害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限に食い止めるため、治山ダム、砂防堰堤、遊砂地、導流堤等の施設整備事業を総合的、計画的に推進している。

町は、県が実施する事業について、土石流等危険箇所など危険度の高い箇所から順次実施するよう要請する。

第2 火山観測の活用

町は、気象庁や県が行う火山観測等の成果を活用し、火山災害の予防に資する。

気象庁の火山観測の種類

観測の種類		那 須 岳	日光白根山	高原山
常時観測	火山性震動の観測	地震計による観測	常時観測は行わない。	同 左
	表面現象の観測	火山望遠装置、空振計による観測		
	火山体の変形の観測	G P S による観測		
機 動 観 測	調査観測	1 山体構造の解明や中期的な火山活動の総合的な診断のために火山性震動の観測などの観測体制を強化して行う観測 2 現地において実施する火山の熱の観測及び火山体の変形の観測	火山の状態を把握するために行う観測	同 左
	緊急観測	火山の噴火等火山現象に異常が発生した場合に、緊急に当該火山の状態を把握するために行う観測	同 左	同 左

第3 交通・通信機能の強化

1 交通機能の強化

(1) 緊急輸送道路の整備

県は、緊急輸送が円滑に実施できるよう、既に指定している緊急輸送道路について、計画的な道路整備及び維持管理に努める。また、噴石、火砕流等の火山災害並びに火山活動に伴う土砂災害等二次的な災害を受けるおそれのある区域を考慮に入れ、緊急輸送道路の適切性を随時検討し、必要に応じて関係機関と協議の上、緊急輸送道路の指定替え若しくは代替路線等について検討を行う。

町は、県から緊急輸送道路と指定されている道路について、県に対して次の整備促進を強く要望していく。

ア 国道461号については、船生バイパス2期工区の整備

イ 主要地方道藤原宇都宮線については、玉生宿の狭隘解消を図るためのミニバイパス化の整備

ウ 主要地方道宇都宮船生藤原線については、観音橋架け替え事業の整備

(2) その他の交通対策

県、町及びその他公共交通関係機関は、噴石、降灰等各種現象を考慮し、適切な道路整備や公共交通機関等の整備を行うとともに、道路情報ネットワークシステム等を通じて安全性、信頼性の高い交通網の整備を図り、火山災害時の交通機能の強化に努める。

2 通信機能の強化

(1) 県防災行政ネットワークの整備

県は、既に設置されている、地上系・衛星系の2ルートからなる県防災行政ネットワークの適切な維持管理を行い、火山災害によって生じる通信回路の途絶等の障害の発生を防止するため万全を期す。

町は、災害発生時に県及び県関係出先機関等との情報収集、被害状況の報告等が的確に行えるよう、通信訓練等を通じて県防災行政ネットワークの運用の習熟に努める。また、町内の県防災行政ネットワーク等を設置している県関係出先機関との無線の利用協力等について平素から協議を行う。

(2) 町の防災行政無線の整備

火山災害は、泥流や火砕流等のスピードが速いという特性のため、短時間の内に、多数の地域住民に情報や避難勧告等を伝達できる体制が必要となることから、町は、住民に直接情報を伝達する同報系無線を中心とした防災行政無線の早期の整備を検討する。

(3) その他各種通信対策

県、町及び指定公共機関・指定地方公共機関は、停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策を図り、火山災害時の通信手段の強化に努める。

第4 施設の整備

1 重要な施設の安全化

(1) 応急対策上重要な施設や不特定多数の者が使用する施設の安全化

災害時における応急対策上重要な施設や不特定多数の者が使用する施設について、県、町、その他の施設管理者は、溶岩や噴石等による火災、損壊等の被害を防止・軽減するために、不燃堅牢化を推進する。また、設備等の適切な整備を推進する。

ア 防災拠点（災害対策活動拠点）（風水害等対策編第1章第16節「災害対策活動拠点の整備」参照）

イ 医療救護活動の施設（病院等）

ウ 消防活動拠点（塩谷消防署、消防団車庫等）

エ 避難場所、物資集積所等になる建物（学校、公民館、老人福祉センター等）

オ 社会福祉施設等（特別養護老人ホーム等）

カ 観光施設等不特定多数の者が使用する施設

キ 砂防施設

(2) ライフライン施設等の安全化

県、町及び公共事業者は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、必要に応じて、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

2 退避壕、その他の退避施設の整備

県及び町は、ハザードマップ等により火山の噴火に伴う噴石等の固形噴出物の降下が予測される地域においては、一時的な避難場所としての退避壕、その他の退避施設の整備に努める。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

火山災害に備えた関係機関の連携、火山活動観測、情報伝達体制を整備するとともに、避難誘導、避難場所の指定、実践的な訓練の実施等の対策を実施する。また、地域住民のほか、観光客や登山客等の安全を確保するための対策を実施する。

第1 行政・防災関係機関の連携

火山災害は、噴石、泥流等様々な現象をもたらす災害であることから、防災関係機関と専門家が平常時から連携し、事前の十分な研究や効果的な予防・応急対策の検討を行っておくことが重要である。

町は、効果的な避難誘導や輸送等の応急対策が実施できるよう、県、防災関係機関、関係市等と連携を図り、火山全般の研究、火山ハザードマップの作成・改善、情報伝達体制の整備、避難地・物資集積所・避難路の選定等様々な対策の検討を行う。

第2 ハザードマップ等の整備

町は、県、防災関係機関、関係市等と連携して、高原山が噴火した場合に想定される危険地域（溶岩流や火砕流、土石流、火山灰、噴石など事象ごとに記載）を明示し、また、その場合の効果的な避難等応急対策や、住民等への情報提供等に資する火山ハザードマップやハンドブックの作成を行う。

なお、作成後は、県と連携し、地域住民のみならず、観光客や別荘所有者等の安全確保を図るため、積極的な広報活動等により、広く周知に努める。

また、より効果的なハザードマップにするため、関係機関との連携の下、不足する情報の追記や想定の見直し等必要な改善に努める。

第3 噴火警報等伝達体制の整備

1 気象庁の発表する噴火警報等

気象庁火山監視・情報センターが発表する噴火警報等の内容は、次のとおりである。

気象庁の発表する噴火警報等

種 類	対象範囲	発 表 基 準 等
噴火警報（居住地域） 又は噴火警報（山麓） 略称「噴火警報」	居住地域及びそれより火口側	居住地域及びそれより火口側に重大な被害を及ぼす程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合
噴火警報（火口周辺） 略称「火口周辺警報」	火口から居住地域の近くまでの広い範囲の火口周辺	火口から居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合
	火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合
噴火予報	火口内等	予想される火山現象の状況が静穏である場合、その他火口周辺においても影響を及ぼすおそれがない場合にあって、火山の状況の変化等を周知する必要がある場合
火山の状況に関する解説情報		火山活動が活発な場合等に火山性地震や微動回数及び噴火の状況等、火山の状況についてお知らせする情報

2 関係機関及び機関相互の情報伝達体制の整備

火山情報等の重要な情報を迅速かつ確に伝達するため、県、町及び防災関係機関は、それぞれの機関及び関係機関相互間の情報の収集・連絡体制の整備を図る。

また、町は、関係機関と連携し、随時、情報伝達訓練の実施や体制の見直しを行い、より迅速で正確な情報伝達が行える体制の整備に努める。

3 住民への伝達体制

町は、地域住民に対し、気象庁の発表する噴火警報等や避難の勧告・指示等を速やかに伝達するため、防災行政無線の整備を検討するとともに、職員による広報車等での伝達や、消防団、自主防災組織等を活用した戸別伝達等多様な伝達手段の整備に努める。

4 地域住民等からの通報体制の確立

町は、地域住民等に対し、火山災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害を発見した場合、遅滞なく町又は警察署に通報するよう、講演会、広報紙等各種手段を通じ広く周知に努める。

5 通信確保対策

町は、非常災害時の通信の確保を図るため、平常時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を図るため、他の防災関係機関等との連携による通信訓練の積極的な実施に努める。

第4 避難体制の整備

1 避難場所等の指定

火山災害は、水蒸気噴火、マグマ噴火等各事象により危険区域が異なることを考慮し、町は、それぞれの事象に応じた避難場所を選定するよう努める。

また、避難に要する時間の短縮を図るため、避難路の指定について検討するものとする。

2 避難場所等の整備

町は、次のようなことに留意し、避難場所として指定された施設の整備に努める。

整備にあたっての留意事項

避難収容施設においては、不燃堅牢化に努めること。

電話の不通、停電、断水等の事態に備え、必要な設備の整備に努めること。

放送設備等、避難者への情報伝達に必要な設備に努めること。

換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めること。

帰宅困難者、観光客等地区外の避難者の避難に資するため、標識の共通化（平成13年度に消防庁に設置された「避難標識に関する調査検討委員会」により提言されたマーク）、誘導標識、案内板等の設置に努めること。

資料編 指定避難場所一覧

3 地域住民への周知徹底

県、県警察及び町は、避難場所の位置、避難経路、避難にあたっての注意事項、避難場所への持出品等避難に必要な知識の周知徹底に努めることとするが、特に次の点に留意して周知を行うものとする。

周知にあたっての留意事項

避難場所の中には、他の災害時においては安全であるが、火山災害においては危険地域に含まれ使用することができない場所があること。

一度噴火すれば、即座に生命や身体に危害を及ぼす可能性が高いことから、他の災害に比べて早期に避難する必要があること。

他の災害よりも避難生活が長期に及ぶ可能性があること。

長期に警戒区域が設定される可能性があり、その場合には家に帰ることができないこと。 等

4 避難実施・誘導體制の整備

火山災害時には被害が予想される地区の全住民が早期に避難する必要があることを考慮し、避難時の行動においてハンディを負う災害時要援護者に対する対策の強化を図る。

5 避難場所管理・運営体制の整備

火山災害時には避難が長期間に及ぶことを考慮し、長期にわたり適切な運営体制を確保できる体制の整備に努める。

第5 登山者・観光客・別荘所有者保護対策

1 登山規制・立入規制事前対策

登山道等の施設を管理する県及び町は、観光客・登山客の立入りが多い場合においては、火山活動の状況に応じ、登山規制、立入規制等の措置を速やかにとることができるよう、あらかじめ実施体制について関係機関と協議しておくとともに、看板や規制杭・封鎖用ロープ等の機材の整備に努める。

2 観光客・登山者・別荘所有者への普及啓発活動

事前の普及啓発活動が困難であり、また予備知識も少ないと考えられる観光客や登山者、別荘所有者の安全確保を図るため、町は、周辺の店舗、宿泊施設及び観光施設等不特定多数が利用する施設に、ハザードマップや啓発用ポスターの掲示並びに観光客向けの異常現象や噴火発生時等の対応措置を示したパンフレット等を常置するよう努める。

また、火山の危険性の知識の少ない外国人観光客の安全確保を図るため、日本語以外のハザードマップ、パンフレット等について作成するよう努める。

3 施設管理者に対する対策の指導

町及び消防機関は、観光客や登山客が、旅館等宿泊施設や観光施設等を利用している時の安全確保を図るため、これら不特定多数が利用する施設の管理者に対して、防災計画の策定や避難訓練等を実施するよう指導に努める。

4 別荘地区における対策

町は、別荘所有者に対する安全確保を図るため、ハザードマップや避難場所・避難経路その他避難に必要な事項を記載したパンフレット等の戸別配布に努めるとともに、火山情報の発表や避難勧告・指示等の重要な情報を別荘地区に対しても速やかに伝達が行える体制の整備に努める。

また、別荘が被災を受けた場合に所有者に速やかに連絡が取れるよう、所有者の連絡先の把握に努める。

第6 火山防災訓練の実施

1 火山防災訓練の実施

町は、県、消防機関、県警察、自衛隊やライフライン関係機関とも協力し、大規模火山災害を想定

し、避難、救急・救助、消火等他の災害と同様の訓練に加え、噴火警報等伝達、登山規制、警戒区域設定、交通規制等を考慮した防災訓練を積極的に実施するよう努める。

また、噴火警報等が発表された場合、周辺地域全世帯の速やかな避難が必要となることから、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等とも連携した訓練を実施するものとする。

さらに、他自治体とも密接に連携を取りながら、協力して広域応援受入・出動訓練を実施する。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

訓練を行うにあたっては、水蒸気噴火、マグマ噴火、火山活動に起因する土砂災害等各事象を想定して実施するとともに、本部員、本部事務局員等参加者自身の状況判断や対応策の立案を求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫し、緊急時に適切な対応を措置できる体制の強化に努める。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ計画・体制等の改善を行うよう努める。

第2章 応急対策

第1節 活動体制の確立

火山災害による被害を軽減するため、迅速な火山災害直前対策を実施する。発災後は職員の参集、災害対策本部の設置等必要な体制を確立する。

第1 町の活動体制

火山災害に応じた町の職員の配備体制区分、配備基準は原則として次のとおりとし、火山活動、被害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

体制	災害の態様	体制の概要	備考（勤務時間外の配備）
注意体制	高原山の噴火予報等により噴火の前兆現象等が確認された場合	小規模災害の情報収集及び応急対策を行う体制	総務課職員及び関係課職員は直ちに登庁し、小規模災害対策を実施
警戒体制	1 高原山が噴火した場合（微噴火に限る。） 2 高原山に火口周辺警報が発表された場合	災害警戒本部を設置し、災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	総務課職員及び警戒配備に該当する関係課職員は直ちに登庁し、災害応急対策を実施
非常体制	1 高原山が噴火した場合（微噴火を除く。） 2 高原山に噴火警報が発表された場合	災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制	全職員が直ちに登庁し、各役割に応じた災害応急対策を実施

(注) 各課長等は、あらかじめ配備区分ごとの配備要員を定めておくこと。

第2 火山災害発生時の措置

1 注意体制

町は、高原山の噴火予報等により噴火の前兆現象等が確認された場合、注意体制をとる。総務課職員及び関係課職員は、直ちに登庁し、情報収集、警戒活動、県への報告等の措置を講じる。

2 災害警戒本部の設置

災害対策本部を設置するに至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を、総合的に、迅速かつ的確に行うため、総務課長を災害警戒本部長とする災害警戒本部を設置し、次の災害対策業務を実施する。

(1) 設置基準

次のいずれかに該当する場合において総務課長が必要と認めるとき。

ア 高原山が噴火した場合（塩谷町災害対策本部が設置されていない場合に限る。）

イ 高原山に火口周辺警報が発表された場合

ウ 高原山に係る火山性地震、火山性微動その他の火山現象が見られ、火山災害発生のおそれが認められる場合

(2) 災害警戒本部の組織及び運営

災害警戒本部の組織及び運営については、風水害等対策編第2章第1節「活動体制の確立」に準

じる。

(3) 災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

ア 火山災害の発生するおそれなくなったと災害警戒本部長が認めたとき。

イ 災害応急対策が概ね終了したと災害警戒本部長が認めたとき。

ウ 災害対策本部が設置されたとき。

3 災害対策本部の設置

災害対策の責務を遂行するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の規定により、町長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(1) 設置基準

次のいずれかに該当する場合において町長が必要と認めるとき。

ア 高原山が噴火した場合（微噴火を除く。）

イ 高原山に噴火警報が発表された場合

ウ 町内に災害救助法による救助を実施する火山災害又はこれに準じる火山災害が発生した場合

(2) 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営については、風水害等対策編第2章第1節「活動体制の確立」に準じる。

(3) 災害対策本部の解散

災害対策本部は、火山災害のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと認めたとき解散する。

第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

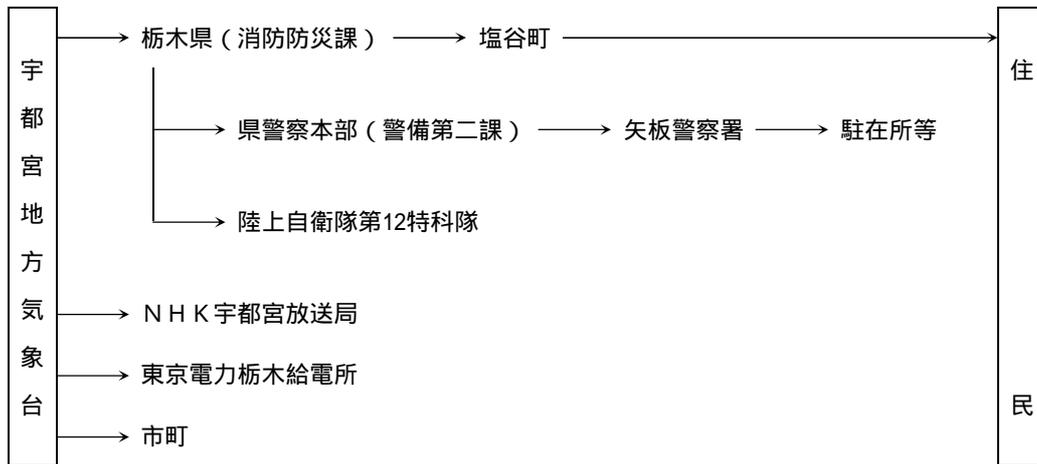
噴火警報等及び火山災害による被害の状況を迅速に収集し伝達するため、関係機関の情報の収集・伝達及び通信の確保に努める。

第1 火山災害に関する情報の収集・伝達

1 噴火警報等の伝達

- (1) 宇都宮地方気象台は、噴火警報等の発表があったときは速やかに関係機関に伝達し、その周知に努める。
- (2) 県は、宇都宮地方気象台から噴火警報等の伝達を受けたときは、その内容、予想される災害の事態、それに対して執るべき措置等を関係機関に連絡する。
- (3) 町は、県から噴火警報等の伝達を受けたときは、その内容及び対応等について、関係機関に連絡するとともに、住民に周知する。

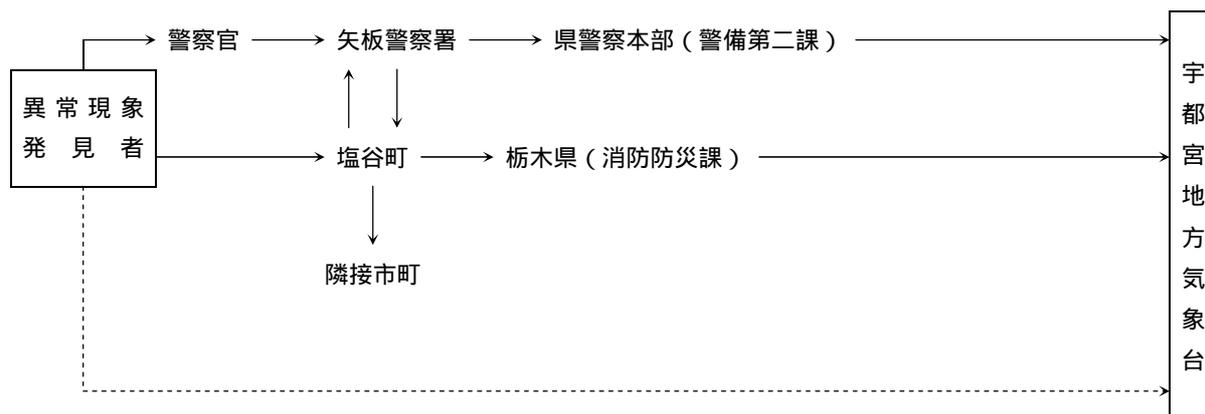
気象台からの噴火警報等の伝達経路図



2 異常現象発見者の通報

- (1) 次のような異常現象を発見した者は、町又は警察官に通報する。なお、これにより難しい場合には、宇都宮地方気象台に通報する。
 - ア 噴火(爆発、溶岩流、泥流、軽石流、火砕流等)やそれに伴う地形の変化
 - イ 火山地域での火映、鳴動の発生、地震の群発
 - ウ 火山地域での山崩れ、地割れ、地盤上昇・沈下、陥没等の地形変化
 - エ 噴気孔の新生拡大や移動、噴気、噴煙の量、色、温度、昇華物等の顕著な異常変化
 - オ 火山地域での湧泉の新生、枯渇、量、味、臭い、色、濁度、温度の異常等顕著な変化
 - カ 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯での新生拡大や移動、草木の立ち枯れ等
 - キ 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、臭い、濁度等の変化、発泡、温度の上昇、魚類の浮上等
- (2) 異常現象発見者から通報を受けた町長又は警察官は、その内容を次の連絡系統により速やかに関係機関に連絡する。

異常現象発見者からの情報伝達経路図



3 災害情報の収集・伝達

(1) 災害情報の収集・伝達

ア 県、町、警察署は、宇都宮地方気象台から噴火警報等の伝達を受けたとき、また異常現象発見者からの通報を受けたときは、必要に応じ、相互に連携して災害情報の収集に努め、その情報を関係機関に連絡する。

(ア) 町、警察署の情報収集

- a 地域住民からの情報収集
- b 職員の巡回

(イ) 県の情報収集

- a 県消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプターによる情報収集
- b 県出先機関からの情報収集

イ 町は、噴火警報等により町の区域内で「栃木県火災・災害等即報要領」の即報基準に該当する規制を実施したとき又は被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を県に報告する。

(2) 災害情報の広報

県、町は、噴火警報等の伝達を受けたときは、広報活動を行い、地域住民、観光客等に対する周知に努める。

第2 噴火警報等に関する通信確保対策

噴火警報等が発表された場合、火山災害が発生した場合等の通信確保対策は、風水害等対策編等2章第2節「第6 通信手段の種類」、「第7 通信施設の利用方法」、「第8 通信施設の応急復旧」に準ずる。

第3節 二次災害防止活動

降灰等地域における土石流等による二次的な災害を防ぐため、警戒・避難体制を確立する。

第1 土砂災害等の防止

1 土砂災害等の防止

(1) 点検・応急措置の実施

県、町、消防等関係機関は、降灰等地域において火山性地震、降雨による土石流、火山性泥流等二次災害の防止のため、各機関の管理施設や災害危険箇所の点検を実施し安全の確保に努める。許可工作物等の管理者に対しても施設の点検報告を求める。

二次災害の危険性が高いと判断される箇所については、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急措置を行う。

(2) 避難対策

県、町、消防は、二次災害の発生が予想される場合は、住民、ライフライン関係機関、交通機関等に早急に注意を喚起し、又は必要に応じ、本章第5節「避難対策」の要領により、警戒区域の設定又は避難の勧告若しくは指示を行う。

2 水害の防止

風水害等対策編第2章第19節「第3 河川管理施設等の対策」に定めるところに準じる。

3 ハザードマップの活用

関係機関は、火山噴火に伴う土砂災害等の防止にあたり、あらかじめハザードマップを作成し、活用するものとする。

第2 建築物・構造物の二次災害防止

1 施設、災害危険箇所の点検の実施

町は、火山性地震に伴う建築物・構造物の倒壊、部材の落下等による二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、「塩谷町震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき建築物等の被害の状況を調査し、火山性地震等による二次災害発生の危険程度の判定、表示等を行う、被災建築物応急危険度判定を実施する。

資料編 塩谷町震災建築物応急危険度判定要綱

2 二次災害の防止

町は、点検の結果、使用を制限する必要がある場合は、当該建築物の管理者、使用者に十分な説明を実施し、二次災害の防止に努める。

第3 火山災害時の社会秩序の維持

県警察は、被災地及びその周辺において、自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供を行い、速やかな安全確保に努める。

特に、避難勧告又は指示が行われている区域、警戒区域等において、住民が避難している等のために無人となっている家屋に係る窃盗事犯や、災害に便乗した悪質商法、廃棄物の不法投棄等の取り締まりに努める。

第4節 災害救助法の適用

風水害等対策編第2章第5節「災害救助法」に準じる。

第5節 避難対策

火山災害による人的被害を軽減するため、町は防災関係機関と連携して、災害時要援護者への配慮をしながら適切な避難誘導を行うとともに、避難所での生活支援を行う。

第1 避難の勧告、指示及び警戒区域の設定

1 避難の勧告、指示及び警戒区域の設定

避難の勧告、指示及び警戒区域の設定については、本節に定める他、風水害等対策編第2章第6節「避難対策」を準用する。

2 避難の勧告等の基準

火山災害に係る避難の勧告及び指示は、次の場合に、必要な範囲の住民、滞在者その他の者に対して行う。災害対策基本法に基づく避難については、危険の切迫する前に十分な余裕を持って勧告又は指示を行う。なお、県は、学識経験者等専門家との密接な連携のもとに、必要に応じ町に対して助言を行うものとする。

- (1) 気象台から噴火警報等が発表され、避難を要すると認められるとき。
- (2) 関係機関から火山災害に関する通報があり、避難を要すると認められるとき。
- (3) 地すべり、土砂崩れ等による被害の危険が切迫していると認められるとき。
- (4) 火災が発生し、延焼の危険があると認められるとき。
- (5) 避難路を断たれる危険があるとき。
- (6) 噴火が発生し、再噴火による被害のおそれがあるとき。
- (7) 酸素欠乏又は有毒ガス等が大量に流出し、人的被害のおそれがあるとき。
- (8) その他特に必要があると認められるとき。

3 登山の規制等の実施

町は、避難の勧告、指示等に準じて、県その他関係機関と連携して必要に応じ登山の規制措置を行うものとする。

第2 避難誘導

1 住民への周知

避難の勧告、指示を実施したときは、町は、住民に対して最も迅速で確実、効果的にその内容を周知徹底できるよう、概ね次の方法により伝達する。特に、乳幼児、高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者に対しては、地域住民の協力を得て確実に伝達できるよう配慮する。

また、県に対して報道機関による緊急放送を要請する。

- (1) サイレン吹鳴装置による伝達
- (2) 行政区、自主防災組織、消防団等の組織を通じた戸別訪問及び拡声器、電話等による伝達
- (3) 広報車の使用による伝達

(4) 町ホームページ等による伝達

2 滞在者への周知

避難の勧告、指示を実施したときは、町は、住民に周知を図ると同様に、観光客、登山者、別荘滞
在者等に対しても周知徹底に努めるものとする。

3 避難の誘導

(1) 住民・滞在者の誘導

避難の勧告、指示を実施したときは、町は、住民が安全、迅速に避難できるよう県警察、自主防
災組織、消防団等の協力を得て、できるだけ近隣の住民とともに集団避難を行うよう指導する。滞
在者に対しても、避難が確実に行われるよう誘導について配慮するものとする。町は、遠く離れた
避難先への避難を勧告又は指示したときは、バスを手配する等、集団避難に配慮するものとする。

また、避難誘導にあたっては、特に災害時要援護者の避難に配慮するものとし、自力で避難する
ことが困難な者については、自主防災組織が援助者を定めて避難させる等して速やかに避難できる
よう配慮する。

(2) 集客施設における誘導

旅館等の集客施設の管理者は、あらかじめ定めた施設職員の役割分担、誘導経路、連絡体制等に
基づき、施設利用者の避難誘導を実施するものとする。

第3 避難施設

1 避難所の開設

(1) 町は、火山災害により家屋等に被害を受け、又は受けるおそれがある者で、避難しなければなら
ない者を一時的に収容し、保護するため、避難所を設置する。

(2) 町は、避難所の開設にあたっては、災害の状況に応じあらかじめ定めた施設において、避難所の
速やかな開設に努める。避難所は、火山災害の規模に応じ、火山からの溶岩流、火砕流、噴石等の
被害から住民の生命、身体を保護するのに十分な場所に設置するものとする。災害時要援護者につ
いては、必要に応じ一般の避難施設とは別の介護機能を備えた社会福祉施設等に協力を要請して収
容する。

(3) 町は、避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、避難所に収容する者を
誘導し、保護する。

(4) 町は、避難所を設置した場合は、直ちに次の事項を県に報告する。

県への報告事項

避難所開設の日時、場所
収容人員
開設期間の見込み
その他必要事項

資料編 指定避難場所一覧

2 町域を越えた避難等

火山災害の規模又は避難所等の状況により、町のみでは十分な避難者収容が実施できない場合は、
風水害等対策編第2章第6節「第6 広域避難」に準じ、町域を越えた避難を行うものとする。ま
た、火山災害が中期化した場合等、必要に応じ、旅館等の宿泊施設の活用にも努める。

第4 応急仮設住宅等

県及び町は、避難生活が中長期化すると認められる場合は、風水害等対策編第2章第17節「住宅応急対策」に準じ、公営住宅や応急仮設住宅のあっせんに努める。

第5 災害時要援護者への生活支援

町は、県と連携して、風水害等対策編第2章第6節「第5 災害時要援護者への生活支援」に準じ、災害時要援護者への生活支援を行う。

第6節 救急・救助、医療及び消火活動

住民の生命・身体の安全を守るため、被災者の救急・救助活動を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を実施する。また、火山災害に伴う火災について消火活動を実施する。

第1 救急・救助活動

火山災害に係る救急・救助活動については、風水害等対策編第2章第7節「救急・救助活動」に定めるところに準じて行う。

第2 医療活動

火山災害に係る医療活動については、風水害等対策編第2章第9節「医療救護活動」に定めるところに準じて行う。

第3 消火活動

火山災害に係る消火活動については、風水害等対策編第2章第8節「消防対策」に定めるところに準じて行う。

第7節 緊急輸送活動

被災者の避難、消火・救助活動等の応急対策に必要な人員、緊急物資等を确实、迅速に輸送するため、町は関係機関と連携して、火山災害の各段階に応じ緊急輸送対策を実施する。

第1 実施体制

被災者の輸送は、原則として町が行うものとする。町のみでは迅速かつ適切な輸送の実施が困難な場合は、県に必要な支援を要請する。

火山災害時の緊急輸送活動については、風水害等対策編第2章第10節「緊急輸送活動」に準じるほか、本節に定めるところにより行う。

第2 交通路の確保

県警察は、次により交通路の確保を行う。

1 交通状況の把握

現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通管理用カメラ等のあらゆる手段を講じて、通行可能な道路や交通状況を迅速、的確に把握する。

2 交通規制の実施

(1) 火山災害の発生が予想されるとき

ハザードマップ等により危険が予想される区域への一般車両の進入を制限するとともに、同区域からの迅速・円滑な避難に配慮する。また、県外からの流入を制限するため、隣接県警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

(2) 火山災害が発生したとき

上記(1)に加え、応急対策のための緊急通行車両の通行を確保するための交通規制を実施する。特に、被災直後における被災者の救助等に係る車両の通行を最優先とする。

また、火山活動の拡大の状況に応じ、ハザードマップ等により危険が予想される区域への進入を制限する。併せて、積雪の状況により、融雪型泥流危険区域への進入制限を検討する。

規制区域が、高速道路、国道等に物流の基幹となる道路に係る場合は、迂回路の設定に特に配慮するものとする。

第3 町の対応

1 町は、集団避難のために乗合自動車等を使用する場合、県警察と緊密に連絡をとり、迅速かつ円滑な避難に努めるものとする。

2 町は、住民、滞在者等に対し、交通規制に関する情報の広報に努め、協力を求めるものとする。

第8節 降灰等対策

被災住民の生活の確保のため、町は関係機関と連携して、火山灰等の障害物対策を実施する。

第1 農林水産業対策

1 実施体制

町は、県、農業協同組合等関係機関と連携し、農林水産業に関する降灰対策を実施する。

2 農林水産業対策

町は、県と連携して降灰による被害状況の把握に努めるとともに、概ね次の事項について栽培・管理技術の指導を行い、被害の拡大防止に努める。

- (1) 病害の発生防止のための薬剤散布を行うこと。
- (2) 火山灰が付着している水田は、深水にしてかけ流しを行い、灰の除去に努めること。
- (3) 果樹は、散水して火山灰の除去を図るとともに、葉の被害を防ぐため生石灰液の散布を行うこと。
- (4) 野菜・花きは、散水・水洗いを行い、火山灰の除去を図ること。
- (5) 水産物については、養殖場に流入した火山灰はきれいに排出するとともに、へい死魚の除去を図り、疾病及び病害の発生を防ぐこと。
- (6) 畜産業者は、放牧中の家畜は直ちに下牧させ、火山灰で汚れた牧草・河川水は採食させないようにすること。刈取期にある飼料作物は、降雨等により火山灰を落としての収穫に努めること。
- (7) 被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進めること。
- (8) 倒木や損傷した木材、製材品については、二次災害の拡大防止のため速やかに除去するとともに、森林病虫害の発生防除の徹底に努めること。

第2 宅地等の降灰対策

1 火山灰の除去

町は、住民に対し家屋等の火山灰等の除去に関する啓発、情報提供を行うものとする。家屋等に積もった火山灰等の除去は原則として所有者・管理者が実施するものとするが、町は、災害時要援護者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織、ボランティア等に対して火山灰等の除去作業の協力を呼びかける。

2 集積場所の確保

町は、適当な場所に住民が除去した火山灰の集積場所を確保するものとする。

第9節 施設・設備の応急対策

火山災害発生時に、関係機関は、公共施設、火山観測施設の応急対策を迅速に行う。

第1 公共施設

1 公共施設の応急対策

(1) 火山灰等の除去

道路、河川、砂防等の公共施設管理者は、巡視の結果をもとに、公共施設に係る火山灰、土砂、噴石等の障害物を関係機関と連絡を密にし、安全を確認のうえ除去する。除去した障害物の集積場所は、二次災害の原因にならないような場所に、当該管理者が確保するものとする。

(2) 被災施設の応急復旧

公共施設管理者は、路面の陥没、亀裂等の損傷及び溶岩流、融雪型泥流による埋没箇所について、関係機関と連絡を密にし、安全を確認しながら復旧作業を実施する。

2 観測施設の応急対策

県、宇都宮気象台その他関係機関は、火山災害時における観測施設の機能を維持するため、必要に応じ、防災関係機関と連携して緊急点検を実施し、その他の必要な措置を講ずるものとする。

第2 ライフライン施設

火山災害が発生した場合のライフライン施設の応急対策は、風水害等対策編第2章第19節「第2 ライフライン関係施設の対策」に準じる。

第10節 広報活動

火山災害時に、流言蜚語等による社会的混乱を防止し、人心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、広報活動を行う。

第1 被災者への広報

1 広報の内容

火山災害時に、町は、県等関係機関と連携し、被災者に対して、概ね次のような情報について正確かつきめ細やかに広報する。

- (1) 火山活動、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報
- (2) 避難勧告・指示に関する事項
- (3) 犯罪の防止等社会秩序の維持に関する事項
- (4) 医療救護活動に関する事項
- (5) 交通規制等に関する事項
- (6) 食料・飲料水・生活必需品の供給に関する事項
- (7) 保健衛生に関する事項
- (8) 道路、橋りょう、河川等の復旧に関する事項
- (9) 電気、ガス、上水道、電話等ライフラインの復旧に関する事項
- (10) 問い合わせ・要望・相談等の対応に関する事項
- (11) その他関係機関の応急対策に関する事項
- (12) その他必要な事項

2 広報の方法

町は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、県と相互に連絡を取り合うものとする。

また、高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者に配慮した広報を行うものとする。

第2 町民への広報

町は、県と連携して住民全体に対し概ね次のような情報を積極的に伝達するものとする。広報にあたっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。

- (1) 火山活動
- (2) 被害の状況
- (3) 交通施設等の復旧状況
- (4) 義援物資、義援金の取扱い等
- (5) ボランティアの募集状況

第3章 復旧・復興

第1節 復旧・復興の基本的方向の決定

被災の状況、地域の特性、関係者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に強いまちづくりを図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

第1 基本方向の決定

1 実施体制

町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定める。

火山活動が継続中の場合も、火山活動や被災状況を総合的に勘案して、必要と認めたときは復旧復興の段階に移行し、又は応急対策と並行して復旧復興活動を実施する。

2 住民との共同

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ共同して計画的に行うものとする。

3 国等職員の派遣要請

町は、復旧・復興にあたり、必要に応じ国、他の地方公共団体等に職員の派遣等協力を求めるものとする。

第2 迅速な原状復旧

町及びその他関係機関は、次の点に留意して公共施設の復旧にあたるものとする。

1 施設の重要度、被災状況等を勘案し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用すること。

2 施設の復旧は、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

3 地盤の緩みにより土砂災害の危険が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うこと。

4 ライフライン、交通輸送等の関係機関については、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示すること。

5 施設の復旧作業に伴うがれきその他の廃棄物は、その事業者が適正に処理すること。

6 火山噴火等により、土石流等が長期的に反復するおそれがある場合には、住民等の一時的避難施設の整備を行うこと。

7 火山災害の状況に応じ、融雪型泥流、土石流対策等適切な安全確保等を講ずること。

8 火山噴火等が長期化、反復するおそれがある場合には、安全な場所に仮設住宅・公営住宅の建設や仮設校舎等の建設に努めること。

第3 計画的復興の推進

1 復興計画の作成

大規模な火山災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な被害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、町は、復興計画を作成し、関係機関の諸事業の調整を図って計画的に復興を進めるものとする。

2 復興計画策定上の留意事項

復興計画の策定にあたっては、風水害等対策編第3章第1節「復旧・復興の基本的方向の決定」に定めるほか、次の点に留意する。

- (1) 必要に応じ、土地の嵩上げ等による宅地の安全対策、道路の迂回・高架化等、発災直後から将来の復興を考慮した対策を講ずるよう努めること。
- (2) 火山活動が継続中の場合、避難対策・安全確保対策について配慮すること。
- (3) 火山が形成する雄大な自然景観や自然現象を活用するために保全する等、住民と火山との共生に配慮すること。

第2節 民生の安定化及び公共施設等復旧対策

火山災害により被害を受けた住民・事業者の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、関係機関は、生活相談、職業のあっせん等を計画的に実施し、人心の安定と社会生活の早期回復に万全を期する。また、公共施設の早期復旧を図るため、町は、県、防災関係機関と連携して、被害状況を的確に調査し、早期の復旧事業を実施する。

第1 民生の安定化

火山災害に係る復旧事業における民生の安定化対策については、風水害等対策編第3章第2節「民生の安定化対策」に定めるもののほか、「活動火山対策特別措置法」(昭和48年法律第61号。以下、本節において「活火山法」という。)に基づく降灰防除地域の指定による事業等がある。

1 降灰防除地域の指定

降灰防除地域は、火山の爆発に伴う降灰により住民の日常生活に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれのある地域で、当該支障を防止し、又は軽減するための施設等を整備する必要がある地域について、内閣総理大臣が関係都道府県知事の意見を聴いて指定するものである(活火山法第12条)。

降灰防除地域内の下表のような事業について国庫補助等の措置を受けることができる。

対象者	対象事業等	補助等の内容
学校、保育所等教育施設、社会福祉施設	降灰による支障を防止し、又は軽減するための施設の整備	費用の3分の2以内の補助
病院等医療施設	降灰による支障を防止し、又は軽減するための施設の整備	整備に必要な長期かつ低利の資金の融通が円滑に行われるように必要な措置
中小企業者	降灰による支障を防止し、又は軽減するための事業経営上の施設又は設備の整備	整備に必要な長期かつ低利の資金の融通が円滑に行われるように必要な措置

2 被害農林漁業者に対する資金の融通

国、地方公共団体は、避難施設緊急整備地域(本節「第2 公共施設等災害復旧対策」参照)及びその周辺で火山の爆発により被害を受けた農林漁業者に対する長期かつ低利の資金の融通が円滑に行われるように必要な措置を講ずるよう努めるものとする(活火山法第10条)。

第2 公共施設等災害復旧対策

火山災害に係る公共施設等災害復旧対策については、風水害等対策編第3章第3節「公共施設等災害復旧対策」に定めるもののほか、活火山法に基づく次のような事業がある。

1 避難施設緊急整備地域の指定

避難施設緊急整備地域は、火山の爆発により住民等の生命及び身体に被害を生じ、又は生じるおそれのある地域であって、その被害を防止するための施設を緊急に整備する必要がある地域で、内閣総理大臣が中央防災会議及び関係都道府県知事の意見を聴いて指定するものである(活火山法第2条)。

2 避難施設緊急整備計画の実施

(1) 避難施設緊急整備計画の作成、実施

県は、避難施設緊急整備地域の指定を受けたときは、避難施設緊急整備計画を作成する。同計画

は、次の事項について定める。同計画に基づく事業は、当該事業に関する法律の規定に従い、国、県その他の者が実施するものとされているものを除き、町が実施する。

ア 道路の整備に関する事項

イ 広場の整備に関する事項

ウ 退避壕その他の退避施設の整備に関する事項

エ 学校、公民館等の不燃堅牢化に関する事項

オ その他政令で定める事項

(2) 補助等

ア 補助金の交付

国は、同計画に基づく事業を実施する地方公共団体その他の者に対し、補助金を交付し、必要な資金を融通し、又はあっせんし、その他必要と認める措置をとる。

イ 起債の特例

同計画に基づく事業で地方公共団体が実施するものにつき必要とする経費については、地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条各号に規定する経費に該当しない経費についても、地方債をもってその財源とすることができる。

3 防災営農施設整備計画の実施

(1) 防災営農施設整備計画等の作成

県は、避難施設緊急整備区域又はその周辺の地域で火山の爆発によって生ずる農林水産物の被害が経営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる地域について、当該農林水産物の被害を防止するために必要な施設の整備等に関する計画（防災営農施設整備計画、防災林業経営施設整備計画及び防災漁業経営施設整備計画等）を作成する。作成にあたっては、あらかじめ町、関係農林漁業団体の意見を聴き、農林水産大臣に協議する（活火山法第8条）。

(2) 補助等

国は、同計画に基づく事業を実施されるよう補助等の措置をとる。

資 料 編

〔防災関係機関・協力団体〕

防災関係機関連絡先一覧

第1 町

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
塩谷町役場	塩谷町大字玉生741	0287 45 1111
〃 大宮公民館	塩谷町大字大宮1028 2	0287 46 0116
〃 船生公民館	塩谷町大字船生3639 2	0287 47 0915

第2 消防

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
塩谷広域行政組合消防本部	矢板市末広町14 31	0287 44 2511
〃 塩谷消防署	塩谷町大字道下1015 1	0287 45 0090

第3 県

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
県消防防災課	宇都宮市埜田1 1 20	028 623 2136
矢板土木事務所	矢板市鹿島町20 11	0287 44 2185
県北健康福祉センター	大田原市住吉町2 14 9	0287 22 2257
矢板健康福祉センター	矢板市本町2 25	0287 44 1296
農業環境指導センター	宇都宮市竹林町1032 2	028 626 3086
塩谷農業振興事務所	矢板市鹿島町20 22	0287 43 2318
県央家畜保健衛生所	宇都宮市平出工業団地6 8	028 689 1200
矢板森林管理事務所	矢板市鹿島町20 22	0287 43 0427
塩谷教育事務所	矢板市鹿島町20 22	0287 43 0176
那珂川水系ダム管理事務所	矢板市末広町3 4	0287 43 5224
〃 西荒川ダム管理所	塩谷町大字上寺島710	0287 45 0141
〃 東荒川ダム管理所	塩谷町大字上寺島1616 2	0287 45 1426
風見発電所	塩谷町大字風見山田614	0287 46 0342
佐貫ダム管理所	塩谷町大字佐貫798	0287 47 0816
東荒川発電所	塩谷町大字上寺島1617	0287 45 1289

第4 指定行政機関・指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
消防庁震災等応急室	東京都千代田区霞が関2 1 2	03 5253 7527
栃木農政事務所	宇都宮市中央2 1 16	028 633 3311
塩那森林管理署	大田原市宇田川1787 15	0287 28 3125
〃 矢板森林事務所	矢板市扇町1 5 9	0287 43 0327
宇都宮地方気象台	宇都宮市明保野町1 4	028 633 2767
下館河川事務所	茨城県筑西市二木成1753	0296 25 2171
〃 氏家出張所	さくら市大中323 2	028 682 2700

第5 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
東日本電信電話(株)栃木支店	宇都宮市東宿郷4 3 27	028 632 4311
(株)NTTドコモ 栃木支店	宇都宮市大通り2 4 3	028 639 6000
KDDI(株)小山テクニカルセンター	小山市大字神鳥谷1828	0285 28 5156
東京電力(株)栃木支店	宇都宮市馬場通り1 1 11	028 627 3311
〃 栃木北支社	大田原市山の手1 9 14	0287 50 3211
日本放送協会宇都宮放送局	宇都宮市中央3 1 2	028 634 9155
日本赤十字社栃木県支部	宇都宮市若草1 10 6	028 622 4326
玉生郵便局	塩谷町大字玉生582	0287 45 0001
大宮郵便局	塩谷町大字大宮1015	0287 46 0001
船生郵便局	塩谷町大字船生3634	0287 47 0001

第6 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
(社)栃木県エルピーガス協会	宇都宮市東今泉2 1 21	028 689 5200
塩谷郡市医師会	さくら市桜野1319 3	028 682 3518
関東自動車株式会社	宇都宮市駅前通り3 2 5	028 634 8131
藤田合同タクシー有限公司	矢板市鹿島町9 1	0287 44 1234
しおや交通	塩谷町大宮2549	0287 46 0011
船生土地改良区	塩谷町大字船生3639	0287 47 0044
塩谷町大宮土地改良区	塩谷町大字大宮2011	0287 46 0161
高野堀土地改良区	塩谷町大字玉生487 7	0287 45 1499
赤沼用水土地改良区	塩谷町大字風見351 3	0287 46 0281
塩谷町金枝土地改良区	塩谷町大字玉生487 7	0287 45 1499
塩谷中部土地改良区	塩谷町大字玉生487 7	0287 45 1499
塩谷南部土地改良区	塩谷町大字大宮1029 1	0287 46 0250
田所土地改良区	塩谷町大字玉生487 7	0287 45 1499
塩谷東部土地改良区	塩谷町大字玉生487 7	0287 45 1499
風見上平土地改良区	塩谷町大字玉生487 7	0287 45 1499

第7 警察

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
矢板警察署	矢板市中2001 1	0287 43 0110
〃 玉生駐在所	塩谷町大字玉生582 1	0287 45 0020
〃 船生第一駐在所	塩谷町大字船生3634 2	0287 47 0034
〃 船生第二駐在所	塩谷町大字船生6082 81	0287 47 0149
〃 大宮駐在所	塩谷町大字大宮1364	0287 46 0034

第8 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊第12特科隊	宇都宮市茂原1 5 45	028 653 1551

第9 一部事務組合

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
塩谷広域行政組合	矢板市安沢3622 1	0287 48 2066
塩谷広域環境衛生センター	さくら市松島823	028 682 5619
しおやクリーンセンター	矢板市安沢3622 1	0287 48 2857
しおや聖苑	矢板市乙畑1806 3	0287 48 0411

第10 その他公共的団体

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
塩野谷農業協同組合塩谷地区営農生活センター	塩谷町大字原荻野目148	0287 45 1311
塩谷地方農業共済組合	さくら市桜野1622 1	028 682 8491
塩谷町商工会	塩谷町大字田所1601 1	0287 45 0511
たかはら森林組合	矢板市館ノ川777 1	0287 43 0451
塩谷町社会福祉協議会	塩谷町大字玉生872	0287 45 0133

塩谷町指定給水工事店一覧

平成19年10月1日現在

工事店名	所在地	電話番号	工事店名	所在地	電話番号
(有)阿久津金物店	玉生宿	45 0029	青木金物店	諸杉	46 1111
(株)和気商事	玉生宿	45 0505	(有)増淵工務店	喜佐見	45 1372
(有)マルイチ工業	梶橋	45 2133	久保井水道(有)	宇都宮市	028 674 2053
環境設備工業(有)	沼倉	47 0617	(株)平石工業	芳賀町	028 677 1037
(有)栃木技建	沼倉	47 0792	(株)佐藤設備	那須塩原市	65 2321
(株)塩谷商事	板橋	47 0058	(株)竹原工業	日光市	0288 22 1122
中村設備電機商会	船生宿上	47 0065	(株)鮫島工業	日光市	0288 22 0448
タマヤマ住設	田所上	45 0045	(株)タイホー	日光市	0288 26 5556
(有)君島設備工業	大宮上	46 0908	斎藤設備(有)	矢板市	43 8970
(株)藤門組	梶橋	45 0543	コボリ工業(株)	高根沢町	028 676 0268
(株)東建設	沼倉	47 1230	泉水道(有)	矢板市	43 5415
(有)山下燃料設備	大宮上	46 0348	吉成水道	高根沢町	028 676 2639
大森マシン電機商会	大宮中	46 0027	(株)早川住宅設備	日光市	0288 22 0217
(株)広野冷熱工業	宇都宮市	028 665 3356	(有)ヒカリ企画	那須塩原市	37 5772
荒牧空調工業(株)	さくら市	028 682 2810	(有)長峰設備工業	矢板市	48 1409
渡辺建設(株)	宇都宮市	028 661 5556	藤井産業(株)	宇都宮市	028 662 7100
岩原産業(株)	宇都宮市	028 662 8441	(株)野沢實業	宇都宮市	028 656 2851
(有)三陽設備工業	大田原市	23 1400	(有)高田商店	日光市	028 821 0563
(株)浜屋組	矢板市	43 1181	(株)稲葉設備	日光市	028 821 1469
(有)古口設備工業	高根沢町	028 675 0487	今井工業(株)	矢板市	43 5270
大田原設備メンテナンス	大田原市	23 1674	(有)渡辺設備	日光市	0288 30 7677
船生建設(株)	船生宿下	47 0051	(有)ピクトリー	茨城県	0280 79 1066
(有)鈴康設備工業	宇都宮市	028 634 8033	宇都宮土建工業(株)	宇都宮市	028 656 1222
那須設備(株)	那須塩原市	36 0341	(有)石川	市貝町	028 68 1151
(有)桧山工業	芳賀町	0286 77 4648	西有工業(有)	矢板市	0287 43 3134
(有)日泉技工	日光市	0288 53 5081	鈴木建設(株)	小山市	0285 23 1375
三共ジャピレット	矢板市	48 0083	(株)荻原組	高根沢町	028 675 3917
小島土建(株)	風見	46 0114	平成理研	宇都宮市	028 660 1700
福田設備	那須塩原市	0287 38 2784	(株)沼尾工務所	日光市	0288 76 8186
カンノ設備	矢板市	0287 43 7086	(株)田島工業	那珂川町	0287 96 3211
(有)湯沢設備工業	宇都宮市	028 665 0256	(株)斎藤工業	さくら市	028 682 9582
(有)高工設備工業	宇都宮市	028 665 0843	(有)野沢設備工業	さくら市	028 682 3415
(有)栄進設備	宇都宮市	028 648 5608	(有)メンテナンス下野	宇都宮市	028 637 8771
(有)クリプトン	那須塩原市	0287 60 5050	(株)クラシアン	神奈川県	028 639 5611
(有)かまひこ工業	宇都宮市	028 638 9308			

〔 救援施設等 〕

指定避難場所一覧

指定避難場所	電話番号	所在地	収容地区名
玉生小学校	45 0115	玉生395	玉生宿、西山の一部、河原、喜多
塩谷高校	45 1101	大宮2579 1	金枝、大宮上の一部、田所上の一部、田所中、田所下
塩谷中学校	45 8008	飯岡1248	飯岡、芦場新田、道下、原荻野目
星ふる学校熊ノ木	45 0061	熊ノ木802	下寺島、上寺島、熊ノ草、東古屋、鳥羽新田、喜佐見、玉東、熊ノ木の一部
老人福祉センター	45 0133	玉生872	田所上の一部、梶橋の一部
自然休養村センター	45 1465	熊ノ木987 2	熊ノ木の一部、梶橋の一部
玉生保育所	45 0513	玉生1057 83	梶橋の一部
塩谷町公民館	45 0050	玉生681	東房、熊ノ木の一部、西山の一部
尚仁沢はーとらんど	41 1080	上寺島1618 4	高原、釈迦ヶ岳
船生小学校	47 0030	船生3660	羽谷久保、宿下、宿上、川村、佐貴
船生東小学校	47 0138	船生933 2	天頂、合柄橋、板橋、井戸神、百目鬼、長峰、上沢、沼倉
船生保育所	47 0144	船生3600 1	清水、新谷
船生西小学校	47 - 0142	船生6000	新田、船場、西古屋、道谷原、山口
大宮小学校	46 0014	大宮2166	大宮中、大宮下、諸杉、大宮上の一部
日々輝学園高等学校 体験学習館	46 0909	大久保1401	肘内、大久保
日々輝学園高等学校	41 3851	大宮2475 1	上平、風見、風見山田、泉
塩谷町総合公園 (グラウンド・野球場)		飯岡1160	全地区
大平崎野球場		熊ノ木987 4	全地区
旧玉生中学校跡地(グラウンド)		玉生956 2	全地区
旧船生中学校跡地(グラウンド)		船生3733	全地区
塩谷幼稚園	45 1610	芦場新田 9 1	全地区
船生地区コミュニティーセンター	47 0915	船生3639 2	全地区
大宮公民館	46 0116	大宮1028 2	全地区
おおみや保育園	46 0304	大宮2108 1	全地区

防災倉庫備蓄状況

平成19年12月1日現在

倉庫名	食 料		毛 布	ウォータータンク (20リットル用)
	乾パン	米		
役 場 前		180	250	270
旧 玉 生 中	720			
計	720食	180kg	250枚	270個

町内医療機関一覧

医療機関名	所在地	電話番号	診 療 科 目
阿久津医院	船生3632	47 1118	内科 眼科
植木医院	金枝950	45 0558	内科 小児科
大和田内科	道下807 1	45 2411	内科 循環器科 神経科
尾形医院	玉生570 1	45 2222	外科 内科 胃腸科 肛門科 整形外科
風見診療所	上平27	46 0656	内科 小児科 外科
戸村医院	大宮2230	46 0022	内科 小児科
斎藤歯科医院	船生5364 2	47 0480	
鈴木歯科医院	上平27 12	46 0631	
園田歯科医院	船生3608 4	47 0108	
高瀬歯科医院	玉生549 7	45 1951	
とみた歯科医院	玉生850 1	45 2711	
和田歯科医院	田所2454 27	45 1927	

飛行場外・緊急離着陸場一覧

第1 飛行場外離着陸場

離着陸場名	所在地	管理者及び連絡先	
塩谷町総合公園	塩谷町大字飯岡1160	塩谷町長	0287(45)1111
西古屋ダム 東側	塩谷町大字船生西古屋東沢地内	塩那森林管理署長	0287(44)1191
西古屋ダム 西側	塩谷町大字船生西古屋西沢地内	塩那森林管理署長	0287(44)1191

第2 緊急離着陸場

離着陸場名	所在地	管理者及び連絡先	
塩谷町自然休養村センターグラウンド	塩谷町大字熊ノ木987 2	塩谷町長	0287(45)1111
土上平牧場	塩谷町大字上寺島字土上平1637 1	栃木県知事	028(623)2323

〔消防関係〕

消防ポンプ自動車等の現況

平成19年4月1日現在

	普通消防ポンプ自動車	小型消防ポンプ付積載車	その他車両	計
団本部			1	1
第1分団	2			2
第2分団	2	1		3
第3分団	1	2		3
第4分団	1			1
第5分団	1	1		2
第6分団	1	1		2
第7分団	1	2		3
第8分団	1			1
第9分団	1	2		3
計	11	9	1	21

消防水利の現況

平成19年4月1日現在

	消火栓	防火水槽					井戸	その他		
		100m ³ 以上	60m ³ 以上 100m ³ 未満	40m ³ 以上 60m ³ 未満	20m ³ 以上 60m ³ 未満	計		河川	池湖	プール
公設	398			14(5)	12	26	2	5	1	8
私設	37	1		8	3	12				
計	435	1		22(5)	15	38	2			

注 防火水槽の()は、耐震性貯水槽の内数

危険物施設一覽

平成19年12月1日現在

総 計	製 造 所	貯 蔵 所								取 扱 所				
		小 計	屋 内	屋 外 タ ン ク	屋 内 タ ン ク	地 下 タ ン ク	簡 易 タ ン ク	移 動 タ ン ク	屋 外	小 計	第 一 種 販 売	給 油	自家給	一 般
95	1	56	12	10		17		15	2	38	1	21	9	16
危険物製造所等施設保有事業所数									53 事業所					

毒物劇物製造（販売）業等登録状況

平成19年3月31日現在

毒物劇物販売業			業務上取扱者	製造業	輸入業
一 般	農業用	特 定			
2	3	1	1		

〔水防関係〕

雨量・水位観測所一覧

第1 地域気象観測所（アメダス）（気象庁管理）

種類	観測所名	所在地	緯度	経度	海面上の高さ
地気	塩谷	塩谷町田所	36°45'4"	139°53'0"	225m

(注) 観測所の種類および観測種目

地気……地域気象観測所 = 気温・風向・風速・日照・降水量

第2 雨量観測所（栃木県管理）

観測所名	所在地	関係河川名	主管事務所	緯度	経度	区分
飯岡	塩谷町大字飯岡字平林1359	松川	矢板土木事務所	36°45'16"	139°50'32"	河川
鳥羽新田	塩谷町大字喜佐見字上沢1368	荒川	事務所	36°50'15"	139°50'50"	河川
西荒川ダム	塩谷町大字上寺島	西荒川	那珂川水系	36°49'01"	139°48'32"	ダム
上の原	塩谷町大字上寺島	荒川	ダム管理	36°51'20"	139°47'56"	ダム
東荒川ダム	塩谷町大字上寺島	荒川	事務所	36°50'55"	139°49'42"	ダム

第3 水位観測所（栃木県管理）

観測所			所在地	主管事務所	水位		緯度	経度	区分
河川名	地区名	観測所名			通報	警戒			
荒川	塩谷	落合橋	塩谷町大字下寺島	那珂川水系 ダム管理 事務所	2.00	2.30	36°47'54"	139°50'43"	ダム
西荒川	塩谷	東古屋	塩谷町大字上寺島		36°49'22"	139°47'04"	ダム		
荒川	塩谷	東荒川	塩谷町大字下寺島		36°48'32"	139°50'30"	ダム		
尚仁沢川	塩谷	尚仁沢	塩谷町大字上寺島		36°51'22"	139°49'32"	ダム		

水害時の避難場所一覧

河川名	避難対策区域			立退先
	市町村	大字	字	
鬼怒川	塩谷町	大宮	堀内	大宮小学校
"	"	大久保	カンジキ	日々輝学園高等学校 体験学習館
"	"	田所	珠柳	旧田所小学校
"	"	船生	長峰	船生東小学校
"	"	"	清水	船生小、旧船生中
"	"	"	新田	船生西小学校
"	"	風見	西の宮	日々輝学園高等学校
"	"	"	崖下	風見集会場
"	"	上平	前河原	上平集会場
荒川	"	玉生	河原	玉生小、旧玉生中、町公民館
"	"	熊の木	アノハラ	旧熊の木小学校
"	"	飯岡	木落	塩谷中学校

重要水防箇所一覧

管理別	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所地先名			延長(m)	対策水防工法
		種別	階級		市町村	町、大字	字		
県	富沢川	堤防断面	B	左・右	塩谷町	船生		200	積土のう
国	鬼怒川	危険水位		左	"	上平	100.25 K		
	"	法崩れ・すべり	B	左	"	上平	100.00 K 99.00 K 上30m	970	表むしろ張り
	"	(重点)堤防断面			"	上平	99.00 K 上50m 99.00 K 上10m	40	築きまわし
	"	堤防断面 法崩れ・すべり	B B	左	"	上平～大久保	99.00 K 上30m 98.75 K 下40m	320	築きまわし
	"	法崩れ・すべり	B	左	塩谷町 さくら市	塩谷町大久保～ さくら市押上	98.75 K 下40m 96.00 K	2,710	表むしろ張り

水防倉庫資材器具一覧

河川名	水防倉庫名	管理者	設置場所 (設置年月)	水防資材				水防器具			
				かます 空俵 麻袋 土のう 等 (袋)	縄 (kg) ロープ (m)	杭 (鉄・木) パイプ (本)	鉄線 (kg)	シート むしろ (枚)	鎌 (丁)	ノコギリ (丁)	ナタ (丁)
鬼怒川 荒川	大宮 水防倉庫	塩谷 町長	塩谷町大宮1365 (S27.9)	8,800	12	350	250	140	14	5	10
鬼怒川 荒川	玉生宿 水防倉庫	塩谷 町長	塩谷町玉生681 (H11.3)	10,000	30	250	0	55	0	5	5

水防器具														
スコップ	ツルハシ	クワ	オノ	掛矢	ペンチ	ハンマー	カッター	チェンソー	一輪車	発電機	照明	救命ボート	救命胴衣	その他
(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(台)	(台)	(台)	(台)	(台)	(着)	
20	5	5	6	5	5	8	2	0	0	0	2	0	0	
10	0	0	2	3	0	3	0	1	1	0	5	0	0	土嚢作製器 1台 メガホン 2個



塩谷町想定氾濫区域図
(鬼怒川沿川)

調査年度：平成27年度

調査項目	調査結果
調査対象区域	塩谷町全域
調査期間	平成27年10月1日～10月31日
調査方法	現地調査、衛星画像解析
調査結果	想定氾濫区域を特定し、危険度を評価した。

凡例

調査対象区域	調査対象区域
想定氾濫区域	想定氾濫区域
第一種危険区域	第一種危険区域
第二種危険区域	第二種危険区域
工業用地区域	工業用地区域
準工業用地区域	準工業用地区域
農用地区域	農用地区域
森林区域	森林区域
河川	河川
道路	道路
建物	建物
境界線	境界線
等高線	等高線

凡例

図表した区域を指定する

水質(劣化度)	0.50未満
水質(劣化度)	0.50～1.00未満
水質(劣化度)	1.00～5.00未満
水質(劣化度)	5.00以上



〔土砂災害・山地危険箇所〕

砂防指定地一覧

第1 利根川水系

番号	幹川名	溪流名	市町名	指定		面積 (ha)
				告示番号	年月日	
1	鬼怒川	松川	塩谷町	建設省 1189	S 56 . 6 . 22	2.130
2	鬼怒川	泉川	塩谷町	建設省 946	S 27 . 7 . 12	3.232
3	鬼怒川	泉川	塩谷町	建設省 2812	S 37 . 11 . 9	5.476
4	鬼怒川	泉川	塩谷町	建設省 2538	S 41 . 8 . 5	2.200
5	鬼怒川	泉川	塩谷町	建設省 3661	S 43 . 12 . 19	2.300
6	鬼怒川	泉川・寺小路川	塩谷町	建設省 2697	S 38 . 10 . 25	5.342
7	鬼怒川	土佐川	塩谷町	内務省 495	S 13 . 12 . 6	5.625
8	鬼怒川	土佐川	塩谷町	建設省 796	S 31 . 5 . 4	1.159
9	鬼怒川	土佐川	塩谷町	建設省 2812	S 37 . 11 . 9	5.225
10	鬼怒川	土佐川	塩谷町	建設省 4618	S 42 . 12 . 28	5.000
11	鬼怒川	土佐川	塩谷町	建設省 1566	S 55 . 9 . 27	1.200
12	鬼怒川	土佐川	塩谷町	建設省 1683	H 8 . 8 . 14	0.320
13	鬼怒川	白石川	塩谷町	建設省 1557	S 29 . 11 . 20	1.121
14	鬼怒川	白石川	塩谷町	建設省 2812	S 37 . 11 . 9	2.815
15	鬼怒川	白石川	塩谷町	建設省 658	H 11 . 3 . 17	5.140
16	松川	芦場一号沢	塩谷町	国土交通省 1480	H 16 . 12 . 2	3.414
17	松川	釜ヶ戸屋沢・入ノ沢	塩谷町	建設省 1278	H 12 . 5 . 10	25.820
18	松川	中ノ入沢・同左支溪	塩谷町	国土交通省 1446	H 15 . 11 . 13	24.600
19	泉川	松原川	塩谷町	建設省 244	S 45 . 3 . 5	4.000
20	泉川	船生沢・カラトヤ沢	塩谷町	建設省 2812	S 37 . 11 . 9	0.548
21	土佐川	戸ノ下川	塩谷町	建設省 62	H 8 . 1 . 12	1.260
22	白石川	ホヤノ木沢	塩谷町	建設省 1189	S 56 . 6 . 22	0.810
23	白石川	江戸川	塩谷町	建設省 1434	S 60 . 10 . 28	1.020
24	白石川	江戸川・同左支川	塩谷町	建設省 157	S 59 . 2 . 17	1.290
計	24箇所	14溪流				111.047

第2 那珂川水系

番号	幹川名	溪流名	市町名	指定		面積 (ha)
				告示番号	年月日	
1	荒川	西荒川	塩谷町	内務省 300	S 8 . 9 . 22	57.389
2	荒川	大名沢	塩谷町	建設省 1106	H 2 . 5 . 19	0.870
3	荒川	天上沢川	塩谷町	建設省 1748	S 54 . 11 . 22	0.460
4	荒川	東荒川	塩谷町	内務省 73	S 8 . 3 . 18	14.261
5	西荒川	トガ沢	塩谷町	建設省 1434	S 60 . 10 . 28	1.250
6	那珂川	荒川	塩谷町	建設省 1773	S 38 . 7 . 23	6.060
7	那珂川	荒川	塩谷町	建設省 4618	S 42 . 12 . 28	14.000

8	那珂川	荒川	塩谷町	建設省 3661	S 43 . 12 . 19	5.400
9	那珂川	荒川	塩谷町	建設省 357	S 48 . 2 . 26	16.400
10	那珂川	荒川	塩谷町	建設省 1106	H 2 . 5 . 19	36.000
11	那珂川	荒川	塩谷町	建設省 158	H 8 . 2 . 5	0.840
12	那珂川	荒川	塩谷町	建設省 658	H 11 . 3 . 17	37.870
計	12箇所	6 溪流				190.80

急傾斜地崩壊危険箇所一覽

平成19年11月29日現在

番号	ランク	市町村	字	溪流名・箇所名	保全人家 戸数	備 考
1		塩谷町	風見	発電所 A	0	変電所 1
2		塩谷町	大宮	大宮中学校 A	0	中学校
3		塩谷町	船生清水	清水 A	5	
4		塩谷町	船生羽谷久保	羽谷久保 A	5	
5		塩谷町	佐貫琴平下	佐貫観音 A	5	
6		塩谷町	船生沼倉	沼倉 A	5	
7		塩谷町	上沢宮の下	上沢 A	3	
8		塩谷町	玉生地蔵坂	鴨屋敷(地蔵坂) A	9	変電所 1、医療提供施設 1
9		塩谷町	船生芦場	天頂 A	5	
10		塩谷町	船生西古屋	西古屋 A	5	
11		塩谷町	上寺島	東荒川ダム A	0	その他公共的建物 1
12		塩谷町	上寺島東古屋	西荒川ダム A	0	その他公共的建物 1
13		塩谷町	上寺島熊ノ草	上寺島 A	0	公民館 1
14		塩谷町	船生	西古屋 A	5	
15		塩谷町	船生	山口 B	5	
16		塩谷町	風見山田	風見山田 A	5	
17		塩谷町	風見山田	風見山田 B	5	
18		塩谷町	上寺島	東古屋 A	2	
19		塩谷町	鳥羽新田	鳥羽新田 A	2	
20		塩谷町	鳥羽新田	鳥羽新田 B	2	
21		塩谷町	喜佐見	喜佐見 A	1	
22		塩谷町	喜佐見	喜佐見 B	1	
23		塩谷町	熊ノ木	房返 A	4	
24		塩谷町	熊ノ木	大平崎 A	2	
25		塩谷町	船生	舟場 A	1	
26		塩谷町	船生	山口 A	2	
27		塩谷町	船生	寺小路 A	2	
28		塩谷町	船生	寺小路 B	1	
29		塩谷町	船生	羽谷久保 A	2	
30		塩谷町	船生	羽谷久保 B	1	
31		塩谷町	船生	川村 A	1	
32		塩谷町	船生	川村 B	4	
33		塩谷町	船生	川村 C	4	
34		塩谷町	船生	川村 D	3	
35		塩谷町	船生	川村 E	1	
36		塩谷町	船生	川村 F	1	
37		塩谷町	船生	沼倉 A	1	
38		塩谷町	船生	沼倉 B	2	
39		塩谷町	上沢	上沢 B	2	

40		塩谷町	上沢	上沢 C	3	
41		塩谷町	上沢	上沢 D	1	
42		塩谷町	上沢	上沢 E	1	
43		塩谷町	上沢	上沢 F	1	
44		塩谷町	玉生	玉生宿 A	4	
45		塩谷町	玉生	地藏坂 A	2	
46		塩谷町	飯岡	飯岡 A	4	
47		塩谷町	風見	風見 A	1	
48		塩谷町	船生	船生 A	2	
49		塩谷町	上寺島	東古屋 A	3	
50		塩谷町	船生寺小路	円満寺(寺小路) A	4	
51		塩谷町	上寺島	東古屋 A	0	
52		塩谷町	船生羽谷久保	羽谷久保 A	0	
53		塩谷町	熊ノ木	房返 A	0	
54		塩谷町	船生	川村 A	0	
55	新規	塩谷町	上沢	上沢 A	0	

(注) ランク 17
 ランク 33
 ランク 5 戸数
 計 55 130

急傾斜地崩壊危険区域一覧

番号	区域名	場所	区域面積 (ha)	指定		適用
				告示番号	年月日	
1	鴨屋敷	塩谷町玉生	0.36	栃木県118	S50.2.14	
合計	1箇所	1区域	0.36			

土石流危険溪流一覧

平成19年11月29日現在

番号	ランク	市町村	字	溪流名・箇所名	保全人家 戸数	備 考
1		塩谷町	西古屋	ホヤノキ沢	11	
2		塩谷町	天頂	天頂下沢	6	
3		塩谷町	芦場新田	芦場一号沢	5	
4		塩谷町	芦場新田	芦場三号沢	13	
5		塩谷町	芦場新田	芦場五号沢	5	
6		塩谷町	西山	釜ヶ戸屋沢	9	
7		塩谷町	西山	西山二号沢	0	集会施設 1
8		塩谷町	西山	西山沢	6	
9		塩谷町	熊ノ草	熊の草沢	7	集会施設 1
10		塩谷町	熊ノ草	トガ沢	12	
11		塩谷町	上沢	入沢一号沢	5	
12		塩谷町	風見山田	山田三号沢	8	
13		塩谷町	天頂	天頂沢	6	
14		塩谷町	西山	西山一号沢	8	
15		塩谷町	芦場新田	天頂上沢	5	
16		塩谷町	下寺島	延性寺沢	0	寺等 1
17	新規	塩谷町	飯岡	学校裏沢	7	
18	新規	塩谷町	飯岡	総合公園沢二号沢	11	
19		塩谷町	上沢	入沢二号沢	4	
20		塩谷町	船生	山口一号沢	2	
21		塩谷町	船生	山口二号沢	1	
22		塩谷町	船生	羽谷久保一号沢	4	
23		塩谷町	船生	羽谷久保二号沢	2	
24		塩谷町	風見山田	山田四号沢	1	
25		塩谷町	泉	泉四号沢	2	
26		塩谷町	泉	泉五号沢	1	
27		塩谷町	泉	泉六号沢	1	
28		塩谷町	飯岡	飯岡下沢	3	
29		塩谷町	飯岡	総合公園沢一号沢	0	
30		塩谷町	芦場新田	芦場六号沢	3	
31		塩谷町	西山	釜ヶ戸屋下沢	1	
32		塩谷町	下寺島	下寺島一号沢	1	
33		塩谷町	熊ノ草	熊ノ草一号沢	2	
34		塩谷町	下寺島	下寺島二号沢	2	
35		塩谷町	沼倉	沼倉一号沢	3	
36		塩谷町	沼倉	沼倉二号沢	3	
37		塩谷町	上沢	入沢三号沢	1	
38		塩谷町	上沢	上沢一号沢	3	
39		塩谷町	上沢	上沢	3	

40		塩谷町	上沢	学校沢	2	
41		塩谷町	上沢	上沢二号沢	2	
42		塩谷町	風見山田	山田一号沢	2	
43		塩谷町	風見山田	山田二号沢	3	
44		塩谷町	泉	泉一号沢	1	
45		塩谷町	泉	泉二号沢	1	
46		塩谷町	泉	泉三号沢	3	
47		塩谷町	飯岡	飯岡沢	2	
48		塩谷町	芦場新田	芦場四号沢	2	
49		塩谷町	芦場新田	芦場二号沢	1	
50		塩谷町	上寺島	上寺島一号沢	2	
51		塩谷町	上寺島	上寺島二号沢	2	
52		塩谷町	鳥羽新田	幸名下沢	1	
53		塩谷町	泉		0	
54		塩谷町	西山		0	
55		塩谷町	東房		0	
56		塩谷町	下寺島		0	
57		塩谷町	鳥羽新田		0	
58		塩谷町	上寺島	大名沢	0	

(注) ランク 18
 ランク 34
 準ずる 6 戸数
 計 58 191

土砂災害（特別）警戒区域及び避難体制・避難場所一覧

区域の名称	溪流名・箇所名	自然現象 の種 類	指定		適用	人家 戸数	公共 建物	連絡先 (消防用)	避難場所
			告示番号	年月日					
塩谷町大字風見384 001	発電所 A	急傾斜地の崩壊	栃木県216	H19.3.26		0	有	第3分団第2部	日々輝学園高等学校
塩谷町大字大宮384 002	大宮中学校 A	急傾斜地の崩壊	栃木県216・220	H19.3.26	(特別)	0	有	〃	〃
塩谷町大字船生384 004	清水 A	急傾斜地の崩壊	栃木県216・220	H19.3.26	(特別)	5		第8分団	船生保育所
塩谷町大字船生384 005	羽谷久保 A	急傾斜地の崩壊	栃木県216・220	H19.3.26	(特別)	4		〃	船生小学校
塩谷町大字佐貫384 006	佐貫観音 A	急傾斜地の崩壊	栃木県216・220	H19.3.26	(特別)	5	有	第7分団第2部	〃
塩谷町大字船生384 007	沼倉 A	急傾斜地の崩壊	栃木県216・220	H19.3.26	(特別)	2		〃	船生東小学校
塩谷町大字上沢384 008	上沢 A	急傾斜地の崩壊	栃木県216・220	H19.3.26	(特別)	3	有	第3分団第3部	〃
塩谷町大字玉生384 011	鴨屋敷(地蔵坂) A	急傾斜地の崩壊	栃木県216・220	H19.3.26	(特別)	27	有	第4分団	玉生小学校
塩谷町大字芦場新田 384 012	天頂 A	急傾斜地の崩壊	栃木県216・220	H19.3.26	(特別)	2		第5分団第2部	塩谷中学校
塩谷町大字船生384 013	西古屋 A	急傾斜地の崩壊	栃木県216・220	H19.3.26	(特別)	4		第9分団第3部	船生西小学校
塩谷町大字上寺島 384 015	東荒川ダム A	急傾斜地の崩壊	栃木県216・220	H19.3.26	(特別)	0	有	第6分団第2部	尚仁沢はーとらんど
塩谷町大字上寺島 384 016	西荒川ダム A	急傾斜地の崩壊	栃木県216・220	H19.3.26	(特別)	0	有	〃	星ふる学校熊ノ木

塩谷町大字上寺島 384 017	上寺島 A	急傾斜地の崩壊	栃木県216・220	H19.3.26	(特別)	1	有	第6分団第2部	星ふる学校熊ノ木
塩谷町大字船生384 019	西古屋 A	急傾斜地の崩壊	栃木県216・220	H19.3.26	(特別)	3		第9分団第3部	船生西小学校
塩谷町大字船生384 020	山口 B	急傾斜地の崩壊	栃木県216・220	H19.3.26	(特別)	4		第9分団第2部	〃
塩谷町大字風見山田 384 021	風見山田 A	急傾斜地の崩壊	栃木県216・220	H19.3.26	(特別)	4		第3分団第2部	日々輝学園高等学校
塩谷町大字風見山田 384 022	風見山田 B	急傾斜地の崩壊	栃木県216・220	H19.3.26	(特別)	7		〃	〃
塩谷町大字船生6201	ホヤノキ沢	土石流	栃木県216・220	H19.3.26	(特別)	10		第9分団第3部	船生西小学校
塩谷町大字船生6203	天頂下沢	土石流	栃木県216	H19.3.26		9	有	第7分団第1部	船生東小学校
塩谷町大字芦場新田 6204	芦場一号沢	土石流	栃木県216・220	H19.3.26	(特別)	3		第5分団第2部	塩谷中学校
塩谷町大字芦場新田 6205	芦場三号沢	土石流	栃木県216・220	H19.3.26	(特別)	10		〃	〃
塩谷町大字芦場新田 6206	芦場五号沢	土石流	栃木県216・220	H19.3.26	(特別)	4		〃	〃
塩谷町大字玉生6207	釜ヶ戸屋沢	土石流	栃木県216・220	H19.3.26	(特別)	42		第4分団	玉生小学校
塩谷町大字玉生6208	西山二号沢	土石流	栃木県216・220	H19.3.26	(特別)	1	有	〃	〃
塩谷町大字玉生6209	西山沢	土石流	栃木県216	H19.3.26		14		〃	〃
塩谷町大字上寺島 6210	熊の草沢	土石流	栃木県216	H19.3.26		3	有	第6分団第2部	星ふる学校熊ノ木
塩谷町大字上寺島 6211	トガ沢	土石流	栃木県216	H19.3.26		9		〃	〃
塩谷町大字上沢 J 6204	入沢一号沢	土石流	栃木県216・220	H19.3.26	(特別)	4		第3分団第3部	船生東小学校
塩谷町大字風見山田 J 6211	山田三号沢	土石流	栃木県216・220	H19.3.26	(特別)	10		〃	日々輝学園高等学校
塩谷町大字船生 J 6218	天頂沢	土石流	栃木県216	H19.3.26		11		第7分団第1部	船生東小学校

塩谷町大字玉生 J 6219	西山一号沢	土石流	栃木県216・220	H19.3.26	(特別)	8		第4分団	玉生小学校
塩谷町大字芦場新田 6 2 - 001	天頂上沢	土石流	栃木県216・220	H19.3.26	(特別)	6	有	第7分団第1部	船生東小学校
塩谷町大字下寺島 6 2 002	延性寺沢	土石流	栃木県216・220	H19.3.26	(特別)	3	有(寺)	第6分団第2部	星ふる学校熊ノ木
塩谷町大字上沢6202	入沢二号沢	土石流	栃木県216・220	H19.3.26	(特別)	6		第3分団第3部	船生東小学校
塩谷町大字芦場新田 6 2 011	芦場六号沢	土石流	栃木県216・220	H19.3.26	(特別)	56		第5分団第2部	塩谷中学校
塩谷町大字玉生 6 2 012	釜ヶ戸屋下沢	土石流	栃木県216・220	H19.3.26	(特別)	2		第4分団	玉生小学校
合計	36区域				うち特別警戒区域	30区域			

(注) 適用欄の(特別)は、土砂災害特別警戒区域を示す。

(注) 連絡先は、消防団の他、各行政区長とする。

山地災害危険地区一覧

第1 山腹崩壊危険地区

番号	地区名	位置			直接保全対象施設		ランク	着手の状況 (平成18年度末)
		町・村	大字	字	人家 戸数	公共施設・種類		
1	東古屋	塩谷	上寺島	裏山	16	町道	A	未着手
2	熊の草	塩谷	上寺島	川畑向	10	町道	A	未着手
3	鳥羽新田	塩谷	鳥羽新田	丸山	10	町道	A	未着手
4	水溜山	塩谷	鳥羽新田	吉沢	4	幼稚園/町道	A	概成
5	岳下(1)	塩谷	船生	岳下	1	無	C	概成
6	岳下(2)	塩谷	船生	岳下	1	無	C	未着手
7	出入(1)	塩谷	船生	出入		町道	C	概成
8	出入(2)	塩谷	船生	出入		町道	B	未着手
9	西古屋(1)	塩谷	船生	西古屋	10	町道	B	未着手
10	西古屋(2)	塩谷	船生	西古屋	12	町道	A	未着手
11	船場	塩谷	船生	愛吉沢	10	町道	A	一部概成
12	百目鬼	塩谷	船生	百目鬼	10	町道	B	一部概成
13	羽谷久保	塩谷	船生	羽谷久保	10	町道	A	未着手
14	船生	塩谷	船生	清水	10	小学校/県道	A	未着手
15	富士山(1)	塩谷	船生	富士山	10	町道	A	未着手
16	富士山(2)	塩谷	船生	富士山	10	町道	A	未着手
17	沼倉	塩谷	船生	滝ノ沢	10	町道	A	一部概成
18	玉生(1)	塩谷	玉生	玉生	5	郵便局/県道	A	未着手
19	玉生(2)	塩谷	玉生	玉生	3	変電所/県道	B	未着手
20	上沢	塩谷	大宮	上沢	10	町道	A	未着手
21	風見(1)	塩谷	大宮	風見山田	20	町道	A	未着手
22	風見(2)	塩谷	大宮	風見山田	25	町道	B	未着手
23	窪付山	塩谷	上寺島	窪付山		町道	C	概成
24	天頂山	塩谷	船生	天頂	10	県道	A	一部概成
25	岳下(3)	塩谷	下寺島	妙義前	1	無	C	未着手
26	船場(2)	塩谷	下寺島	マタオロ		町道	C	概成
27	合柄橋	塩谷	下寺島	合柄橋	10	無	A	未着手
28	富士山(3)	塩谷	下寺島	富士山	2	無	C	未着手
29	ドウヤマ	塩谷	玉生	ドウヤマ	2	無	B	未着手
30	川村	塩谷	船生	馬洗山	3	無	C	未着手
31	佐貫	塩谷	佐貫	ザイシ		発電所/町道	B	未着手
32	川前	塩谷	上寺島	入鹿の又	5	県道	B	一部概成
33	後山	塩谷	熊ノ木	ニカイ	5	町道	A	未成
34	松井沢	塩谷	熊ノ木			町道	C	概成
35	道下	塩谷	玉生	シンゾウ坂	12	県道	A	一部概成
36	古寺	塩谷	上寺島	古寺	3	林道	C	概成

第2 崩壊土砂流出危険地区

番号	地区名	位置			直接保全対象施設		ランク	着手の状況 (平成18年度末)
		町・村	大字	字	人家 戸数	公共施設・種類		
1	西立室沢	塩谷	上寺島	萩の目境		町道	C	一部概成
2	東立室沢	塩谷	上寺島	萩の目境	1	町道	C	一部概成
3	黒沢	塩谷	上寺島	萩の目境	2	町道	C	一部概成
4	尚仁沢	塩谷	上寺島	萩の目境		ダム管理事務所 / 県道	B	一部概成
5	寺沢	塩谷	上寺島	寺沢	1	無	C	一部概成
6	シナシ沢	塩谷	上寺島	大持沢		発電所 / 町道	C	概成
7	ベット沢	塩谷	上寺島	トゲイワ		発電所	C	概成
8	鳥羽	塩谷	鳥羽新田	丸山	2	発電所 / 町道	C	未着手
9	鳥羽新田	塩谷	鳥羽新田	下の沢	7	幼稚園 / 町道	A	未着手
10	西古屋(2)	塩谷	船生	西裏山	10	林道	A	未着手
11	西古屋(1)	塩谷	船生	西裏山	10	林道	B	未着手
12	岳下(1)	塩谷	船生	岳下	1	町道	C	未着手
13	岳下(2)	塩谷	船生	岳下	1	町道	C	未着手
14	山口	塩谷	船生	西ノ入	10	町道	A	一部概成
15	皆沢	塩谷	船生	皆沢	1	町道	C	一部概成
16	出入沢	塩谷	船生	出入	10	町道	B	一部概成
17	トビノ巣沢	塩谷	上寺島	トビノ巣		町道	C	未着手
18	後久保沢	塩谷	下寺島	萩立	3	町道	C	一部概成
19	松茸	塩谷	下寺島	松茸	8	町道	B	未着手
20	ホヤノギ沢	塩谷	船生	ホヤノギ沢	10	町道	B	概成
21	道谷原	塩谷	船生	上の沢	10	町道	A	一部概成
22	百目鬼	塩谷	船生	百目鬼裏	6	町道	B	一部概成
23	沼倉	塩谷	船生	滝ノ沢	10	町道	B	未着手
24	長沢	塩谷	玉生	長沢	10	町道	A	未着手
25	入の沢	塩谷	玉生	入の沢	10	町道	A	一部概成
26	西山(1)	塩谷	玉生	入の沢	16	町道	A	未着手
27	西山(2)	塩谷	玉生	サシショウト ヤ	16	町道	A	未着手
28	西山(3)	塩谷	玉生	ゴリョウマエ	10	町道	B	未着手
29	町裏	塩谷	玉生	町裏	30	郵便局 / 県道	B	未着手
30	上沢(1)	塩谷	上沢	タキノイリ	12	町道	A	未着手
31	上沢(2)	塩谷	上沢	ヒガシヤマ	20	学校 / 町道	A	未着手
32	上沢(3)	塩谷	上沢	ミヤノイリ	7	町道	B	未着手
33	飯岡(1)	塩谷	飯岡	百貫トヤ	10	町道	A	未着手
34	飯岡(2)	塩谷	飯岡	大笹トヤ	10	町道	A	未着手
35	山田(2)	塩谷	風見山田	ゴロビキザワ	1	町道	C	未着手
36	山田(1)	塩谷	風見山田	ホッキリ	10	町道	B	未着手
37	桜沢(2)	塩谷	風見山田	チュウガ	3	町道	C	未着手
38	桜沢(1)	塩谷	風見山田	桜沢	3	町道	C	未着手
39	風見	塩谷	風見山田	カスミガ入	10	町道	A	未着手
40	星の宮	塩谷	佐貴	アカサカ	12	町道	A	一部概成

41	石小屋沢上流	塩谷	上寺島	萩の目境	1	町道	C	一部概成
42	石小屋沢下流	塩谷	上寺島	萩の目境	35	学校 / 県道	B	一部概成
43	高柴	塩谷	船生	高柴	30	県道	B	一部概成
44	尚仁沢(2)	塩谷	上寺島	萩の目境		県道	C	一部概成
45	大持沢	塩谷	上寺島	大持沢		県道	C	未着手
46	清水沢	塩谷	上寺島	清水和		県道	C	未着手
47	ヨシン沢	塩谷	上寺島	ヨシン沢	1	無	C	未着手
48	ホヤノキ沢 (2)	塩谷	船生	ホヤノキ沢	3	無	C	未着手
49	ウエノ沢	塩谷	泉	小沢	1	町道	C	未着手
50	熊ノ木	塩谷	熊ノ木	小丸山	5	町道	C	一部概成
51	喜佐見	塩谷	喜佐見	次郎衛門	15	公民館 / 町道	B	未着手
52	火打石	塩谷	上寺島		23	県道	B	概成
53	明雲寺裏	塩谷	船生		39	町道	B	概成
54	芦場沢	塩谷	玉生	芦場新田	20	公民館 / 県道	A	概成
55	釜の沢	塩谷	上寺島	八ツ穴	3	林道	C	未着手
56	西沢	塩谷	船生	西沢	6	林道	C	一部概成
57	栃窪沢	塩谷	船生	大柄鳥谷	4	林道	C	未着手
58	船木沢	塩谷	船生	船木カ沢	10	林道	A	一部概成
59	沼倉(2)	塩谷	船生	沼倉山	8	町道	C	一部概成
60	宮内	塩谷	船生	宮内	2		C	一部概成
61	大名沢	塩谷	上寺島	モモノキサワ			C	一部概成
62	オソ沢	塩谷	船生	トヤバ			C	一部概成
63	西沢本流	塩谷	船生	西沢			C	未着手
64	足尾谷沢	塩谷	船生	足尾谷沢			C	一部概成
65	金沢	塩谷	船生	金沢			C	未着手
66	桧出沢	塩谷	上寺島	ナルカリミネ			C	未着手

〔 応援協定等 〕

災害時における市町村相互応援に関する協定

（趣旨）

第1条 この協定は、栃木県内の市町村において災害が発生し、被災市町村のみでは、十分な応急処置が実施できない場合に、被災市町村が県内他市町村に要請する応援業務を円滑に実施するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号及び第67条第1項の規定に基づき、相互応援に関し、必要な事項について定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (5) 火葬場の提供及びあっせん
- (6) ごみ、し尿等の処理のための車両及び施設の提供及びあっせん
- (7) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、事務職、技能職等の職員の派遣
- (8) ボランティアのあっせん
- (9) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第3条 被災市町村は、次の事項を明らかにして、口頭、電話又は電信により要請を行い、後日、速やかに文書をもってその内容を通知するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第6号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第7号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び経路
- (5) 応援を希望する期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の自主出動）

第4条 災害が発生し、被災市町村との連絡がとれない場合かつ応援市町村が必要と認めるときは、自主的に出動できるものとする。

- 2 自主的に出動した応援市町村は、被災状況等の情報を収集し、その情報を被災市町村及び他の応援市町村に提供するとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。
- 3 前項による応援については、被災市町村からの応援要請があったものとみなす。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した費用は、被災市町村の負担とする。ただし、前条に規定する被災地の情報収集活動に要した経費は、応援市町村の負担とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、被災市町村の被災状況等を勘察し、特段の事情が認められるときは、応援

に要した経費の負担については、被災市町村と応援市町村との間で協議して定める。

(経費の一時繰替え支弁)

第6条 応援市町村は、被災市町村が前条に規定する経費を支弁することが困難であり、かつ、その要請があったときは、当該経費を一時繰替え支弁するものとする。

(災害補償等)

第7条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定に基づき、応援市町村が行うものとする。

2 応援活動に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復の途上において生じたものについては応援市町村が、賠償するものとする。

(県の役割)

第8条 県は、この協定が円滑に実施できるよう、市町村に対し支援・協力を行うものとする。

(連絡の窓口)

第9条 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(災害対策連絡会議の設置等)

第10条 この協定に基づく応援を円滑に行うため、災害対策連絡会議を設置するものとする。

2 災害対策連絡会議は、地域ごとの代表市町村をもって構成するものとする。

(補則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成8年7月30日から施行する。

この協定の締結を証するため、市町村長及び知事が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年7月30日

災害時における市町村相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、「災害時における市町村相互応援に関する協定」(以下「協定」という。)の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 協定第9条の規定による市町村の相互応援に関する連絡担当部課は、別表1(省略)のとおりとする。

(市町村の区分)

第3条 大規模災害時における応援活動を迅速かつ円滑に行なうため、別表2のとおり市町村を地域ごとに区分(以下「ブロック」という。)するものとする。

(応援ブロック)

第4条 被災市町村を応援するにあたり、迅速な対応が行えるよう応援ブロックを別表3に定める。

(応援職員の携行品)

第5条 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。

(応援職員に対する便宜の供与)

第6条 被災市町村は、災害応急対策に支障のない範囲で、必要に応じ、応援職員に対する宿舍のあっせんその他の便宜を供与するものとする。

(応援職員の派遣に要する経費負担等)

第7条 協定第5条第1項に定める経費のうち、応援職員等の派遣に要した経費の負担については、次のとおりとする。

(1) 被災市町村が負担する経費の額は、応援市町村が定める規定により算定した当該職員等の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

(2) 前号に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して定めるものとする。

(経費の支払方法)

第8条 応援市町村が、協定第6条の規定に基づき、応援に要する経費を繰替支弁した場合には、次に定めるところにより算出した額について、被災市町村に請求するものとする。

(1) 応援職員等の派遣については、前条に規定する額

(2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費

(3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

(4) 車両、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

(5) 施設の提供については、借上料

(6) 協定第2条第9号に規定する事項については、その実施に要した額

2 前号に定める請求は、応援市町村長名による請求書(関係書類添付)により、被災市町村長に請求するものとする。

(災害対策連絡会議)

第9条 協定第10条第2項に定める地域ごとの代表市町村は、ブロック代表市町村とする。

2 災害対策連絡会議は、ブロック代表市町村の防災主管課長をもって構成する。

- 3 災害対策連絡会議では、次の事項について協議するものとする。
- (1) 応援体制に関する事項
 - (2) 備蓄体制に関する事項
 - (3) 防災訓練に関する事項
 - (4) その他必要な事項
- 4 この実施細目に定めのない事項については、災害対策連絡会議で協議するものとする。

附 則

この実施細目は、平成8年7月30日から施行する。

別表2 市町村の区分

ブロック名	構成市町村
北那須ブロック	大田原市、黒磯市、湯津上村、黒羽町、那須町、西那須野町、塩原町
日光ブロック	日光市、今市市、足尾町、栗山村、藤原町
南那須ブロック	南那須町、烏山町、馬頭町、小川町
塩谷ブロック	矢板市、塩谷町、氏家町、高根沢町、喜連川町
県央ブロック	宇都宮市、鹿沼市、上河内町、河内町、粟野町
芳賀ブロック	真岡市、二宮町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
県南ブロック	栃木市、小山市、上三川町、南河内町、西方町、壬生町、石橋町、国分寺町、野木町、大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町
安足ブロック	足利市、佐野市、田沼町、葛生町

別表3 応援ブロック

被災ブロック名	応援ブロック名
北那須ブロック	日光ブロック、南那須ブロック、塩谷ブロック
日光ブロック	北那須ブロック、塩谷ブロック、県央ブロック
南那須ブロック	北那須ブロック、塩谷ブロック、芳賀ブロック
塩谷ブロック	北那須ブロック、日光ブロック、南那須ブロック、県央ブロック、芳賀ブロック
県央ブロック	日光ブロック、塩谷ブロック、芳賀ブロック、県南ブロック、安足ブロック
芳賀ブロック	南那須ブロック、塩谷ブロック、県央ブロック、県南ブロック
県南ブロック	日光ブロック、県央ブロック、芳賀ブロック、安足ブロック
安足ブロック	県央ブロック、芳賀ブロック、県南ブロック

〔 条 例 等 〕

塩谷町防災会議条例

(昭和39年3月19日)
(条 例 第 3 号)

改正 昭和41年2月22日

平成7年12月15日条例第27号

平成12年3月23日条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、塩谷町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 塩谷町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 町の域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 水防法（昭和24年法律第193号）第25条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもってあてる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもってあてる。

- (1) 町長が指定する関係地方行政機関の職員のうちから当該関係行政機関の長が指名する者
- (2) 栃木県の知事が、その部内の職員のうちから指名する者
- (3) 町の区域の全部又は一部を管轄する警察署の警察署長又はその指名する職員
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 町の教育委員会の教育長
- (6) 町の消防団長
- (7) 町長が指定する関係公共機関及び関係地方公共機関のうちから町長が任命する者

6 前項第1号、第2号、第4号、及び第7号の委員は、25人以内とする。

7 第5項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、栃木県の職員、町の職員、関係公共機関の職員及び学識経験のある者の中から町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 この条例に定めるもののほか防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和41年2月22日)

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年2月11日から適用する。

附 則 (平成7年12月15日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月23日条例第2号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

塩谷町災害対策本部条例

(昭和39年3月19日)
(条例第4号)

改正 昭和41年2月22日

平成8年6月26日条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、塩谷町対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年2月22日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年2月22日から適用する。

附 則（平成8年6月26日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

塩谷町被災宅地危険度判定実施要綱

(平成19年4月1日)
(訓令第10号)

(目的)

第1条 この要綱は、栃木県被災宅地危険度判定実施要綱(平成17年3月30日制定。以下「県要綱」という。)第7条に基づき、大規模な地震又は降雨等の災害(以下「大地震等」という。)により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災宅地危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を確保するために定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の意義は、県要綱に定めるところによる。

(危険度判定の実施主体)

第3条 本町の実施する危険度判定は、県の支援のもと、宅地判定士の協力を得て本町が主体的に実施するものとする。

2 県要綱第7条第5項の規定に基づき、県が本町を含む地域を対象として判定を実施する場合は、県との連絡を取り、危険度判定の円滑な実施が図られるよう必要な措置を講じるものとする。

(震前対策)

第4条 町長は、円滑な危険度判定を実施するため、栃木県地域防災計画との整合を図りながら、危険度判定業務を本町地域防災計画に位置付けるものとする。

2 建設水道課を危険度判定所管課とし、建設水道課長は、同課において危険度判定の実施体制の整備を図るものとする。

3 建設水道課長は、建設水道課の技術系職員で登録の要件を満たす者を宅地判定士として登録するよう指導するとともに、他課の技術系職員で登録の要件を満たす者を宅地判定士として登録するよう他課に要請するものとする。

4 建設水道課長は、宅地判定士及び判定調整員の確保に努めるものとする。

5 建設水道課長は、危険度判定活動に必要な資機材について、予め調達し、備蓄しておくものとする。

(危険度判定実施の決定)

第5条 本町災害対策本部長は、地震又は降雨等によって多くの宅地が被災し、危険度判定実施の必要があると判断した場合は、直ちに危険度判定の実施を決定し、実施本部の設置その他の必要な措置を講じるものとする。

2 前項に係る措置を講じた場合は、その都度県災害対策本部に報告するものとする。

(実施本部)

第6条 第5条第1項の規定に基づき危険度判定の実施を決定した場合は、建設水道課に実施本部を設置するものとする。

2 前項の実施本部には、次の機関を置き、それぞれ当該各号に掲げる者をもってあてる。

- (1) 実施本部長 建設水道課長
- (2) 連絡調整班長 建設水道課建設担当
- (3) 物資調達班長 建設水道課建設担当

- 3 実施本部は、危険度判定実施に当たって次に掲げる事項を行うものとする。
- (1) 危険度判定実施に必要な拠点（以下「危険度判定拠点」という。）の確保
 - (2) 現地危険度判定拠点との連絡調整
 - (3) 危険度判定活動の安全を確保するための情報の収集及び提供
 - (4) 危険度判定実施についての被災地住民への周知
 - (5) 危険度判定活動の際の現地案内人の確保
 - (6) その他の現地での危険度判定活動の補完作業
（危険度判定の対象区域、対象宅地の決定の基準及び手順）

第7条 危険度判定の対象区域は、宅地の地盤、のり面・自然斜面及び擁壁のクラック、沈下、崩壊等の被災状況を把握し、被災の箇所数等を考慮して決定するとともに、当該区域の宅地を危険度判定の対象とする。

- 2 優先的に危険度判定を実施すべき宅地は、別に定めるものとする。
（県への支援要請、宅地判定士等の確保及び判定の実施体制等）

第8条 災害対策本部は、危険度判定実施の決定後必要に応じて県災害対策本部県土整備部営繕班（県災害対策本部が設置されていない場合は県県土整備部建築課）に対して支援要請を行うものとする。

- 2 実施本部長は、宅地判定士の資格を有する本町職員に危険度判定活動を要請するものとする。
3 危険度判定業務は、実施本部、宅地判定士及び判定調整員によって実施するものとする。
（宅地判定士等の移動方法、宿泊場所の確保等）

第9条 本町職員以外の宅地判定士及び判定調整員の危険度判定対象区域までの移動方法については、状況に応じ公用車の利用を考慮するものとする。

- 2 実施本部長は、必要に応じ宅地判定士等の食糧の準備及び宿泊場所の確保を行うものとする。
（他市町村への応援等）

第10条 町長は、県内外の市町村が被災した場合において、県支援本部等から危険度判定に係る応援要請があった場合は、速やかに対応するものとする。
（危険度判定活動時における安全及び補償等）

第11条 実施本部長は、実際の危険度判定活動若しくは危険度判定の訓練活動において、職員及び宅地判定士等の生命の安全を最優先に考えて業務に取り組まなければならない。

- 2 町長は、判定活動に民間の判定士等を従事させる場合は、被災宅地危険度判定業務等従事者災害補償細則に基づく補償制度の適用を受けられるように必要な措置を講ずるものとする。
（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、危険度判定に関して必要な事項は町長が別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

塩谷町震災建築物応急危険度判定要綱

(平成18年3月30日)
(訓令第11号)

改正 平成19年3月30日訓令第5号

目次

- 第1章 総則(第1条 第3条)
- 第2章 震前対策(第4条)
- 第3章 判定の実施(第5条 第11条)
- 第4章 その他(第12条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、栃木県震災建築物応急危険度判定要綱(平成17年3月30日制定。以下「県要綱」という。)第4条第1項に基づき、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、震災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱においては、用語の意義は、県要綱に定めるところによる。

(判定の実施主体)

第3条 本町の実施する判定は、県の支援のもと、判定士の協力を得て本町が主体的に実施するものとする。

第2章 震前対策

(震前対策)

第4条 町長は、円滑な判定を実施するため、栃木県地域防災計画との整合を図りながら、判定業務を本町地域防災計画に位置づけるものとする。

- 2 建設水道課を判定所管課とし、建設水道課長は、同課において判定の実施体制の整備を図るものとする。
- 3 建設水道課長は、建築関係業務に従事する技術系職員を判定士として養成するものとする。
- 4 建設水道課長は、判定士の確保に努めるものとする。
- 5 建設水道課長は、判定活動に必要な資機材について、あらかじめ調達し、備蓄しておくものとする。

第3章 判定の実施

(判定実施の決定)

第5条 本町災害対策本部長は、地震によって多くの建築物が被災し、判定実施の必要があると判断した場合、直ちに判定の実施を決定し、実施本部の設置その他の必要な措置を講じるものとする。

- 2 本町災害対策本部長は、県災害対策本部県土整備部営繕班(県災害対策本部が設置されていない場合は県県土整備部建築課)が県要綱第5条第2項に基づき、判定を実施するよう本町災害対策本部に進言した場合は、原則として、直ちに判定の実施を決定し、実施本部の設置その他の必要な措置を講じるものとする。

3 第1項及び第2項に係る措置を講じた場合は、その都度県災害対策本部に報告するものとする。
(実施本部)

第6条 第5条第1項及び第2項の規定に基づき判定の実施を決定した場合は、建設水道課に実施本部を設置するものとする。

2 前項の実施本部には、次の機関を置き、それぞれ当該各号に掲げる者をもってあてる。

- (1) 実施本部長 建設水道課長
- (2) 連絡調整班長 建設水道課建設担当
- (3) 物資調達班長 建設水道課建設担当

3 実施本部は、判定実施に当たって支援本部との相互連絡を取り、判定の円滑な実施が図れるよう努めるものとする。この場合実施本部は、応急危険度判定実施計画書を作成するものとする。

4 実施本部は、判定実施に当たって次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 判定実施に必要な拠点(以下「判定拠点」という。)の確保
- (2) 現地判定拠点との連絡調整
- (3) 判定活動の安全を確保するための情報の収集及び提供
- (4) 判定実施についての被災地住民への周知
- (5) 判定活動の際の現地案内人の確保
- (6) その他の現地での危険度判定活動の補完作業
(判定の対象区域、対象建築物の決定の基準及び手順)

第7条 判定の対象区域は、建築物の被災状況を把握し、全壊、半壊及び一部損壊の棟数等を考慮し決定する。また、判定の対象建築物は、全壊(倒壊を除く。)半壊及び一部損壊の建築物とする。

2 優先的に判定を実施すべき施設、区域等は、別に定めるものとする。

(県への支援要請、判定士等の確保及び判定の実施体制等)

第8条 災害対策本部は、判定実施の決定後、必要に応じて県災害対策本部県土整備部営繕班(県災害対策本部が設置されていない場合は県県土整備部建築課)に対して支援要請を行うものとする。

2 実施本部長は、判定士の資格を有する本町職員に危険判定活動を要請するものとする。

3 判定業務は、実施本部、判定士及び判定コーディネーターによって実施するものとする。

(判定士等の移動方法、宿泊場所の確保)

第9条 本町職員以外の判定士等の判定対象区域までの移動方法については、状況に応じ公用車の利用を考慮するものとする。

2 実施本部長は、必要に応じ判定士等の食料の準備及び宿泊場所の確保を行うものとする。

(他市町村への応援等)

第10条 町長は、県内外の市町村が被災した場合において、県支援本部から判定に係る応援要請があった場合は、速やかに対応するものとする。

(判定活動における安全及び補償等)

第11条 実施本部長は、実際の判定活動若しくは判定の訓練活動において、職員及び判定士等の生命の安全を最優先に考えて業務に取り組まなければならない。

2 町長は、判定活動に民間の判定士等を従事させる場合は、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく保障制度の適用を受けられるように必要な措置を講じるものとする。

第4章 その他

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、判定に関して必要な事項は町長が別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第5号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

[様 式 等]

栃木県火災・災害等即報要領報告様式

第 1 号様式 (火災)

第 報

送付先：栃木県民生活部消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分
終日	NW FAX 500 2146 / NTT FAX 028 623 2146	市 町 村	市町村・ 消防番号
第一報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW TEL 500 2136 NTT TEL 028 623 2136)		(消防本部名)	
(月 日 時 分現在) 爆発を除く。		報告者名	(TEL)

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他		
出火場所		栃木県防災 情報マップ	6 , (英字)(数字)
出火日時 (覚知日時)	(月 日 時 分) (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) (月 日 時 分)
火元の業態・ 用途		事業所名 (代表者氏名)	
出火箇所		出火原因	
死傷者	死者(性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人	死者の生じた 理由	
建物の概要	構造 階層	建築面積 延べ面積	
焼損程度	全焼棟 } 半焼棟 } 計 棟 部分焼 } ぼや棟 }	焼損面積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 a
り災世帯数		気象状況	
消防活動状況	消防本部(署) 台 消防団 台 その他 人		
救急・救助 活動状況			
災害対策本部 等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式（特定の事故）

第 報

送付先：栃木県民生活部消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分
終日	NW FAX 500 2146 / NTT FAX 028 623 2146	市 町 村 (消防本部名)	市町村・ 消防番号
第一報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW TEL 500 2136 NTT TEL 028 623 2136)			
事故名	{ 1 危険物等に係る事故 2 原子力施設等に係る事故 3 その他特定の事故 (月 日 時 分現在)	報告者名	(TEL)

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()				
発生場所					
事業所名					
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分		
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分		
消防覚知方法	気 象 状 況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()	物 質 名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()				
施設の概要	危険物施設の 区 分				
事故の概要					
死 傷 者	死者(性別・年齢)	人	負傷者等		
			人(人)		
			重症 人(人)		
			中等症 人(人)		
			軽 症 人(人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出 場 機 関	出 場 人 員	出 場 資 機 材	
		事 業 所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			そ の 他	人	
		消 防 本 部 (署)	台	人	
		消 防 団	台	人	
		自 衛 隊	人		
そ の 他	人				
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

送付先：栃木県民生活部消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分		
終日	NW FAX 500 2146 / NTT FAX 028 623 2146		市 町 村 (消防本部名)	市町村・ 消防番号	
第一報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW TEL 500 2136 / NTT TEL 028 623 2136)					
		報告者名	(TEL)		

(月 日 時 分現在)

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急処理事態			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	(月 日 時 分) (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死傷者等	死者(性別・年齢)	負傷者等	人(人)	
	計 人	{ 重症 人(人) 中等症 人(人) 軽 症 人(人)		
不明	人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助活動状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

送付先：栃木県民生活部消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分	
終日	NW FAX 500 2146 / NTT FAX 028 623 2146	市 町 村 (消防本部名)	市町村・ 消防番号	
第一報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 【県から要求した場合は除く】 (NW TEL 500 2136 / NTT TEL 028 623 2136)				
		報告者名	(TEL)	

(月 日 時 分現在)

災 害 の 概 況	発生場所					発生日時	月 日 時 分				
被 害 の 状 況	死傷者	死者	人	不明	人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟	
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟	
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の 設置状況										

《消防防災課確認事項》

- 1 死傷者については、氏名、性別、年齢について確認する。
- 2 住家被害については、住所・世帯数・人数及び被害の概要について確認する。床下浸水についても同様に確認する。
- 3 非住家被害については、全壊・半壊の被害数及び被害の概要について確認する。
- 4 住民の避難の状況について確認する。(避難指示・避難勧告・自主避難の区別をはっきりさせること。)
- 5 道路、崖くずれの状況について確認する。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式(その2)[被害状況即報]

終日	NW FAX 500 2146 / NTT FAX 028 623 2146		送付先：栃木県民生活部消防防災課 (NW TEL 500 2136 / NTT TEL 028 623 2136) 第一報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。【県から要求した場合は除く】				市町村・消防番号				
市町村名 (消防本部名)		区分		被害		区分		被害		備考	
報告者名 (TEL)		田		流出・埋没 ha		公立文教施設		千円		災害発生場所	
災害名 ・ 報告番号		畑		冠水 ha		農林水産業施設		千円		災害発生年月日	
災害名 第 報 (月日時現在)		流出・埋没 ha		冠水 ha		公共土木施設		千円		災害の種類概況	
区分		文教施設		箇所		その他の公共施設		千円		小計	
被害		病院		箇所		公共施設被害市町村数		千円		農業被害	
人的被害		死者		人		道路		箇所		林業被害	
死者		行方不明者		人		橋りょう		箇所		畜産被害	
負傷者		重傷		人		河川		箇所		水産被害	
軽傷		人		人		砂防		箇所		商工被害	
全壊		棟		世帯		清掃施設		箇所		その他	
半壊		棟		世帯		崖くずれ		箇所		被害総額	
一部破損		棟		世帯		鉄道不通		箇所		災害等の設置状況	
床上浸水		棟		世帯		被害船舶		隻		設置	
床下浸水		棟		世帯		水道		戸		月	
り災世帯数		2		世帯		電話		回線		日	
り災者数		2		人		電気		戸		時	
火災発生		建物		件		ガス		戸		分	
公共建物		棟		棟		ブロック塀等		箇所		解散	
その他		棟		棟		り災世帯数		2		月	
						り災者数		2		日	
						火災発生		3		時	
						建物		件		分	
						危険物		件		設置	
						その他		件		月	
						消防職員出動延人数		人		日	
						消防団員出動延人数		人		時	
						消防職員出動延人数		人		分	
						消防団員出動延人数		人		分	

用語の定義については、「災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防第246号)」によるが、特に次のことに注意すること。 被害額は省略することができるものとする。

- 1 非住家は全壊及び半壊の被害を受けたもののみ計上すること。
- 2 り災世帯及びり災者数は全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった世帯及び人数を計上すること。
- 3 火災発生については地震又は火山噴火の場合のみ計上

緊急通行車両等の確認申出書、確認証明書及び標章

年 月 日	
緊急通行車両等確認申出書	
栃木県知事	様
住所 申出者 氏名 電話() 局 番	
番号標に表示されている番号	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)	
使用者	住所 電話() 局 番
	氏名
通行目的	
通行日時	
通行経路	出発地
	目的地
備考	

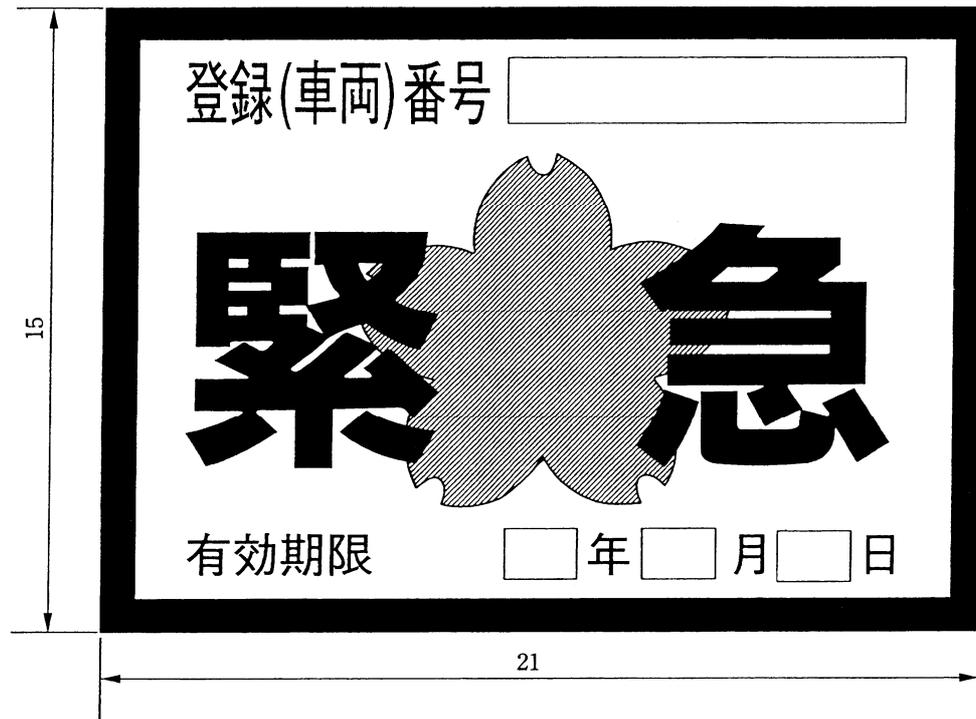
年 月 日

緊急通行車両等確認証明書

栃木県知事

印

番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所	電話（ ） 局 番	
	氏名		
通行目的			
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備考			



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

水防活動の利用に適合するもの 2	水防活動用 気象警報	大雨警報	一般の利用に適合する大雨警報と同じ。
	水防活動用 洪水警報	洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報と同じ。
気象情報	気象に関する府県情報		注意報・警報に先立って注意を喚起するための情報や、警報発表時に経過や予想など、状況変化や防災上の重要事項を伝える情報

(注)

- 1 注意報・警報の発表は、「南部」を「県中部」「南東部」「南西部」の三地域に、「北部」を「那須地域」「日光地域」の二区域に細分して発表する。
ただし、細分できない場合は「南部」「北部」及び「栃木県」を用いる。
- 2 注意報・警報の発表基準の「山地」とは、標高がおおむね600m以上、「平地」とは、標高がおおむね600m以下の区域をいう。
- 3 発表基準欄に記載した数値は、栃木県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
- 4 (1) 1 この注意報・警報は標題を出さないで、気象注意報・警報に含めて行う。
(2) 2 水防活動の利用に適合する注意報・警報は、一般の注意報・警報のうち水防に関するものを用いて行い、水防活動用の語は用いない。
- 5 注意報・警報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表されたときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除、または更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。

気象庁震度階級関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意ください。

- 1 気象庁が発表する震度は、震度計による観測値であり、この表に記述される現象から決定するものではありません。
- 2 震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や地震動の性質によって、被害が異なる場合があります。この表では、ある震度が観測された際に通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
- 3 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は、震度計が置かれている地点での観測値ですが、同じ市町村であっても場所によっては震度が異なることがあります。また、通常地表で観測していますが、中高層建物の上層階では一般にこれより揺れが大きくなります。
- 4 大規模な地震では長周期の地震波が発生するため、遠方において比較的低い震度であっても、エレベーターの障害、石油タンクのスロッシングなどの長周期の揺れに特有な現象が発生することがあります。
- 5 この表は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、新しい事例が得られたり、建物、構造物の耐震性の向上などで実状と合わなくなった場合には、内容を変更することがあります。

計 震	測 度	震 度 階 級	人 間	屋 内 の 状 況	屋 外 の 状 況	木 造 建 物	鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造 建 物	ラ イ フ ラ イ ン	地 盤 ・ 斜 面
0.5		0	人は揺れを感じない。						
		1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。						
1.5		2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。					
		3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
3.5		4	かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転している人がいる。				
		5弱	多くの人が、身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのかわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。	安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。[停電する家庭もある。]	軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。

計測震度	震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
5.0	5強	非常な恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。	耐震性の低い住宅では、壁や柱がかなり破損したり、傾くものがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。 [一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。]	
5.5	6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁や柱が破壊するものがある。耐震性の高い建物でも壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。 [一部の地域でガス、水道の供給が停止し、停電することもある。]	地割れや山崩れなどが発生することがある。
6.0	6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁や柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁や柱が破壊するものがある。	ガスを地域に送るための導管、水道の配水施設に被害が発生することがある。 [一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することがある。]	
6.5	7	揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	[広い地域で電気、ガス、水道の供給が停止する。]	大きな地割れ、地滑りや山崩れが発生し、地形が変わることもある。

ライフライン []内の事項は、電気・ガス・水道の供給状況を参考として記載したものである。

災害救助法施行細則

(昭和35年5月2日)
(栃木県規則第35号)

災害救助法施行細則を次のように定める。

第1条 知事は、災害が発生した場合において、必要と認めるときは、市町村長に対し、当該市町村における災害が、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）第1条第1項各号のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるかどうかについて報告を求めるものとする。

2 知事は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）による救助の実施を決定した場合は、適用地域を公示するものとする。

第2条及び第3条 削除

第4条 令第9条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間は、別表第1のとおりとする。

第5条 災害救助法施行規則（昭和22年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「規則」という。）第1条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

(1) 公用令書（別記様式第1号の1から別記様式第1号の4まで）

(2) 公用変更令書（別記様式第2号）

(3) 公用取消令書（別記様式第3号）

2 前項第1号の公用令書を交付するときは、所要の事項を強制物件台帳（別記様式第4号）に登録しなければならない。

3 第1項第2号又は第3号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳に、その理由を詳細に記録するほか公用変更令書の交付にあつては、変更事項を記録しなければならない。

第6条 削除

第7条 当該職員が、収用又は使用すべき物資の引渡しを受けたときに、規則第2条第3項の規定により、受領調書（別記様式第5号）を作成する場合は、その物資の所有者又は権限に基いてその物資を占有する者（以下「占有者」という。）の立ち会いの下で行わなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

第8条 規則第3条第1項の規定による損失補償請求書は、別記様式第6号による。

2 損失補償請求書の提出があつたとき、及びこれに基き損失の補償を行つたときは、所要の事項を強制物件台帳に記録しなければならない。

第9条 規則第4条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

(1) 公用令書（別記様式第7号）

(2) 公用取消令書（別記様式第8号）

2 前項第1号の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳（別記様式第9号）に所要事項を登録しなければならない。

3 第1項第2号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳にその理由を詳細に記録して、これをまっ消しなければならない。

第10条 削除

第11条 規則第4条第2項の規定による届出に当たり添付する書類は、次のものとする。

- (1) 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書
- (2) 天災その他避けることのできない事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官その他適当な職員の証明書

第12条 令第11条の規定による実費弁償に関して必要な事項は、別表第2のとおりとする。

第13条 規則第5条の規定による実費弁償請求書は、別記様式第10号による。

第14条 法第27条第4項の規定により、当該職員が立入検査を行うにあたって携帯しなければならない証票は、別記様式第11号による。

第15条 規則第6条の規定による扶助金支給申請書は、別記様式第12号による。

2 前項の規定による扶助金申請書のうち休業扶助金及び打切扶助金に係る申請書の提出に当たり、添付する書類は次のものとする。

- (1) 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類
- (2) 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書

3 法第25条の規定により救助に関する業務に協力する者がこれがため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における法第29条の規定に基づく扶助金の支給申請書の提出にあたり添付する書類は、規則第6条及び前項に定めるもののほか、協力命令をした旨の知事の証明書とする。

第16条 法第30条の規定に基づき救助に関する事務の一部を市町村長が行うこととする場合に、令第23条第1項の規定に基づく通知は、別記様式第13号により行うものとする。

2 前項の場合においては、当該市町村長は、第5条、第7条、第8条第2項、第9条及び第11条に規定するところにより、当該救助に関する事務を処理しなければならない。

第17条 削除

附 則（平成20年規則第33号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

救助の程度方法及び期間

1 収容施設の供与

(1) 避難所

- 1 避難所に収容する者は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者とする。
- 2 避難所を設置、維持及び管理するため、支出する費用は、次に掲げるとおりとする。

- イ 賃金職員等雇上費
- ロ 消耗器材費
- ハ 建物の使用謝金
- ニ 器物の使用謝金、借上費又は購入費
- ホ 光熱水費
- ヘ 仮設便所等の設置費

3 避難所を設置、維持及び管理するため支出する費用は、次に掲げる金額の範囲内とする。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活におい

て特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。以下同じ。)を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を次に掲げる金額に加算して得た額の範囲内とする。

1人1日当たり 300円

- 4 避難所を設置する際において、冬季(10月から3月)であるときは、別に定める額を加算する。
- 5 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合においては、厚生労働大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することがある。

(2) 応急仮設住宅

- 1 応急仮設住宅に収容できる者は、住家が全焼し、全壊し、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力をもってしては、住家を得ることができない者とする。
- 2 応急仮設住宅の一戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出する費用は、2,326,000円以内とする。
- 3 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置する場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することがある。この場合において、当該施設の一施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は、別に定める。
- 4 老人居宅介護事業その他これに類する事業を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設(以下「福祉仮設住宅」という。)を応急仮設住宅として設置することがある。
- 5 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借り上げを実施し、これらに収容することがある。
- 6 応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに工事を完成するものとする。ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することがある。
- 7 応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第3項又は第4項に規定する期限(最高2年以内)とする。

2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊出しその他による食品の給与

- 1 炊出しその他による食品の給与は、1の(1)の1により避難所に収容された者、住家が全焼、流失、半焼、半壊、床上浸水等の被害を受けたために、炊事のできない者又は住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者に対して現物をもって行うものとする。
- 2 炊出しその他による食品の給与を実施するため支出する費用は、次に掲げるとおりとする。
 - イ 主食費
 - ロ 副食費
 - ハ 燃料費等
 - ニ 雑費
- 3 炊出しその他による食品の給与を実施するために支出する費用の額は、1人1日当たり、1,010円以内とする。
- 4 炊出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限度の

期間を延長することがある。

(2) 飲料水の供給

- 1 飲料水の供給は、災害のため飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。
- 2 飲料水の供給を実施するため支出する費用は、水の購入費、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材費とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。
- 3 飲料水の供給を実施する期間は、2の(1)の4の炊き出しその他による食品の給与を実施する期間に準ずるものとする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又はき損して、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じおおむね次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行うものとする。

- イ 被服、寝具及び身の回り品
- ロ 日用品
- ハ 炊事用具及び食器
- ニ 光熱材料

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。ただし、これによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て必要な費用を支出することがある。

1 住宅の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯

季別	期 間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人 を増すごとに 加算する額
夏季	4月～9月	17,300 円	22,300 円	32,800 円	39,300 円	49,800 円	7,300 円
冬季	10月～3月	28,600 円	37,000 円	51,600 円	60,500 円	75,900 円	10,400 円

2 住宅の半焼、半壊、床上浸水等により被害を受けた世帯

季別	期 間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人 を増すごとに 加算する額
夏季	4月～9月	5,600 円	7,600 円	11,400 円	13,800 円	17,500 円	2,400 円
冬季	10月～3月	9,100 円	12,000 円	16,900 円	20,000 円	25,400 円	3,300 円

(4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施する期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することがある。

4 医療及び助産の給付

(1) 医療の給付

- 1 医療の給付は、災害のために医療の途を失った者に対して、応急的に救護班によって行うことを原則とする。
- 2 医療の給付は、次の範囲内において行うものとする。
 - イ 診療
 - ロ 薬剤又は治療材料の支給
 - ハ 処置、手術その他の治療及び施術
 - ニ 施設病院又は診療所への収容
 - ホ 看護
- 3 医療の給付のため支出する費用は、使用した薬剤費、治療材料費及び医療器具修繕費等の実費とし、やむを得ない事情のため救護班によらず、一般の病院、診療所において医療の給付を受けた場合は、国民健康保険診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。
- 4 医療の給付を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。

(2) 助産の給付

- 1 助産の給付は、災害発生の日の以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものであること。
- 2 助産の給付は、次の範囲内において行うものとする。
 - イ 分べんの介助
 - ロ 分べん前及び分べん後の処置
 - ハ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
- 3 助産の給付のため支出する費用は、救護班、産院その他の医療機関による場合は、使用した衛生材料及び処置費（救護班の場合を除く。）等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の8割以内の額とする。
- 4 助産の給付を実施する期間は、分べんした日から7日以内とする。

5 災害にかかった者の救出

- (1) 災害にかかった者の救出は、災害のため現に救出を要する状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して行うものとする。
- (2) 災害にかかった者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費、購入費、修繕費、燃料費等とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 災害にかかった者の救出の期間は、災害発生の日から3日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て、必要な期間を延長することがある。

6 災害にかかった住宅の応急修理

- (1) 住宅の応急修理は、災害のため住家が半焼し、又は半壊して、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行うものとする。
- (2) 住宅の応急修理は、居室、便所、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分に対して行うものとする。
- (3) 住宅の応急修理のため支出する費用は、1世帯当たり、500,000円以内とする。
- (4) 住宅の応急修理は、災害発生の日から1箇月以内に完了させるものとする。ただし、やむを得ない事情によりこれによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することがある。

7 生業資金の貸与

- (1) 生業資金の貸与は、住家が全焼し、又は洪水により倒壊し、流失する等の被害を受け、生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。
- (2) 生業資金の貸与は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な事業計画を有し、償還能力のある者に対して行うものとする。
- (3) 生業資金の貸与限度額は、次に掲げる金額の範囲内とする。
 - イ 生業費 1件当たり 30,000円以内
 - ロ 就職支度費 1件当たり 15,000円以内
- (4) 生業資金の貸与を実施する期間は、災害発生の日から一箇月以内とする。ただし、特別の事情によりこの期間によりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することがある。
- (5) 生業資金を貸与する場合は、次の条件を付すものとする。
 - 1 貸与期間 2年以内
 - 2 利子 無利子

8 学用品の給与

- (1) 学用品の給与は、災害により学用品を喪失し、又はき損して、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。） 中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。） 及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。） 中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。） 特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。） に対して行うものとする。
- (2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、おおむね次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。
 - 1 教科書
 - 2 文房具
 - 3 通学用品
- (3) 学用品の給与のため支出する費用は、次の各号に定める額の範囲内とする。
 - 1 教科書代
 - イ 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費とする。
 - ロ 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費とする。
 - 2 文房具費及び通学用品費
 - イ 小学校児童にあつては、1人当たり、4,100円
 - ロ 中学校生徒にあつては、1人当たり、4,400円
 - ハ 高等学校等生徒にあつては、1人当たり、4,800円
- (4) 学用品の給与を実施する期間は、災害発生の日から教科書については1箇月以内、その他については15日以内とする。ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限度の期間これを延長することがある。

9 死体の捜索及び処理

- (1) 死体の捜索

- 1 死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものとする。
- 2 死体の捜索のため支出する費用は、舟艇その他捜索のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。
- 3 死体の捜索を実施する期間は、災害発生の日から10日間以内とする。ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合には厚生労働大臣の同意を得て、必要な期間これを延長することがある。

(2) 死体の処理

- 1 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。
- 2 死体の処理は、次の事項について行うものとする。
 - イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - ロ 死体の一時保存
 - ハ 検案
- 3 検案は、原則として救護班が行うものとする。
- 4 死体の処理のため支出する費用は、次に掲げる額以内とする。
 - イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置料、1体当たり3,300円
 - ロ 死体の一時保存に要する費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合にあっては、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合は、1体当たり5,000円（死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合には、5,000円に当該地域における通常の実費を加算した額）とする。
 - ハ 検案が救護班により、行われがたい場合の費用は、当該地域の慣行料金とする。
- 5 死体の処理を実施する期間は、災害発生の日から10日間以内とする。ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て、必要な期間これを延長することがある。

10 埋葬

- (1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを実施するものとする。
- (2) 埋葬は、次の範囲において、棺、棺材等の現物を実際に埋葬を実施する者に支給する。
 - 1 棺
 - 2 埋葬又は火葬
 - 3 骨つぼ及び骨箱
- (3) 埋葬のため支出する費用は、1体当たり大人199,000円以内、小人（満12歳に満たない者をいう。）159,200円以内とする。
- (4) 埋葬を実施する期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、これによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て、必要な期間を延長することがある。

11 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

- (1) 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出するものは、次の場合とする。ただし、厚生労働大臣の同意を得た場合は、この限りでない。
 - 1 被災者の避難
 - 2 医療及び助産

- 3 災害にかかった者の救出
- 4 飲料水の供給
- 5 死体の捜索
- 6 死体の処理
- 7 救助用物資の整理配分

(2) 応急救助のため支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認める期間は、それぞれ当該救助の実施を認めた期間以内とする。

12 災害によって、住家又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

(1) 自らの資力をもってしては、障害物を除去することのできない者に対して行うものとする。

(2) 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため、住家への出入が困難な状態にある場合に限ること。

(3) 障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他障害物除去のため必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、その額は、1世帯当たり137,000円以内とする。

(4) 障害物の除去を行う期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て、必要な期間を延長することがある。

別表第2（第12条関係）

1 令第10条第1号から第4号までに規定する者

法第24条第5項の規定による実費弁償の限度（日当、超過勤務手当、費用弁償）

種 別	日 当	超過勤務手当 (1時間当たり)	費 用 弁 償 額
医師 歯科医師	21,400円	4,280円	職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号）の適用を受ける職員に支給する旅費の例により算定した額とする。
薬剤師 診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 歯科衛生士	16,500円	3,300円	
保健師、助産師 看護師 准看護師	14,700円	2,940円	
救急救命士	15,600円	3,120円	
土木技術者 建築技術者	16,900円	3,380円	
大工	18,900円	3,780円	
左官	17,800円	3,560円	
とび職	16,400円	3,280円	

2 令第10条第5号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績額に手数料として、その100分の3の額を加算した額以内とする。

様式 略

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

最近改正 平成19年3月30日厚生労働省告示第109号

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考							
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	1 基本額 避難所設置費 1人 1日当たり 300円以内 2 加算額 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上							
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり2,326,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる。)	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,326,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。							
炊出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼) 流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,010円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)							
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上							
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。							
		区分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 流失			夏	17,300	22,300	32,800	39,300	49,800	7,300
					冬	28,600	37,000	51,600	60,500	75,900	10,400
		半壊 床上浸水			夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,500	2,400
冬	9,100		12,000	16,900	20,000	25,400	3,300				

医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班...使用した薬剤、 治療材料、医療器具破損等 の実費 2 病院又は診療所...国民健 康保険診療報酬の額以内 3 施術者...協定料金の額以 内	災害発生の日から 14日以内	患者等の移送費は、別途計 上
助 産	災害発生の日以前又 は以後7日以内に分べ んした者であって災害 のため助産の途を失っ た者(出産のみなら ず、死産及び流産を含 み現に助産を要する状 態にある者)	1 救護班等による場合は、 使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣 行料金の100分の80以内の 額	分べんした日から 7日以内	妊婦等の移送費は、別途計 上
災害にかかっ た者の救出	1 現に生命、身体が 危険な状態にある者 2 生死不明な状態に ある者	当該地域における通常の実 費	災害発生の日から 3日以内	1 期間内に生死が明らか にならない場合は、以後「死 体の捜索」として取り扱 う。 2 輸送費、人件費は、別途 計上
災害にかかっ た住宅の応急 修理	住家が半壊(焼) し、自らの資力により 応急修理をすることが できない者	居室、炊事場及び便所等日 常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり 500,000円以内	災害発生の日から 1ヶ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、 流失、半壊(焼)又は 床上浸水により学用品 を喪失又は毀損し、就 学上支障のある小学校 児童(特別支援学校の 小学部児童を含む。)、 中学校生徒(中等教育 学校の前期課程及び特 別支援学校の中学部生 徒を含む。)及び高等 学校等生徒(高等学校 (定時制の課程及び通 信制の課程を含む。)、 中等教育学校の後期課 程(定時制の課程及び 通信制の課程を含 む。)、特別支援学校の 高等部、高等専門学 校、専修学校及び各種 学校の生徒をいう。)	1 教科書代 (1) 小学校児童及び中学校 生徒...教科書及び教科書 以外の教材で教育委員会 に届出又はその承認を受 けて使用している教材実 費 (2) 高等学校等生徒...正規 の授業で使用している教 材実費 2 文房具及び通学用品は、 次の金額以内 小学校児童 1人当たり 4,100円 中学校生徒 1人当たり 4,400円 高等学校等生徒 1人当たり 4,800円	災害発生の日から (教科書) 1ヶ月以内 (文房具及び通学用 品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の 実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者 を対象にして実際に埋 葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 199,000円以内 小人(12歳未満) 159,200円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡し た者であっても対象となる。
死 体 の 捜 索	行方不明の状態にあ り、かつ、四囲の事情 によりすでに死亡して いると推定される者	当該地域における通常の実 費	災害発生の日から 10日以内	1 輸送費、人件費は、別途 計上 2 災害発生後3日を経過し たものは一応死亡した者と 推定している。

死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	1 洗浄、消毒等 1体当たり 3,300円以内 2 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,000円以内 3 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途 計上 3 死体の一時保存にドライ アイスの購入費等が必要な 場合は当該地域における通 常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯あたり 137,000円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理 配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範 囲	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当り 医師、歯科医師 21,400円以内 薬剤師、診療放射線技師 臨床検査技師、臨床工学技 士、歯科衛生士 16,500円以内 保健師、助産師、看護師 准看護師 14,700円以内 救急救命士 15,600円以内 土木技術者、建築技術者 16,900円以内 大工 18,900円以内 左官 17,800円以内 とび職 16,400円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

路線名	担当 事務所名	規 制 区 間		交通量 台 / 日	規制条件 (通行止)	危険 内容	迂回路	指定 年度
		自 郡市 町村字 至 郡市 町村字	延長 (km)					
主要地方道 藤原宇都宮線	日光 矢板	日光市大字藤原 (121号分岐手前0.5km) 塩谷町鳥羽新田 (町道174号分岐点)	16.2	3,211	パトロール状 況により判定	土石 崩落	(国)461号	56
一般県道 東古屋上寺島線	矢板	塩谷町東古屋(東古屋橋) 塩谷町熊の草	4.0	1,275	パトロール状 況により判定	土石 崩落	なし	51

指定文化財一覧

1 国指定史跡名勝天然記念物

種類	名称	所在地	指定年月日
史跡	佐貫石仏（磨崖仏）	塩谷町佐貫797	大正15年2月24日
天然記念物	尚仁沢上流部イヌブナ自然林	〃 上寺島釈迦ヶ岳国有林	平成18年7月28日

2 県指定有形文化財

種類	名称	所在地	指定年月日
考古資料	銅板阿弥陀曼荼羅	塩谷町佐貫798	昭和62年12月22日
工芸品	刀銘源将応（初代）	〃 熊ノ木450	昭和53年12月5日
	脇差（銘宗勝）	〃 上寺島86	平成8年8月20日

3 町指定有形文化財

種類	名称	所在地	指定年月日
絵画	涅槃図	塩谷町船生3621	昭和56年5月26日
	〃	〃 田所716	昭和56年5月26日
彫刻	西山不動尊	〃 玉生1507 1	昭和47年4月1日
	釈迦牟尼仏	〃 上寺島86	昭和58年11月9日
	釈迦誕生仏	〃 上平249	昭和58年11月9日
	長峰の子持ち地藏尊	〃 船生2488 2	平成17年12月19日
	原荻野目の地藏尊	〃 原荻野目240	平成19年1月25日
工芸品	太刀	〃 玉生38	昭和47年4月1日
古文書	嘆願書	〃 肘内663	昭和47年4月1日
	田所検地帳	〃 田所954	昭和62年4月12日
	川上家文書	〃 原荻野目224	昭和63年8月26日
	和気家文書	〃 上寺島86	昭和63年8月26日
考古・歴史資料	佐貫石窟開帳用具	〃 佐貫754	昭和49年6月6日
	御慈悲の碑	〃 大宮410 1	昭和50年7月19日

4 県・町指定無形民俗文化財

種類	名称	所在地	指定年月日
舞	風見の神楽	塩谷町風見区	昭和52年7月29日
	寺小路の獅子舞	〃 井戸神区	昭和48年12月19日
	道下の獅子舞	〃 道下区	昭和49年6月6日
	山口の獅子舞	〃 山口区	平成17年12月19日
囃	上平の大杉ばやし	〃 上平区	昭和54年5月22日

5 県・町指定史跡名勝天然記念物

種類	名称	所在地	指定年月日
天然記念物	船生のヒイラギ	塩谷町船生2041	昭和32年12月8日

史 跡	高 札 場 跡	" 大久保348 1	昭和55年10月1日
	皇 后 塚	" 船生4403	昭和63年8月26日
	官 修 墳 墓	" 船生6578 1	昭和63年8月26日
	皇太子殿下行啓記念碑	" 船生4022 3	昭和63年8月26日
	鳥羽新田幕根神社	" 鳥羽新田193	平成8年3月8日
	佐貫ストーンサークル	" 佐貫字琴平脇789	平成8年3月8日
	西の山古墳群	" 大宮字西の山2479他	平成8年3月8日
天然記念物	し だ れ 桜	" 大宮1987	昭和47年4月1日
	榎 (カ ヤ) の 木	" 鳥羽新田136	昭和47年4月1日
	栗 (ナ ツ メ) の 木	" 熊ノ木390	昭和49年6月6日
	さ い か ち の 木	" 田所954	昭和49年6月6日
	さ い か ち の 木	" 原荻野目224	昭和49年6月6日
	コノテカシワ (白 檀)	" 上寺島薬師堂地内	昭和55年10月1日
	岩 戸 別 神 社 社 叢	" 船生8171	昭和56年5月26日
	玉 生 伯 耆 根 神 社 社 叢	" 玉生1745	昭和56年5月26日
	道下薬師堂参道の杉並木	" 道下1178 1	昭和57年9月6日
	道 下 の し だ れ 桜	" 道下1029	平成19年1月25日
	金 枝 の 桜	" 金枝945 1	平成19年1月25日